

令和3年6月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月14日】

### 1 福沢美由紀（日本共産党） 27～35ページ

#### 議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
  - (1) 補正の内容について

#### 議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 国民健康保険税の減免の内容について
- 2 傷病手当金の内容について
- 3 財源について

### 2 森 美和子（公明党） 35～45ページ

#### 議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

- 1 条例の内容について
  - (1) 第2条（定義）について
  - (2) 第6条（犯罪被害者等支援窓口の設置等）について
  - (3) 第7条から第10条までの支援に関わる条項の内容について
  - (4) 第12条（広報及び啓発）について

#### 議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について

- 1 条例改正の理由について
- 2 亀山市の費用負担と財源について
- 3 今後のスケジュールについて

### 3 鈴木達夫（大樹） 45～53ページ

#### 議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

- 1 条例制定の趣旨と内容について
  - (1) 制定の時代的背景と実情について
  - (2) 計画性と実効性について
- 2 支援窓口の設置と受け入れ体制について
  - (1) 担当部署と支援窓口の場所について
  - (2) 専門性の担保について
- 3 特定犯罪被害者等に対する支援について

- (1) 「日常生活の支援」について
- (2) 「居住の安定」について
- (3) 「支援金の給付」について

4 草川卓也（結） 53～62ページ

**議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について**

- 1 犯罪被害者等支援窓口の設置等について
- 2 特定犯罪被害者等への具体的支援施策について
- 3 二次被害の防止について

**議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について**

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
- (1) 補正の内容について

5 伊藤彦太郎（勇政） 62～68ページ

**議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について**

- 1 支援の体制について

**議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について**

- 1 歳出 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第15目 諸費、犯罪被害者等支援事業の増額補正について
- (1) 補正の内容について
- 2 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金の増額補正について
- (1) 補正の内容について

6 中島雅代（スクラム） 68～77ページ

**議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について**

- 1 支援対象者及び支援内容について
- 2 相談体制について
- 3 関係機関との連携について
- 4 施行日について

**議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について**

- 1 市民税関係の改正内容について

7 岡本公秀（新和会） 77～85ページ

**議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について**

1 軽自動車税関係について

- (1) 今回の条例改正により、市税の減収要素と増収要素があるが、それぞれの内容と見込額について
- (2) 営業用乗用車のみガソリン車に対する軽減措置が残っているのはなぜか
- (3) 自家用乗用車において、75%軽減の対象車種からクリーンディーゼル車が削除されたが、国は、ガソリン車からの転換を推進する意向なのか

**議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について**

- 1 現行の条例で分担金の徴収の対象となる事業について
- 2 今回の条例改正で災害から守るライフラインとは何か、またライフライン事業者とはどのような事業者のことか
- 3 伐採の対象となる判断基準及び伐採費用について
- 4 市及び事業者双方の伐採に対する見解が異なった場合の対応について
- 5 市民から伐採要望が過剰に出される恐れはないのか

**議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について**

- 1 第2款 保険給付費、第6項 傷病手当金、第1目 傷病手当金の増額補正について
  - (1) 給付対象者及び財源について
  - (2) 昨年度の支払い実績について
  - (3) 給付対象者の拡大について
  - (4) 傷病手当金に関する広報、周知について

8 服部孝規（日本共産党） 85～93ページ

**議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について**

- 1 第3条（基本理念）はこれで十分かについて
- 2 第7条（日常生活の支援）はこれで十分かについて
- 3 第8条（居住の安定）に宿泊施設の利用が含まれていないのはなぜかについて
- 4 犯罪被害者等の「真相究明」の支援や「訴訟手続き」の支援の規定がないのはなぜかについて

**議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について及び議案第63号 専決処分した事件の承認について**

- 1 固定資産税について
- 2 軽自動車などの車体課税について
- 3 個人住民税について

**議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について**

- 1 なぜライフラインを守る事前伐採事業に公的資金を投入するのかについて

9 小坂直親（結） 93～101ページ

**議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について**

- 1 災害からライフラインを守る事前伐採事業とは
- 2 ライフライン事業者から徴収する分担金について

**議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について**

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
  - (1) 補正の内容について
- 2 給与費明細書のうち、会計年度任用職員について
  - (1) 補正の内容について
- 3 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第6目 林業振興費、施設管理費の増額補正について
  - (1) 補正の内容について
- 4 第21款 諸収入、第4項 雑入、第1目 雑入、建物損害共済災害共済金及び弁償金の増額補正について
  - (1) 補正の内容について

10 櫻井清蔵（勇政） 101～109ページ

**議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について**

- 1 改正内容について
  - (1) ライフライン事業者とは
  - (2) 地方自治法の規定による分担金とは
  - (3) ライフラインを守る事前伐採事業の対象について

**議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について**

- 1 歳入 第21款 諸収入、第4項 雑入、第1目 雑入、建物損害共済災害共済金及び弁償金の増額補正について
  - (1) 補正の内容について
- 2 歳入 第22款 市債、第1項 市債、第5目 教育債、図書館整備事業債及び、歳出 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費、図書館整備事業の増額補正について
  - (1) 補正の内容について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【6月15日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 114～128ページ

### 新型コロナウイルス感染症防止対策について

- 1 ワクチン接種について
- 2 社会的検査（PCR検査）について

### ファミリーサポートセンター事業について

- 1 自動車による送迎のニーズの増加について

### 生理の貧困について

- 1 市の認識を問う
- 2 防災備蓄について
- 3 今後の取組について

2 新 秀隆（公明党） 128～139ページ

### 亀山市歴史的風致維持向上計画について

- 1 東海道沿道の修景整備について
  - (1) 関宿の良好な景観形成について
  - (2) 関宿の舗装の美装化等について
  - (3) 関宿の裏道整備の現況について

### 地域生活支援について

- 1 幹線道路の管理について
  - (1) 幹線道路の除草及び樹木伐採について
  - (2) 地域団体との連携について
  - (3) 今後の新たな対策等について

### 新庁舎建設について

- 1 全体スケジュールの進捗について
- 2 亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会について

3 前田耕一（大樹） 139～151ページ

### 「三重とわか国体」の開催について

- 1 亀山市で開催されるウエートリフティング及び軟式野球競技の組織体制等について
  - (1) 実行委員会の構成団体及び大会運営人員について
  - (2) 大会運営体制について
  - (3) 大会ボランティアの協力体制について

(4) 市内での広報・啓発計画について

2 炬火について

(1) 「炬火」の概要について

(2) 「亀山市炬火」の内容について

(3) 「亀山市炬火」の名称募集について

(4) 「亀山市炬火」トーチの今後の活用について

**受動喫煙防止対策について**

1 公共施設の受動喫煙防止対策について

2 路上喫煙及び歩きタバコ防止対策について

3 亀山市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドラインについて

4 「三重とこわか国体」亀山会場における受動喫煙防止対策について

**4 森 英之 (結) 151～162ページ**

**オンラインによる行政サービスについて**

1 マイナンバーカードのオンライン行政での活用について

2 行政手続きのオンライン化の周知について

3 市民サービスの提供と市職員の働き方改革について

**今後の新しい防犯システムについて**

1 ドライブレコーダーを活用する防犯カメラシステムについて

**小学校のプール授業の今後のあり方について**

1 プール授業の外部資源の活用について

**新型コロナウイルスワクチン接種について**

1 ワクチン接種対象者の優先順位の明確化について

**5 伊藤彦太郎 (勇政) 162～172ページ**

**訴訟に対する市の姿勢について**

1 林業総合センターの火災をめぐる訴訟において和解勧告を受け入れた理由について

**文化施策について**

1 (仮称) 亀山市文化基本条例の制定及び地方文化芸術推進基本計画の策定について

2 文化財について

**倒木被害対策について**

1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用したライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採の実施について

**6 中島雅代 (スクラム) 172～186ページ**

**新型コロナウイルスワクチン接種に係る亀山市立医療センターの役割について**

- 1 個別接種と集団接種の役割について
  - (1) 個別接種の受け入れ体制について
  - (2) 集団接種の協力体制について
- 2 保育士、教職員等への接種について

#### **市営住宅について**

- 1 市営住宅の現在の状況について
- 2 民間活用市営住宅事業について
  - (1) 現在の状況について
  - (2) 契約更新について



## 質 問 内 容 （通告要旨）

【6月16日】

1 服部孝規（日本共産党） 188～201ページ

### 今国会で成立したデジタル関連法が地方自治体に及ぼす問題点について

- 1 個人情報保護されるのかについて
  - (1) 「非識別加工情報」制度で個人情報は守れるのか
  - 2 「情報システムの共同化・集約の推進」により地方自治が侵害されるのではないかと  
て
    - (1) 市独自のカスタマイズ（仕様変更）は認められるのか
  - 3 マイナンバー制度を「社会保障・税・災害対策」以外にも広げることになるのかについて
    - (1) 個人の銀行口座等をマイナンバーに紐づけることにならないのか

### 市内の公共施設のWi-Fi環境の整備について

- 1 市内公共施設のWi-Fi環境の整備の現状について
- 2 市内公共施設のWi-Fi環境の整備の必要性、重要性をどう認識しているのかについて
- 3 今後の整備の方針について

2 森 美和子（公明党） 201～212ページ

### コロナ禍で深刻化した「生理の貧困問題」について

- 1 認識について
- 2 対応について

### 防災備蓄品のローリングストックの考え方について

- 1 飲食物以外の備蓄品について
  - (1) 使用期限があるものについて
  - (2) 活用状況について
  - (3) ローリングストックの考え方について

### 水道スマートメーターの導入について

- 1 導入の考え方について
- 2 費用対効果について
- 3 高齢者等の見守り対策としての考え方について

### 住宅開発に伴う市道の安全対策について

- 1 川合9号線の拡幅について

3 草川卓也（結） 212～224ページ

### 重点的に講ずべき教育施策について

- 1 総合教育会議で協議された「教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策」について
- 2 学校給食提供に関する今後の方向性について
- 3 子どもの貧困対策における教育支援について
  - (1) 教育負担の軽減について
  - (2) 学校プラットフォーム化について

## 第2次亀山市環境基本計画 第6章「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築について

- 1 2050年カーボンニュートラル実現との整合性について
- 2 施策の方向性について
  - (1) 環境に配慮した新庁舎の設計・建設について
  - (2) 効率的な再生可能エネルギー等の活用について
  - (3) 事業者の低炭素化・脱炭素化に向けた取組について

### 4 櫻井清蔵（勇政） 224～234ページ

#### 自治会活動について

- 1 亀山市政の運営において、地域の自治会長の協力は欠かせないものであるが、軽微な要望に対してどのように対応しているのか

#### 亀山プレミアム商品券について

- 1 消費喚起対策事業 亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」の精算について

#### 新型コロナワクチン接種について

- 1 現況と今後について
- 2 5月20日に開催された議会全員協議会において報告のあった内容について確認する
  - (1) 75歳以上の市民へのクーポン券発送後の在り方について
  - (2) ワクチン接種の状況について、なぜきめ細かな報告を市民及び議会に行わないのか
  - (3) 65歳から74歳までの市民へのクーポン券の発送について
  - (4) 12歳から64歳までの市民への2回接種が完了する時期を知りたい
  - (5) ワクチン接種については、各自治体の様々な取組が報道されている中、亀山市の対応について市長の思いを知りたい

#### 林業総合センターの火災に係る損害賠償請求について

- 1 和解内容及び弁護士費用等について

### 5 前田 稔（スクラム） 234～245ページ

#### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 進捗状況について
- 2 完成予定時期について
- 3 橋梁、市道、駐車場、駐輪場などの工事について
- 4 分譲マンションの契約状況について

- 5 図書館整備について
- JR加太駅舎改修事業について
- 1 改修内容について

6 小坂直親（結） 245～257ページ

#### 基金活用について

- 1 基金の有効活用の考え方について
- 2 基金活用指針に適宜見直し又は廃止を検討すると記載してあることについて
- 3 基金の運用について
- 4 リニア中央新幹線亀山駅整備基金について
  - (1) 具体的な目的・使途について
  - (2) 目標額と今後の見通しについて
- 5 庁舎建設基金について
  - (1) 積立額の目標について
  - (2) 資金計画について
  - (3) 新庁舎整備基本計画の変更について

#### 人事管理について

- 1 条例に定める職員定数と現状について
- 2 会計年度任用職員の考え方について
- 3 その他の職員について

#### 主要幹線道路について

- 1 国道1号バイパスについて
- 2 フラワー道路について
- 3 旧国道25号について

7 豊田恵理 257～270ページ

#### 新型コロナウイルスワクチン接種について

- 1 現在の状況について
- 2 課題について
- 3 今後について

#### 市のホームページについて

- 1 どのようにリニューアルされたのか
- 2 管理・運営方法について
- 3 閲覧状況について

#### いじめ問題への取り組みについて

- 1 現状について
- 2 いじめ問題への対応について

### 3 スクールロイヤルの認識について

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月28日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 282～287ページ

議案第66号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、自立支援事業の増額補正について

(1) 補正の内容について

2 岡本公秀（新和会） 287～289ページ

議案第66号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、自立支援事業の増額補正について

(1) 支援金の支給対象者について

(2) 支援金の支給要件について

(3) 支援金の返済について

(4) 支援金の支給と生活保護について

(5) 支給に係る審査について

令和 3 年 6 月 4 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和3年6月4日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 6 議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 7 議案第46号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 8 議案第47号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 9 議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 10 議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について
- 第 11 議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 12 議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第52号 財産の取得について
- 第 14 議案第53号 市道路線の認定について
- 第 15 議案第54号 市道路線の認定について
- 第 16 議案第55号 市道路線の認定について
- 第 17 議案第56号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第57号 市道路線の認定について
- 第 19 議案第58号 市道路線の認定について
- 第 20 議案第59号 市道路線の認定について
- 第 21 議案第60号 市道路線の認定について
- 第 22 議案第61号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第62号 市道路線の認定について
- 第 24 議案第63号 専決処分した事件の承認について
- 第 25 議案第64号 専決処分した事件の承認について
- 第 26 議案第65号 専決処分した事件の承認について
- 第 27 報告第 1号 令和2年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 28 報告第 2号 令和2年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 29 報告第 3号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 30 報告第 4号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 31 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第 32 報告第 6号 放棄した私債権の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	議事調査課長	大泉明彦
書記	西口幸伸		

---

●会議の次第

（午前10時03分 開会）



○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年6月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会は、三重県における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が6月20日まで延長された中での開会となりました。現在、医療従事者に続いて高齢者のワクチン接種が進められておりますが、執行部におかれましては、引き続きワクチン接種対応等に万全を期していただくとともに、本日ご出席の皆様には、健康に十分ご留意いただきたいと存じます。

また、感染症対策として議場内の座席には全てについ立てを設置しておりますが、さらに密を避けるため、執行部の議場への入室を半数に限定させていただいておりますので、ご承知ください。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

3番 森 英 之 議員

12番 岡 本 公 秀 議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの25日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月28日までの25日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書6件が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、令和2年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和3年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様とのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数の高止まりと医療提供体制の逼迫などから10都道府県で緊急事態宣言が発出され、うち9都道府県において期間

延長の措置が講じられております。また、本県を含む8県がまん延防止等重点措置の適用を受け、うち5県において期間延長が行われるなど、国を挙げた対策が極めて重要な局面を迎えております。

本市におきましても、三重県まん延防止等重点措置区域として厳しい措置が講じられる中、市民や事業者の皆様には、県からの協力要請に対し、ご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。引き続き感染力が強く、重症化リスクが高い変異株の蔓延が危惧されますので、基本的な感染予防対策の徹底をお願い申し上げます。

こうした中、集団免疫を得るために期待される新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、先行する医療従事者等や高齢者施設等の入居者等への接種に引き続き、高齢者への接種を進めているところであります。先月21日には、高齢者のワクチン接種券の発送を全て終え、あいあいでの集団接種と併せ、市立医療センターを含む19の市内医療機関で個別接種も行われ、順調に接種が進み、ひとまず安堵いたしております。

この間、ワクチンの予約受付では、予約専用ダイヤルが混み合うなどご不便もおかけいたしました。インターネット予約や窓口予約、急なキャンセルが発生した場合に貴重なワクチンの廃棄を避けるための市独自のキャンセル待ち登録の創設等によりまして、その改善に鋭意努めてまいりました。今後は、高齢者全員分のワクチン必要量は確保できておりますので、国が掲げる7月末までの高齢者への接種を目指すとともに、基礎疾患がある方など高齢者以外の対象者の方へと進めていけるよう、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進本部を中心に円滑なワクチン接種に最善を尽くすとともに、亀山医師会をはじめ、関係機関との連携を強めてまいります。

一方、感染拡大の長期化により市民生活や地域経済への影響が深刻化する中、その効果的な支援策を展開すべく、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第2弾）を着実に実施するとともに、今般、その第3弾を取りまとめたところであります。引き続き、国・県の感染症対策の動向を注視しつつ、関係団体と連携を図りながら、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指す取組をオール亀山で進めてまいります。

ところで、先月、国のデジタル庁創設などを定めたデジタル改革関連6法案が成立いたしました。これによりデジタル社会形成に関する総合調整機能等を有するデジタル庁が本年9月1日に設置されますので、地方公共団体の情報システムの標準化をはじめ、マイナンバーの情報連携、押印・書面の交付等を求める手続の見直し等が、今後一層推進されていくものと見込まれるところであります。こうした国の動向は、ウイズコロナ時代における市政運営にも影響がございますので、引き続き情報収集等に努め、適切な対応を図ってまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業において、市街地再開発組合により亀山新橋の構築や都市計画道路の整備、施設建築物の新築工事が進められております。また、これらの工事に併せ、関連する市道整備につきましても、地権者と補償等の契約を行うなど着実に取組を進めているところであります。

次に、上下水道の充実のうち、水道生活基盤整備事業につきましては、本年11月末の完成を目指し、住山加圧ポンプ室建設工事を進めているところであり、工事完成後は、住山町西部地区の水

量・水圧低下の解消を図ってまいります。

また、公共下水道施設整備事業につきましては、去る3月末に能褒野町、阿野田町などの一部区域において公共下水道の供用を開始いたしました。これにより、公共下水道処理人口普及率は昨年度より1.4ポイント上昇し、60.2%となっております。引き続き快適な生活環境と健全な水環境を維持していくため、下水道未普及地域での整備を進めてまいります。

次に、公共交通網の充実につきましては、去る4月1日にコミュニティ系バスの運賃改定に併せ、交通系ICカードや定期券を導入し、サービス拡大による利用促進を図るほか、野登・白川地区自主運行バス路線を2系統に路線再編し、新たに運行を開始いたしました。また、乗合タクシー「のりかめさん」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における生活支援と地域経済支援の観点から、全ての登録者を対象に無料体験乗車券を配布するとともに、本年4月1日から公民館等を特定目的地停留所に指定することでより細やかな地域間移動を可能とし、一層の利用促進を図ったところであります。

一方、本年度で計画期間が終了する亀山市地域公共交通計画につきましては、次期計画の策定に向け、昨年度実施いたしました市民アンケートの分析を行うとともに、現計画の検証を進めているところであります。

次いで、安心・安全なまちづくりの推進につきましては、統計史上2番目の早さでの梅雨入りとなり出水期を迎える中で、様々な防災関連情報を掲載した本市独自の総合防災マップ「わたしの防災マップ」の活用や、災害対策基本法の改正による避難情報の発令基準の変更に伴い、市民が取るべき行動について市ホームページ等を通じて周知を図るなど、自助・共助を基本とした防災対策の推進に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大との複合災害への備えに万全を期してまいります。

また、災害時におけるライフラインの確保を図るため、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用し、倒木被害によりライフラインを寸断するおそれのある樹木の事前伐採を実施いたしてまいります。この事業の実施に当たり、ライフライン事業者から分担金を徴収するため、本議会に関係条例の改正を提出いたしております。

一方、消防力の充実強化につきましては、亀山消防署関分署の高規格救急車1台を更新し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、さらなる救急体制の充実を図り、救命率の向上など、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。そのため、先般、当該車両の購入に関する仮契約を締結いたしましたので、本議会に財産の取得について提案いたしております。

また、津市及び鈴鹿市との3市消防本部で検討を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、本年4月1日付で3市の各消防長を筆頭とした津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会を設置し、検討体制を強化いたしました。この検討会を通じ、整備場所や概算費用など共同運用に係る基礎調査を実施し、実現に向けた検討を進めてまいります。

一方、本年3月に犯罪被害者基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体においても、犯罪被害者等に対する支援の総合的かつ計画的な推進が一層求められております。こうした中、本市といたしましても、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や犯罪被害者等の生活再建等により、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、本議会に亀山市犯罪被害者等支援条例の制定、及び本条例に基づき犯罪被害者等へ支援を行うための関係経費の予算補正を提案い

たしております。

次に、低炭素・循環型社会の構築のうち、本市の環境関連計画を一体的に取りまとめる第2次亀山市環境基本計画の策定につきましては、先月25日でパブリックコメントによる意見募集が終了しましたので、それらの調整等を経て当該計画の策定を行ってまいります。

一方、ごみの減量化、リサイクルの推進につきましては、本年4月から雑紙等の分別収集を本格実施し、その回収量も増加してまいりましたので、引き続き市民への周知・啓発に努め、資源物の有効活用と資源化量の拡大に取り組んでまいります。

また、ごみ溶融処理施設大規模整備事業につきましては、先月28日から副資材供給設備や電気設備など、主要な設備・機器を更新する工事に着手したところであります。引き続き、老朽化した設備・機器につきましては、長寿命化計画に基づき計画的に更新し、施設の延命化に努めてまいります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進のうち、平成21年に国の第1次認定を受け、取組を進めてまいりました亀山市歴史的風致維持向上計画につきましては、先月19日に第2期計画に係る国の認定を受けました。本計画では、重点的かつ一体的に施策を推進すべき重点区域として、基軸となる東海道沿いはもとより、新たに鈴鹿関が設置された律令時代の主要な街道である大和街道沿いも位置づけておりますので、これらに基づき、今も生きつづける街道文化の維持及び向上を一層図ってまいります。

次に、歴史文化の継承・活用のうち、鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、鈴鹿関跡が去る3月26日付で国史跡に指定されました。今回、史跡指定された地点は遺跡のごく一部分であり、いまだその全容は解明されておられませんので、今後も調査・研究を継続し、この貴重な遺跡が保存・継承されるよう努めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、本年度で前期計画の計画期間が終了いたします亀山市地域福祉計画の策定につきましては、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に行う重層的支援体制の整備や、ひきこもり、成年後見等の課題に対応できるよう、令和4年度からの後期計画の策定作業を進めているところであります。本計画は地域福祉力強化推進事業などにより整えた環境を礎としつつ、地域福祉に関わる様々な支援や基盤づくりなどを一層推進していくため、前期計画と同様、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定いたしてまいります。

また、生活困窮者自立支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の制度改正に伴い、住居確保給付金の支給期間の延長などを行い、休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方への支援に努めているところであります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、本年度で計画期間が終了する亀山市健康・医療推進計画につきましては、食育、健康、医療等の各分野における施策を総合的に展開するとともに、生涯を通じて健康、医療の支援を切れ目なく提供できるよう、次期計画の策定に向け、現在、市民アンケートの実施に向けた作業を進めているところであります。今後は、国・県の主な方針や他計画との整合も図りながら、施策立案を進めてまいります。

また、予防接種法に基づく定期接種として、風疹の追加的対策を令和元年度から3か年に限り実施しております。本年度が最終年度となりますので、風疹に感染しない、周囲の人に感染させない

ために、抗体検査や予防接種を受けていない対象者に対し再勧奨を行うべく、その周知・啓発に努めてまいります。

一方、医療センターにつきましては、先月23日をもって、医療従事者等約1,000人に対し新型コロナウイルスワクチンの2回目の接種を完了いたしました。また、市内で新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加する中、大型連休中の先月3日にも亀山発熱検査外来を開設するなど医療体制の強化を図っております。引き続き院内感染の防止に努めるとともに、今後も地域医療を支える公立病院としての役割を果たしてまいります。

また、安心できる公的医療保険制度の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うとともに、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に休暇取得しやすい環境を整備し、感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に対し、傷病手当金を支給してまいります。そのため、本議会に関係条例の改正及び関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、地域包括支援センターにつきましては、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に対応するため、本年4月1日から新たな体制がスタートいたしました。これにより、これまでの亀山地域包括支援センター「きずな」を基幹型地域包括支援センターと位置づけ、新設の亀山第1地域包括支援センター「ぼたん」、亀山第2地域包括支援センター「もくれん」の2か所とともに、地域における身近な高齢者の窓口としての体制強化が図られました。市といたしましても、この新体制を生かすためにも、地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門職と連携を図りながら、一丸となって高齢者やそのご家族等の支援を行ってまいります。

一方、コロナ禍で外出する機会が少なくなった高齢者の生活不活性によるフレイル予防につきましては、昨年度に引き続き、在宅でできる介護予防の資料を郵送したり、電話で健康状態等をお聞きするなど、在宅高齢者の支援に努めております。

また、介護用品、おむつ等の支給事業につきましては、国の制度改正により支給対象者が住民税非課税者に変更になったことから、ケアマネジャーと連携しながら、その手続について丁寧な説明を行い、円滑な制度の移行に努めているところでございます。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進のうち、障害者基本法に基づく第2次亀山市障がい者福祉計画につきましては、本年度、計画の中間見直しを行うに当たり、障がい者等の意識、意向やその置かれている環境等を把握するため、今月、障がい者等を対象としたアンケート調査を実施してまいります。

また、本年4月の発達障害啓発週間及び国連の定めた世界自閉症啓発デーに合わせ、市広報等により市民への啓発を行うとともに、市立図書館に発達障がいに関する書籍コーナーを開設し、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める取組を行ったところであります。今後も障がいの有無に関わらず、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がい者等に対する正しい理解の啓発に取り組んでまいります。

次いで、文化芸術の振興と文化交流の促進につきましては、（仮称）亀山市文化基本条例の制定をはじめ、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画の制定に向け、庁外検討組織である検討委員会を設置し、現在、条例素案の検討等を進めているところでございます。

次に、スポーツの推進につきましては、オリンピックイヤーを迎え、去る4月7日には、関宿で東京2020オリンピック聖火リレーが行われ、しっかりと祭典への聖火をつないでいただきました。

一方、国民体育大会開催事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑み、先月23日と明後日に開催予定であったデモンストレーションスポーツ2競技を競技団体と協議の上、やむなく中止することといたしました。今後、デモンストレーションスポーツ2競技及びウエートリフティング、軟式野球の各競技会が開催予定ですので、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、安全・安心に開催できるよう、引き続き準備を進めているところであります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進、働く場の充実につきましては、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」の新分譲地において、本年度の操業開始に向け1社の建設工事が進められております。引き続き本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスのよき、自然災害に強いBCP対策に適した産業団地であること等の強みを生かし、残る区画等への積極的な企業誘致を展開してまいります。

また、市内企業におきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用の維持・確保が重要な課題となっております。そのため、今後も亀山市雇用対策協議会、鈴鹿ハローワーク、亀山商工会議所等の関係機関と連携しながら、雇用の確保等に向けた支援を行ってまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業・小規模事業者に対し、事業者の負担軽減や経営の安定化を図るため、小規模事業者経営改善資金の利子補給による実質無利子化を継続してまいります。

また、コロナ禍において事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、新たに本市独自の助成制度を創設し、感染拡大防止対策に取り組む小規模事業者等を支援するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。このほか、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大幅に減少するなど、大きな打撃を受けている生産者や事業者を支援するため、先月1日から本年度限定で、ふるさと納税の返礼品提供協力者としての募集を行っております。

また、本市の特産品等を戦略的に情報発信する本市独自の地域ブランド創出事業「亀山ブランド」につきましては、先月、認定品の募集を終えましたので、今後、これらの審査及び認定を経て、市内外に効果的なPRを行ってまいります。

次いで、農林業の振興のうち、豚熱の感染予防対策につきましては、新たに豚熱ワクチン接種費用の補助制度を創設いたしましたので、本年度の活用を通じて、高品質ブランド豚肉の安定生産を支援してまいります。

次に、まちづくり観光の推進のうち、亀山7座トレイル整備・活用推進事業につきましては、鈴鹿川等源流域における豊かな自然の中で亀山7座の魅力を体験していただくため、トレッキングルートの整備やトレイルイベントを開催しております。

こうした中、今月18日から20日には、亀山7座の高畑山をメイン会場に第68回東海高等学校総合体育大会登山競技が開催され、東海4県の代表14チームの選手や監督70名の参加が予定されております。市といたしましても、共催市として大会の成功に協力してまいりますとともに、本大会を通じて亀山7座トレイルや東海道関宿の紹介など本市の魅力発信を行い、知名度向上に取

り組んでまいります。

続きまして、「子育てと子供の成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、総合対策パッケージ（第2弾）となるひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給につきましては、支給対象者となる本年4月分の児童扶養手当受給者に対し、先月11日に給付金の支給を行いました。このほか、公的年金等の受給により児童扶養手当の受給制限を受ける方や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方につきましては、市広報、市ホームページ等で周知を行い、先月17日から受付を開始しておりますので、速やかに給付金が支給できるよう進めてまいります。

なお、この事業に要する予算補正を専決処分いたしましたので、本議会にその承認について提案いたしております。さらに、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しましても、生活支援特別給付金を支給すべく、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、昨年度策定いたしました亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づき実施する和田保育園保育室増設事業につきましては、保育室の増設を行うための設計業務委託に向けた準備を進めております。

一方、配慮を必要とする児童への支援の充実につきましては、本年4月1日から県立子ども心身発達医療センターにおける、みえ発達障がい支援システムアドバイザー育成研修への職員派遣をスタートいたしました。

また、去る3月に締結をいたしました医療法人社団主体会小山田記念温泉病院との協定に基づき、子育て支援に関する連携・協力体制（KAMEYAMA URGENT KIDS SUPPORT、略称クックス）の構築に向けて、専門職員によるサポーター会議での協議をスタートいたしました。引き続き、具体的な運用方法についての調整を進め、医療機関が有する小児リハビリテーションを活用することで、運動発達に配慮を必要とする未就学児の身体の成長や発達の支援の充実につなげてまいります。

また、放課後児童クラブ事業につきましては、本年度から井田川小学校区に新設された民設1施設を加えた23施設において、本年4月1日現在で727人の児童が利用いただいております。各放課後児童クラブの運営に対する支援を行うことで、小学生が安心して生活できる居場所の充実に取り組んでまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域予算制度による財政的支援を行うとともに、地域まちづくり協議会の組織強化につながるよう亀山市地域まちづくり協議会連絡会議と連携して、地域リーダーの発掘及び養成のための地域担い手育成研修の開催に向けて準備を進めております。

また、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、4地区の地域まちづくり協議会等の活動を促進するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、地域まちづくり活動の拠点施設であります地区コミュニティセンター等の整備につきましては、関文化交流センターの空調機改修工事について、早期完成を目指し、鋭意工事を進めているところでございます。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、コロナ禍により活発な取組が展開しづらい環境の中で、ケーブルテレビでの昨年度の協働事業の紹

介や市広報の配付と併せた協働事業の成果報告の各戸への回覧など、協働に関する意識啓発や情報発信を行っております。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化のうち、組織マネジメントの強化につきましては、本年度も各部の使命・目標及び実施方針を定め、先日、公表いたしました。本年度は前期基本計画の最終年度として、各施策の必達に向け実施方針を設定いたしております。

また、デジタル関連法案の成立を受け、地方自治体におけるデジタル化の加速化が見込まれる中で、スマート自治体への転換を図るためにもデジタル人材の育成が求められております。こうした現状を踏まえ、組織全体のDX（デジタル変革）推進の基盤づくりを早期に進めていくため、先月から管理職を中心に約50名の職員が、オンラインでDX人材育成プログラムの受講を行っているところであります。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑かつ確実に進めるため、担当部署の人員増を図るとともに、別途設置いたします新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクトチームについても、全庁的に支援する体制へと拡張することで組織体制の強化を図ったところであります。

また、職場内における新型コロナウイルス感染防止対策と今後の働き方改革の一環としまして、去る4月から試行的にテレワークを導入し、勤務時間の弾力化制度等も組み合わせながら職員の実践行動を促すほか、リモート会議や郵便入札の実施など、非接触型業務形態に効果的な手法を柔軟に取り入れ、職場内クラスター対策に万全を期しているところであります。

次に、財産・情報の適正な管理、活用のうち、新庁舎の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による市民サービスの在り方や職員の働き方の変化、DXの進展を見据えながら、これまでの検討内容についても見直す必要があることから、本年度中に策定予定であった亀山市新庁舎整備基本計画の策定期間を含め、新庁舎整備の全体スケジュールを見直してまいります。

また、マイナンバーカードの取得促進につきましては、本年4月からマイナンバーカード専用窓口の体制を充実させ、そのサービス向上に努めているところであります。マイナンバーカードの取得率も向上してまいりましたので、今後も商業施設等に職員が出向き、申請補助を行うなど、さらなる取得促進に努めてまいります。

ところで、平成26年2月に発生した林業総合センターの火災事故につきましては、建物の復旧工事等に要した費用の損害賠償請求について、約6年にわたる長い年月を要し、去る3月29日に被告との和解が成立いたしました。これにより、先月、この火災事故に係る弁償金及び災害共済金の支払いを受けましたので、本議会に歳入の予算補正を提案いたしております。

一方、行財政改革につきましては、第3次行財政改革大綱に掲げる目標値の進捗及び前期実施計画の推進を図るため、先般、主任主査級以下の若手職員で構成する行財政改革ワーキンググループを設置いたしました。前期実施計画が2年目を迎える中で、その取組に関する効果等について調査・研究を進めてまいります。

また、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定につきましては、前期基本計画の総括や市民意向把握等を踏まえ、市ホームページ等により市民から広く意見募集を行うなど、コロナ禍での市民参画の機会づくりも行いながら、施策立案作業を進めているところであります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説



明申し上げます。

最後に、本年2月11日から5月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

#### ○教育長（服部 裕君登壇）

令和3年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育における新型コロナウイルス感染症に係る国の情勢としまして、文部科学省は去る4月28日、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」の改訂を行い、従来株と比較すると変異株の子供の感染力は強い可能性があるとしながらも、地域の感染レベルに応じた教育活動を継続することとしています。

加えて、5月7日には、緊急事態宣言等を踏まえた小学校・中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項についてを発出し、これまで以上に感染症対策を徹底するとともに、学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要としています。

県におきましても、去る4月26日に三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言（改訂版）を踏まえた対応についてを発出し、感染症対策と健康管理の徹底を改めて周知するとともに、教育活動、部活動、学校行事等の対応について具体的な留意点を示しています。

本市といたしましても、教育における学校行事や体験活動は大変重要な活動であることから、刻々と変わる状況に対しまして、適切に対応できるように必要な対策を各学校、幼稚園等に対して通知してまいりました。

そのような中、教育諸活動の実施につきましては、学校規模や活動内容、そのときの感染状況等を勘案しつつ判断しているところでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、学校行事や対外活動を中心に大きな影響を及ぼしているところでございます。

個別の行事における影響といたしましては、中学校の修学旅行や小学校の宿泊研修において、延期や目的地の変更等が生じています。なお、修学旅行につきましては、今後、キャンセル料等が発生した場合に保護者及び引率者の負担とならないよう、予算補正を本議会に提案させていただいております。

また、例年6月に行われている中学校2年生の職場体験学習につきましては、昨年度に引き続き中止とする判断をいたしたところでございます。遠足や運動会、中体連春季大会等の行事につきましては、目的地や実施方法を検討の上、感染防止対策を十分に行いながら実施をしているところでございます。

一方、新型コロナウイルス関連以外の国の動向といたしましては、本年1月に中央教育審議会は、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」を答申しており、今後の全ての子供たちの個別最適な学びと協働的な学びを目指すとしています。また、GIGAスクール構想におけるICTの積極的な活用等、新たな取組の重要性に言及しつつ、従来から行われている学習機会と学力の保障、全人的な発達・成長の保障及び身体的、精神的な健康の保障の重要性についても再認識した上で、それぞれを適切に組み合わせる教育活動を求める内容となっています。

そのような内容に沿って、本年度より中学校におきましては新学習指導要領が本格実施され、新しい時代に必要な資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」及び「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を目指すこととしています。

次に、県の情勢であります。学習教材のデータベース化や教材等の個別端末上での回答集計等、教職員の負担軽減を図りつつ、県と市町が協力して、より一層のICTの効果的活用を行うこととしております。

また、いじめや不登校等の教育的課題への対応といたしましては、個別案件に対する弁護士等専門家の派遣拡大、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配当時間の増加、各中学校に対する教育相談員の新規配置、夜間や休日等も対応できる相談窓口やSNSを使った相談の充実等、一人一人に対してきめ細かな支援を行う仕組みづくりを進めるとしています。

加えて、令和2年度に設置された三重県幼児教育センターの活動が本年度より本格実施されることとなり、幼児教育スーパーバイザー等の派遣対象が県内全域に拡大される等、就学前教育の充実が図られております。

こうした国や県の動向や施策を見極めつつ、市教育委員会といたしましては、引き続き亀山市教育大綱の基本理念「学びあふれる教育のまち かめやま」の具現化に向け、最終年度となる亀山市学校教育ビジョンや亀山市生涯学習計画等に基づいた具体的な実践を着実に推進していくとともに、それぞれの計画改定に向けて準備を進めているところでございます。

それでは、それぞれの事業進捗につきまして、最初に、学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、本市における学校教育の基本理念や施策の方向性を示す亀山市学校教育ビジョンにつきましては、本年度が計画期間の最終年度となることから、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を柱とした次期学校教育ビジョンの改定作業を進めております。

次に、教職員の研修及び学力向上の取組といたしましては、教育現場の教育力の向上を目指し、令和3年度亀山市教育関係職員の研修方針におきまして、情熱と誇りをもち、学び続ける教職員を目指す姿勢とし、亀山市学力向上推進計画（第3版）に沿った授業改革を推進しています。

また、国語科における読む力、読み取る力、書く力の定着を図るため、市販のテストを取りやめ、市教育委員会が独自に作成している確認テストを本年度から全ての小学校に拡大して実施することとしたところでございます。

次いで、学校における働き方改革の取組といたしましては、昨年度からの取組に加えて、長期休業中における学校閉校期間の拡大やスクール・サポート・スタッフの効果的な活用等を進めつつ、総勤務時間の縮減を推進してまいります。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、本年度から新たに亀山東小学校及び亀山中学校の2校に学校運営協議会が設置され、市内全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとなったところでございます。各学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画しつつ、より一層地域に開かれた特色ある取組を展開していくとともに、各学校における取組事例の交流も進めてまいります。

次に、人権教育の取組といたしましては、来る10月16日及び17日に本市と鈴鹿市を会場として第55回三重県人権・同和教育研究大会が開催される予定となっております。大会では、本市における人権教育の推進に関する地元報告を行うことになっており、昨年度組織改編された亀山市人権教育推進協議会が中心となって、現在準備を進めているところでございます。

次いで、情報教育につきましては、各学校における1人1台端末の活用を支援するため、市の情報教育担当研修員を2名体制として学校に対する派遣回数を増やすとともに、研修機会の充実を図る等、本年度の重点的取組としてICTの有効活用を推進してまいります。

次いで、いじめ問題の対応といたしましては、各学校のいじめ基本方針における取組を着実に実践するとともに、各学校における学期1回以上のいじめアンケートの実施や学級満足度調査等の効果的活用、全ての児童・生徒に対する個別面談の実施等、きめ細かな対応を行ってまいります。

また、不登校への対応といたしましては、本年度より増員した適応指導教室の指導員を活用して、学校にも適応指導教室にもつながらないなど、支援が届きにくかった児童・生徒に対する訪問型の支援やICTの活用による学びの保障等、より一層の個に応じた支援を進めてまいります。加えて、学習機会や居場所を確保するため、NPOと連携した事業についても具体的な検討を進めているところでございます。

次いで、文化芸術活動の取組といたしましては、市文化会館と連携した取組として、アーティストが各学校を巡回して少人数の鑑賞会を行うアウトリーチ事業を実施いたします。今月30日から新日本フィルハーモニー交響楽団が、来月上旬には、若手ピアニストによるピアノふれあいコンサートが予定されております。また、文化系の部活動やNHK全国学校音楽コンクール等に関する取組につきましても、活動場所や練習方法を工夫しつつ、準備を進めているところでございます。

次に、体力向上の取組といたしましては、健康運動実践指導士等の外部講師を各学校、幼稚園等に派遣し、現状においても実施できる体育の授業や遊びの工夫等についての研修を行ってまいります。また、運動部の部活動におきましては、練習試合等対外交流は十分に行えないものの、そのときの感染状況に対応しつつ、活動を継続しているところでございます。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

関学校給食センター空調機更新工事につきましては、厨房や下処理室等の空調機14台の更新を行い、調理業務の環境改善に努めてまいります。

また、井田川小学校多目的室屋根防水工事につきましては、屋根の全面防水を行い、子供たちが快適な学校生活を送ることができるよう整備を進めてまいります。また、各学校施設について、消火ポンプや自動火災報知設備の改修など、必要な工事・修繕に係る発注の事務を同時に進めているところでございます。

次に、学校給食関係につきましては、本年4月から給食費の公会計制度を導入し、学校給食費の適切な管理と教職員の業務負担軽減及び給食の安定的な実施に取り組んでいるところでございます。

また、去る4月28日に開催されました総合教育会議におきましては、3月に策定した学校給食提供に関する今後の方向性を踏まえ、教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策について、市長と協議を行ったところでございます。今後も引き続き、様々な施策の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、本年度が計画期間の最終年度となります。亀山市生涯学習計画につきましては、ICTの活用やSDGsなどの新たな視点を踏まえて改定作業を進めてまいります。

次に、学びの成果を生かして地域で活躍する場を創出していく「かめやま人キャンパス」につきましては、3年目を迎える本年度は、応用編として受講者が地域で活躍できるよう、市内外で活動している団体や行政講座との連携を試行してまいります。

また、公民館講座につきましては、地域まちづくり協議会や市内で活動している団体、市内高等学校とも連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、今月から順次講座を開講してまいります。

次に、子育て家庭に向けた応援メッセージとなる「かめやまお茶の間10選（実践）」につきましては、強化週間の取組を1学期及び2学期の2回に増やし、振り返りカードを活用した家庭での取組を進めることにより、さらなる浸透・定着に努めてまいります。

放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後や週末に地域の方々の参画を得ながら、引き続き安全・安心な居場所づくりに努めてまいります。

次に、図書館整備事業につきましては、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、令和5年の開館を目指し、施設整備の進捗を着実に図るとともに、新図書館における管理運営や組織体制の具体的な検討及びそれに伴う例規整備を進めているところでございます。

なお、図書館整備事業に対する国庫補助金が前倒しで増額交付の内示がありましたことから、予算補正を本議会に提案させていただいております。

次に、本年度が計画期間の最終年度となります。亀山市子どもの読書活動推進計画につきましては、新図書館における子供の読書活動推進の取組を見据えた改定作業を進めてまいります。また、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期し、市民が安心して読書活動ができる図書館運営に努めてまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

教育長の現況報告は終わりました。

次に日程第5、議案第44号から日程第32、報告第6号までの28件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第44号亀山市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございますが、犯罪被害者等

の権利利益の保護を図ることを目的として犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等に対する支援に関する様々な取組が、国、地方公共団体、警察その他の関係機関等による連携・協力の下に進められております。

また、令和3年3月には、犯罪被害者等基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、国は、地方公共団体における犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に推進されるよう情報提供を行い、犯罪被害者等支援の実効的な事項を盛り込んだ条例の制定や計画・指針の検討について協力を行うこととされました。これらのことから、本市における犯罪被害者等支援について実効的な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。

設定内容は、まず1つ目といたしまして、市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建に資するとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的といたします。

2つ目といたしまして、この条例における用語の意義を定めることといたします。

3つ目といたしまして、犯罪被害者等支援の基本理念を定めることといたします。

4つ目といたしまして、市の責務について定めることといたします。

5つ目といたしまして、市民及び事業者の責務について定めることといたします。

6つ目といたしまして、市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。また、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供等を行うものといたします。

7つ目といたしまして、市は、特定犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある特定犯罪被害者等に対し、育児等の必要な支援を行うものといたします。

8つ目といたしまして、市は、特定犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者等に対し、市営住宅への入居における特別の配慮、その他必要な施策を行うものといたします。

9つ目といたしまして、市は、特定犯罪被害により受けた精神的被害を早期に回復することができるよう、関係機関等と連携し、必要な施策を行うものといたします。

10番目といたしまして、市は、特定犯罪行為により害を被った者またはその遺族に対し、支援金の給付を行うものといたします。

11番目といたしまして、市は、犯罪被害者等を雇用する事業者が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、事業者による犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものといたします。

12番目といたしまして、市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性及び二次被害の防止について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものといたします。

13番目といたしまして、市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理することを義務づけいたします。

14番目といたしまして、市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う

人材の育成等のために必要な措置を行うものいたします。

15番目といたしまして、市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合等、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができることとします。また、これらに該当することが明らかとなったときは支援を取り消し、既に給付した支援金等の返還を求めることができることといたします。

16番目といたしまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることといたします。

なお、施行日は、令和3年7月1日といたします。

次に、議案第45号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正の1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、令和2年度の国の税制改正において、扶養控除の対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人の市民税の均等割及び所得割の非課税の判定における扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様といたします。

2つ目といたしまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を5年間延長し、令和9年度までといたします。

3つ目といたしまして、特別特定取得に該当する家屋に令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した場合には、所得税における住宅借入金等特別控除及びその控除期間を3年間延長して13年間とする特例を適用することができることとされたことから、当該場合において、個人の住民税における住宅借入金等特別税額控除を適用することができるよう、当該控除の特例を設けることといたします。

4つ目といたしまして、固定資産税関係でございますが、固定資産税の評価替えの年の翌年度または翌々年度において講じられる土地の価格に係る下落修正措置が令和5年度まで延長されたことから、令和4年度分または令和5年度分の固定資産税について、令和元年度または令和2年度と同様に、土地の価格に係る下落修正措置を講じることといたします。

5つ目といたしまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の適用期間が令和2年度で終了したことから、特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設及び中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定を削除いたします。

6つ目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、軽自動車税の種別割の税率の特例、グリーン化特例については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、自家用の乗用車のクリーンディーゼル車を対象から除いた上で、取得期間及び軽課年度を2年間延長いたします。また、営業用の乗用車においては、基準及び達成の切替えを行った上で、軽貨物自動車においては50%軽減及び25%軽減を削除した上で、取得期間及び軽課年度を2年間延長いたします。

7つ目といたしまして、その他でございますが、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

次に、第2条による改正といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う規

定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日とし、一部の規定の施行日等は別途定めることといたします。

次に、議案第46号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第47号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、建築物の工事中に検査を実施する中間検査は、建築基準法第7条の3第1項第1号に掲げる工程のほか、特定行政庁が指定した工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときに実施するものです。限定特定行政庁である市については、市が所管する規模の建築物について、特定行政庁である三重県が指定した工程を含む場合に中間検査を実施することとなります。

このたび、建築基準法第7条3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部が改正され、令和3年7月1日から中間検査の対象となる建築物に市が所管する規模の建築物が含まれることとなることから、所要の改正を行うものでございます。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構は個人番号カードの発行に係る事務に関し、地方公共団体情報システム機構が定める額の手数料を徴収することができることとされたことから、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、中間検査申請または特定工程工事終了通知の手数料及び中間検査を受けた場合の完了検査申請または完了通知の手数料を定めることといたします。

2つ目といたしまして、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削ることといたします。

なお、施行日は令和3年7月1日といたします。

ただし、個人番号カードの再発行に係る手数料に関する規定の施行日は、同年9月1日といたします。

次に、議案第48号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等についてにおいて、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して、国民健康保険税が減免できるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例の対象を、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税に改めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正についてでございますが、台風、その他の災害による倒木被害により、ライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで防災対策及び減災対策を進め、市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から地方自治法の規定による分担金を徴収するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、分担金の徴収の対象となる事業に災害からライフラインを守る事前伐採事業を加えます。なお、当該事業の施行につき徴収する分担金の額は、当該事業に要する費用に100分の50を乗じて得た額といたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第50号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ3億7,199万1,000円を追加し、補正後の予算総額を235億499万1,000円といたしております。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策の総合対策パッケージ（第3弾）の事業のほか、国庫補助金等の採択による事業費の追加計上等が主なものでございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の総合対策パッケージの柱であります「市民生活の支援」「地域経済の支援」に沿って、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず「市民生活の支援」といたしまして、民生費につきましては、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を計上し、教育費につきましては、感染症の影響で中止または延期となった場合の修学旅行のキャンセル料等に対する補助金を計上いたしております。

次に、「地域経済の支援」といたしまして、商工費につきましては、小規模事業者等が実施した感染防止対策に要した費用に対する助成金を計上し、財源として地方創生臨時交付金を活用いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算といたしまして、総務費につきましては、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金を計上したほか、本議会に議案を提出させていただいております亀山市犯罪被害者等支援条例の制定に伴う犯罪被害者等支援金などを計上いたしております。

農林水産業費につきましては、林業総合センター空調機更新の修繕料を計上し、教育費につきましては、図書館整備事業における国の事業費配分により、次年度交付予定の補助金が前倒しで交付されることから事業費を増額いたしたほか、文化会館リハーサル室の空調機更新の修繕料を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、地方創生臨時交付金や子育て世帯生活支援特別給付金に係るセーフティネット強化等交付金を計上するとともに、図書館整備事業に係る都市構造再編集中支援事業費補助金を計上いたしております。

諸収入につきましては、林業センター火災に係る建物損害共済災害共済金、コミュニティ助成事業助成金及び林業総合センター火災による復旧工事費等の弁償金を計上し、市債につきましては、図書館整備事業債を増額いたしております。

次に、議案第51号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、補正後の予算総額を44億1,090万円といたしております。

主な補正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の総合対策パッケージ（第3弾）として、まず歳入でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、国・県制度に加え、市独自の制度で国民健康保険税を引き続き減額し、その補填措置として県からの特別交付金並びに国民健康保険事業運



営基金繰入金を計上いたしております。

一方、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し、支給する傷病手当金及び過年度分の減免に対する保険税還付金を計上し、歳入において、その財源となる県からの10分の10の特別交付金を計上いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第52号財産の取得についてでございますが、平成23年に取得した高規格救急自動車を更新することで消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和3年5月18日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、取得価格は2,013万円、契約の相手方は、鈴鹿市須賀三丁目14番30号、日産プリンス三重販売株式会社鈴鹿店店長 永田成徳でございます。

続きまして、議案第53号から議案第62号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である高塚3号線、高塚4号線、高塚5号線、和田33号線、和田34号線、和田35号線、和田36号線、川合46号線、川合47号線及び川合48号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第63号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、これまで給与所得者及び公的年金等受給者は、扶養親族申告書の提出の際に経由すべき給与支払い者または公的年金等支払い者が所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、給与支払い者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとしていましたが、当該承認を廃止し、給与支払い者等が当該申告書に記載すべき事項の提供を適切に受けられる措置を講じていること等の要件を満たす場合には、電磁的提供ができるよう改めました。

また、退職所得申告書についても、退職手当等の支払いを受ける者は、扶養親族申告書と同様に電磁的提供ができることといたしました。

2つ目といたしまして、固定資産税関係でございますが、平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和5年度までといたしました。また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じることといたしました。

3つ目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した三輪以上の乗用の軽自動車（自家用）の環境性能割を非課税とし、または税率を軽減する特例について対象となる取得期間を9か月延長し、令和3年12月31日までと

いたしました。

なお、施行日は令和3年4月1日とし、市民税関係については、施行日以降に行う電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供について、固定資産税関係については、令和3年度以降の年度分の固定資産税について、軽自動車税関係については、施行日以降に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用いたしました。

続きまして、議案第64号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和5年度までとしました。また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じることといたしました。

なお、施行日は、令和3年4月1日とし、令和3年度以降の年度分の都市計画税について適用いたしました。

続きまして、議案第65号専決処分した事件の承認についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の独り親世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、速やかに生活支援特別給付金を支給する必要があったことから、令和3年度亀山市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年4月15日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。これは児童扶養手当給付費に4,000万円を追加し、補正後の予算の総額を231億3,300万円といたしましたものでございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号令和2年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、新庁舎整備事業など14事業につきまして繰越額が確定し、令和3年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号平成2年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、市ヶ坂町地内（県道白木西町線）基幹管路配水管改良工事などの建設改良費につきまして、繰越額が確定し、令和3年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号平成2年度亀山市工業用水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、企業誘致に伴う量水装置設置工事につきまして、繰越額が確定し、令和3年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事などの建設改良費につきまして、繰越額が確定し、令和3年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもので

ございます。

続きまして、報告第5号専決処分の報告についてでございますが、亀山市安知本町地内において発生した庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和3年5月25日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第6号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に議案第50号、議案第51号及び議案第65号の令和3年度各会計補正予算について補足説明を求めます。

西口副市長。

#### ○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず、議案第50号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）及び議案第51号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、関連をいたしますので、併せて補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめた総合対策パッケージ（第3弾）に関する補正のほか、国庫補助事業等の採択による事業費の追加計上などを行うものでございます。

それでは、最初に、総合対策パッケージ（第3弾）に関して「市民生活の支援」「地域経済の支援」の柱ごとに、予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧くださいながら、主なものについて順次説明をさせていただきます。

まず、第1の柱「市民生活の支援」でございますが、11ページをご覧ください。

下段の第3款民生費、子育て世帯生活支援特別給付費5,335万円につきましては、低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給するための経費を計上いたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

中段の第10款教育費、小学校費の一般管理費補助金136万1,000円及び下段の中学校費の一般管理費補助金528万円につきましては、小・中学校が予定している修学旅行において、感染症の影響により、中止または延期した場合に発生するキャンセル料等について保護者等に全額補助するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳入でございますが、上段の第1款国民健康保険税、医療給付費分現年課税分508万5,000円の減から、介護給付金分現年課税分98万6,000円の減までの合計781万1,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減

少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免による減額であり、国・県の制度に加え、市独自の制度により昨年度に引き続き減免をするものでございます。

この国保税の減免に対する財源につきましては、国・県制度による減免の財源、補助率5分の1でございますが、として中段の第3款県支出金、特別交付金351万1,000円のうち151万1,000円を、残りの財源といたしまして、下段の第5款繰入金、国民健康保険事業運営基金繰入金630万円を計上いたしました。

次に、29ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第2款保険給付費、傷病手当金100万円につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し支給する傷病手当金を計上しており、31ページ下段の第6款諸支出金、保険税還付金100万円につきましては、感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る過年度分の国保税減免による還付金を計上いたしました。

これらの財源として、27ページ、歳入の中段の第3款県支出金、特別交付金351万1,000円のうち200万円、補助率10分の1でございますが、それを計上させていただきました。

次に、第2の柱「地域経済の支援」でございますが、戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

下段の第7款商工費、経済支援対策事業9,400万円につきましては、事業者と消費者が安心して経済活動が継続できるよう、国のガイドラインに沿って感染拡大防止対策に取り組む小規模事業者等に対し、その対策として購入した物品等の経費について、一事業者5万円を上限に助成するための経費を計上するもので、財源の一部に地方創生臨時交付金を活用いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な補正予算についてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の3ページをご覧ください。

第2表 地方債補正につきましては、図書館整備事業について、事業費の増加に併せ、地方債の変更をいたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

上段の第2款総務費、自治会支援事業160万円、次の地区コミュニティセンター等管理運営費960万円につきましては、和田町自治会及び北東地区まちづくり協議会ほか3地区のまちづくり協議会が実施する事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、市を経由して交付する補助金を計上するもので、事業の内容につきましては、活動用の長机や椅子、音響設備などの備品等の整備でございます。

次に、中段の犯罪被害者等支援事業60万円につきましては、本議会に議案を提出しております亀山市犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、犯罪被害者等の経済的負担の軽減のための犯罪被害者等支援金や、精神的被害の回復を図るカウンセリングの受診を支援する費用などを計上いたしました。

次に13ページをお願いいたします。

中段の第6款農林水産業費、林業総合センター費の施設管理費330万円につきましては、空調設備更新のため修繕料を計上いたしました。

次に、17ページをお願いいたします。

第10款教育費、上段の図書館整備事業2億円につきましては、国の事業費配分により次年度交

付予定の補助金が前倒しで交付されることから、保留床購入負担金を増額いたしました。

次の文化会館費の施設管理費290万円につきましては、リハーサル室の空調設備更新のため、修繕料を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

上段の第15款国庫支出金、地方創生臨時交付金4,277万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経済支援対策事業の財源の一部として、令和2年度の国の第3次補正予算において本市に配分されました交付金のうち、令和2年度の経済支援対策事業及び令和3年度当初予算の活用分を除いた残額を計上いたし、次のセーフティネット強化等交付金5,335万円につきましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付費の財源、補助率10分の10でございますが、として計上いたしました。

次の都市構造再編集中支援事業費補助金1億円につきましては、図書館整備事業における国の事業費配分により、次年度交付予定の補助金が前倒しで交付されるため補助金、補助率2分の1でございますが、その増額を計上いたしました。

中段の第21款諸収入の建物損害共済災害共済金4,047万1,000円及び1つ飛んで弁償金3,000万円につきましては、平成26年2月17日に発生いたしました林業総合センター火災事故について、3月29日に訴訟の相手方と和解が成立し、4月7日に和解金である弁償金が、4月23日に公益社団法人全国市有物件災害共済会から共済金の入金がありましたことから、それぞれ計上いたしました。

また、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業助成金1,120万円につきましては、和田町自治会及び北東地区まちづくり協議会ほか3地区のまちづくり協議会への備品等の整備に対する補助金の財源、補助率10分の10でございますが、として計上いたしました。

下段の第22款市債、図書館整備事業債、合併特例債でございますが、7,820万円及び図書館整備事業債1,600万円につきましては、図書館整備事業費の増加により増額しております。

続きまして、議案第65号専決処分した事件の承認についてにおきまして、令和3年4月15日に専決処分いたしました一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の独り親世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等に対し、児童1人当たり5万円の生活支援特別給付金を支給するもので、可能な限り早期に実施する必要があったことから給付のための経費を計上いたしました。

それでは、補正予算書の9ページをお願いいたします。

第3款民生費、児童扶養手当給付費4,000万円につきましては、児童扶養手当受給世帯等に対する交付金3,895万円をはじめ、給付に伴う事務経費を計上いたしました。

次に、歳入についてでございますが、戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

第15款国庫支出金、セーフティネット強化等交付金4,000万円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

以上で、一般会計補正予算（第2号）、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申

上げます。

○議長（中崎孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

続いてお諮りします。

明日6月5日から6月13日までの9日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日6月5日から6月13日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は6月14日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時47分 散会）

令和 3 年 6 月 1 4 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和3年6月14日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について  
議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について  
議案第46号 亀山市都市計画税条例の一部改正について  
議案第47号 亀山市手数料条例の一部改正について  
議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について  
議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について  
議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第52号 財産の取得について  
議案第53号 市道路線の認定について  
議案第54号 市道路線の認定について  
議案第55号 市道路線の認定について  
議案第56号 市道路線の認定について  
議案第57号 市道路線の認定について  
議案第58号 市道路線の認定について  
議案第59号 市道路線の認定について  
議案第60号 市道路線の認定について  
議案第61号 市道路線の認定について  
議案第62号 市道路線の認定について  
議案第63号 専決処分した事件の承認について  
議案第64号 専決処分した事件の承認について  
議案第65号 専決処分した事件の承認について  
報告第 1号 令和2年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第 2号 令和2年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について  
報告第 3号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算繰越計算書について  
報告第 4号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について  
報告第 5号 専決処分の報告について  
報告第 6号 放棄した私債権の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番 草川卓也君 2番 中島雅代君



3番	森 英之君	4番	今岡翔平君
5番	新 秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森 美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所 学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部 裕君	教育部長	亀山 隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分 純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村 大君

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	議事調査課長	大泉明彦
書記	西口幸伸	書記	大川真梨子
書記	廣森健一		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号より取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意をいただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

#### ○9番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い質疑を始めさせていただきます。

まず、議案第50号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）、この中より商工業振興費の経済支援対策事業費の増額補正が出ております。

まず、この補正の内容についてをお伺いしたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

#### ○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージの第3弾の地域経済の支援といたしまして今回新たに実施をいたします小規模事業者等感染防止対策費用助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響がさらに長期化をする中で、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、国の業種別ガイドラインに沿って感染防止対策に取り組む事業者に対しまして、その対策に要する経費の一部を助成する事業でございます。

具体的な制度内容でございますが、まず対象者であります、市内で本店・支店または営業所を有し、市内で事業活動を行っている中小企業者、小規模企業者及び個人事業を行っている個人事業者ということで、中小企業基本法に該当しない大企業を除きまして、特に業種を問わず全ての事業者を対象としております。

次に、対象となる経費であります、感染防止対策として令和3年4月1日から11月30日までに購入した物品等の経費を対象としておりまして、支払いが完了したものが対象でございます。具体的には、サーキュレーターなどの換気に係る備品や非接触型体温計などの機器、アクリル板などの飛沫防止用の物品だけでなく、マスク、フェースガード、消毒液などの消耗品も対象としております。

次に、助成率及び上限額であります、助成率は5分の4、1事業者当たりの上限額は5万円、申請は1回限りとしております。

なお、申請期間は、令和3年7月1日から12月28日としております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

こういう感染予防に対するものに対して現物で支給してほしいとか支援してほしいという声は、本当にマスクなども買えないときからかなりあって、本当に事業者さんたちの悲願の事業内容だと思います。大変喜ばれている声もお聞きします。

県事業も同様にあるようですけれども、この県事業と市の事業と同時に使えるのか。使える場合の留意点などをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

三重県の事業も少し説明させていただきますけれども、三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金という制度がこのたび新設をされまして、この制度の対象者は、中小企業、個人事業者を含む小規模企業、NPO法人などがございます。

補助対象でありますけれども、感染防止対策に資する物品等及び非接触に資するデジタル化に係る物品等の購入費用ということで、マスク、消毒液、フェースシールドなどの消耗品は補助対象外となっております。

また、対象は4月20日以降に購入をした物品で、申請期間は5月31日から7月30日まで、補助率は3分の2、上限が10万円ということで、申請受付は先着順で、予算上限額に達した場合は期間満了前に終了することがあるということでございます。

そのような中で本市との大きな制度の違いといたしまして、市制度はマスク、フェースシールド、消毒液などの消耗品も対象としている点、また先着順ではない点、さらに対象物品等の購入期間並びに申請期間、こちらも長期であるという点が上げられると考えております。

また、申請でありますけれども、県の制度と市の制度、両方の制度をご活用いただくということは可能ではございますが、同一の購入物品に対しまして、県と市の制度を重複して申請していただくことは不可ということにさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

県制度と市制度の同時に活用はできるけど、いろいろ留意点もあることも伺いました。また、県はNPO法人が可能なんですね。市は5万円ですけど使いやすく、消耗品も対象に上げているということも伺いました。

先ほど先着順ではないというお話がありましたけれども、今回の補正増額の額面の根拠、どれぐらいの事業者さんが応募をしてくださるということで見ているのかということと、これがオーバーして申請いただいた場合の対応についてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

補正予算の内容ということではありますが、市内の事業者2,300社を対象といたしまして、その80%から申請をいただくということで、上限助成額の5万円の申請がいただくと想定をいたしておりまして、9,200万円の助成額を見込んでおります。

さらに、事務を効率よく処理していくために2名の会計年度任用職員の任用を予定しております、その人件費を含めた事務費200万円も見込んでおります。

また、助成額が予算を超えた場合ということではありますが、そのときには補正予算で対応させていただきたいと、そのように予定をしておるところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

周知もしっかりしていただいて、ぜひ活用いただきたいなと思います。

次の質疑に移りたいと思います。

議案第48号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第51号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

まず、両方とも国保の内容について伺いますので、現在の国保の加入者数、世帯数、そして両方ともお仕事をなさっている方の話ですので、できれば18歳以下ですとどれぐらいになるのかというのをちょっと、漠とした数になりますけれども、見込みを見たいので、お伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

青木生活文化部長。

**○生活文化部長（青木正彦君登壇）**

おはようございます。

国民健康保険に加入している方の状況でございますが、5月末現在で5,771世帯、8,873人の被保険者の方が加入しておみえでございます。そのうち18歳未満の国保の加入者は635人で、19歳以上75歳未満の方につきましては8,238名の被保険者の方がご加入いただいている状況でございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

それでは、人数を確認したところで国民健康保険税の減免についてお伺いしたいと思います。

昨年度に引き続き今回も減免が上がっているわけですが、まずは減免の内容についてお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

青木部長。

**○生活文化部長（青木正彦君登壇）**

今回の国民健康保険税の減免の制度につきましては、総合対策パッケージ（第3弾）の一つでございます、昨年度に引き続き、市独自の減免制度を含め、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うものでございます。

減免の対象となる国民健康保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が定められていたものを、令和4年3月31日まで1年間、対象期間を延長するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

何がしか高い高いと言われている国民健康保険税を減免していただける、それはコロナ関連に限るということなんですけれども、前年度、この減免を申請するにはどうしたらいいのかという、そういう言い方で聞きたいんですけれども、どのようにしたらいいんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

減免の対象となります世帯と減免の基準につきましてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方で3つの要件がございますが、1つ目といたしまして、事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて3割以上減少する見込みであること、2つ目としまして、前年の所得の合計額が1,000万円以下であること、3つ目といたしまして、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万以下であることが基準となっております。

3つの要件を満たした場合の国民健康保険税の減免額は、主たる生計維持者の前年の合計金額により異なるところでございまして、所得金額が300万円以下の場合は全額免除となり、750万円を超え1,000万円以下の場合は減免割合が10分の2となるなど、所得金額によって2割刻みで5段階の減免割合となっております。

ご自分が減免の対象となるかどうか迷われる場合につきましては、ご遠慮なく市民課国民健康保険グループまでご相談いただければと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方は、国民健康保険税が全額免除となるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ご相談にということなんですけれども、ここのやっぱり難しいところは、見込みで申請するというのがどこの時点でどう見込んだらいいのかというのは難しいのかなと思うんですけれども、今年度の所得を見て、前年度よりもこれは3割以上低くなりそうだという見込みをされた方が申請に行かれる。見込みでよいということですね。これについては本当に分かりづらいので、ぜひ相談に行ってくださいということの周知をぜひともしていただきたいなと思います。

見込みの仕方も、やっぱりどこの時点で見込んだらいいのか、1か月なのか2か月なのか、そこら辺も分かりづらいかと思っておりますので、ぜひ分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

また一方、今回のこの補正については、前年度よりも今年度、低くなりそうな見込みについての減免ですけれども、一昨年度から昨年度にかけて、実は3割以上収入が落ち込んでいたけど申請を

忘れていたというような方についてはどうしたらよいか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

昨年度から制度がございますが、昨年度、令和元年度・2年度分の減免の申請を忘れていた方につきましてもご申請いただけますように、今回の条例の一部改正におきまして、減免対象期間を令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税とさせていただきますところがございます。昨年度に申請をお忘れになられた方についても申請をいただけることとなっております。

また、このような方を対象とするため、今回、過年度税過納還付金100万円を補正予算として計上しております。

なお、この財源につきましては、全額県の特別調整交付金となっております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

一昨年から昨年にかけての方も申請ができるということをお伺いしました。これはもう確定しているのだから分かりやすいと思うので、ぜひともまたこれも周知していただきたいと思います。

そして、すみません、昨年度、この減免をどれぐらいされたのか、実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の令和2年度分の実績でございますが、国の基準に該当する件数は52件で、減免額は848万9,500円でございます。市独自の対象件数は5件で、減免額は27万7,000円、合計件数が57件、減免額は876万6,500円でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国の制度と市独自のということで分けて言っていただきましたけど、市独自というのが世帯主だけじゃなくても主たる生計を担う方についても申請ができるという意味で、この5件があったということだと理解したいと思います。

そして、周知について改めてお伺いしたいと思います。

これをどのような形で周知されるのか、そして1点特に言いたいのが、今年申請いただくことについては、見込みなので本人にしか分かりませんが、一昨年から昨年にかけて3割減が見られたという場合は、それがコロナ関連なのかどうなのかは分かりませんが、確実に数字は分かっているわけで、そういう方に個別通知をして、もしこれでコロナ関連で収入が減ったのであれば、どうぞご相談ください、ご申請くださいということの個別通知ができないのかということも含

めて、周知についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

本制度の周知につきましては、市広報やホームページに掲載いたしますほか、7月中旬に国民健康保険税の通知書を送付する際に国民健康保険税の減免に関するお知らせチラシを同封し、制度の周知を図ってまいりたいと存じます。

また、昨年度の収入が確定しているので、3割以上減額になってみえる方に通知はできないのかというご質問でございますが、やはり個人個人の方の収入を前年度と比較するという、そのようなことを私どもが業務として行うというのが、やはりその個人の方のご承諾なしにさせていただくことはいかなるものかと考えますので、前年、前々年等との比較をして個人に通知するということは、業務としてはいたしかねるというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

税を確定するときに、きちんと所得を把握しておられるので可能なのかなと思ってお伺いしましたけれども、本当に市民のために言っていたら分かってありがたいということになれば、させていただくことも可能かと思しますので、また検討いただきたいなと思います。

最後に、これについては財源についてお伺いしたいと思います。

過年度分についての財源が県でということをお伺いしましたけれども、今年度の財源についてはどうなっていますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回、補正予算に計上いたしました新型コロナウイルス感染症に係る減免分781万1,000円の財源につきましては、市単独分を除きます755万5,000円に対しまして、県からの特別交付金といたしまして10分の2の151万1,000円が、それ以外の630万円につきましては国民健康保険事業運営基金から繰り入れるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国の制度に基づくものについて、国から県を通して10分の2を出していただき、残りを市で払うということですね。

昨年度は10分の10国から出ているのではないのでしょうか、その確認と、この基金を使うことによって基金が幾らから幾らになるのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいますように、本制度の昨年度の財源につきましては国から10分の10来ておったところでございますが、本年度につきましては10分の2ということになっております。

また、基金からの繰入れ後の残高といいたいまいしょうか、繰入れ後の基金でございますが、約2,000万円になるものと見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろんな保険の中でも、本当に国保の方は所得が低いということがこんなに課題になっているのに、そこを10分の10から10分の2に減らすという、本当に国としてけしからんことだと私は思いますけれども、その防波堤となって市が対応していただいたということについては評価したいと思います。

次の質疑に移りたいと思います。

今回は、傷病手当金が、また昨年度に引き続き出ておりますので、この内容についてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険の傷病手当金につきましては、亀山市国民健康保険の加入者の方が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、一定の要件を満たした場合に限り、その就労できなかった期間に対して傷病手当金を支給する制度でございます。

その対象となる方は亀山市国民健康保険の加入者で、勤務先から給与等の支払いを受けている人が新型コロナウイルス感染症に感染または発病等の症状で感染の疑いがあり、療養のため連続して4日以上仕事を休んでいる場合に、勤務先から給与等の全額または一部が支給されなかった人が対象となるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今対象のことをお聞きしましたけれども、コロナにかかったか、それに疑わしいということで症状があった方と言いましたけれども、例えば休む理由には濃厚接触者であるとか、いろんなことがあるかと思うんですけれども、そこは含まれないということなんですか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

傷病手当金につきましては、療養のため労務に服することができないときに支給するというふうな考え方に基づくものでございますので、無症状の濃厚接触者の方が休まれた場合というのは、これは対象にはならないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。



○9番（福沢美由紀君登壇）

一般的に傷病手当という、その病気の名前をそんなに固定しないで、指定しないでなされるものですが、国保については傷病手当金というものは今までなかった中で、このコロナ感染ということで改めて昨年度からできた制度と認識しています。

これについて、傷病手当の昨年度の実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

昨年度の傷病手当金の支払い実績でございますが、申請された方はございませんでした。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市で発表された新型コロナウイルスに感染なさった方というので150人を超えていたかと思うんですが、そんな中でゼロだったというのが、ちょっと私も本当に国保の方はいらっしやらなかったのかなあとか、被用者の方はいらっしやらなかったのかなあと思うんですが、この周知についてはどのようにされていて、今年どうされるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

この傷病手当金の制度の周知につきましては、国民健康保険税の減免の制度と同様に、市広報やホームページに掲載するほか、7月中旬に国民健康保険税通知書送付時に色紙を使いまして、ちょっとでも目立つような形にさせていただきながら傷病手当金に関するお知らせチラシを同封し、周知を図ってまいりたいと考えております。

さらには、窓口におきまして国民健康保険税の減免制度とともに、傷病手当金の制度につきましても丁寧なご説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この傷病手当金というのは新型コロナウイルスに限った傷病手当金でありますので、ほかの病気なら、そっと病気になっていることもできるかもしれませんが、このコロナに関しては、どうしても保健所に連絡が行ったりとか、誰も知らないうちに病気になっているということは、ほとんどこれを使おうと思うとあり得ないわけなんですけれども、例えばPCR検査をして診察をして知り得たお医者さんであるとか保健所の方であるとか、やっぱりそこについては、こういう制度があるから市に必ず相談なさいねということをお願いするということをしなないと、なかなか、病んでいて自分が暮らしていただくだけでも生きているだけでも大変な中、こういう制度があって活用しようというところに行き着かないのじゃないかなと思うんですが、そういうちょっと新たな周知についてはどうお考えでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

新型コロナウイルス感染症に感染した方に対する傷病手当金の制度の周知ということでございまして、先ほど議員おっしゃいましたように、保健所や医療機関に対してそういう周知をお願いしたらどうかということでございますが、そのような保健所や医療機関に対しまして制度の周知の協力を今後依頼してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

特に国保の方というのは、所得が本当に低い方が多いというのが一番国も認めている課題ですので、その方々が制度を使いやすいように、その人たちの立場に立った周知を、今おっしゃっていただきましたけど、お願いいたしまして私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、質疑に入らせていただきます。

議案第44号亀山市犯罪被害者等支援条例の制定についてお伺いをしたいと思います。

2006年に犯罪被害者基本法が制定をされ、2021年3月より第4次計画が策定され、犯罪被害者等への支援のさらなる充実が明記されております。今亀山市議会において、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や、犯罪被害者等の生活再建等により犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、この議案が提案をされております。

私は、犯罪被害は一部の人の特別な問題ではなく、誰もが被害者になる可能性があること、被害後、日常生活に戻るまでに時間がかかり、その間の支援が必要であることなどについて、一昨年12月、亀山市における条例制定の必要性を質問させていただきました。今回提案されたことは高く評価をしたいと思います。

犯罪が起こらないまちづくりを目指していくことは基本的なことですが、この条例がいざというときの当事者やご家族の支えとなり、亀山市民が支え手となり得ることを期待して質疑をさせていただきます。

それでは、条文に沿って確認をさせていただきます。

1点目の第2条、定義についてお伺いをしたいと思います。

定義の第1号の犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とあります。この中で、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とはどういったことなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

条例第2条で定義しております犯罪等でございますが、この中のこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為につきましては、この行為として刑罰を科される行為ではないが、それに類似する行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいいます。

具体例としては、DVでありますとかストーキング、虐待などの行為が上げられるところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

犯罪の中でも迷惑行為に当たるようなことを、こういったDVとかストーキング、それから児童虐待等ということでもくられております。

近年、顕著なネットトラブル、こういったこともこの中に、多分「等」の中に含まれてくるんだと思うんですが、ちょっとこれは最後の12条にも関わってきますけど、やっぱり今、このネットトラブルというのはかなり多いので、これが今後、広報的に市民の方に周知をされるときに、DVとかストーキングとか児童虐待等という言葉でくくっていかないで、しっかりと、やっぱりこういった犯罪がこういった迷惑行為に当たるのかということを引きちと周知する必要があるんじゃないかと思いました。これは答弁は必要ありませんので。

それと、第3号の特定犯罪被害とは、どういう内容なのか確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

特定犯罪行為の具体例でございますが、殺人、強盗、強制わいせつ、強制性交、危険運転致死傷、また、私どもあらかじめ資料で提出させてもらいましたものには、これも等でもくらせてもらっておりますが、それに含めるものとして、例えば略取誘拐、それから人身売買がございます。

また、このほかにも故意的に人の生命または身体を害する罪に当たる行為をいいます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

提出いただいた資料の中に支援の仕組みが2つに分類をされておりました。犯罪被害者等に対する支援、またこの中で特定犯罪被害者等に対する支援、こういったことで分けて仕組みが掲載されておりましたけど、少し先ほどのネットトラブルなんですけど、テレビ番組がきっかけで、ネット上での誹謗中傷から当事者が自殺をしてしまったという痛ましい事件がありました。当初はネットへの書き込みですので、多分この迷惑行為という中にあるんだと思うんですけど、これが広く拡散をしてしまって結果的には当事者が自殺をしてしまったという、こういった場合は特定犯罪被害に該当するのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まずインターネットトラブルでございますが、これにつきましては、基本的には犯罪等に当たらない部分が多うございます。ただ近年、先ほどもご紹介がありましたけれども、インターネットやSNSを通じて行われる誹謗中傷など、そういったことを原因として近年では立件をされることが多いところでございます。

そうした中で、侮辱罪、あるいは名誉毀損罪、あるいは脅迫罪等に該当すると判断されれば、私どもで言う犯罪等に当たるものでございます。

結果的にお亡くなりになられた場合というのは、特定犯罪に該当する場合も出てこようかというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

場合によっては特定犯罪被害に該当するという確認をさせていただきました。

では、次の第6条、犯罪被害者等支援窓口の設置等について、お伺いをしたいと思います。

以前の質問の中で、基本法にのっとって窓口の設置は亀山市においてはされていたというふうには聞かせていただいております。今回提出された条例では、相談窓口の設置ではなくて支援窓口となっております。相談ではなく支援の窓口となっている理由について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今回、支援窓口ということで、もともとこれまでから国の犯罪被害者基本法に基づく相談窓口というのはこれまでもございました。今回、この国の法律に基づく各自治体の窓口、この機能に加えて、市で支援してまいります個別の支援策でありますとか様々な相談に応じていくといったり、やはり実務的な各犯罪者の環境や事情に応じて使うメニューでありますとか、もともとから市に支援制度がございます福祉関係の制度をそういった場合に使うことになることも十分考えられますので、基本的にはワンストップ窓口的な体制というか、相談内容が多岐にわたりますもので、そこに対応するためのことということで、単に相談ではなく支援の窓口というふうな考え方が基本にございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

支援の窓口とした理由についてお伺いをしました。

なかなか防災安全課に相談に行こうと思っても、亀山市の庁舎の中で防災安全課がどこにあるのかということが非常に分かりにくいと思います。ただ一方で、この内容というのが非常にデリケートですので、大きな看板を掲げて犯罪被害者の窓口はここですよと書くわけにもまいりませんので、やっぱりしっかりと市民に対しては啓発を求めたいと思います。

それから相談に来られた場合、気をつけなければならない言動等とかあると思います。第2条のこの定義の中には二次被害のこともうたわれております。これは広く、市民とか様々な方による二次被害とか、マスコミによる二次被害とかありますが、私は対応する職員によって二次被害に陥る

可能性も含まれるのではないかと思います、対応する職員のスキルが非常に要求されると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今議員が申されました、対応の際に二次被害として、支援を求められてきたのに、その場で言動や態度によってそういうふうを受け止められてしまって、かえって傷つけてしまうといったこともございます。ですので、私どもとしては、この条例におきましても人材育成として、この窓口の職員だけではなく、広く関連する支援策を持っておる担当部署の職員も併せて、県のみえ犯罪被害者総合支援センター、一定のノウハウ等も蓄積しておりますので、どういった言葉がオーケーで、あるいはどういった態度はよくて、こういうことはNG、相手を傷つけてしまう、同意の仕方とか、単に聞くだけでも安易な言動が相手を傷つける場合もございますので、その辺りの研修もしっかりやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

以前の質問で、ワンストップの対応とか相談の対応を考えているという答弁をいただいておりますが、先ほど管理監のほうからワンストップで行いたいというふうに言っていただきましたので、本当にその時間の経過によって支援のニーズがどんどん変わってくるということで、あのときも急性期、安定期、回復期と支援する内容が変わるということをお伝えさせていただきました。また、医療や福祉の分野にシフトしていくということも考えられますので、しっかりと防災安全課で対応していただくということですので、スキルも併せてよろしくお願いをしたいと思います。

1点、先ほど出ましたみえ犯罪被害者総合支援センター、県のほうでつくられていますけど、この総合支援センターとの役割分担についてはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

具体的な役割分担を現段階で明確に定めておるわけではございませんが、基本的には、まず窓口になります私どもと、それから支援センターのほうで行っておりますのが、そういう個別メニューの事務支援でありますとか付添業務、県の窓口に行ったりするときに付き添ったり、そういう業務があるというふうには伺っておりますので、そこら辺で、実際の運用に当たっては、そこに無駄や二重がないようなやり方で運用してまいりたいと、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

直接総合支援センターのほうに行かれて、亀山市に行くんじゃなくて直接行かれて、そこで支援の内容とかというのが、亀山市にどんなものがあるのかということがきちっと分かっているらっしゃ

らなければ亀山市の個別の支援というのものなかなか伝わりにくいと思いますので、そういったところの連携もしっかりとお願いをしたいと思います。

それから次に移ります。

第7条から第10条にかけて、これは支援に関わる条項となっております。第7条では日常生活の支援、第8条では居住の安定、第9条ではカウンセリングの費用給付、第10条では遺族給付金、重傷病等の支援金の給付というふうになっております。具体的な支援内容が示されておりますが、これらの申請手続は当事者や家族が行うのか、また申請期限があるのか、これは犯罪被害者とか犯罪被害者等家族の場合は、特定犯罪被害の場合は大変な心痛の中で、殺人であれば遺体の確認をしたり、それから様々警察の協力とか、葬儀の手配とか各種手続が物すごくあって時間がかかるということを言われておりますので、サポートできるような体制が求められるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず手続を誰が行うのかといったことで、これは手続と、その次の申請につきましても特定犯罪行為被害者等に当たる方の件になるんですが、基本的には被害を被った者からの申請となるものでございますが、そのご本人が死亡している場合は、これは国のほうでも定めがあるのと同様に、遺族の中から第1順位遺族に申請していただくことになります。

また、本人がおけがをなされたりとかということで、やむを得ない事情によって申請できない場合は、法定代理人、あるいは後見人の申請という形になってまいります。

それから次に、申請の期限でございますが、これは第7条、8条、9条、10条に、それぞれの分野において支援する旨を私どもの条例で定めて、中身につきましては規則のほうで定めることとしておりますが、それぞれに期限を定める考えでございます。今の予定しておることから少し条別でお話しさせていただきますと、第7条の日常生活の支援、これにつきましては、特定犯罪被害を受けた日から1年以内、それから第8条の居住の安定のうちに、転居費用の給付でありますとか家賃の給付、あるいは特殊清掃利用費用などにつきましては、を受けた日から2年以内、それから第9条の精神的被害からの回復については、を受けた日から1年以内、最後に第10条の支援金の給付については、知った日から2年以内、または発生した日から7年以内というふうに定めておまして、考え方としては、日常生活の支援についてはなるべく早いタイミングで、居住の安定については、やはり生活再建の柱になる部分がございますので、それから簡単に次の転居先が見つけれないといったこともあるかと思いますので、長めの申請期限になっております。

また、給付金につきましては基本的に県と同様で、本人さんが意識不明とか、そういったことも考えられますので一定の長期間を取っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

それぞれの条文に従っての対応をお聞きしました。

今回、第7条で日常生活の支援に関しては、具体的に家事支援や配食支援、また一時保育支援な

ど本当にきめ細かな支援内容となっております。非常に評価するところだと思います。

それから居住の支援に関しては、犯罪の内容によっては、もう市内にはどうしても住めないわという方もいらっしゃると思いますので、それについての転居費用や、また特殊清掃費用、これはハウスクリーニングなどだと思うんですけど、本当に細かい支援がなされることが書いてありましたのでいいかなと思っておりますが、市営住宅への優先入居ですけど、この入居期間というのがどれぐらいと想定をされているのか、このときに家賃は発生するのか。

3つ目として、市営住宅にこのまま住み続けたいという希望をされた場合の対応はいかがなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず私のほうから、基本的な私どもの想定しておる考え方で説明させていただきます。

市営住宅の入居につきましては、特段の配慮というふうに定めておまして、この考え方は、転居先が見つかるまでとかの一時的な対応として目的外利用での対応を考えております。利用期間としては原則6か月、あるいは1年間までの利用としまして、家賃に関して言えば、家賃が発生する場合については、ほかのアパートとかと同様に半額の補助を考えております。

家賃につきましては、これまでもDVによる一時避難とか、そういった目的外の利用があったというふうに聞いておまして、ケースに応じて定められるというふうに伺っております。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど危機管理監から答弁がございましたけれども、これまで東日本の大震災とか、DVとか、火災で被害を受けられた方につきましては、市営住宅につきましては目的外の一時的な使用ということで、その都度その都度対応させていただいたところでございまして、期間については6か月で更新ということで、これまでは最長1年ということでございます。

今回、継続して市営住宅に入居をされたいと、そういうご希望がある場合、それはまたその時点で入居の資格等も含めて、当然収入等もあると思いますので、家賃等のことも含めまして、またその時点での判断ということになってまいると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

市営住宅への優先入居に係る様々なことをお聞きさせていただきました。

次に、カウンセリングの件ですけど、補正予算のほうにもカウンセリングの費用が計上されておりましたが、基準単価や人数については資料のほうに記載をされておりますが、これが一般の心療内科等への受診をされた場合を想定されているのか。このカウンセリングというのが、こういった特殊な事例に関しては非常に重要な位置づけがあって、専門的なしっかりとした知識を備えたカウンセラーが必要になってくると思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

先ほどご質問いただきましたカウンセリングの実施につきましては、三重県が実施しました犯罪被害者等実態調査におきまして、犯罪被害者等が支援団体に求める支援のうち、専門家による精神的ケアを希望する割合が極めて高いといったことを受けまして、市の費用負担によりまして精神的ケアを早期に実施すべく定めるものでございます。

実施につきましては、一般の心療科のある診療所、クリニックへ被害者本人が自ら赴いて受診をするといった形ではなく、その心情や環境に配慮したいというところもございますので、まずこれは市の独自の仕組みとして今考えておりますのが一般社団法人の三重県公認心理師会、これは国家資格の心理師さんの会だというふうに伺っておりまして、ここと連携体制を構築して、犯罪被害者等が自らそちらへ来てもらうとかというのではなくて、市のほうで場所を、これも被害者のほうの希望に応じてですが、市で場を設けて早期にカウンセリングを実施して回復につながるように取り組んでまいりたいと、やり方としてはそういうふうなことを考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

安心しました。なかなか1人で、ご家族と一緒にであったとしても一般の診療所に行くというのは非常にハードルが高いかなと思われましたので、またPTSDなども今後考えられますので、またしっかりと対応をお願いします。

それから支援金の給付についてお伺いをしたいと思います。

亀山市独自で支援金を出していただいておりますが、県でも見舞金として遺族見舞金60万、重傷病の見舞金20万、精神療養見舞金が5万という形で支援があるんですけど、1点目として、支援金、県の場合は見舞金になっておりますが、市の場合は支援金となっております、見舞金は一時的なものだなという感覚的には思うんですけど、支援金となると継続性を感じるというか、何かこの言葉の違いがあるのかどうかと、市と県の支援金、見舞金は二重で受け取ることができるのかについて、2点お伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず支援金の名称でございますが、国が給付金、県が見舞金で、それに対して市が支援金ということで、少し意味合いが違うようにも受け取れるがということでございますが、基本的には紛らわしくないように区別するために使い分けておるということで、見舞金的な内容、何かこの名前、名称の違いで使う意図に違いがあるのかとか、そういったことではございません。

それからもう一点、同時に併せて受け取ることができるかということにつきましては、県の見舞金、市の支援金、双方それぞれに同時に受けていただくことができます。また、国の給付金についても同様に受けていただくことができます。

○議長（中崎孝彦君）



森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

国のほうも給付金として、国はなかなか時間がかかるということも聞いておりますので、市のほうは早く出してあげたいということも先ほどからありましたので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

次に、第12条の広報及び啓発については今後どのようなことを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

具体的な内容としましては、まず条例制定後、市民にまずこれを広く広報するために、ホームページや広報紙への掲載、それから啓発物品の準備などを行ってまいりたいと思います。

また、11月25日から1週間は、毎年犯罪被害を考える週間というふうにもなっておりますことから、国や県と合わせた広報活動を行うことも考えていきたいと思っております。

一方で、事業者も、その被害を受けられた方が働いておるということは当然に想定されますので、事業者に対しましては、その犯罪被害者等の置かれておる状況や立場を理解して、そういった方への配慮、重要性について認識をいただけるよう、例えば雇用対策協議会でありますとか、商工会議所を通じた啓発も行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひ市の支援ばかりを並べるのではなくて、様々な支援があるということも啓発の中に入れていただきたいと思います。

次に移ります。

議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について、お伺いをしたいと思います。

まず条例改正の理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

条例改正の理由ということでもありますけれども、今回、災害からライフラインを守る事前伐採事業、こちらを実施する背景でありますけれども、平成30年9月の台風21号におきまして、三重県内におきましては約28万戸に長時間の停電被害が発生したということで、非常に大きな影響を及ぼしておりまして、山間部では停電の原因が約80%は倒木によるものであったということでございます。

この台風21号でありますけれども、本市におきましても停電被害が発生をいたしまして、復旧まで2日ほど要した地域もあったというところでございます。

また、令和元年9月の台風15号でありますけれども、千葉県を中心とした長期的かつ大規模な停電が発生をいたしまして、住民生活や経済活動が滞った上で、また市町の防災システムが機能し

ないというような甚大な被害が発生したところもございます。

こうした台風による倒木被害を踏まえまして、市・三重県・ライフライン事業者が連携し、台風その他の自然災害によりましてライフラインが寸断され、長期的な影響を及ぼすおそれがある樹木を事前に伐採するという事で防災・減災対策を進め、安全で安心な暮らしを守るための事業ということでございまして、三重県では令和2年度に、みえ森と緑の県民税市町交付金事業におきまして、今回の災害からライフラインを守る事前伐採事業に取り組む市町へ県民税を配分できるように新たに防災枠を創設いたしまして、市町と連携してこの事業を積極的に推進するよう取り組んでおるところでございまして、市といたしましてもこの事業に取り組んでいくということでございまして、今回、地方自治法の規定によりまして、ライフライン事業者からこの事業に係る分担金を徴収するため、亀山市農林水産事業分担金条例に本事業を追加するという改正を行うものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

災害の未然防止対策としての意味合いがあるということは今お聞きをさせていただきました。ライフラインというのは電気・ガス・水道とか様々ありますが、先ほどのご説明の中では停電のことばかりおっしゃっていたので、このライフライン事業者というのはどこを想定されているのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ライフラインでありますけれども、対象となりますのは電気・ガス・水道でございますが、市内のライフラインの敷設状況からいいますと、倒木によりまして影響を受けるのは電気だけでございますので、中部電力パワーグリッド株式会社が今回のライフライン事業者に当たるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

それでは、この樹木がかかってライフラインが止まらないようにする、この樹木を伐採するわけですね。その伐採される範囲ですけど、道路上なのか山林なのか、個人や事業所等の公でないところも含まれるのか、その範囲についてと、それから伐採する判断は誰が行うのか、ライフライン事業者なのか行政なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

伐採するまず範囲ということでありますけれども、こちらにつきましてはライフライン事業者、過去の被災状況、また配電線の状況ということから、事業の実施候補地というようなことは、大本の資料については情報提供とかは中部電力パワーグリッド株式会社からいただきます。

その範囲でありますけれども、あくまで倒木があったときに、電線に影響を及ぼす範囲の樹木と

ということでございまして、森林所有者、個人の方の森林も対象になってくるということでございまして、市・三重県・ライフライン事業者で、その伐採箇所につきましては、今後協議会を設置した上で合意を図って、市が事業主体として実施をしていくというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうすると、判断は誰が行うのかというふうにお聞きしましたが、協議会の中で判断していくということですか、その点についてお伺いしたい。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

その箇所につきましては協議会の中で合意形成を図るというものでございまして、あくまでそれについては森林の所有者の方の同意があるということが前提でありますけれども、箇所については協議会で最終的には合意形成を図っていくというところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次の費用負担と財源についてお伺いしたいと思います。

100分の50、半分を事業者が負担するとありますが、残りの2分の1は市が全額負担するのか、また財源はどうなっているのか、財源は森と緑の県民税とさっきおっしゃったんですけど、市がそれは2分の1は負担するのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この費用負担の割合ということですが、まず三重県の災害からライフラインを守る事前伐採事業実施要綱の規定に基づきまして、ライフライン事業者が事業費の2分の1を負担するというので、それについて今回条例改正をさせていただいております。

残りの2分の1でありますけれども、そのうちの半分、全体としては4分の1になりますけれども、こちらは三重県がみえ森と緑の県民税の新たに設けた防災枠から支出をするということで、残り全体の4分の1になりますけれども市の負担ということで、三重県から交付されてまいりますみえ森と緑の県民税の市町交付金、こちらを活用して事業を実施するということになりまして、ライフライン事業者が全体の2分の1、県が防災枠で4分の1、市の負担が4分の1でありますけれども、それは県民税を活用するというのであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

財源についても確認をさせていただきました。森と緑の県民税の県の部分と、あとは市町交付金の4分の1は市のほうで、その中から負担するというのでお聞きしました。

今後のスケジュールについて、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後のスケジュールでありますけれども、条例改正の議決をいただきましたら、速やかに市・三重県・中部電力パワーグリッド株式会社の3者で協定を締結したいと考えております。

その後、3者による協議会を新たに設けまして、市が作成する事業計画について協議を行いまして、合意を得た後に事業を展開してまいります。

○10番（森 美和子君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時12分 休憩）

---

（午前11時21分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

議案第44号亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について、私も質疑をさせていただきたいと思っております。

大きく3つ用意しましたが、2番、3番について、受入れ体制、あるいは具体的な支援内容については、この後も様々な議員が質疑をされると思いますので、時間がありましたら少しやりませけれども、この1番の条例制定の趣旨と内容についてを質疑させていただきたいと思っております。

この条例は、国の犯罪被害者等基本法に基づいて、国だけでなく地方公共団体も被害者支援の施策を制定し実施する、その責務が明記されておるから、それに基づいて全国各地に条例やら、あるいは要綱の中で整備されていると。県内においても29市町のうち18ぐらいですか、条例ないし要綱等で整備されているとは聞いています。

それで、冒頭、市長に伺いたいと思っております。

市長もこの案件につきましては、マニフェストにも条例を早く整備したいという意思をマニフェスト等で伝えていただいております。これは、犯罪被害者というのは非常に個人的なといいますかプライベートな、あるいはデリケートな面が多くて、今までは社会的には、どちらかというところと隠匿といいますか、伏せてきた事案であったように思います。それらも含めて、市長はこの犯罪被害者の支援に対して大きな行政課題と捉えたと、条例を制定した趣旨について、考え方について確認をしたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この条例制定についての基本的な考え方、市長の考え方はというお尋ねでございました。

ご紹介いただきましたように、犯罪被害者とその遺族は、長年その権利が尊重されてきたと言いはり難いばかりか、十分な支援を受けられず社会の中で孤立することも多々あり、さらには犯罪等の直接的な被害にとどまらず、その後も二次的、副次的な被害に苦しめられることも少なくない状況がございました。こうした状況を踏まえまして、先ほど森議員も触れられまして今議員も触れられましたが、国において平成16年に犯罪被害者等基本法が制定をされまして支援の機運が高まってまいりました。

また、平成28年の第3次犯罪被害者等基本計画におきまして、地方公共団体における犯罪被害者等支援に資するよう、初めて条例制定等について言及がなされました。そして、平成30年頃までには31道府県で条例が制定をされました。

その一方で、県にも市町村にも全く犯罪被害に関する条例がない、いわゆるゼロ条例県は、残念ながら三重県を含む7県となっております。

ご記憶もあろうかと思いますが、平成30年6月に朝日町での女子中学生殺人事件のご遺族が三重県知事に手紙を送ったことを契機として、一昨年の県条例の制定、以降の県内6市10町での条例制定、2町の要綱制定ということにつながってまいったと認識をいたしております。

また、時を同じくいたしまして、その当事者であるご遺族が本市を訪ねられまして直接お話を伺う機会がございました。

ある日、突然の悲劇によりまして、ご家族が直面されたご経験を通じて、行政、司法制度の冷たさ、世間の好奇心やうわさ話などに苦しめられたことなどから、その社会的な改善を強く訴えられたことが印象に残っております。私自身、公の支援の必要性を痛感いたしまして、検討を重ねて、さきの政策公約に掲げたところでございます。

これらを背景にいたしまして、いつ被害者となるか分からない市民一人一人が我が事として犯罪被害を受け止めて、日常生活の万が一に備えた安心の共生社会のために、今、この条例を制定しようとするものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。社会の中で孤立する方々、犯罪被害者がこれを、社会的改善を求められているんだと。

私の一方での質問は、非常にプライベートな問題が、デリケートな問題が行政課題に上がってきたことに対してどうかなというような答弁もいただきましたんですけども、この点については、例えば今まで本当にプライベートな婚活活動を、行政が公の信用を宝に婚活活動をやってみたり、学童保育なんかもそうなんです、これは本当に昔はおじいちゃん、親が学校から帰ったらうちで面倒を見るというのが、もう学童保育は、もうこれは完全な今の近代的な社会的な事業になってきたとか、まさに行政課題の多様化といいますか、複雑化が見られてくる。もう本当に様々な案件が、

もはや行政だけでは片づけられない、太刀打ちできない、その意味では様々な主体の取組、あるいはその費用の分任の考え方ですね、これをどういうふうに組み立てるかが、その力を試されているなというのは思います。

それでは本題に入ります。

この条例を、この1条の目的から3条、基本理念、ずうっと読ませていただいたんです。私の本当に雑駁な理解なんですけれども、この支援条例制度は大きく分けて2つだと思うんですね。理念とかそういうのは別として、いわゆる7条からの特定犯罪被害、これは先ほど説明がありました。殺人、強盗、強制わいせつ、強制性交、危険運転致死傷等、これには様々な支援施策を講じるんですね。先ほど言いました日常生活の支援や入居、あるいはカウンセリングや支援金等、これがありながら、特定犯罪被害以外の犯罪被害者が、あくまでもこれは相談や関係団体、あるいは支援団体への紹介、調整にとどまっているんです。

そういう中で、この基本理念である第3条3項をどう読めばいいかという疑問をしたいんです。3条3項にはこう書いてあるんです。犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるように努めなければならない。つまり、特定犯罪以外の方にも必要な支援が途切れることなく提供されるように努めなければならない。実態は、相談や関係団体への紹介等、調整だけなんです。特定犯罪以外の方のケースによれば、特定犯罪被害者と同等、それ以上に支援が必要な方が見えるはずなんです。

その意味で、この条文の合理性はあるのかと、少し3条3項が非常に上滑りしないのかなあという感を持ちました。しっかりと説明をしていただきたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

#### ○危機管理監（豊田達也君登壇）

議員から理念に対して内容がどうなんだと、こういう整理の仕方がどうなんだというご質問でございます。

先ほど紹介いただきました理念におけるこの第3条第3項は、必要な支援の途切れのない提供として定めております。この理念に基づきまして犯罪被害者等支援を行うに際しましては、その対象者を犯罪被害者等と、これは広く犯罪を捉えたもの1つと、もう一つは、より重大なものとして特定犯罪被害者等とに応じてそれぞれ定めております。

前者のほうは刑罰を科せられる行為に加え、相手方に有害な影響を及ぼす行為まで広く犯罪等と捉えて規定しております。後者のほうは、その犯罪被害者等のうち、より重大な被害を受けたものと捉えて規定しております。

このように整理しておりますのは、全ての犯罪被害者に個別具体的な支援を行うというのは、なかなか現実的には難しいといったところがございます。そういった意味で、より重大な被害を受けた者とを区分して、区別して支援することにつきましては、この当該理念に対して理論的にも実務的と申しましょうか、実施上も合理性があるというふうに考えております。

また、県の見舞金制度におきましても、そのような同様の整理というふうになってございます。そうしたことから、私どもとしては、こういう体系的整理をさせていただいたというところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

上手に答弁してもらいますけれども、やはり理念の中で、基本的には全ての犯罪被害者等に対して必要な支援を途切れることなく提供をされると言いながら、今の答弁ですと、これは全てだと現実的ではないということですね。だから、より重大なものに対して支援をするんだと。だったら、ここの3条3項は、これをしっかり区分すべきではなかったのかなと私は思うんです。

それと、この後で質問するんですけれども、この基本理念を求める中で、総合的に、あるいは計画的に、さらにこの基本理念が実際に実現できるよう、さらに高みを求めて、この制度が進化するとかそういうものであれば、この3条3項というのは基本理念というのは生きてくると思うんです。進化をするというような形のものの中でここへ置いておくと、少しハードルを高くしながらも置いておくという形であれば理解できるなという感想を持ちました。

次にまたやりますので、次の項に移りたいと思います。

そういう意味では特に福祉の関係もそうなんですけれども、対象区分をはっきりせざるを得ないんですけれども、してしまうといろんな制度の狭間の中で苦しむ人を生んでしまう、これが現実だと思います。

それでは、まとめて3つ簡単に確認したいです。

特定犯罪行為の認定はどこがするのかと、警察なのかな。あるいは、それにより支援の対象であるなしの判断はどこが、あるいはどこの機関が下すのか。それから認定、あるいは支援の対象の基準は、国・県、あるいは市、これはほぼ同じとして見ていいのか、これだけちょっと3つ確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず、特定犯罪行為につきましては法律を引用しております、そこに認定といった手続があるかどうかは定かではございませんが、その容疑や罪状を決めるのは警察や司法機関となってまいります。

また、支援対象のほうにつきましては、国や県と同様に定めた基準によりまして市が判断するというように予定をしております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

特定犯罪行為の認定は、警察または司法機関ということですね。認定、国・県・市はほぼ同じということでもいいわけですね。そうしてみたら、例えばこの後も質疑もあると思いますけれども、重複する窓口審査とか、これらは、もう本当になくすような運用を図っていくべきだというふうに思います。

それでは、実効性について確認をさせてください。

支援条例の1条の目的の中にも、それから4条2項の市の責務の中にも犯罪被害者等支援を総合

的かつ計画的に推進しという記載があるんですけども、私は、この計画的にというのが非常に気になったんですね。先ほども言ったんですけども、このうちの条例は、この基本法に基づいて亀山市としての一つの標準装備として整備するんだと。もちろんその趣旨とか、これはしっかり理解した上であるんですけども、計画的にという言葉を見ますと、先ほども言いましたけれども、この条例は条例の趣旨にのっとり、さらなる高みを求めて発展的に、計画的に推進をするのかということですよ。一つの例が特定犯罪被害者等以外に対しても、先ほども言いましたけれども、途切れのない支援をしていく、計画的に進化していくのか、あるいは進化させる気概があるのかという質問をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

議員のほうから、計画的にそれはバージョンアップしていくのかというような趣旨も含めた質問だと思います。

今回のこの犯罪被害者等支援につきましては、主にケースに応じた対応というふうになってきますことから、系統的に施策を位置づけ、その進捗や課題に応じて改定していくといった、いわゆる行政分野別の計画、そういったものの策定を考慮しておくわけではまずございません。しかしながら、本条例では、基本的な事項をはじめ具体的な支援策を犯罪被害者等と、そのうちの特定犯罪被害者等との対象者別に区別整理して定めておりますほか、情報管理や人材の育成など体制的な事項までを定めております。

このように、支援に際し必要となる事項を体系的かつ具体的に整理し規定することで、支援全体を計画性を持って進めていこうとするものでございます。

また、議員申されました、必要に応じて一般のといいますか広めに捉えました犯罪被害者等への支援などをバージョンアップしていくのかということにつきましては、基本的には個別の施策については規則のほうで、金額でありますとか、期限でありますとか、回数でありますとかも定めることとなりますので、そちらのほうは必要に応じた対応というふうなことになってまいろうかというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

実効性、計画性ということはあるんですが、実効性についてちょっと確認をさせてください。

法務省によれば被害届の実態として、性犯罪は約14%、DVは11%、ストーカーは21%の被害届しか出ていない、これは19年の数字ですから最近はどうなのか分かりませんが、あるいは今年の1月までに、こういう支援条例等が施行された322の自治体の中で126の自治体は、実際には支援金の支払いがゼロということなんですね。いわゆる実効性が少ないといいますか、だから思いがけない犯罪によって人生をめちゃくちゃにされて路頭に迷わされて、そんな方に手を差し伸べてあげたいという気持ちは誰もが持つんですけども、でも実効性が伴わない脆弱な場合は、時として、私は言葉はあれですけど、物見遊山といいますかね、そんな制度に成り下がってしまうというふうに思うんです。



担当局として、この実効性についての課題、あるいは少しでも支援、あるいは手助けの実効性を高める工夫、今後、今言われましたこの規則の中で対応していくということなんですけれども、今後規則の中でどういう示し方をするのか、今の考え方を聞かせてください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

本制度の実効性につきましては、いかにして、今も議員ご紹介いただきましたが、制度の活用度の低さ、これは様々な状況であったり理由があると思いますが、こういう条例、制度を整備するに当たりましては、やはりいかにして被害者等の希望に応じて制度を活用いただくかということは、非常に重要であり課題であるというふうに認識をしております。

まず具体的な方策としましては、今後、実際の運用上、警察でありますとか県等の関係機関と協議し詰めていかなければいけない部分もございますが、事件が発生した場合は、まず犯罪被害者等を把握して接することになりますのは警察機関となりますので、そちらとの連携、例えばリーフレット等を活用して、本市も含めた行政の支援制度やこういった窓口があるかということ、そちらのほうでの共有、案内をしていただくことも重要であり、そういうことも考えてございます。

その後、犯罪被害者等の希望に応じて、窓口において被害者等が直面する様々な問題の相談を受け、利用できる支援制度に関する情報でありますとか医療機関に関する情報などの提供、あるいは助言を行い、個別の手续に進めていくこととしてございます。

こうした運用におきまして、警察でありますとか県などの支援機関と必要に応じて、今も議員申されました、情報共有することで手続を効率化していくといったことのほか、分かりやすい制度案内などによりまして、突然に犯罪に巻き込まれた犯罪被害者の環境や心情への配慮、あるいは負担軽減に努めながら寄り添った対応をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

2番目として、支援窓口の設置と受入れ体制と書いてあるんですけれども、これもあれなんですけれども、その後の専門性についてということでも心理師の活用、県との連携と。岐阜県では職員の心理師取得なんかも推進しているし、大分県では支援コミュニケーターの発掘等々、県との連携もある心理師あたりは亀山市にも見えると思うんですけれども、私の認識ですと、どちらかというところと児童の専門家が多いんじゃないかなという思いもします。

それで、この部分はこの程度において、私は特定犯罪被害者等に対する支援策について、ちょっと確認だけさせていただきたいです。

この亀山市犯罪被害者等支援条例の概要ということで資料を頂きました。それで、2ページ目から具体的な内容についても書かれているんです。7条の日常生活の支援に対しては、例えば食事、宅配サービスを利用した費用について給付をしますとか、それじゃあ宅配でなかったら駄目なのかとか、外食は給付されないとか、あるいは賃貸住宅でないと支援がないのかとか、細かく読むといろんな疑問が生まれてくるんです。あえて当たり前のことなんですけれども、今回の条例制定は、この具体的な支援施策、これも含めて我々が賛否の可否を求められているのか、これは単なる参考

程度なのか、あるいは今のところの基準なのか、幾らでもフレキシブルに変えていくよということなのか、これをちょっと確認だけさせてください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今回、資料、条例の概要とそちらのほうでお示ししておりますのは、この条例案を審議いただくに当たり、それぞれの条文がどういったことを市として想定しているのかというものを説明しているものでございます。特に第7条から第10条の具体の給付項目でありますとか、金額や内容は規則のほうで定めることとしておりますので、そういった部分へのご指摘とかご意見については、基本、規則対応になるものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いろんなことを想定しながら、今のところ考えられる基準を示したんだという答弁です。

規則等で決めていくということなんですけれども、規則っていつ我々に示されますか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

基本的に規則は条例施行のための例規になりますので、条例施行の段階には定めて、何らかの形でお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

7月1日ということですね。7月1日、今6月の……、ねえ、大変ですね、これ。

あとちょっと、私、こんな文章を読んだんです。奈良県で60歳の母親が殺害をされました。38歳の娘さん。まちから離れないと生きてはいけなかったと。ホテルなど点々としながら捜査に協力し、立入りが許された後、一晩だけ実家に泊まった。恐怖と、なぜ自分がどうにかできなかったか、助けることができなかったのかという自責で夜も眠れなかったと。近所の風景を見るたびに母との思い出が想起され、心を痛めた。裁判が一区切りついて私は関東に引っ越したという文を読ませていただきました。

市営住宅への優先配慮も具体的な支援策としてあります。先ほどですと、もう市営住宅というのは一時的であると。引き続き住居へ居住したい場合は資格審査の中で決めていくということなんですけれども、ちょっとこれは、亀山で何らかの犯罪被害に遭われた方が、私は亀山にそのまま居住される、一時的であっても、あまり私は想定は少ないなというような思いがします。

市営住宅に関して言えば、例えば他の三重県であつたら市町との連携の中で、特定犯罪被害者等がこういう形で市営住宅を希望しているんだけど、そういうような連携みたいなのを、これは一つの実例ですけれども、そういうような連携を図る意味で、計画的に規則等でやっていくという用意はありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

議員のほうから実例を挙げて、犯罪被害者等の事情に沿って他市町との連携、市営住宅なども含めてということをごさいますて、例えばこの条例については、まだ三重県下で議員のほうからご紹介がありましたように、29市町のうち18市町と。具体的な住宅でありますとか日常生活の支援のメニューを持っておるとも限りません。条例は定めておっても支援金まででありますとか、そういったことを踏まえますと、私どもは、例えば市外転居をした場合に、じゃあ転居先でどういった支援策があるのか、それについては私どものほうは、基本的には犯罪を受けたときに私どもの住民であった方に対して支援するという基本を持っておりませんが、行った先で全く支援の制度がないでありますとか、県のほうではあるんでしょうけど、一般的に県は見舞金までというふうなところも多いようですので、そこは行かれた先の自治体さんとの連携といった部分は重要になってこようかと思っておりますので、そういった取組はしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

重複をする質問になりますが、例えば先ほどの県の見舞金とおっしゃった60万ね、最悪の場合、それから亀山市が30万ですか。今回、先ほど言ったんですけれども、県が支援金の支給を決めたら、もう市は何のチェックもなしにもう支払っていくと、あるいは市がそれを決めたら県のほうもそれに乗じて素直に、本当に、もうこういう事件、犯罪の姿、あるいは様子を説明するだけで、もう被害者はとんでもない僕は苦痛になると思う。だからその意味で、先ほどもワンストップ窓口とか国の基準、県の基準、市の基準もほぼ同等だと言うなら、もうそのぐらいの覚悟で支援をしてほしいと思います。

それから重複しますが、今からも様々な議員が各支援策について意見、あるいは質疑があると思います。やはり7月1日までに規則を云々、非常にタイトなスケジュールなんですけど、こういう規則の中で柔軟な見直しを求められますが、それに十分対応していくという覚悟であるかということ、もう一度だけ確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今回いただいた、特に運用上の話でありましたり、それから個別施策の部分につきましては、いただいたご意見、ご指摘を踏まえて速やかに準備をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

速やかにフレキシブルに対応していくということで、この議案質疑が生きた議案質疑になるように望みたいと思います。

まとめとして、全国には48か所の犯罪被害者支援センターがあるらしいんですね、北海道で2

件、あと県に1つずつ。ここ5年で相談件数は約2倍に膨れ上がって、そして、それに伴う人件費等で大半は赤字であるという報告も見ました。行政の支援はそんなところにも私はあるように思います。あるいは、犯罪被害者の会とか、あるいは関係するNPOへも私は積極的に支援する、こういう形も、やはり亀山モデルとしてあっていいと思います。

日曜日の朝日か中日の社説の中に「水は流れていけば腐らない」というタイトルを読んだんです。この条例を制定するに当たって、各地方公共団体が標準装備としてぽつと条例をつくったんだから、出したことに満足せずに、常に水が流れるような、ただの飾りにならずに、被害者に少しでも寄り添える、そんな施策、あるいは実効性の伴う支援になるように、今、管理監がおっしゃったようにフレキシブルに対応していってもらいたいと思います。

私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時58分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

まず、今この瞬間も新型コロナウイルス感染症の療養中の皆様にお見舞い申し上げますとともに、あと早期回復をお祈り申し上げたいと思います。

また、本日こうして本会議が開会され、こうして登壇できますのも、感染防止対策の最前線で働く医療従事者の皆様をはじめ関係者の皆様、ワクチン接種室など職員の皆様のご尽力によるものと心より敬意を表したいと思います。感謝の気持ちを胸に、いただいた時間を有効活用できるように質疑を始めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、議案第44号亀山市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

2019年に三重県犯罪被害者等支援条例が成立いたしました。その後、県内の各市町でも条例が制定されてまいりました。大きなきっかけとなったのは、午前中に市長の答弁にもございました、2013年朝日町で発生した中3女子死亡事件。そのご遺族が犯罪被害者を支援する条例の制定を求めて、知事や県内全29市町の市長、町長を約2年半もかけて訪問、条例化を要望してきた活動の成果が大きいものと考えております。

当たり前のことですが、私たち自身が加害者にならない誓いはできるものの、いつ誰がどこで犯罪被害者になるかは分かりません。被害者の立場に真に寄り添った、安心・安全な共生社会の礎となる、セーフティーネットとなる条例にしなければならないと考えております。

その上で、1番、犯罪被害者等支援窓口の設置等について伺っていきたいと思います。

午前中の議論でもございましたが、相談窓口ではなく支援窓口としての在り方をさらに伺ってい

きたいと思います。

まず、ワンストップサービスという表現がございました。市のあらゆる部門にまたがる支援制度に関してはワンストップで対応するという趣旨の答弁、午前中にもございました。

それでは、三重県などその他の関係機関、県もそうですが、司法支援センター、みえ犯罪被害者総合支援センターや民間団体など、そういった団体に関しても、市が窓口となってワンストップ支援で実現していくことができるのかどうか。被害者の心身の状況次第ではそのような支援も求められてくると思います。午前中の議論では、市が場を設けて、県の公認心理師会に来てもらってカウンセリングを実施するという話もございました。県のあらゆる関係機関が連携してきめ細かい支援を実施するワンストップ窓口の在り方について、伺っていききたいと思います。お願いいたします。

**○議長（中崎孝彦君）**

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田危機管理監。

**○危機管理監（豊田達也君登壇）**

犯罪被害者等支援に係る外部との連携、またワンストップの取組ということでございますが、機関としては、警察機関、あるいは三重県、それから公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター、あるいは法テラスのほか、民間支援団体なども想定に入ってくるというふうを考えております。

まず警察機関は、やはりいち早く犯罪被害者等に接触する機関であり、国の給付金制度の窓口として、三重県警察本部の被害者支援室が窓口部署になるというふうになっております。それから、また三重県につきましては、見舞金制度をはじめとして、その他の支援施策の窓口を設置しております。また、みえ犯罪被害者総合支援センターについては、給付金の受付支援や相談、手続への付添いなどの業務を行っております。さらに、法テラスにつきましては、無料の弁護士相談でありますとか裁判費用の立替えなど司法関係の支援を行っております。

こうしたいずれの庁外の関係機関につきましても、必要に応じて私どもが伺って同席するでありますとか、私どもに来ていただいたときに、可能であればこちらに来ていただいて、なるべく被害者側の負担を減じるような対応を取ってまいりたいというふうを考えてございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

状況によっては、市のほうが同席、もしくは県をはじめ各関係機関にこちらに来ていただくようなことも含めて、ワンストップに支援をできる限りきめ細やかにやっていくという、そういった答弁であったと認識をいたしました。ぜひ寄り添った支援という形でお願いをしたいと思います。

そして、続きまして、その中で支援として1つ、アウトリーチということに関してでございます。

犯罪被害というのは自然災害とは違っていて、人間が人間に対して攻撃することによって起こる被害であります。被害者にとってこの社会は安心・安全であるという概念を破壊され、人の目が怖くて外出もできない、そういった状況に陥ることも想定されます。被害者やその家族のニーズに合わせた支援が求められますので、窓口を構えて申請を待つだけではなく、被害者やそのご家族の元にこちらから出かけていくというような、そういったアウトリーチの支援も必要になってくると思いますが、その辺りどのようにお考えか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

アウトリーチにつきましては、議員も先ほど述べられましたように、本人の犯罪を受けた被害の状況によっては、市役所でありますとか、そういうところに出向くことそのものに対して非常にハードルが高いといいたいでしょうか、厳しい面がある場合も多々想定されますので、これについては、まず大きな話として本人の希望に応じまして、被害者宅を訪問しての相談対応、これは大きく考えられるところだと考えております。また、メールでありますとか、郵送での相談、そういったことも被害者の負担軽減の面からは必要であろうと考えておりますので、そういうやり方も工夫してやってまいらなければいけないというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おっしゃるとおり、被害者の置かれた立場やその対象というのは本当に様々だと思います。

例えば、子供に対する支援をどう考えるかというものもあるかと思っています。第3次犯罪被害者等基本計画によりますと、犯罪被害者の幼い兄弟に対する支援の重要性、こういったものも述べられております。

かつては、子供は事件のことを理解することができず、悲しみから早く立ち直ると考えられてきましたが、実際は、事件後に兄弟が不登校、深夜徘徊だとか、そういった問題行動、鬱状態に苦しむ、そういったケースが多いとされています。子供が犯罪被害に遭った直後の親、本来であれば親がセーフティーネットとあるところですが、親自身も混乱しており、その兄弟のサポートというのは後回しにされがちです。なかなか市役所の窓口で直接来られない子供でも相談できる支援窓口として、例えばSNSだとか、先ほどおっしゃったように対面以外での多様な手段というものも考えられると思います。こういった利用しやすい支援、あらゆる主体に行き届く支援、その窓口の在り方というものに関しての考え方を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

兄弟の、子供さんになるかと思うんですが、こういった状況に陥った場合の支援ということにつきましては、これは子供に対する支援と、広い意味ではそういう中の犯罪被害を受けた場合、あるいはそれ以外でも小さいお子さんでありますと、いろいろな発達の問題でありましたり、あるいは虐待の問題、そういうところは既存の制度の中においても対応できるメニュー等はございます。

現在におきましては、主に子ども未来課のほうでそういうことを所管しておりますが、例えばこういう場合になったときに、一つのツールとしてSNSというご提案もございましたが、これについては特に若い層にとっては非常に相談しやすい環境になりますことから、あとプライバシーの観点でありますとか、受信体制上の課題、そういったところも踏まえて検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

被害者のあらゆる状況を想定して、窓口の在り方、柔軟に、午前中もありましたけど、規則だとか今後の検討の中でぜひ盛り込んでいただきたいと思います。と思っております。

それでは、2番目の特定犯罪被害者等への具体的支援施策についてに移りたいと思います。

支援内容の全体像について、まず伺いたいと思います。改めて支援内容、全体どういったものがあるか、一度全てそれに関して説明をお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

特定犯罪被害者等への具体的支援でございますが、まず第7条の日常生活の支援として、調理や洗濯、買い出しなどのサービスを利用した際の家事援助費用の給付、あるいは食事宅配サービス利用費用の給付、また一時保育費用の給付を予定しております。

次に、第8条の居住の安定として、市営住宅入居への特別の配慮、午前中も少しございましたが、これのほか市内外に関わらず転居に要した費用の給付や、賃貸住宅家賃の給付、あるいは居宅が犯行現場となったことに伴います特殊清掃利用費用の給付を予定しております。

次に、第9条の精神的被害からの回復として、公認心理師によるカウンセリング費用の支援を予定しております。

最後に、第10条の支援金の給付としまして、特定犯罪被害者等はその被害によりまして各種手続等の必要から労務時間を失い収入が減少する一方、費用支出が増加するといった経済的困窮が予測されるため、その負担軽減のために支援金を給付することといたしております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

基礎自治体の犯罪被害者支援といたしましては、県条例や関係団体の支援ではなかなかカバーできていないような、きめ細やかな支援施策というのが求められていると考えています。

先ほどの答弁内容からも、支援施策についてはなかなか充実している、決して他に劣るものではないというふうに認識しております。ただ、きめ細やかさについては、上げてしまうとこれは切りがありません。

例えば兵庫県明石市では、ほかにも日常生活の支援として、介護を行う者の派遣に係る支援、教育関係に要する費用の補助、住居の復旧及び防犯対策に要する費用の補助、宿泊費用の補助、就労準備に要する費用の補助など、また経済支援でも、真相究明についての支援、各種裁判に出席する場合の旅費の補助、ほかにも弁護士への法律相談費用の補助など、これでもかというほどに被害者の置かれる様々な状況を想定して支援施策というものが講じられております。

どこまで支援施策を整えれば十分かという基準を設けるのは非常に難しいところなんですけれども、亀山市としては先ほど答弁していただいたような支援内容、どのような方針に沿って講じたのか、それを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

制度構築の基本的な考え方になろうかと思えます。ですので、それに沿って全てが一致しておるというわけではございませんが、基本としましては、このメニューを、制度を構築するに当たりまして、ほかの支援と重複、あるいはほかの支援で対応できるもの、またあるいは必要度の高いものなどを考慮して優先的なものを定めるといった考え方によって構築しております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ほかと重ならないようにということで、足りない部分に関しては講じているという、そういったところかと思いました。各機関と連携していく中で、スムーズにその支援が被害者の元に届くように、そこの風通しをよくしていくということが重要になってくるのかなと感じております。それに併せてその支援施策、今後拡充していく方針についてもまた伺おうかと思いましたが、午前中の議論の中でも、規則の中で対応していくという答弁がございましたので、そこは運用していく中で、窓口の設置なり、実際に被害者の方と対応していく中で、必要な支援というものを亀山市として調査もし、こういった新しいものが必要ということがあれば、ぜひそこは柔軟に対応していただければなど、今後も拡充も含めて検討していただければなど考えております。

それでは、細かいところに関してはまた後ほど質疑もあると思えますので、私は次、3番目の二次被害の防止についてのところに移りたいと思えます。

本条例では二次被害の防止のために様々な規定があるということは、率直に評価をしたいと思っております。二次被害の定義を明確にして、二次被害の状況に応じた支援を推進するという、こういった基本理念も掲げられております。市民及び事業者の責務として、二次被害が生じることがないように十分に配慮するよう規定もされております。ほかにも二次被害の防止について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行う、こういった規定も掲げられております。

さきに上げた朝日町の事件のご遺族は、二次被害に関して家族を何回も殺されたと語っております。最愛の家族の命が奪われただけでなく、実名報道、冷酷な行政手続、元少年から届かない謝罪など、悔しい体験の数々が何度も殺されたという思いにつながったのだと思えます。

そこで、この二次被害防止への取組でございますが、本条例によって犯罪被害者の二次被害防止に関してはどのような取組を実施していくのか、確認をしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

具体的な取組といたしましては、第5条、市民及び事業者の責務、先ほどご紹介いただきましたが、で定めておりますとおり、市民及び事業者には、社会全体で犯罪被害者等に対する理解を深め、支援の輪を広げていただくことや、市が実施します支援施策に協力いただくこととしております。

また、第12条の広報及び啓発に定めておりますとおり、市民や事業者に対しリーフレット、広報紙、ホームページなどを利用し、犯罪被害者等が置かれている立場、状況を広く周知することで理解いただき、被害者等に対して配慮することや、また事業者においては就業形態、その被害者と



なられた方が勤めておられます事業所での就業形態や福利厚生制度の整備に努めていただくことなどで、総合的に二次被害の防止につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そこでちょっとSNS、またインターネットトラブルという表現も午前中ございましたが、SNS被害についてちょっと確認していききたいと思います。

本条例で規定されている二次被害の定義にも、インターネットを通じて行われる誹謗中傷ということが明記されております。

さきに上げた朝日町の事件におきまして、SNSで被害者の写真が拡散されたり、夜遅く1人で歩いていたのがいけなかったのではないかと、検索願を出すのが遅かったのではないかと、こういったコメントが並び、家族の心に追い打ちをかけました。

被害者や支援活動にとって、SNS、ネットトラブル、こういったものによる二次被害、実害が大きいとされております。対策に即効性はありませんが、SNSは若い世代の利用率が高いので、例えば学校教育での犯罪被害者支援の啓発、こういったものも有効ではないかと考えています。他の自治体の条例では学校教育での啓発というのを明確に規定しているものがあったりもします。

SNSによる二次被害、ネットトラブルの対策について、どのような取組を想定しているのか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず、学校全体の啓発等の取組としまして考えておりますのが、二次被害を防止するためにリーフレットやチラシを作成し配布することなどを考えております。

また、学校の中で教育面におきまして、人権教育の一環として、犯罪被害者本人の講演でありますとか、そうしたものを活用した教材、ビデオなどを通じて啓発を行っていくことも考えてございます。

また、一方で、今ご指摘のSNSの使い方につきましては、今回、朝日町の件でも非常に憂慮すべき状況だったというふうなことは私どもも認識しておりまして、ただSNSの使い方、それが犯罪被害、あるいは単なる悪口、誹謗中傷、SNSの使い方によるところが多いのではないかとこのふうなことも考えておりますので、そこは若年世代、市でいいますと小・中学校とするのであれば、教育委員会と連携した取組というものの中に、SNSの使い方といったようなことも、今もあるのか分かりませんが、少しこういう犯罪被害者等支援条例の制定を機に、そういった面の強化というふうなことも考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今回この条例が亀山市に成立した折には、ぜひそういった意識、市内、これは市内に限った話じゃないんですけども、若者をはじめ市民の皆様にもそういった意識が浸透するように何とか啓発、

普及活動をお願いしたいと思います。

引き続きまして、同じく二次被害に関してなんですけれども、報道機関による二次被害の防止について伺っていききたいと思います。

本条例の二次被害の定義でも、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的苦痛というふうに、二次被害の中でも規定がされております。定義はされているものの、この条例でどこまで二次被害を抑止することができるのかが大切だと思っております。

二次被害について、さきに上げた、何度も上げて恐縮なんですけれども、事件のご遺族、共同通信の取材に対してこのように語っております。遺体があった警察署に寄った後、家に帰ると県外ナンバーのタクシーが貸切りでずらっと並び、マスコミが近所の住民にどんな子でしたかと聞き込みをしていました。車を下りたときのフラッシュが物すごく、妻が怖がりました。連日、ニュースで名前と写真がたくさん出ました。つらかった。しばらく犯人が捕まらなかったのも、報道が娘に集中しました。週刊誌に書かれたり、プリクラが出たり、誰が流したんだ、何だこれだと憤りもありました。亡くなった人をさらして、遺族の心情を酌んでくれないと思いました。

報道機関が押し寄せるような重大な特定犯罪、これはあってはならないことなんですけれども、もしこの亀山市で重大な特定犯罪が発生した際、この条例が被害者に対する報道機関による二次被害を防止するものであってほしいと思っております。

そこで、この条例案に規定されている事業者の責務というところについて明確にしたいなと思っております。本条例の第5条では、市民及び事業者は、犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮することが求められています。この事業者というところに、報道機関というものも含まれるのかどうか。そもそも、第2条に規定されている事業者の定義、市内において事業活動を行うものとされていますが、この事業活動というのは報道機関による取材活動も含まれるのかどうか。つまり、あらゆる報道機関が亀山市内で取材活動をする際、その取材活動は、この事業者の責務の範囲で行わなければならないと、さらに犯罪被害者が精神的苦痛を受けるような取材活動を報道機関は決してしてはならないと、この条例が規定するものと解釈していいのか、これら条文の解釈について、事業者の責務、報道機関による二次被害の防止について考え方を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

報道活動、報道機関がこういった事業者に入るのかということにつきましては、まずご質問に対しましては、広い意味では報道活動も事業者に該当するものと考えております、市内で事業活動をするという意味においてでございますが。もう一つ、その前の号で市民の定義を定めております。市民の定義には、市内に居住する者のほかに、市に滞在する者も定めております。報道活動というのは、報道機関の社員さんが市内で報道活動をするということで、これはまさしく滞在することに当たりまして、市民というふうに、もうそのとおり読めるものというふうに考えておまして、当然に市民の責務として、今議員にご紹介いただきました二次被害への配慮といったものについて、規制といいましょうか、責務がかかってくるというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

SNSというところでは、なかなかその対象というものが見えない部分もありますので、なかなかそこを規定するのは難しいかと考えておりましたけれども、報道機関に関しては、やはり市内滞在の事業者としての対象にもなってくるということで、この条例の責務を明確に果たしていかなければならないということを明確にしたいなと思ひまして、確認させていただきました。

この条例をきっかけに少しでも、その支援が行き届くこともそうですけれども、二次被害を抑制していくことによって、市民の皆様の安心・安全な共生社会をつかっていくためのセーフティーネットとなることを期待したいと思ひます。

それでは次の項目に移りたいと思ひます。

議案第50号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、経済支援対策事業について、小規模事業者等感染防止対策費用助成事業について伺ってまいります。

この事業に関して、概要に関しては報道などでも発表されたものの、申請方法など詳細は公表されておりませんので、具体的な内容について事業者の方から非常に問合せが多いです。それだけ、期待の大きいものだと感じております。

それも踏まえて、事業者の皆様が少しでも早く知りたいであろう内容についての確認をしていきたいと思っております。

まず、申請の流れについて伺いたいと思ひます。事業者にとって、まず重要なのは、その申請のしやすさ、分かりやすさであります。申請を検討されている事業者は、今のうちからどのような準備が必要か気にしています。申請に係る具体的な手順、申請の流れについて確認したいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

申請の流れということでもありますけれども、まずは事業者につきましては、交付対象チェックシートというのをこちらのほうで作成しておりますので、そのチェックシートで購入した物品等が助成対象になるかどうかというのを確認していただきます。次に、請求書及び誓約書、領収書等の必要書類を添付していただきまして、申請書を提出していただくということになってまいります。

申請につきましては、感染防止のために原則簡易書留などの追跡可能な方法で、郵送による申請をいただく予定としておりまして、申請書を受付させていただいた後は、書類の審査をさせていただきます。不備がないかを確認して問題がなければ、支払い手続に進んでいくと、そのような流れになってございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

原則郵送ということだったんですけれども、やはり事業者の方の中では、申請書の内容がこれでいいのかと不安な方、ましてやその書類が足りなかったりしてまた差戻しになって、なかなか申請が進まないということを危惧される方も多々いらっしゃいます。

なので、この窓口の申請というものは、実際のところ可能なかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

申請書につきましては、先ほど郵送で提出いただくよう協力をお願いしたいということを申し上げましたけれども、窓口を持参していただきまして、相談をさせていただきますので、直接来ていただいて受付もさせていただくということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

窓口対応も可能であるということでした。

続きまして、これも事業者の方の声なんですけれども、こういった助成事業、いわゆる申請から給付までのスパン、これは当然ながらできるだけ短いほうが当然いいですね。なので、この給付時期、これはいつになるのかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

支払いの時期でありますけれども、申請件数が今回非常に多くなるということが想定されておりますので、月に2回まとめて行う予定をしておるところでありまして、したがって申請時期によっては支払いまでの期日、期間も変わってくるということになってまいりますけれども、2週間から、長くて1か月ほどで支払いをさせていただくと、そのように見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

対象者が多いので、なかなかそれを一つ一つ確認して処理をしていくのも時間が非常にかかることだと思いますけれども、事業者の方々、そこは心待ちにしておると思いますので、できる限りスムーズな運用をお願いしたいと思います。

また、次の質問ですけれども、午前中の質疑でもございましたけれども、三重県の新型コロナウイルス感染症感染防止対策推進補助金との併用は可能だと確認できましたけれども、その他あらゆる国・県のコロナ対策関連の制度との併用、これは可能なかどうかということも確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

併用は可能でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

事業者の方が、こういった制度を理解するときに、まず最初に気になるのは、ほかの制度と併用が可能なのかということなんですね。なので、この今回のやつは、もうありとあらゆる支援に関して併用可能ということですが、今後もこういった助成制度関係を出す際には、できるだけ分かりやすい形で、ほかの制度との併用に関してどのような取扱いかというのを明記していただく、そういった工夫をお願いできればなと思っております。

また、午前中、その対象者についても質疑がございました。県のほうでは、NPO法人などが対象になるということでしたけれども、市の制度に関しては対象者、NPO法人、あと社団法人であったり社会福祉法人、こういった様々な団体が中小企業者以外にもございますけれども、そういったところも対象になるのかどうか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

制度の対象でありますけれども、中小企業法の第2条に規定をします中小企業の要件を満たす法人ということにしてございますけれども、それらに準ずる法人といたしまして、NPO法人のほか、医療法人、農業法人等も対象とさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

少し細かいところも聞かせていただきました。もう時間がありませんので、ぜひ分かりやすく簡単に、早く給付される助成事業となりますことをお願い申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

今回、議案第44号の亀山市犯罪被害者等支援条例の制定についてと議案第50号の令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてを上げさせていただきます。

まず、議案第44号の亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について通告をさせていただきますけれども、1番として支援の体制についてということを上げさせていただきます。朝から同僚議員の方々いろいろと質疑されてはいたけれども、皆さん共通して窓口のことを上げておられましたけれども、窓口というのは非常に重要ではないのかなと思っております。

その中で、まず前提として、朝からちょっと森議員の質疑の中であったんですけれども、犯罪等の、等というのはあるのかな、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為という話がありました。これにつきまして、事前に頂いた資料の中にもありますけれども、DV、ストーキング、児童虐待等をいいますと、犯罪に準ずる行為。個人的には、DV、ストーキング、児童虐待とかは犯罪に準

ずるではなくて、犯罪そのものではないのかというふうに私は思ったりしたんですけれども、まずこの辺についての解釈、この点についてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

私どもの条例定義のほうで規定しております犯罪等につきましては、犯罪とそれに加えて、これに準ずる行為として今おっしゃっていただきましたDVやストーキング、児童虐待というのを入れて、それを合わせて犯罪等というふうに定義をしてございます。

基本的には、これは国の法律、あるいは県と同様の整理の仕方としておりまして、それにつきましては、支援をしていく際に具体の支援対象、あるいは見舞金とか給付金の対象になる際にも、国や県や市で判断がずれるといいましようか、分かれてもいかなところがございます、同様の定義というふうにさせていただいたところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

国・県とかと統一した定義ということであります。

この犯罪、ちょっと朝の森議員の質疑の答弁の中でも、立件が難しいようなという話がありました。実際、こういったDV、ストーキング、児童虐待というのは、はっきり言って軽微と言ってしまったら駄目なんですけど、そこまで立件は難しいだろうという行為、こういったことも含めてなんだよというようなことなんだよ、そういうことなんだと思うんですけれども、そういう意味でも、どうしても定義上の法律用語のあやみたいな部分なんやろうなというのは思いました。

ただ、そういうふうな話の中で、一方で、こういう定義づけのような話をしているときにふと思ったのが、今回のこの条例制定が想定しているのが、朝日町の事件のように、明らかに完全に犯罪という形になって、被害者にどうケアするんやという話が発端になっておった部分でつくられたとは思いますが、同様に犯罪とまでは行かんけれどもという話の方もやっぱりケアせなあかんという話になっている。そうすると、実際これは犯罪行為として立件されていなくても、例えばDVとか児童虐待等、こういうことがあったんだよというふうに相談に来られる方がいらっしゃるかもしれない。でも、これについては犯罪とかじゃないから警察の手が入っていないかも分からんというような、そういうケースもあるかも分からないと、そんなことをちょっと思ってしまったんですけどね。

もう一回話を戻しますけれども、やはり最初の話としては、一旦事件自体収束はしないんですけど、法律的な処理は一旦終わったというのじゃなくて、今まさに続いているような案件についても、そういうふうなものに対しても扱わなければならないみたいな話になってくるのかなと思うもので、それはすごく大事なことだと思うんですけれども、まさに今進行しているような、そういうことに対する、そういうものに対する、その問合せの窓口業務というような話も出てくるんですけど、まずそういったことに対する支援の窓口にも併せて、そういう窓口業務も併せて行うということなのか。

あと、もう一つ、今そういった相談があった場合、どういうふうな支援体制というか、相談体制が市にできているのか、その辺を併せてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

大きく2点いただいたかと思います。

まず1点、犯罪側の段階の話というふうに解釈しております。基本的には、犯人が捕まっているかいないか、犯罪が確定しているかどうか、裁判が終結しているかどうか、これに関わりなく基本的には支援するものでございます。

それから、もう一方、じゃあ、これまで相談窓口としてどうした対応をしてきたかといいますと、これは国の基本法に基づきまして、広くそういう国の法律の範囲の中で相談の窓口と、機能としては設けさせていただいておったところでございますが、何分、国の基本法に基づく窓口設置となっておりますので、あまり具体的なそういった相談等の実績等はなかったというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろ状況は確認させていただきました。

その中で、具体的なそういう案件はあまりなかったということでもありますけれども、児童虐待につきましても、健康福祉部のほうである程度窓口は持っているということで、非常に大事なことであったとは思いますが。

そんな中で、従来のそういった窓口もあつたりとか、あとやっぱり市民相談とかという話があつて、市民部とかそういうふうなところが本来請け負うような話という話もありまして、今回この担当が防災安全課、危機管理が受けるということにつきまして、なぜ危機管理、防災安全課なのか。これはええか悪いかじゃなくて、なぜなのかということをまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

窓口担当部署が私ども防災安全課ということでございます。

この条例につきましては、その理念の一番最初に、大きく個人の尊厳、それにふさわしい処遇を保障される権利を有するといった内容を定めておりまして、広い意味では人権の部分になってくるのかなと、ただ広い意味で人権と申しまして、それを個々にやっていくものについては、例えば福祉施策でありましたり、いろんな所管部署にまたがっております。そうした中で、この犯罪被害者等支援条例につきましては、私どもが防災以外にも交通安全や防犯といったものを所管しておりますので、どこがこうした被害者支援のことで持っていくのがいいかと考えたときに、防犯を所管しておるところが一番そういった内容的には近いところにあるんじゃないかということで、私どもが所管するといったふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

やはりこれは、防犯が担わなければならないという判断の下でということを確認をさせていただきました。

そんな中で、実際その窓口業務、業務と言ったらおかしいですけども、窓口として、どういうふうな市民の、実際この対象者からのコンタクトがあるのか、アクセスがあるのかというふうなことを考えたときに、朝も森議員がいろいろ言われていました。分かりにくい部分もあるし、ただ同時にそこに大々的に行けるようなそんな雰囲気でもないだろうということ、ただそんな中で、まずは電話するとか、そういうふうな話になるのかなと思うんですけども、電話にしても、実際、防災安全課の電話につながるのかなという気はするんですね。専用ダイヤルとかを設けてもいいんじゃないのかなとか思いますけれども、実際これが何件あるのかというたら、わざわざ設ける必要はあるのかというふうな部分が出てくるかもしれませんし、プラス内線とかいうても、実際「どこどこをお願いします」と言うのも被害者の方としてはいぶがられる部分はあるかも分かりませんし、あともう一つ感じたのは、こういうときはEメールでの窓口というのは、やはりあると思うんですけども、Eメールでのというようなのが、まだ亀山市のホームページを見てもEメールでの受付みたいなのがあまりない。

あと、もう一つ、担当職員ですね。防災安全課の中の誰が担うのか、全員が担うとすると、どうしてもやはり例えば女性、これ対象に強制わいせつとかもあるとかありました。強制わいせつに遭ったんやわと言って実際電話をかけてこられるかという、かなりハードルが高いと思われま。こういった、そういうふうな研修を行うみたいな感じもありますけど、実際、これ物理的に電話に出る担当、例えば女性、男性と言うたらあかんのかも分かりませんが、こういったことを想定したら女性に任せざるを得ないとか、そういう話も出てくると思うんですけども、そういった実際担当職員とか電話の問題とかをはじめ、その辺の話というのはどういうふうに想定されているのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず第1には、そういう相談がある場合、そういう支援に関するご相談等がある場合は、防災安全課に電話したらいいんだと、まずそれはアナウンスをしっかりとまいりたいと。

それから、対応する手法については、電話の件については電話番号を明示して、こういう内容のことについてはここですと、これにホットラインを備えるかどうかというのは件数の問題もありますので、ただ、まずはこういった被害に遭われて困ったこと、相談事があるという場合にはここに電話するというのは明示してアナウンスしていきたいと、その手法は、ほかにもメールでありますとか、そういうようなものも草川議員の答弁でも少し触れさせていただきましたけれども、そういうことも考えていきたいと。

次に、そうしたときに、どういうふうな対応体制になるかということにつきましては、やはり女性の被害者のこと等を考えますと、やはりとてもじゃないけど相談しづらいということではあきませんし、今年度から私ども正規の女性職員も配置しておりますので、基本対応する担当者は定めさ



せていただいて、ただその者がいつもおるかどうかは限りませんので、改めてこちらから電話をさせていただくとか、そういった相手方の心情に配慮した対応が重要だろうというふうに思っていますので、そのようなところをしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

やはり窓口というのは非常に大事やと思いますし、ただ一方で、窓口やといって大々的に設置、設置はするんですけど、しにくい部分があって、でも周知はしっかりせなあかんというような話ですもので、この辺はこれから考えてもらうということではあるんですけども、しっかりした体制をというふうには、それはしていただきたいと思うんですけども、その中で、ちょっと次の議案第50号の令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、その関連する予算についての質問なんですけれども、ここで歳出の犯罪被害者等支援事業の増額補正ということで、それなりにいろいろと報償費であるとか、支援金であるとか、あと消耗品であるとか計上されていましたが、先ほど研修を行なわなあかんとか、あと市民への啓発、周知方法とかのためのリーフレットとかチラシとか、あとビデオを使った啓発もせなあかんとかありますけれども、かなり盛りだくさんなことをせなあかんのかなという部分があるんですよ。

それを思ったときに、要はこれだけの補正で足りるのかどうか。その辺、実際、今回の補正、消耗品費で何をやるんかとかその辺も含めまして、これで足りるのかということにつきまして聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今回補正予算をお願いしております項目が、報償費、これについてはカウンセリング費用の、1事案あったと仮定して20万円。それから、消耗品費については、啓発物品を6,000枚ほど、これはマスクを考えておりますが、啓発物品として10万円。それから、支援金についても、1件最大の死亡事案があったということを想定して30万円を上げております。合計60万円をお願いしておりますが、先ほど来説明させていただきました研修対応でありますとか、そうしたところについては、県の機関でありますとかビデオ教材とかそういうものも用意されておるといふふうにも聞いておりますので、今年度の計上対応は特に新たに予算を計上しなくても対応できるものというふう考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

一応これでいけるんだということでもあります。ただ、先ほど言いましたように想定外とは言いませんけれども、予想だにしなかったようなこともやはり出てくる可能性もあると思います。やはり自分たちの考えの及ばないような部分でも出てくる部分もあると思いますけれども、そういうのが出てきたときは、やはりしっかりと補正を組んでいただきたいと思っております。

もう一点、ちょっとこれにつきまして、通告のときはあまり言ってなかったんですけども、こ

ういった支援、もともと国とか県の流れで一応こういったことをすることになったんですけれども、これに対する財政措置としては国からの補助金とか、あるいはこれは交付税措置としてなされるのか、その辺につきましてはどうなんでしょうか、その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

議員お尋ねの犯罪被害者等に関する国の財源ですが、現在のところございません。交付税措置についても同様でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

国とかからの財政措置はないということです。ただ、だからと言って、必要ないものを削るとかそういうふうなことじゃなくて、必要なんじゃないかというようなことは本当に遠慮なくという言い方はおかしいですけども、惜しみなく入れていかんと、やはり後で後悔することにもなりかねやんと思いますんで、これはやっぱりしっかりと必要に応じて補正を組んでいただきたいと思います。

2番目のほうなんですけれども、ちょっと今回経済支援対策ということで出てきた話の中でその財源なんですけれども、歳入の地方創生臨時交付金の増額補正なんですけれども、まずこの地方創生臨時交付金というのがどういうものなのか、まずその点もう一回確認させていただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度に創設されたものであります。

その内容ですけども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と感染拡大に影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図ることを目的として創設されております。市が国へ提出する実施計画に基づき、事業に要する経費のうち地方公共団体が負担いたします経費に充てることのできるものでございます。

これまで、第1次分として1億1,880万1,000円、第2次分として3億5,336万2,000円、第3次分として1億9,704万6,000円の合計6億6,920万9,000円が亀山市に交付されております。

その第3次分のうち、地方単独分の交付限度額の1億7,150万円から、令和3年2月の補正予算に充当いたしました6,400万円と令和3年度当初予算に充当いたしました6,473万円を差し引きました残額で4,277万円を今回の補正予算のうち経済支援対策事業9,400万円の財源として充当させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

前々からのいろんな対策に使っていただいていたと思います。

その中で、今回そういった市の計画事業に基づいてということであったんですけども、今回相当な数の申請があるんだろうなということが想定されていると思うんですけども、まず今回それがオーバーしたときにどうするのかということですね。多分追加という話が出てはいますが、それに対して追加の措置があるのか、あるいはこれが予想外に少なく、実際4,277万円が国から入っていますけれども、これを割ってしまった場合、それを返さなアカンのかとか、その辺のことはどうなのか、その辺確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回歳出予算としましては、9,400万のところ4,277万円を助成させていただいております。この事業費がオーバーした場合、さらに必要になった場合ということですが、これについては、現在の交付限度額が4,277万円ですので、それ以上は単費の支出となると考えております。

また、この4,277万円を下回った、例えば3,000万の執行額といった場合ですと、1,277万円が使い切れやんということになるんですけども、これについては新型コロナウイルス感染症対策の他の事業に充てていくということになるということで、国への返還は避けるようにしていきたいと考えております。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時59分 休憩）

---

（午後 2時10分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

私からは議案第44号亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について、そして議案第45号亀山市税条例等の一部改正についてをお伺いいたします。

まず、犯罪被害者等支援条例についてでございますけれども、こちらはかねてより条例制定について一般質問でも取上げをさせていただいておりました。市民の安心・安全のため、そして本当に

困っている人を取り残さないという、この市の姿勢というのを示すためにも重要であると認識をしております。

ただ、内容につきましては、しっかり掘り下げていくことで実効力のある条例になると思いますので、細かい部分になると思いますけれども、しっかり確認をさせていただきたいと思います。

まず支援対象についてですけれども、これは被害に遭われた方が自ら窓口等を調べて相談があって、初めて適用されるものであるのかどうかをお伺いしたいと思います。

被害に遭って大変な思いをされているときに、すぐに市に相談しようとなかなか考えにくいものだと思うんですけれども、支援に至るまでの手順をお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田危機管理監。

**○危機管理監（豊田達也君登壇）**

特に特定犯罪被害者の場合で申しますと、やはり最初に接しますのは警察機関になろうかと思えます。私どもはどなたが被害者になっておられるのかというのは、私どもでは一般的にはなかなか知り得ない話でございますので、まず警察機関で捜査の過程において被害届であったりとか、そういった中で警察機関が接触することになろうかと。その中で、やはりもう既にこれは国の制度でも県の制度でも具体の支援策がありますので、警察庁等において警察機関でその際に支援のお話を出されるものというふうに考えております。

そこに、今回、私どもの条例を制定したことによって、亀山市においてもこういう支援制度があるということをご案内いただくことが最初になるのでないかと、そこから相談になり、個別の支援につながっていくというふうに考えております。

**○議長（中崎孝彦君）**

中島議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

まずは警察から被害者の方、ご遺族の方などに情報提供をしていただいて、そこからまた相談につなげていくということですね。理解いたしました。

次に、支援するに当たって、対象者の方、被害者の方ですね。被害者であるということの認定、それからその判断というのは、誰がどのタイミングで行うのかということをお伺いしたいと思います。

これにつきましては、午前中に鈴木議員、それから先ほど伊藤議員も同じような質問をしていらっしやいましたけれども、少し違う角度でお伺いしたいと思います。

これ、もちろん事件が起こってからの話なので、当然、警察の判断も踏まえることになろうかと思うんですけれども、警察に相談に行った段階、その段階では犯罪の行為の認定にはならないというケースもあろうかと思えます。というのも先ほどの議論の中にもありましたけれども、一般的には犯罪行為があったというのは、裁判を経て、それで決定をされるという認識だと思います。

ですけれども、この支援をするに当たって、裁判がいつ終わるか分からないので、この裁判を終わるのを待っているわけにはいかないと思います。この支援を行う上でのこの対象者、被害者という者の認定、その判断は、誰がどのタイミングで行うのかということをお伺いしたいというのが

1点。

それから、そもそも何をもって犯罪というものの成立とするのかということもございます。例えばですけれども、殺人であったら、事件が起こったら、もうすぐそこで犯罪行為であるということとは明白のように見えるんですけれども、刑法第39条では、心神喪失の場合、責任能力がなく、責任を問えなければ犯罪は成立しないとあります。それから、14歳に満たない者の行為は罰しないという、いわゆる少年法というのも罪に問えないということになります。ただ、この場合においては、条例の中にある犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第1項に規定する犯罪行為、これに当たるので支援の対象にはなると思うんですけれども、刑法第36条の違法行為、殺人であっても正当防衛とされれば違法行為でなく、殺人罪は成立しないということもあるんですけれども、結局は裁判が終わらないと罪が確定しないということがあると思うんですね。

それから、先ほど申しましたように、裁判が終わるのを待っていては、やっぱり支援が間に合わないということもあります。

それから、先ほど議論にも出ていましたけれども、今回、支援対象に含まれるDVですとかストーカーの行為については、やっぱり犯罪行為と認定、それから被害に遭っているということの認定というの、やっぱり容易ではないと思います。

こういった場合のいつからこういう人たちが被害者として扱うのかという疑問もございます。でするので、対象者、被害者の認定、それを誰が判断するのか。それから、いつから対象者とみなすのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず1点目、支援対象者の認定につきましては、これは犯罪被害者等と、もう一つ定めております特定犯罪被害者等、これはどちらも市が判断することになります。これについては以前のご答弁でもさせてもらったとおり、基本的に国・県と同様の基準としております。

もう一つのどのタイミングなのかと、議員のほうから紹介いただきました少年法、あるいは心神喪失によって犯罪は成立しないが、この国のほうの法律では支援対象にするというふうにしております。

一方で、逆に正当行為、正当防衛は、犯罪支援の対象にはしないといたことは大前提でございます。

じゃあ、それがどのタイミングでそういう判断を客観的に下したと、それをもって私どもが支援の対象者として認定するのか。これは、もともと国のほうがそういったことがありましたので、国の給付金等につきましては、確定後であったと。そうすると、犯罪から、もう年単位で時間がかかるということがございましたので、県のしく制度及び私どもの制度におきましては、早期の支援が重要ということで、犯罪側の成立・不成立とか、犯罪容疑、事件の確定とか、そういったものではなくて、受けたその罪状といいますか、法律側でいうと罪状とか容疑、それから被害届の状況、それによって私どものほうで判断すると。それで、判断に当たっては、ここが重要になるんですが、死亡のほかでいいますと、重傷病、あるいは障がいと、ここで明確な基準を設けております。例え

ば、重傷病につきましては、療養に要する期間が1か月以上、かつ3日以上入院を要する、あるいは障がいということを経験された者、あるいは障がいについては負傷、疾病が治ったときにおける身体上の障がい、その程度が国の法律施行令に定めるものの中で表があるわけなんです、重度のものから第1級から第14級までとすると。受けた側の客観的被害、医者による診断による被害によって、まずは支給するという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

理解いたしました。

ちょっとそこについても、またもう一つ疑問があるんですけど、それは一旦ちょっと置いておいて、また後ほど聞かせていただきたいと思いますと思うんですけども、もう一つは被害に遭ったとしても、精神的な被害、これらについてはいつ現れるか、すぐに現れるとは限らないんですけども、これについては、またいつから対象になるのか。それから、いつまで支援が受けられるのかという、この期限みたいなものはあるのかどうかというのと、因果関係の証明等はあるのかどうか、必要なかどうかということをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

個別の具体的な支援策の手続期間ということになるかと思います。これにつきましても、前段、規則のほうで細部については定めるということにしておりますが、現在、私どもが予定しておりますのは、例えば支援金の給付につきましては、その犯罪行為によります死亡や重傷病、または障がいの発生を知った日から2年を経過したとき、または発生した日から7年を経過したときはできないと。ですので、そこまでの間にするというふうには考えてございます。これは支援金ですので、国・県も同様でございます。

それから、例えば、今例に出していただきました精神的被害の件につきましては、基本的には申請期間は、受けた日から1年以内の申請で、発生に対しては、通常の行政手続のようにあらかじめ申請というものではなくて、使ったものについて1年以内に申請をしていただければええと、基本的にはそういう形の手続を予定しております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

では、期限があるということなので、やっぱりこの周知みたいなものは大事になってくるかなあと思います。

それから、もう一つ、交通事故ですね。特に交通死亡事故なんかの場合も犯罪になるかと思うんですけども、この交通事故の被害者でしたり、そのご家族、ご遺族も対象になるのかどうか、お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

交通事故の場合はどうかということですが、支援の対象となりますのは、基本的には故意の犯罪行為による被害を対象としておりますので、交通事故関連で申しますと、危険運転致死傷につきましては対象となりますけれども、過失による交通事故による被害といったものについては、基本的には支援の対象とはならないということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

この危険運転致死傷なのか過失致死傷なのかというのは、やっぱり裁判でもなかなか判断が難しいところなんじゃないかなあと思うんですね。なので裁判もやっぱり長引く可能性があると思うんです。これで先ほどの刑が確定するまで支援は受けられないのかということに、またつながってくるんですけれども、この場合の、また交通事故に限らずなんですけれども、例えば支援を受けてから、裁判によって罪状が支援対象じゃないものになった場合というのは返還をしたりとかする必要があるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

例えば刑が確定していない状況ですので、まず危険運転致死傷という前提で支援金を交付した結果、危険運転致死傷には当たらずに、判決確定後といいたまいますか、罪の確定としては対象にならないことに落ち着いたということについては、基本的には返還をお願いするケースだというふうに考えております。

ただ、これにつきましても、期間の経過の長さでありますとか、その方の状況等、非常にデリケートなところを含んでおる。そこに対してこういう条例、あるいは規則の施行によってどこまできっちりというところには多少議論のあるところかと思いますが、考え方としては早期の支援を前提にしておりますので、刑の確定によりましては、やはり返還をお願いするといったことは十分考えられます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

すごく難しいところかなと思うんですけれども、これはまた逆になんですけど、罪状では支援対象ではなかったけれど、裁判の結果によって支給対象のものになったという場合、この場合は遡って支給を受けることなんかはできるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

どちらかというと、こちらのほうが被害者にとっては不利益になるパターンなのかなあというふうに考えておまして、なぜかと申しますと、最初はアクシデント、交通事故なので対象とはして

なかったけど、そこで死者が出ておって、実は危険運転致死傷罪と認定された。ただ、そこに至る時間的な経過とかによって手続がかなわなかったというところにつきましては、その期限とかは規則で定めることとしておりますので、そこにどういった形が適切かは分かりませんが、例外規定でありますとか、そういう対応で、やはり対応する側の視点でいかなければならないというふうに私どもは考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

やっぱりいろんなパターンが出てくると思うので、できるだけ被害者の方の不利益にならないような形で議論を進めていただければなあと思います。

それでは、次に参ります。

2番の相談体制につきましては、今まで質疑がございましたので、こちらのほうは割愛をさせていただきます。

そして、次の3番の関係機関との連携についてでございます。

今までこの条例を制定するに当たってだったりとか、今回、条例が制定している関係機関と担当部署というのは今まで意見交換等を行ったことがあるのかどうかということと、またどういう連携を図っていくという取決めみたいなものはあるのかどうかということをお伺いしたいと思えます。

それから、関係機関、市の中に入るのかもしれないんですけども、子供が被害対象であったりとか、対象者が家族であったりする場合も想定されますので、学校との十分な関係をつくる必要があると思うんですけども、そういうところとの協議はできているのかということをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず、この制度を構築するに当たって想定しておる関係機関、特に庁外になるかと思うんですが、そこの取決めといいたいまいしょうか、そこは、この条例につきましては、3月から4月にかけてパブリックコメントをさせていただいております。パブリックコメントは、もう基本条例案ができておる状態でございますので、それ以前についても必要な、これが担当レベルになるのか、市と警察機関といいたいまいしょうか、オフィシャルな場を持ってとかというよりは水面下の調整をしまいたというふうに考えております。

今年度になりましてからも、やはり今議員がおっしゃられるように、いろんなケース、いろんなパターンが疑問として出てくることもございますので、その都度、基本的には県と同様の支援対象の範囲とか、そういったところは整合を取っていく必要がありますので、そこは日々調整をまいました。

それから、学校に関しましては市の教育機関でございますので、当然、庁内連携の一部門として行っていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）



中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほど伊藤議員の質疑の中で国とか県とかと基準、定義を一緒にしているという話がちょっと出たと思うんですけども、先ほども県との整合を取ってという話、今ありましたけれども、定義が一緒でも、やっぱり解釈が違くと対象者の方は不利益になるかもしれないので、その整合というところをきちんと図っていただきたいなあとは思っています。

それから、学校関係ですけれども、もちろんあってはならないんですけども、学校側も、ある日突然、生徒であったり児童が犯罪に巻き込まれてしまったということも認識しておくのとおかないのでは、やっぱり対応が変わってくると思います。特に最初の対応というのはすごく大事だと思っていて、どのようにつらい思いをした子供に接していくのかという、それからほかの子供たちにどうやって伝えていくのか、あるいは伝えないのかというのも、子供たちが安心して過ごせる場所なので学校というのは、不用意な対応で二次被害であったりとか、子供たちが重ねてつらい思いをしないように情報の共有というのはしっかりしていただきたいなって思います。

次に、犯罪被害者等を雇用する事業者に対する支援なんですけれども、これも考え方は学校と同様だと思うんですけども、やっぱり事業所となると個人情報管理ですとか、難しい問題がたくさんあると思うんですけども、どのような支援を想定しているのか、事業者は何を求めているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

事業者に対しましては、やはり基本的には主体、市の条例でございますので、主体は市とした前提において事業者の責務、あるいは市民の責務などを定めております。具体的には、従業員に対しての普及啓発や研修の実施、それから今も少し触れていただきました犯罪被害者等になった従業員などへの休暇取得の配慮などの雇用制度でありますとか、それから福利厚生制度の整備、犯罪被害者等となった従業員等の就労の継続、働き続けることへの配慮などを促してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

事業所には配慮を求めていくということなんですけれども、今までの議論でも出ていましたけれども、やっぱり周知ということになるのかなと思うんですけど、どのような、その事業所に対する周知の仕方というか、配慮の求め方というのを具体的に何か考えているものはありますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今後の啓発や周知のお話になろうかと思いますが、事業所に対しましては、まずはやはり事業主様の理解があつて始まる話だろうと思いますので、雇用対策協議会でありましたり、商工会議所、そういうところ、そういう機会を使って、市ではこういう制度を準備しました、その際において事

業者さんには、こういう責務に基づいて、こういったことの配慮の協力を依頼していくといったことを考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

かなり地道なことになろうかと思えますけれども、丁寧にしていただきたいなと思います。

それから、この項目、最後ですけれども、4番目、施行日についてなんですけれども、単純に、これはなぜ公布の日ではなく7月1日なのかというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

施行日につきましては、一般的に新規条例の場合、一定の周知期間を求める場合も多いところがございます。条例の性質からして負担を求めたり、義務を課したりというところがあったりする場  
合については、そういった期間を設ける場合が多いところがございます。

本条例につきましては、犯罪被害者等支援について実効的な事項を定めておる内容でありますこと  
から、できる限り速やかに施行するため、一方で、これは新規条例でありますことから、周知面  
と市民への分かりやすさも考慮しまして、7月1日を施行日とさせていただきたいところでござい  
ます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

この条例の性質上、速やかにということはもちろんなんで、公布日からとすれば、もうすぐに対  
応できると思うんですね。あってはならないですが、対象のケースがあった場合ですけれども、す  
ぐに対応できると思うんです。でも、7月1日からということなんで若干のブランクがあると思う  
んですね。その間に出てきたケースというのはどうされますでしょうか。まだ始まっていないんで  
残念でしたということでは終わるわけにはいかないと思うんですね。

それに、先ほども新規条例なので周知期間がとおっしゃいましたけれども、周知期間とするので  
あれば、すごく短いと思うんですね。やっぱり切りよく、確かに7月1日というのは分かるん  
ですけれども、当然ながら犯罪というのは切りよく起こってくれませんので、それに周知期間、施行日  
が市民に分かりやすく7月1日、市民にそこが分かりやすい必要というのはそもそもあるのかなと  
いうところはあるんですね。やっぱり少しでも早い施行が望ましいと思うんですけれども、こちら  
のほうで変更はしないのかというところをお伺いしたいと思うんです。

施行、始めてから、やっぱり周知、もちろん時間がかかると思うので周知はずうっとしていくべ  
きだと思うんですけれども、施行日、できるだけ早いほうがいいと思いますので、変更しないのか  
どうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

今、説明をさせていただきましたとおり、事前周知よりも実効性ということでなるべく速やかに、ただ一方で分かりやすさといったところ、例えば拾えない場合が出てくるのかといったこともございますが、提案、現段階におきましては、この7月1日で施行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね、速やかにというところと周知という部分で、やっぱり中途半端な気がするんです。それは、やはり速やかにというところを優先されるべきかなあとと思います。

それでは、次に参ります。

亀山市税条例等の一部を改正する条例について、改正の背景や影響についてお伺いします。

市民税関係の改正の扶養控除の対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされましたけれども、その背景と、なぜ30歳以上70歳未満なのかという理由をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

この国外居住親族に係る改正の背景でございますが、30歳以上70歳未満の親族について国外での一定水準以上の所得がある人も扶養控除の対象となっていたことから、原則として除くこととされたものでございます。

この30歳から70歳につきましては、この間に扶養控除の金額が設定されていないということで、この年代の控除、親族について対象外としたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

本来なら扶養控除の対象にならないであろう年齢なのでという理解でよろしいですか。それと対象者の数ですとか、市にとって何か影響があるのかどうかをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回の改正に係る市税の影響でございますが、現在、課税台帳では扶養親族の数は把握しておりますが、居住地が国内であるか国外であるかの情報は持ち合わせていないところでございます。そのため、正確な市税収入への影響の予測は困難であります。扶養控除の対象者が減少することなどで控除額の減少に伴い、若干の増収になると見込んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今までは扶養されている人が国外にいるのか国内にいるのかというのは分からなかったもので、ち

よっと影響のほうもまだ計り知れないというか、分からないということですね。分かりました。

それでは、この30歳以上70歳未満で国外に住んでいらっしゃる親族の方が扶養親族の対象外になるんですけれども、その対象外の場合の障害者控除を受けている人というのは対象外ということなんですけれども、これは扶養される側が障害者控除を受けていらっしゃるという認識でよろしいですか。

その扶養されている側の方、障害者控除を受けていらっしゃる方が国外にいらっしゃるので、日本とそういう障害者控除の制度とかが違ったりとか、基準も違うと思うんですけれども、これは日本の制度、日本の基準によるものなのかということと、それから日本では障害者控除を受けるに値する場合であっても国外であるので証明書が発行されないだとか、そういうことも考えられると思うんですけれども、そういう不利益にはならないでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

国からの情報によりますと、障害者控除を受けている者の確認としましては、日本でいう障害者手帳ということになりますけれども、国外のことですので障害者手帳に準じたものが必要というふうに考えているというのはお聞きしております。

その具体的な中身につきましては、今後、国は令和5年度の所得税から適用になりますので、その頃までにもう少し具体的な提出書類のほうが示されるものと思いますので、不利益がないような形になると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。私も税の制度が難しいなあと思っているんですけれども、やっぱり税の制度というのは扶養親族が日本にいてもなかなかしっかり理解するというのは難しいかなと思うんですけれども、特に国外にいる親族の方の扶養ということで、かなりイレギュラーな話なのかなと思うんですけれども、やっぱり背景を含めて周知というのと説明をする必要があるかなあと思います。特にお金に関わることなので、やっぱり制度が変わったんでというだけではなかなか納得していただけない部分もあると思いますので、その辺りをよろしくお願いいたします。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、通告に従い、まず議案第45号の亀山市税条例等の一部改正について質疑を行います。まず、このうち軽自動車税関係について伺います。

今回の軽自動車関係の税の条例変更は、小さなことに見えますが、これは地球温暖化防止のための温室効果ガス排出抑制に伴う日本の自動車産業の将来というものを長い目で見たらね、関わる、まずその第一歩の税制改革と私は捉えてもいいと考えます。

それで、まず最初に、軽自動車税の軽減措置が令和3年に終了予定が令和5年まで延長されたことによる、この亀山市の税収の減少とはどのくらいかということと、それに付け加えて、多くの車種で軽減が廃止されたことによる税収の増加要素、増加分、これは大体どのくらいであるのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回の税制改正に伴います軽自動車税に関する条例改正でございますが、軽自動車税の種別割の税率の特例、グリーン化特例について自家用の乗用車のクリーンディーゼル車を対象から除いた上で、取得期間及び経過年度を2年間延長いたします。

また、営業用の乗用車においては、燃費基準と達成率の切替えを行った上で軽貨物自動車においては、50%軽減及び25%軽減を削除した上で取得期間及び経過年度を2年間延長するものでございます。

この税につきましては、令和4年度及び令和5年度の軽自動車税について適用されるものでございます。

まず、この改正による減収要素でございますが、全車種において電気自動車等の75%減税が、また営業用の乗用車において燃費基準達成率の切替えによる50%及び25%軽減がそれぞれ延長されることでございます。

また、増収の要素でございますが、軽貨物自動車における50%及び25%軽減が廃止されることでございます。

この減収、増収の見込額でございますが、令和3年度の状況で見ますと、減収要素であります電気自動車等の登録はないことから、全車種において75%の軽減は該当がございません。

また、営業用の乗用車についても登録がないことから、これに係る50%及び25%の軽減は該当なしと見込んでおります。

したがって、条例改正後における減収はないものと考えております。

また、増収要素であります軽貨物自動車における50%及び25%軽減の廃止につきましては、令和3年度で25%軽減のみ該当があり、軽減額は約150万円であったことから、同様に150万円程度が増収となると見込んだところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

まだまだ軽減措置が延長される、電気自動車とか、その手の車の登録はあまりないということなんでしょうが、これからはそういった類いの車は増えてくると私は思います。

それで、今回の税制改正の内容を見ますと、この軽減税率で残ってきたのは電気自動車とか、その手の車で、ガソリン車というのは軽減税が、軽減といっても1年限りの、取得してから1年のことなんですけど、たくさん廃止されたんですけども、ただ営業用乗用車という運送業者の人が使っている黒ナンバーの車ですね、これはガソリン車でも軽減が多少残っておるんですけど、これは例外

的なものと思うんですけど、どういうふうな要素でこの黒ナンバーの営業用乗用車の軽減だけ残っているんですか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

グリーン化特例につきましては、令和元年度の税制改正において環境性能割を補完する制度であることを明確化するという考えに基づきまして、自家用乗用車におけるグリーン化特例の適用対象を令和3年4月から電気自動車を中心とした燃費性能がより優れた自動車へ移行することとなっております。

これを踏まえまして、それ以外の種別につきましても適用対象の重点化を検討すべきであるという国の考えの下で、今回の条例改正において軽貨物自動車のガソリン車に対する軽減措置を廃止いたすものであります。

なお、営業用自動車のみガソリン車に対する軽減措置を残すことについての理由は明示されておりませんが、重点化の過渡期として燃費基準及び達成度を厳しくした改正が行われたものと推測するところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

一部そういう例外的な車種が残っておるわけですが、最初、説明があったようにクリーンディーゼルという、これは普通車がほとんどだと思いますが、クリーンディーゼル、軽油を使う、これが除かれてしまった。これ、ドイツの車なんかはこのクリーンディーゼルというのが多いんですよ。そして、軽減が残っているのが電気自動車、天然ガス、燃料電池の車、プラグインハイブリッドとか、こういうほとんどが二酸化炭素を発生しないような車が軽減に残っておるといような、今回の国の軽自動車の税制改正ですね。それを見ても、国自体がその構造変化、自動車産業の構造転換といいます、平たく言うと、もうガソリン車にはできるだけ乗らないでくれと。メーカーのほうも、もうあと二、三十年のうちにガソリン車の製造をやめるとかということもあるわけですね。

そういうことで、この税制改正は、その第一歩といいますか、この国自体がガソリン車からもう転換しようという、その意思を示したまず第一歩と思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

国におきましては、2050年までに温室効果ガスの排出を我が国全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す方針を掲げております。

このことから、議員お見込みのとおり、国は2030年代にガソリン車から電気自動車やハイブリッド車への転換を推進する意向であると認識しているところです。

また、クリーンディーゼル車につきましては、これまで一定の燃費基準を満たしている車に対し、自動車税及び自動車重量税を減税するエコカー減税及び軽自動車税（環境性能割）と同様に最も軽

減割合の高い区分としておりました。

この現行の扱いを見直し、レベルの高い基準の中でガソリン車と同等に扱うこととする国の考えの下、今般、税制改正において75%減税の対象車種から削除されたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

現在の政権が2050年までにカーボンニュートラルとあって、もう二酸化炭素の排出を差引きゼロにするということですね、それを目指すと。2030年ぐらいに、それまでに自動車の製造ということも大きく変えようと、そういうふうなことを言うておるわけですね。ということは、もう我々もガソリン車を買いたくても、中古の自動車を買うんやったらともかくも、新車の自動車でガソリン車を買うに買えやんというような状況があと10年もすると来るということですね。それに伴って、国民の人も意識を変えやなあかんし、またこれは本当に自動車がそういうことになると、ガソリン車にいろいろと頼って商売をしてきたいろんな業界というのがあるわけですけども、例えばガソリンスタンドとかね、そういうところも全部響いてくる。大変な産業の変革というのが起きる可能性があるんですけども、ぜひ日本の自動車産業にはこういう大変革ですね。

そして、電気自動車になると部品点数が物すごく少ないから、ガソリンエンジンを造るという高度な技術がなかったも、外国からモーターとバッテリーと買ってきて、ちゃちゃっと組み立てたらできるという可能性もあるわけですね。ガソリン車のエンジンというものは非常に複雑で、なかなか日本の技術とか、アメリカ、ヨーロッパの技術には追いつけないけれども、バッテリーをよそから買ってきて電気モーターを買ってくる、それでそれをアSEMBルして自動車を組み立てるとするのは、どこでもできると言っちゃあ悪いけど、そういうふうな要素があるんで、それこそ日本の自動車産業にはぜひ乗り切っていただきたいと私は考えております。

次に、議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について質疑を行います。

これは一部改正ですから、現在、既に規定されている分担金条例の対象となっているのはどういった内容であるのか、まずご説明をいただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現行の亀山市農林水産事業分担金の徴収となる事業でございますけれども、土地改良事業、幹線林道を除く林道整備事業、また幹線林道を除く農林水産業施設災害復旧事業、そして農林水産業環境整備事業でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

本条例の一部改正で想定しているライフラインというものはどういったもので、そのライフライン事業者とはどこを想定しているのか。これは午前中にもありましたけれども、例えば今は電柱にいろんな線が架かっておりますが、それにはもちろん電力線もあるし、NTTの電話線もあるし、ケーブルテレビなんかの線もあるわけですけども、まずどこを事業者として想定しておるのか、

ライフラインとはこのうちのどれを想定しておるのか、説明をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

対象となるライフラインでありますけれども、午前中にもご答弁させていただきましたが、電気、ガス、水道でございますので、ケーブルテレビや電話線などにつきましては、対象とはならないものでございます。

また、市内のライフラインの敷設状況から倒木による影響を受けるのは電気ということがございますので、ライフライン事業者につきましては、中部電力パワーグリッド株式会社でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、これが実際に災害が起きてしまった後なら非常に分かりやすいんですけども、災害が起きる前にあらかじめそういうふうなことをないように樹木の伐採というふうなことをやろうというふうになってくると、それにはまず、そのこの現地の危険性というものに関する評価もせなあかんですね。そのための費用もかかってくるし、そういったことで事業者と市当局がその話し合いをしたいと思いますけれども、会議を持つとかおっしゃっていましたが、その双方が合意をせんことにはできないと思うんですけども、こういうふうなことをやるのは、起きる前にこういうことをしようというのはちょっと議論が分かれるところではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この事業を進めるに当たりましては協議会を設置するというところでございまして、まずはライフライン事業者から、過去の被災状況とか、配電線の設置状況を踏まえた事業の実施すべき候補地というようなことの資料のほか、情報の提供をいただくということになります。

その情報を基に実施箇所を選定していくということになりますけれども、協議会につきましては、市、県、ライフライン事業者で構成しておりまして、見解、もし相違が生じた場合については協議会において整理がされるというようなところでございます。

当然、実施箇所、費用についても協議、合意形成を図っていくというようなものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今、私、この条例案を見まして最初に思ったのは、これは見る方向によって大分と感覚が違ってくるんですね。片方から見ると、これは事業者の本来やるべき仕事ですね、安定供給するという、これを行政が費用負担して助けてあげるのではないかなというような見方もあるわけですね、片方から見ると。何せ相手は小さいところじゃないんですから、中部電力という地域独占の、幾ら今現在、民間のダイヤモンドパワーとかいろんところが電力を売ろうとかやっていますが、何せ地域独占



には違いない。そういう大企業に対して、なぜそういうふうな、自分でやるべき仕事を行政が助けてやるのかという見方も片方ではあるし、もう片面から見ると、防災というのは市の一つの重要な仕事ではあるんですけども、それが市だけではなかなか思ったように進まんから、電力会社を巻き込んで、悪いけどもあんたところも、市も費用を持つけど、あんたところも費用を半分持つて、できるだけそういうふうなことの起きないようにやりましょうという見方もあるわけですよ。これはどちらの見方といいますか、事業者を助けてあげるような内容がメインで来たのか、それとも市の防災業務をちょっと事業者を巻き込んで、お金を半分持ってもらって進捗したいという意図があるのか、これはどっちで見やあいんですかね。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、この事業でありますけれども、午前中にも申し上げましたけれども、平成30年の台風21号、これは三重県内で非常に大きな倒木の被害、停電被害があったということで、これを機会としまして、三重県におきまして森と緑の県民税市町交付金、これに新たに防災枠を創設しまして、市町と連携してこのライフラインを守る、こういう事前伐採というのを市町と連携して、またライフライン事業者と連携して県が進めていくと、そういう方向性を出したということでございまして、それについてあくまでライフライン事業者が2分の1を負担すると、行政が残り2分の1を負担するというところでございまして、防災的な観点。

さらに、なぜ2分の1なのかというところでありますけれども、基本的に、このライフライン事業者でありますけれども、配電線に直接触れていない、離れておって台風などの自然災害の倒木によって電線が、ライフラインが寸断するおそれがあるという、そういう樹木については、ライフライン利用者がその樹木を伐採するという責務がないということになってございまして、そういうことも含めて2分の1の分担金を頂いて、行政とライフライン事業者と連携して事業を進めていく、そのような考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、亀山市とか、そういった行政が一枚かんでくるということによって、逆にあちこちから過剰な伐採要望が、こんなところは切らんでもええやろうというようなところまで、どんどん過剰な伐採要望が市に来ると、そういうふうなことも心配するんですけど、そういうおそれはありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の災害からライフラインを守る事前伐採事業でありますけれども、その伐採を実施する箇所につきましては、先ほども申し上げましたけれども、ライフライン事業者からの情報提供を基に協議会で合意形成を図って、市が事業主体として実施をしていくというものでございまして、今回の事業は、倒木によってライフライン、電線を寸断するおそれのある樹木の伐採ということでござい

まして、一方で電線に触れているといいますか、影響を及ぼす枝などにつきましては、この事業の対象にはなってございません。これまでのように、ライフライン事業者である中部電力パワーグリッド株式会社が対応されていくということでございます。

先ほども申しあげましたけれども、配電線に接近、接触している樹木の枝払いなどは、現在もライフライン事業者、中部電力パワーグリッドが独自にやられるというか、やる必要があるということで、それは省令に定められておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

昔から「転ばぬ先のつえ」という言葉がありますけれども、私はこういったことが起こる前に準備をするということが大切だと考えております。

次に、議案第51号の亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算に関して、傷病手当金100万円について質疑を行います。

去年の6月議会におきまして、この国民健康保険の傷病手当金の議案そのものが出てきました。それに関する、なぜ去年の6月にこういうふうな傷病手当金の議案が出てきたのかということ、ちょっといきさつを簡単に説明していただきたいのと、そのときの話では、今日も午前中にありましたが、財源は国から来るんだと、それから対象は国民健康保険の加入者のうちの被用者、給料を頂いて働いている人に限るといった話があったんですが、これも間違いないか、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

傷病手当金につきましては、昨年度、国の新型コロナウイルス感染症の緊急対策を受け、厚生労働省から市町村等に対して傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたことから、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、そのさらなる感染拡大を防止するため、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給するとしたところでございます。本年度も引き続き実施するものでございます。

傷病手当金の給付対象となる方は、亀山市国民健康保険の加入者で、勤務先から給与等の支払いを受けている人が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状で感染の疑いがあり、療養のため連続して4日以上仕事を休んでいる場合に、勤務先から給与等の全部または一部が支給されなかった人が対象となります。

なお、この制度の財源につきましては、全額県補助金となっております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

昨年度の傷病手当金の支払い実績は、午前の質疑でゼロであったと、そういう答弁がございましたね。それに関して伺いたいんですけども、それは、これは推測になると思うんですが、該当者が全然いなかったからゼロであったのか、該当者はいたけれども、申請をすることをご存じなかった結果的にしなかったからゼロであったか、ちょっとそれは推測だと思いますけれども、答弁をいた

だきたいと思います。

また、これはゼロというのは亀山市の話であって、三重県全体ではどの程度あったのか、分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

昨年度の傷病手当金の支払い実績でございますが、議員がおっしゃいましたように、申請された方はございませんでした。

この実績につきましては、令和2年12月までの間、市内におけます新型コロナウイルスに感染された方が10名と比較的少なかったことが関係しているものと分析、考えているところでございます。

また、三重県下におけます傷病手当金の令和2年度の実績でございますが、申請された方が10人でございます。支給額の合計額は、45万8,508円とお聞きしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回も対象となる人は、国保に入っていて、かつ報酬、給料を頂いておる方なんですけど、昨年もちよっと言いましたけれども、国保に入っておられる方は、多くの方は自営業とか、そういった方なんですけれども、農業とかね。そういった方に枠を広げることはないかと聞いたら、去年はいろんな理由があつてなかなか難しいという話だったんですが、今年もやはりそういう状況に変化はございませんか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

国民健康保険の場合、被用者の方以外にも自営業者の方や農業従事者の方など、様々な就業形態の被保険者が加入してみえます。傷病手当金の支給額につきましては、昨年度と同様、3か月の給与収入の合計額や標準報酬月額から1日当たりの支給額を計算する必要があり、自営業者の方などの支給額につきましては、算定することが困難であることから、傷病手当金の対象となっていないところでございまして、給付対象者につきましては、本年度も昨年度と同様とするものでございます。

なお、自営業者の方や農業従事者の方々につきましては、小規模事業者持続化補助金や国産農林水産物等販売促進緊急対策など、新型コロナウイルス感染症に伴います各種支援制度をご活用いただきたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この傷病手当金に関する周知徹底は、午前中の質疑で伺っております。それで、きちっとそれをやっていただいて、この具体的な手続というのもできるだけ簡略にさせていただいて、あちこち行っ

ていろんな書類をもうてこなあかんというふうなこと、そういうことはないようにやっていただきたいということを申し述べて、私の質疑は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時17分 休憩）

---

（午後 3時26分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をしますけれども、順序をちょっと入れ替えます。2番目に分担金条例、3番目に市税条例ということで質疑をします。

まず、議案第4号亀山市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

この議案については、もう既に5人の方が質疑をされましたので、私のほうはダブらないように、1つ、条例で評価の高い明石市、先ほど草川議員もちょっと触れられましたけれども、ここの条例との比較で質疑をしたいと思います。

既にもう担当の職員の方には条例を読んでいただくように伝えてありますので、しっかりした答弁をいただけるものと思っております。

この犯罪被害者等の条例につきましては、日本弁護士連合会が1999年10月に犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言を発表し、国に基本法の制定を求めたと。

日弁連は、この提言の中で、被害者は極度の恐怖感、屈辱感、怒り、憎しみ、自己嫌悪、復讐心などの心理的状态に陥り、場合によってはPTSD（心的外傷後ストレス障がい）を引き起こすケースも珍しくないと。犯罪による被害は、人間が人間らしく生きていく権利を意図的に奪われるところにその本質的な問題があると述べております。

その後、2004年に国会で全会一致で基本法が成立をしました。それで、今年の3月には基本計画を策定されまして、この中で国は、地方公共団体に情報提供や条例の制定などで協力を行うことということがうたわれております。

こういう経緯をもちまして、今回の条例制定に至ったものというふうに理解しております。

最初に言いましたけれども、明石市の条例との比較でいろいろお聞きしたいと思います。

明石市の条例の基本理念には、犯罪被害者等がその被害に係る刑事事件の手續などを盛り込んでおります。ここがちょっと、一番亀山市との違いだろうというふうに思うんですけれども、まず最初にお聞きしたいのは、この基本理念にこういう刑事事件に関する規定がないんですけれども、基本理念、これで十分だと考えておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田危機管理監。

### ○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず本市の基本理念につきましては、先ほどご紹介いただきましたように、国の基本法の3つの理念、これは1つに、個人の尊厳を重んじ、処遇を保障する権利を有すること、もう一つに、施策は犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に講ずること、もう一つ、3つ目ですけれども、犯罪被害者等が被害を受けてから再び生活が再建できるまでの間、途切れない寄り添った支援を行うこととすることと、こういう3点を定めております。

これに対して本市の条例につきましては、さらに支援を行うに当たり、他の関係機関と連携、協力をしながら推進していく旨を定めております。

一方で、先ほどご紹介いただきました明石市のほうで、1つに理念の中に、刑事事件の手続を容易に関与する、これを定めておきまして、私どもの理念のほうには、同じ理念の場所にそういったことは定めてございません。これにつきましては、本市の条例においては、第5条第2項のほうで市民及び事業者の責務におきまして、その被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるようにといった内容で定めております。

このように他市の条例と定め方に違いはありますが、内容的に大きな違いはなく、理念として十分なものというふうに私どもは考えております。

それからもう一つ、市民及び事業者の責務ということで、じゃあ市はというところもございしますが、それについては理念の1つ目に大きく個人の尊厳、それから被害を受けた方の人権、こういったところで大きく構えておりますので、そうしたところでも本質的には含んでおるというふうに考えてございます。

### ○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

### ○16番（服部孝規君登壇）

本質的には含んでいると、こういうふうに言われましたけれどもね、私はこの基本理念というのは、これ以降の条文のいわゆる大きなよりどころになるものだというふうに考えております。だから、基本理念に規定のないものは、条例でなかなかそれ以降の条文で出てこないんじゃないかというふうに思うんですね。だから、やっぱり基本理念に盛り込むかどうかは非常に重要だというふうに思います。

この刑事事件の手続については後でも触れますので、先へ進んでいきたいと思っております。

次に、第7条の日常生活の支援ですけれども、これについて、これは支援金の給付につながる非常に重要な規定であります。明石市の場合は、教育関係に要する費用の補助というのを盛り込んでおります。やっぱりこれは必要ではないかなあというふうに思いますが、これが亀山市の場合は入っておりません。この点で十分だと思うのか、お聞きしたいと思います。

### ○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

### ○危機管理監（豊田達也君登壇）

教育の支援につきましては、現行の市の支援として要保護及び準要保護児童・生徒支援費の補助でありますとか、新入学用品準備金の入学前支給、あるいは独り親世帯が対象となりますが高等職業訓練促進事業費など、一定の支援が用意されていることから、そうしたことを踏まえて対象とし

ておりません。

考え方としましては、支援制度を構築するに当たりまして、ほかの支援と重なったり、ほかでも対応可能なもの、あるいは必要度の高いものを考慮して優先すべきものを予定しておりますので、こうした対応という形で考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、私は、やっぱりここにきちっとうたうべきだというふうに思います。当然、教育関係の費用も発生しますので、やっぱりここでうたうべきであろうというふうに思います。

次に、8条の居住の安定という問題であります。これについても明石市の場合は、宿泊施設を利用する場合における宿泊費用の補助を盛り込んでおります。これも必要ではないかと思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

ご指摘の宿泊施設の利用につきましては、犯罪行為を受けた被害者が精神的に不安定な状態で他の宿泊客が多数いる施設に滞在することの懸念でありますとか、報道機関等を通じた二次被害が宿泊施設にも及ぶ可能性、また市営住宅への入居配慮を定めておりますことから、宿泊施設の利用は対象としていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私もこの犯罪の被害の支援については、本当に想定でき得るあらゆるケースを想定すべきだというふうに思います。

そういう中で、これ明石市がこういう規定を設けられたのには、やっぱりそれなりの理由があると思うんですね。だから、やっぱりその宿泊施設を利用するというケースが出てきているというようなことでこういうものを盛り込んでいるんだらうというふうに思いますので、やっぱりそういう先進の市がやられたことはできるだけ取り入れて、あらゆるケースに対応できるような条例にすべきだということで、この点は不十分だろうなというふうに思います。

それから、次に行きます。明石市の条例の6条に相談及び情報の提供ということの中に、こう書いてあります。犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士等による相談体制の充実、その他必要な施策を講じるということで、弁護士等の相談の体制というようなことを具体的に上げております。こういうことが亀山市の条例にはありませんが、必要ではないでしょうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

相談体制におけます弁護士の配置といいたいまいしょうか、弁護士の相談、この考え方につきまして

は、国の日本司法支援センター、法テラスでございますけれども、こちらでの無料弁護士相談や裁判費用、あるいは弁護士費用の立替え等の支援を行っておりますことから、支援窓口ではそちらの紹介を予定しております、配置等までは考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりこれも一緒なんです。当然そういう対応をされるんですけども、やっぱり条例で具体的にね、こういうケースはちゃんと対応しますよということをうたうのが私は親切だろうと思います。やっぱりこれだけのことを亀山市は考えているということを出すべきだろうというふうに思いますので、ほかのところが含まれているので書かなくていいという話にはならないだろうというふうに思います。

非常に明石市を読むと具体的なんですよ。だから、非常に分かりやすいんです。どういうことを市が支援してくれるのかということが非常に具体的で分かりやすい。亀山市のは抽象的なんです。その中身を聞くと、いやいやこういうことを考えています、ああいうことを考えていますというのが答弁で出てくるんですけども、それであつたら書きゃあいいんですよ。具体的に書いたらいいんですよ。だから、そのことは私は明石市と亀山市の大きな違いであると思います。

もう一点、明石市の条例、8条に真相究明についての支援というのがあります。こう書いてあります。犯罪被害者等がその被害に係る事件の被害者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動、いわゆる情報提供ですね、を行うために必要な費用の補助、その他必要な支援を行うというふうにしています。それから、また明石市の条例の13条では、訴訟手続についての支援ということで、犯罪被害者等が公判期日に出席するために必要な費用または公判手続を傍聴するために必要な費用の補助を行う、ここまで具体的に支援の中身を書いています。亀山市にはこういう真相究明、それから訴訟手続の支援がありませんが、これでいいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず真相究明費用の支援でございますが、私どもの考え方といたしましては、これについてはその対象が未解決事件の被害者が受けられる支援ということになりますので、特定犯罪被害者の中でも、また一定限られた犯罪被害者が対象となりますこと。それからもう一つに、本来は警察機関の業務として行われておりますことから、支援としては重複するために本条例では規定しておりません。

また、訴訟手続の支援につきましては、先ほど少し弁護士のところでも触れさせていただきましたが、法テラスのほうでの支援がございまして、市で支援施策を講ずるに当たりましては重複する部分もあるため、当市の条例では規定をしていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この5人の方の質疑の中でもありましたけど、本当に様々なケースが考えられるんですね。だ

から、単純に犯人がもう特定されていてというケースもあれば、それが本当に分からない。真相自体も分からない。何かネットなんかのあれによりますと、被害を受けた家族のほうが犯人扱いされるというようなこともあるんですね。だから、そういうことも含めて考えると、やっぱりこういう犯罪被害者に寄り添うという意味では、こういうことも含めて規定すべきではないかなあというふうに思っています。

私は、犯罪被害者のこの条例を定めること自体、非常に必要なことで、第一歩だろうというふうに思います。

今日、明石市の例を出しましたけれども、私は、なぜこういう先に早くから制定をし、何度も条例改正をしてやってきた経験のある市の条例を参考にしなかったのかというのは、非常に私、思います。亀山市もいずれこういう問題に直面してくるんだろうというふうに思います。その都度、また条例改正をするというようなことになっていくんで、やっぱりそういう先進のところの条例をできるだけ参考にしておくべきだろうということだけ申し上げて、次に移ります。

次は議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正についてであります。

条例制定改廃の背景及び趣旨によれば、台風、その他の災害による倒木被害によるライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで防災対策及び減災対策を進める。市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から地方自治法の規定による分担金を徴収するため、所要の改正を行うものだというふうにされています。

この予算ですけれども、もう既に3月議会で今年度の予算として農林水産業費、林業振興費、みえ森と緑の県民税市町交付金事業として既に541万7,000円が計上され、事前伐採のための業務委託料として150万円が計上されている。さらに、この事業の財源の内訳として、分担金75万円が計上されています。これ、3月にもう可決されています。

ところが、この分担金を徴収することのできる条例がこの6月議会に出ているわけです。おかしくないですか。要するに、3月の予算には75万という分担金を上げながら、これを徴収する根拠になる条例がないんですよ。これは私は、今まで条例と予算はセットだということによく提案されてきましたけれども、そういう亀山市の今までのやり方からいってもおかしいのではないかというふうに思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ご指摘をいただきました点でございますけれども、関係する予算と条例につきましては、同時に議案提出をするという原則の中で、予算は令和3年度の当初予算で、今回の条例改正については遅れて6月定例会の議案提出となりました。このことにつきまして深くおわびを申し上げます。

今後につきましては、こうしたことのないよう細心の注意を図ってまいり所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）



珍しく素直に謝罪をされましたので、この件については、もうこれで置いておきたいと思います。本当に今後、こういうことのないようにやっていただきたいというふうに思います。

このライフライン事業者として予定されているのが、先ほど来の質疑からありました中部電力なんです。これ、やっぱり中部電力というのは地域の独占企業、非常に大手であります。そういう意味ではライフラインを守る責任というのがありますし、それから事業を実施する財政的な力も十分あるわけですよ。そういう意味でいくと、なぜ事業費の半分を分担金として徴収すると、半分は公費で持つというようなことをしなきゃならないのかが私は疑問なんです。だから、ライフライン事業者が自分のお金でやればいいのではないかと、こういう疑問を持つんですが、この点について、半分公費で負担する、この辺の理由についてお聞きしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

大澤部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

これまでもご答弁をさせていただきましたけれども、三重県におきまして平成30年9月の台風21号において28万戸に長時間の停電被害が発生をして、本市にも被害が発生をしたというところでございます。

こうした中で、倒木によるライフラインの寸断というのは非常に大きな影響を及ぼすということから、三重県におきまして令和2年度に災害からライフラインを守る事前伐採事業を新たに設けられまして、さらに森と緑の県民税事業において防災枠、こちらを新設して、市町とライフライン事業者が連携して倒木によるライフラインの寸断を未然に防いでいく、この事業を推進していくことになっております。

本市におきましても、こうした三重県の方針に賛同いたしまして、本年度から県民税の市町交付金の活用によりまして応分の負担をした上で事業を実施していくとすることとしたものでございます。

なぜ2分の1、ライフライン事業者かというところでもありますけれども、ライフライン事業者におきましては、電気設備に関する技術基準を定める省令によりまして、配電線に接近、また接触している樹木の枝払い等は、ライフライン事業者、こちらでリスクを取り除いていくということになっておりますけれども、配電線に接近、触れていない場合、台風などの自然災害による倒木によりライフラインが寸断するおそれがある樹木についての伐採をする責務はございません。このことから、市が事業を実施しまして、ライフライン事業者からは、倒木被害のリスクを軽減できる、利益を得るということから、分担金による事業費負担をいただいて事業を進めていくということで、事業全体としましては、ライフライン事業者が2分の1、残り2分の1を行政が負担する。その行政の2分の1については、県が県民税の防災枠から2分の1を市のほうへ頂きまして、また市の負担分4分の1については、県民税の市町交付金を活用させていただいてこの事業を進めていくと、そのようなものでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

服部議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

私もこの電気設備に関する技術基準を定める省令を読みました。確かに接近し、または交差する

場合はちゃんとやりなさいよということは書かれています。だから、そういう場合は、もう当然、ライフライン事業者に義務づけがされていると。

ただ、今回のような離れたところの樹木を伐採することをライフライン事業者がやること自体は、やっぱりこれは必要なことでありますし、そのときに何もこの基準があるから、この省令があるから全額持たんでええのやという根拠にはならないというふうに私は思うんですよ。

だから、ここには該当しませんよと、省令には該当しませんよと。しかし、そういうおそれがあるんだったら、それはやっぱり伐採をするという方向があるんだろうと思うんです。そのときの費用負担については、ライフライン事業者が全額持ったっていいんですよ、これ。何もこれ禁止はしていないんですよ。そういう離れたところの伐採についてライフライン事業者が負担してはならないというんじゃないんですよ。だからそういう意味でいったら、十分にそれはあり得ると思うんですよ。

だから、例えばどの木をどう伐採するのかという、いろんなこういう相談事もありますよね。だから、やっぱりそれは市が指導的な立場に立って、ライフライン事業者と所有者で協議をして、どこをどういつ伐採するのかというような協議をして、費用はライフライン事業者が持つというようなことで、そういう枠組みをつくれば十分じゃないかと思うんですよ。何もお金を出すからそういう協議会をつくるという意味じゃなくて、当然そういうことをやろうと思えばライフライン事業者だけではできないんで、やっぱり市も協力してくださいという話になるんですよ。だから、そういう協議の場は必要だということは分かります。だから、それとその財源の負担の問題は、私は別だろうというふうに思いますので、やっぱりそういうことはやるべきだと思うんですが、その点について、そういうやり方は取れなかったのかということですね。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回につきましては、三重県が創設いたしました、この事業に市のほうが乗っていくと、そのような形で整理をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁ですと、やっぱりその県民税をどうするのかという問題が出てくるんですけど、この点については後の方がやられる予定ですので、私はもうこの程度にとどめておきたいと思います。

やっぱりこれはライフライン事業者が全額持つというのが、私は考え方だと思いますよ。やっぱりそこまでの責任はライフライン事業者にあるんだろうというふうに思いますので、その点だけ申し上げておきたいと思います。

最後に、議案第45号亀山市税条例等の一部改正について及び議案第63号専決処分した事件の承認についてであります。

今回、国会で成立した地方税法等の改正、これは主に消費税10%増税の際に導入した需要喚起策、それから反動減の対策として延長がされたということだろうと思います。ただ、この問題については、私はコロナ禍で国民生活を支える、貧困と格差の拡大の是正をするということには全然つ

ながっていないということだけ、まず申し上げておきたいと思います。

まず固定資産税でありますけれども、負担軽減措置の適用期限の延長と負担調整措置をしても、なお課税標準額が増加した土地に対してコロナによる負担感に配慮し、今年度に限り前年度の課税標準額に据え置くというものと、それから土地の価格に係る下落修正措置、つまり土地の値段が下がっているということやね。それに伴う下落修正措置が2023年度まで延長されたため、下落修正措置を講じるということですね。だから、この内容を見ますと負担軽減措置、これは納税者にとっては喜ばしいこと、市民にとってはいいことだろうというふうに思うんですが、一方、市から見ると、固定資産税の減収になるわけですよ。これは裏腹の問題なんです。こういう措置によって固定資産税の減収になると思うんですけれども、収税への影響についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

固定資産税の評価替えの年の翌年度、または翌々年度における土地の価格に係る下落修正措置は、これまでも都市計画税とともに3年間の仕組みとして負担調整措置と一体的に実施されたものであります。

令和3年度から5年度につきましても、措置の基本的な枠組みを維持し、地価の下落を価格に反映させるための市税条例等の一部改正を行うものでございます。この仕組みについては、平成9年度以降継続して講じておりますことから、本改正により延長したことにより大幅な減収が生じるものではないと考えております。

また、令和3年度に限り地目の変換や地積更正など該当しない要因により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く措置につきましては、令和3年度でいいますと、固定資産税が52万円、都市計画税が12万円の減収となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

大幅な減収はないということを確認しました。

次に、軽自動車税について聞こうかと思ったんですが、岡本議員が質疑をされました。その答弁の中で減収にはならないというような答弁でしたので、これについては省かせていただきます。

それから、最後に個人市民税についてです。

所得税における住宅借入金、いわゆる住宅ローンなんですけれども、これの特別控除及びその控除期間を3年間延長し、13年間とする。住宅ローン減税を延長するという、この特例を適用することができることされたことから、個人の住民税における住宅借入金、住宅ローン等特別税額控除を適用できるよう特例を設けるということですね。つまり、市民からすれば安くなるということですね、税金が、税額がです。これもまた裏腹で、市にとっては収税が減ることになるわけなんですけれども、こういう形で個人住民税に影響が出るんですけれども、影響額がどれくらいあるのかということと、それからその補填として国による補填措置があるのかどうか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

住宅ローン控除でございますが、令和3年度の個人住民税の減収金額でございますが、6,786万1,000円になっております。この6,786万1,000円につきましては、国の地方特例交付金、個人住民税減収補填特例交付金によりまして、全額国費で補填されるということになっております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全額国費で補填される、これは先ほど言いましたように固定資産税もそうなんですね。国がそういう政策を取って、いわゆる国民の側からすればありがたいことなんです。ところが、地方自治体からすれば税収が減るんですね。だから、そこはきちっと国の施策でやるのであれば、地方にちゃんと財源をつけるということをセットでやってもらわないと、市民からすれば税金が安くなるんでいいということになるんですけれども、地方自治体としては減収になるという、やっぱりこの補填はきちっと国でやってもらう必要があるんだろう、その点を今日は確認させていただきました。

では、終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結の小坂でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

議案第49号、亀山市農林水産事業分担金条例につきましては、朝から3名の方が質問されておりましたし、先ほど服部議員が質問されまして、後の議員がということですけど、私、質問することがなくなってしまったんですけれども、本来なら、今、災害からライフラインを守る事前伐採とはいかなるものなのか、まずその基準をお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

台風、その他の自然災害によります倒木によりライフラインが寸断されるおそれがある、その樹木について事前に伐採をするという事業でございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんなもの条例に書いてあるとおりで、そんな伐採の基準やないです。だから、その雑木になるのか、松になるのか、一番倒れやすいのは松なんです。松とかが一番腐りやすく倒木しやすいんですよ。だから、それをするのに、災害、ライフラインを確保するために防災とか減災の

ためにするということですが、過去にこのことによって災害が発生してライフラインが寸断されたことがあるのか、ないのか。なくても、それほど急を要する状況なのか。現時点での急を要する現状の状況、箇所、規模を確認した上でこの条例がされておるのか、あくまでも県に言われたとおりにするのか。亀山市に、これをどうしてもしなければならないという実態はあるのか、ないのか。

それは県の言うとおりであったら、事業主体が分からんで、これ。亀山市でそういう状況があるんだと、だからこの条例が必要なんだというならあれやけど、県がするからやるんだというだけでは、ライフラインを守るための施策、事業にはならないですよ。今現在、どこにどんな状態で、どうしてもライフラインが寸断する状況があるのか、箇所、規模について教えて。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、平成30年9月の台風21号において三重県内で28万戸……。

（「亀山」と17番議員の声あり）

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

でありますけれども、その際、山間部におきまして停電の原因、80%で倒木であったということでございます。

現状の亀山ということでありますけれども、森と緑の県民税市町交付金、こちらを活用いたしまして、平成26年度から通学路沿いの市道沿いにつきましては、こういう危険木の伐採を進めてきておるところでございます。

今回、「災害に強い森林づくり」ということで県がこの事業を設定しております。亀山市におきましても、市道沿いで電線に影響を及ぼす樹木があるところについては担当部署としては把握をしておる部分もございしますが、それが市内で全てどれだけあるのかということまでは、現在、まだ持ち合わせていないところでございます。

今後、中部電力パワーグリッドからの情報提供によって事業の実施箇所を決定していくと、決めていきたいと、そのように考えておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから、事業主体はどこなんですかって、県であるとか中電じゃなしに、事業主体は、これ亀山市なんですよ、条例として。亀山市が事業主体ですやんか。それなら、中電から言われたことを協議するんじゃなしに、亀山自体でここが危険でライフラインが寸断されるからどうしてもやる必要があるんだということは亀山市自体に、事業主体である亀山市が方向性を示すのがまず第一と違いますか。あくまで中電から言われたんではおかしいですよ。

それと、事業主体が分からないのと、もしその誰が判断して、誰が事業をするにしても、この協議会で決めたとしたら、誰がこの事業をするんですか。今は中電はトーエネックがほとんどやっているんですけれども、管理や下見はほとんどやっておったと思うんですよ。これが協議会で決まった場合に、誰が事業主体で、市はどこへ誰に発注するんですか。

それで、今回は予算に150万、既に盛ってあるんです。今から分からんですけど、150万盛

ってある根拠は。何をしようとして150万で75万の歳入を見込んでおるのかということも分からんです、これ、根拠もなしに予算を。予算は、私はこれはおかしい、施工のときはこの事業を施工されるということが書いてあったんやけど、予算は、今、服部議員が言ったように3月で可決されておるんですよ。150万で75万のということで、それに見積もった根拠、倒木がどこにどれだけあって、今150万を見込んだという、それについて答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、150万の業務委託料を計上してございますけれども、こちらにつきましては市道金場越川線、こちらの沿道を想定しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは亀山市が見つけた、発見した箇所であって中電ではないということやな。

そうすると、今度またその協議会をして中電から申出があれば、予算は要るだけ出すんか。今年は150万で、限度で抑えてしまうのか。あくまで今回は亀山市の150万で事業をするけど、それなら中電から今度協議会へ来たときに、中電からまた要望が出たら、それはまた補正予算ですと。事業主体はどこにあるのかと。だから、亀山市としては予算の限度額、範囲内でやるとかということが書いていないんです。

今回は150万ですけど、限度額があるのか、ないのか。他市では、やっぱり何百万と出しておるんですよ。何本と、本数ですわ、これ。本数で幾らで、ほとんどが県道か国道か市道ですよ、の倒木ですよ、倒木のおそれがあるんやと思うんです。

だから、そういった意味において、それは一体事業主体が市にあるのか、中電であって、協議会が事業主体なのか。

それと、今言いました、それで伐採すると決まったら、どこで誰が伐採するのか。それで、責任は誰が取るんですか、事故があった場合。電柱の場合は、ほとんど事故が多いんですわ。伐採では山林事故って物すごく多いんですよ。だから、そういう場合に事故があった場合、どうするんだとか、電線を切る場合もある。逆に、切っておらんことによってライフラインが寸断する場面があるんです。こういう事故が起こった場合に安全はどうするのか。誰が事業主体として、市の指名業者、誰がするのか、どこがこの事業を実施するのかということをお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

どこが事業をするのかということでありまして、事業主体は亀山市でございまして、予算につきましても、県民税の全体の例えば令和3年度の事業の枠がございまして、その中での計画の範囲ということでございまして、中部電力パワーグリッドから提案があったらどんどん増やしていく、増額していくと、そういうものではございません。あくまで亀山市が事業主体ということで、予算の枠については市のほうで決定をしていくと、そのように考えております。

また、どこが事業を受けるのかということでありまして、こちらにつきましては、亀山市の入札契約制度の下で進めていくと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

亀山市の指名業者に委託するということで、安全も全部、十分補償もできるような業者があるということやな、今。

普通の業者ではなかなか難しい。これ、トーエネックでもなかなか難しいの。高所作業車だとか、いろんなものが要って、非常に伐採するのは通行止めをせんならんし、いろんな要素が絡んでおるんですよ。非常に難しい特殊な事業なんですけど、それは今の亀山市の指名業者の中には含まれておるということですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おっしゃられます電線に近いところについては特殊な技術が要る、特殊な事業者でないといけないのかも分かりませんが、それ以外の、これまでも市道沿いの伐採につきましては、指名業者の中で通学路の伐採もやってきていただいておりますので、それについては可能であるかと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

事故がないようにできればいいというふうに思っています。私は反対を別にしておるわけやなくて、やらなければならんけど非常に難しい事業であるという。

それから、その今の事業者の徴収負担金50%の根拠も分からん。県の言うとおりに、県が50で、4分の1、4分の1と言うただけであって、このみえ森と緑の県民税、これ県民1人1,000円を集めてつくった、これは交付金事業なんです。そういう意味において、これは亀山市は源流を育てる会とか、これは緑を守り育てる基金なんです。木を伐採するような補助金じゃないんですよ、これ。何ぼその危険とはいえ木を伐採したら、このみえ森と緑の県民税は、緑を守り育てるために県民1人当たり1,000円ずつ徴収したやつを、これを県下一斉にそれぞれの地域でやってくれということやけど、県がそうだからということですけど、本来は私はおかしいと。

私は、これは緑を守り育てるための基金であるがために、亀山市だけでも一般財源でできればいいけど、みえ森と緑の県民税を使うこと自体は、私は決していいことではないというふうに申し上げておきます。

それと1点、農林水産業費の分担金なんですけど、さっきも防災・減災、安全・安心の暮らしを守ると、あくまでもライフラインをやるのであれば、これは農林水産業じゃなしに、これは農林ではなしに、これは防災安全課が取り扱うべき案件じゃないのかと。なぜ農林なんですか。今も言われたように、これは農林に限らず市道、県道、国道がほとんど主です。今までの通学路だとか、これはあくまでも防災上、インフラ整備を寸断されるのは農林ではないですよ。これは危機管理が担

当すべきで、危機管理がやるべきで農林がやるべきじゃないと思うんですね。なぜこれが農林分担金で農林が担当するのか。やっぱりライフラインのことであれば、これは当然、林道とか、そんなところに電線はないんですよ。農道にもほとんどないです。ほとんどは市道、県道、国道とって、それから通学路と今言われた、そういうところなんです。農林に関係ないところなんです。だから、市全体のところであれば、これは防災で担当すべきだと思います。その辺の考え方についてお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の事業でありますけれども、災害に強い森林づくりの取組として県のほうでも位置づけられております。みえ森と緑の県民税を活用し、実施をしていくというものでございまして、県におきましては農林水産部が所管をしておるということで、既に昨年度から事業が始まっておりますので、実施をこれまでしております県内のほかの自治体におきましても、全て農林部署が実施をしておるというような状況でございます。

こうした中で、本市でも産業建設部において事業を実施いたしますけれども、今後、市、県、ライフライン事業者で組織をして事業計画等について協議をしていく協議会、こちらのほうには、この構成員には産業振興課、土木課、これらは産業建設部でありますけれども、それに加えて防災安全課の職員の参画も予定しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんな考え方で、やはりこれは農林で、そんな判断するんやなしに、やっぱり危機管理が防災を判断するのが一番好ましいのであって、これの取扱いについては防災がやるべきだと私は思っております。

その次に、商工費の経済支援対策事業の増額なんですけど、これは先ほどの話にもありましたように、令和2年から既にこの経済支援として6億6,900万ぐらい投資されておると、給付において、それについて今までどれほど、この地域経済がよくなったのか。目に見える、その経過、効果、波及効果、そして経済効果はどのように上がったのか。そして、今度の増額補正は、何を期待するのか、この9,000万を、について、今日までの経済対策の効果が市民にどれほど影響を与えて効果が上がったのか、そして今度の増額補正が何を期待するものなのか、まずそれを聞かせていただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

経済効果の総括ということについては、また後ほど答弁のほうはあると思いますけれども、今回の補正でありますけれども、あくまでその感染の防止対策が、これが一つの目的ということでございまして、それに伴いまして経済活動、経済効果、そちらも同時に上げていくと、それが今回の事



業の趣旨でございます。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、昨年度、令和2年度の取組につきまして、一旦市として検証いたしまして、議員各位にまず検証結果についてお配りをさせていただいたところでございます。

そのような中で、今回、これは令和2年度の実績ではございますが、地域経済の支援として3億6,700万という事業費を投入いたしましてこういった事業をいたしました。

また、プレミアム商品券につきましては、63%という使用率ではございましたが、一定の地域経済への循環は行われたものというふうに認識をしております。

また、今回、この事業を構築いたしました期待効果の中では、今までは事業の内容につきまして、それぞれいろんな制約があったわけでございますが、今回の事業につきましては、そういった制約を取り除きまして、中小企業以下の事業者については全て対応できるという裾野の広い対応ができたものと、そういう裾野の広い対応が期待できるものと、そのような認識を持っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

経済効果は目に見えんけど、数字として上がってくるのは難しいだろうと思うけど、やっぱり市民がそのように、事業者を含めて少しは経営にプラスになったという実感を持たんことには、せつかくの予算を計上してもつまらんだろうと思うんですけど、この事業の対象についてなんですけど、先ほどの午前中の答弁で申請は7月から11月30日までで、それから交付は12月28日と。単年度事業であるのに、なぜ7月から11月の末で締め切って、12月28日までに交付期限が来るようなこと、なぜ年度なら3月まで交付するのに、なぜ11月で締め切って交付は12月28日までと限定しておるのか。これがまた追加になることがあるのか。今は、大体2,300社のうち80%を対象にして9,000万と見込んでおる、100になった場合は、当然足らなくなってくるし、事業も拡大する、補正の可能性もあるか分からんけど、なぜ7月1日から11月30日で交付を12月28日に指定してあるか、それについてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業を年度内いっぱいまでしたらどうかということでもありますけれども、基本的に県の制度に比べまして長期に設定をしております。ただ、あまりにも年度いっぱいというようなことになりまして、その効果的なもの、特に感染防止対策につきましては、なるべく早めにやっていただいたほうが効果が出るという考え方もございまして、これは担当課としての、担当部としての一つの考え方もありますし、さらに今後の状況におきまして、またその状況に応じた経済支援制度なりも考えていくことになるかと思っておりますので、それと重ねたときの事務処理等も考えまして、今回、12月2

8日までの申請期間とさせていただいたという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは執行部で考えたんや。だけど、それならそれでできるだけ早く各事業所へ、その手続が非常に難しいだろうと思う。交付が遅れるというのは全国的にもどこでも言っておるんですけど、やっぱりこれはそうやって決めたなら、もっと早く交付できるように、そして事業者に渡るような方法を講じていただければというふうに思います。

それ以外に農林水産業費の施設管理費、増額補正についてなんですけど、300万ですか、一体この林業センターの故障の原因は何だったのか。修繕の方法、聞くところ、せっかく予算をつけても、直すのは8月の末だと言うんですけど、8月の末では、実際何のためにこのクーラーの空調機を直すのか。これではせっかく予算をつけても、真夏が終わったんではどうにもならないと思うの。もう少し早くしていただくという方法はないのかということと、ただこの林業センターの前の空調機を直した平成26年度、火災が起こった原因は、空調機の工事中なんです。空調機を直しておる最中にショートしたことが、この今7,000万もかかるような火災に発展したんです。あの原因は日本空調なんですけど、だから今回のこれは空調を直すんですけど、そこらについて、そういう危険防止、安全装置とか、前はそれで火災の原因を起こしたんです。今回のこれは300万で直すんですけど、それも直すのは8月末、前回、そういう例がある。それで7,000万からの損失を被ったということを含めて、どういう原因で、それに交渉はどうするのか、抜本的に替えなあかんのか、もっと早く直すことはできへんのかをお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず今回、林業総合センターの空調機の故障ということでありまして、これは老朽化によりましてフロンガスが漏れたというようなものでございまして、その現在の機器の冷媒ですね、フロンでありますけれども、それがもう生産終了になっておるということ、また老朽化によって部品の調達もできないということから、今回、エアコンの3台及び室外機、全て更新をさせていただくというものでございます。

あと、8月下旬と議員がおっしゃられましたけれども、更新時期につきましては、現在、鈴鹿森林組合と、事務所が設置されておりますので、そちらのほうとお話のほうはさせていただいておりますけれども、この真夏の時期に工事に伴いまして2週間ほど空調を停止すると、冷房を停止するというようなことになってまいりますので、少し涼しくなってからとか、そういうふうな形で調整のほうはさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、前回の反省も踏まえて、火災には絶対にならないのと、できるだけ早く工事を完成していただかないと、あそこは組合も入っていますけど、それからまちづくり協議会も入って

いるし、あそこで娯楽しておる人もずうっと多くの方が見えますので、できるだけ早く改修をしていただきたいというふうに思います。

それと最後になりますけどもう一点、諸収入の雑入の件なんですけど、総務費で建物損害共済災害共済金4,047万1,000円と、それから農林水産業費で共済金3,000万と、7,047万1,000円が今回の補正財源として上がっているわけです。これは、前回の平成26年度には7,400万の工事費に対して7,000、丸々補償金、返済金にしても、その日本空調からの賠償金で歳入を見ておったのが入らなかって裁判になったということなんですけど、この財源は、あくまでも一般財源じゃないですよ。一般財源の考え方、これは特別財源ですよ。一般財源というのは税とか交付税とか、それから徴収する額等は一般財源なんですけど、これはあくまでも共済の掛金の戻り、農林の返済というのは、これは特殊財源だと思うんですよ。今回の補正で一般財源に充当しておるという意味がおかしいと思うんですよ。この辺についての考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

平成26年に発生いたしました林業総合センターの火災事故における弁償金につきましては、過年度に予算支出した歳出、復旧工事等でございますが、に対する特定財源として収入いたしましたものがございますが、既に過年度において一般財源で立替えをしておりますことから、その補填として、今回、一般財源での予算計上をさせていただきました。

地方自治法上の一般財源の解釈でございますが、財源の用途が特定されず、自治体の自由な裁量によってどんな経費にも使用できるものとされており、狭義の一般財源につきましては、地方税、地方譲与税、地方交付税、特例交付金などが該当いたします。また、広義の一般財源の考え方でございますが、狭義の一般財源に加え、特に特定財源とされている費用で用途の特定されていない財源を含めたものをいうという考え方の下、今回、一般財源として予算計上させていただくものがございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

一般財源って、26年度には共済金は入れていないんですよ。弁済金だけで7,000万だけを財源に充てておるんですよ、特別財源に。

今回は3,000万と4,000万で見たら、だから4,000万は総務ですよ、農林で3,000万、だから性格が違うと思うんです。これを一般財源へ立替えと言いましたけど、26年のときでも財政調整基金を一遍も使うておらんのならいいですよ。財政調整基金は使っておるんですよ。だったら、今回、この7,000万は、当然財政調整基金に積むのが一番、それか公共施設管理基金であれば、やっぱり今後のためにそういう基金をつくってでも、後年のためにこの特別財源は置いておくべきであって、それか財調へ置いて、今回は。普通は6月議会は、ほとんど繰越金を充当するんですよ。なぜ今年は繰越金を充当しなかったんですか。繰越金だったらいいですよ、私は。繰越金を使わずに、なぜこの特殊な財源である返済金とか共済金の、最初、あのときは返済金をもらえなかったら、全部共済金をもらえるという段取りで裁判を進めておったんです。それが7年かか

って不調、不調で来て、3,000万で収まった。本来は7,000万もらうという約束やったんです。もし、取れんだら共済掛金で返済してもらおうという話で、これはあくまでも一般財源じゃないですよ。特定財源ですよ。だったら、この額もこれはこれで特定財源の扱いをして、繰越金で補正財源をするべきであると思う。こんなところに、その補正に火災のときの補償金を一般財源化して使うことには私は異議があります。その辺について答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、広義な意味での一般財源については次長が申し上げたとおりでございますが、今、小坂議員がおっしゃられるように、特定財源として財調へ積み立てるという考え方も当然あったものというふうに考えております。

ただ、今回は、6月の段階で既に新型コロナウイルス対策として経済対策を打つ中で、本来であれば前年度繰越金を活用するという考え方もございましたが、今の段階で地方創生臨時交付金についての見込みもございませんし、まだまだ終息しないコロナ対策につきましては、当然、前年度繰越金を活用して今後も対策を打っていかなくてはならないという、そういった事情もございまして、今回はそのような対応を取らせていただいたというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

予算修正までせえとは言わんけど、私はその考え方はおかしいと思う。やっぱり本来の財源は財源として扱うべきであって、一般財源と特別財源とは違うと思うんですよ、性格が。

これからもいろんな意味でいろいろ出てこようかと思うんですけど、その辺はやっぱり一般財源は一般財源、特別財源は特別財源で扱って、やはり予算を修正すべきであるというふうに思いますけど、今回については、その言い訳はあまり私には理解できんけど、一応質問を終わります。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時30分 休憩）

---

（午後 4時39分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきます。

もう皆さんぎょうさん言われたもんで、確認の意味で私からも質疑させてもらいたいと思います。まず議案第49号ですけれども、亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正についてですけれど

も、改正内容についていろいろ各議員が質問されて、いろんな答弁をいただいたんですけども、その中で、事業主体は亀山市ということは確認できたんですけども、そこで協議会を設置されると。協議会のメンバーは、県、市、中部電力と、この3者と思うんですけども、どのような割合でこの協議会の構成がなされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後、議決いただきましたら、速やかに協定書を3者で締結したいと考えておりますけれども、その中で、現在の中では協議会の設置についてもうたっていくというようなことをごさいますて、その人数という部分については制限のほうはなく、あくまで3者で協議会を設置するという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、その3者で協議をしていくわけですよ。それを議案提出するのに、県はどこの部局、それで市は、だから危機管理と土木と、それからあんたところ農林とというようなことを言うていましたけど、それから中部電力の担当者と。そこら辺は、やっぱりきちっと決めておいてから議案は出すべきや、そんなもん。今から、予算が認め、この改正案が認められてから協議するというものではないとわしは思う、いかがかな。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどのご答弁のほうが少し不足しておったかと思っておりますが、協議会につきましては、まずは県は、四日市農林事務所でございます。市につきましては、ご答弁を既に申し上げておりますけれども、産業建設部の産業振興課、土木課、それに加えて防災安全課と、その3課で参画をするということで、それと中部電力パワーグリッド株式会社でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

最初から、そうやって言えばよろしいやんか、そうですやろう。無駄な時間、3分つくったわけや、これで。

なら、四日市農林と、それから亀山市3課と中部電力とで、協議をしましたと、また次の段階へ行きましょに。

当然その伐採をする地域には、全て本市が事業主体であっても、その伐採すべき樹木の所有者が見えると思う、その対応はどうされるんですか。何ぼこの3者で協議して、これは切らなあかん、ライフラインを守る、守らんならんで切らんならんと言うけども、その地権者、権利者の同意を得ると、同意をするときに、どのような同意条件をもってするのか。

例えば、ちなみにちょっと調べてもうたんですけれども、令和2年度、災害からライフラインを守る事前伐採事業の実施結果で四日市では39本、事業費305万9,100円、菰野町16本、0.8ヘクタール、事業費115万8,577円、津市44本、0.1ヘクタール、1反やわなあ、松阪市447本、0.3ヘクタール、事業費840万、大台町1,123本、1.15ヘクタール、1,800万8,659円、名張市616本、198万というような形ですな、やっておると。

当然、これはそのように本数があるんやけども、個人所有者の対応はどういうふうにうたったんですか、これ。どういうふうに決めてあるんですか、これ。その個人所有者の許可を得やんことには伐採できないんです、これ。

わしんところは、わしって言葉が悪いですけど、電柱が敷地内に立っています。樹木がある。トーエネックが複写式の書類を持ってきて、ここを切りたいで同意をいただけませんかやろうかと。私、そのときには好きに切っていけど、余分に切ってもええぞと言うんですけれども、そういうふうなときに必ず複写式の書面をもって、そして私の署名捺印をして同意をするという書類の手続をするんですよ、トーエネックと。これは、どうしてもこれは切らんならんというふうなときに、そういうような手続上のことはここにあるんですかな。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地権者との交渉といいますか、その同意を得る作業につきましては、事業主体である市が担ってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その市の窓口は農林がやるということですか。その書面も、もう作ってあるんですかな。今からですか、これも。そしてですなあ。小坂議員も言われたんですけれども、この分担金ですわ。岡本議員のときにも分担金条項で4項目、その中に付け加えると。それで、各市町、一応主なところだけ取り寄せさせてもうたんですけれども、四日市、名張、松阪、津等々の条例改正がなされています。その中で、この4分の1、みえ森と緑の県民税、このことは小坂議員も言われたけれども、本市に1,100万相当のこの県民税があります。そもそもこのみえ森と緑の県民税の必要性は、森林の土砂災害の防止、水をたたえ、洪水云々と書いてあって、そして将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくと。県民全体で森林を支える社会づくりを進めるものであって、このライフライン等をやっていきましょにという目的のこれは交付金やないんですよ、これは。確かに答弁の最中で、通学路の伐採の費用にこれを適用する、追加したと言われましたけれども、これは本来なら別個の金なんですよ。また、このお金をこれに充てることはならんと思っております。

別の会計を予算を使うんなら、これにそのみえ森と緑の県民税は、こういうようなものには活用することはならんと思っております。ほかの市町は知りませんで、どんな協議をやったんか。せめて亀山市だけ、これは違う予算でするやわな、どうしてもこれを中部電力が言われたままに切るんやったら、違いまっか。

これは市長に聞きたい、このことは。なぜこれに、よその市もやっておるんで、我が亀山市もこ

れに準ずるといふようなことを考えてこの提案をされたのか。何で、よそはよそやと、我がまちは我がまちの方針でいくという、そういうような信念は、あんたは持っていないのかな。金があるからこれを使えと、それで使い道がないからこれを使えというものではない。

この三重県がつくった、この26年4月1日からスタートですよ。それで、各企業に事業分担金とか等々の、それで何とか治山治水をやっつけようやないかと。そのために1,000円、県民に負担をしていってもうて森林の荒廃を防いで、そして緑豊かな健都、三重県をつくろうやないかと。あなたもよう言いますがな、みどり豊かな亀山市亀山市で言いますやろが。別の予算をつくったらよろしいがな。なぜこんなもんを使うのやな、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

三重県が創設をされた、この森と緑の県民税の仕組みというのは、当然、持続可能な森づくり、それから当時もそうでしたが、災害に強い森林づくり、そのような様々な視点から県が自ら、あるいは市町への交付を通じた全県・市地域でのその目的達成、そのための仕組みというふうに思っておりますし、亀山市としては、この財源プラス市単独の様々な財源を入れて、その取組を多分県下でもかなり先行して強化をしてきておるといふふうに思っております。

今回のこの議論、朝からございましたけれども、やはり広域的自治体である県として今後想定されます、平成30年の台風21号もそうですし、あるいは千葉県で起こった令和元年の台風15号、あの長期間にわたる大被害、こういうものを想定したときに、やはり県がこのような事業スキームを創設して、これに備えていこうということで、ライフライン事業者と県と市町がこれを協働して取り組むという、そういう事業スキームを創設されたものと思っておりますし、本市としては、これは各、今ご紹介がありました昨年度、6つの市町等におきまして、この県のスキームを使った条例が制定をされ、あるいは協議会が設立をされて動いております。本年度につきましては、本市を含む9市町がこのスキームを活用して取り組むという考え方であります。

いずれは県下29市町で同様の仕組みが構築されるものというふうに思っておりますし、このことは、本市をはじめ三重県全域にとりましても大変意義深いことであろうと思っております。

市としては、今後もこの県民税の活用は、当然しっかり様々な事業も含めて取組をさせていただくわけでありますが、今回、森と緑の県民税事業において市町を支援するための防災枠を県が創設をされたということですので、これを活用して、本市としては災害に強い森林づくりとしての今回の災害防御の視点も入れた、この取組を進めていくということで考えておるところであります。

他の森林施策全般に関わる取組につきましては、当然、引き続いてしっかり亀山市としては取り組んでまいりますので、そこはご心配いただかなくても結構かというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それで心配しとるで言うておるんやがな。

これは三重県知事、この人の考え方がおかしい、私から言うたら。それに準ずる市町も9つばか

りあるか分かんけど。だけど、本来、県民から1人1,000円徴収するというのは、その理念から、これは外れた事業なんだ。というのは、この加太25号線も崩落があったと、崩落によって孤立したと。崖崩れを起こしたところには必ず電線があると。それなら、危険箇所の点検を怠っておるもんで崖崩れを起こして、そして電線等が切れるわけや。そして孤立するわけや。もっと治山治水事業を県がきちっとやっておればこのようなことを、またこんな県民税をこれに生かすということは考えられん、私から言ったら、そうでしょう。

崩落現場は、県が巡回しておれば、これには擁壁を打つと、早期に、そしてこの崩落補正でライフラインを守るという施策をやっておれば、こんなことでやる必要はないと思う、この県民税を使うというのは。

県の施策が悪いのや。私は知事にもうお会いする機会がないもんで、わしは物を言えませんが、な、亀山市議会で、それで県会議員をちょっと使ってやりますけどさ。

だから、4分の1は交付金、これを活用することは、私はこの条例改正としては本当に、何でもっと違う、亀山市もそれは駅前でしょうけ金が要って大変やと思いますけどさ、150万と、この事業をその事業でやるんやったら、もっと会計上、もっと違うところから、一般財源から持ってきてもいいし、この基金は、やっぱり本来の目的である治山治水、この冒頭に申し上げた県民全体で森林を支える社会づくりを進めるという理念を全うしていただきたいと私は思っておりますけれども、市長さんは心配するなど言う、どうか分かりませんが、私はあなたの考え方はおかしいと思う。やっぱり他市は他市、亀山市は亀山市の特徴ある条例改正をすべきやと私は思う。ほかのところもやっているもんで一緒にやっといこうというものではないと思う。他市は他市、亀山市は亀山市の一つの独立した自治体として信念を持って物事を進めてほしい、これは絶対本意である。

県が4分の1出すし、中部電力は2分の1で済むと、いまだに地権者との交渉も今後の課題だと。亀山市が責任を持ってやると言うけれども、地権者が反対した場合には、これは切れへんぞ、これは絶対に。これは切れますか。僕は、これは切ろうと思えば、その罰則条例とか、そういうものを県は持っておるのかな、ほかの自治体は。地権者の理解を今後は、私も全部読んでいないもんであかんけれども、今言うた四日市、松阪、それぞれ言いましたけれども、これ各市町、ライフラインの確保のために伐採をやるということについて地権者が拒否した場合にはどのような罰則を設けるのやな、それをどんなふうに思っておるか、お聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地権者に対しての罰則というのはございません。あくまでご理解をいただけたところの事業を展開していく、そのようなスキームでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今、金場越川線ということで答弁されましたけれども、金場越川線で伐採される樹木に対する補償もないわけですか、これ、補償も。伐採樹木の補償等々の記述はこれないですやんか、なぜですか、そうすると。



○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在のところ、業務委託料のみ予算計上しておるところでございまして、その伐採する木自体の立木補償というような形については、予算計上のほうはしていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これ、この間、千葉県やとか、何とか災害が起きたときに大変やったというようなことを言われましたけど、その関係した地域の住民の人が大変困ったと、だからこういうふうには伐採を行うというのがこの事業ですやろう。

そやけど、地権者の同意が得られなかったら、この事業はできない。それをどうしてもやるべきにはご理解を得なあかん。ご理解を得るためには何らかの補償をせなあかん。補償があつてこそ、その伐採は可能になると思いますけれども、そのように思われませんか。市長は心配することないで答弁ないかしらんけれども、そういうような、あなたのところがその対象だったらどうされますかな。どうぞって、無償で結構ですと。先祖から受け継いだ山の木をみんなのために切ってくれと、私は切らせておるけどね。それで、金くれとは言わん。

中には、切るんやったらそれなりの補償を下さいと言われたときに、市長が膝詰めで交渉に行かれるんか、あくまでも担当部局、それに負いねかすのか。

トーエネックが来るときには、誠に申し訳ないのでご理解いただきたいと。別にタオル欲しくないですけども、勝手に置いていくもんで、突っ返したらいかんので、タオルぐらいを持ってくる、それから中部電力のパンフレットと。それで、私は判こをつくんやけれども、物をもうてついたらわけやないよ。どうしても切らんとあかんもんで私はつく。

だけど、どうしても切ってはならんという人があったときには、この本来の事業は、ライフラインの事前伐採事業は対象にならんと思う、私も。その心配はないかな、市長。市長は心配はないと言ったけれども、私はそこが心配なんや。

三重農林とか四日市農林と亀山市と中部電力とここを切らなあかんでと、こけてきたら、崩れてきたら、その関係の集落が全部大変になると、何としても切らんならんものや、それは。それに対しては、その地権者に対してご理解をいただく、切らしていただきたいと、ご理解をいただく、その準備、心構え、姿勢、最後はもう金や、補償費ですよ。そうなるんですよ、最後は。そんなお考えは、市長は浮かんでくるのかな、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

自然災害で一旦このライフラインが寸断された場合の影響については、これは多くの方が、これは県民、国民、あるいは事業者、行政、感じておるものというふうに思います。

でも、そういう中で、今回のこの事前に伐採をして、そのリスクをヘッジするという取組について、おっしゃるように地権者の皆さんのご理解が大前提でございますので、当然、そのご理解を求

めることになろうかというふうに思っております。

既にこの事業スキームで令和2年度から先ほどの四日市、津市、菰野、松阪、大台、名張市と、6市町が先行してこの同じ事業スキームをもう既に展開をいただいておりますし、今、議員が触れただけで、実績までお調べいただいておりますし、そういう事業が既に動いておるところでございます。

今後、亀山市としてもそのことをお認めいただく中で今後の協議、それからご懸念の地権者の協力体制等々、しっかり今までの事例、それから県との協議も含めまして、しっかり対応させていただくことになろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これはいわゆる電力の送電のネットワーク等々を考えますと、県内のその平成30年の事例ですと、3分の1の世帯が長期にわたって停電が生じた。また、本市におきましても、最悪2日間、一部の地域は復旧まで時間がかかったということが生じたわけでございます。本当に一つの市町だけではなくて、ネットワークの中で寸断された場合に影響が周辺にも及ぶことを考えますと、三重県全域で、そして29の市町が協力体制を取って、そして当然、電力会社はその責務、しっかり担っていただく中で、そして県民の皆さんには、やはりこの協力体制の下にそういう地域社会全体としてのリスクを下げていく、減災・防災につなげるというご理解をいただけるような全体としてのこの協力が必要だと思っておりますので、本市としてはそういう背景の中で、今回、協議が調いつつございますので、この事業スキームをしっかりと前へ進めていこうという、そういう思いで提案させていただいておりますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

やはりその事前伐採については十分理解するの、私、すべきやと言うの。

だけど、私も70になってこういうような場所に、議員以外のときにほかの事業にも何十という事業を、私、携わってきました。ただ、やっぱり全部の人が、駅前もそうでしょう、100%の協力が無いことには事業ができやんという事業もやってきましたよ。

その中で、当然補償問題もやっぱり念頭に置いた中でこれが分担金条例、それをやっぱり入れておかんと、今までそれは大台町やとか、1,800万も使うて今やっておるんですけども、必ずそういうようなどうしてもあかんという人にご理解をいただくためには一つの基準をつくっておかないかん。このような樹木についてはこんだけの補償を出すと、だからこの事業にご協力いただきたい。膨大な補償を要求されたときにはどうするんですか、それ何ともならんです。それ相応のご理解をいただくのに、やっぱり要綱なり規則なり、そういうものをつくって、補償条件をつくって、このような事業に対して協力を求める姿勢を見せやんことには私はあかんと思っておる。だから、この基金を使うことにはならん。そういうようなことをやっておったら、一般財源の出しようがない、財源の運用が。当市として分担金の4分の1を出しようがないわけですよ、基金に縛られるから、と私は思っています。

頭ひねるとるな<sup>※</sup>。行政を運営して物事を進めていくんやったら、やはり地権者が、中部電力が全てやれと、中部電力が全てやりゃあいいの、物事は、電気事業者として、電

※削除あり。109ページに議長において会議録を調査の上、適切な処置を講じる旨の発言あり

気配給者として。三重県が4分の1、亀山市が4分の1でもするってその事業に乗ってくるんやったら、やっぱり地権者の思いになってこの条例改正をすべきと私は思う。それだけ言うておきますわ。

次の、これ弁償金の件ですけれども、これも小坂議員が述べられたんですけれども、1つ、建物損害共済災害共済金の4,047万1,000円の、この算出基準をちょっと教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

公益社団法人全国市有物件災害共済会からの災害共済金の算出につきましては、まず市の損害賠償請求額7,055万4,443円から職員の時間外勤務手当及び施設使用のキャンセルによる損害額を差し引いた7,040万9,520円が共済金算出に当たっての基準額となります。

この基準額7,040万9,520円から市が弁償金として収入した3,000万円に対し、共済金算出上の比率を乗じた額2,993万8,378円を差し引いた4,047万1,142円が災害共済金となるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長にちょっとお断りしておきます。ちょっと市長に対して申し訳ないことを言いましたもんで、ちょっとその部分だけ取り消しておいてください。わしもあれやでな、あかんほうやで。

これは弁償金がこうやって出てきたんですけれども、26年に火災が発生して、27回から28回の公判をやって、口頭弁論等をやって、これはまた一般質問をさせてもらいますけれども、その基準だけでも一遍、田中次長、その今の言われた数字、ちょっとよう書き留めなんだもんで、また後日、基準を教えてください、その基準を。これは改めて一般質問でやらさせていただきますので。

もう時間ありませんもんで簡単に行きたいんですけれども、22款の歳入についての図書館ですけども、これは令和4年支出のやつが国の内示を受けたので繰り上げをして事業をやっていくと。これは予算執行期日、大体いつ頃になりますかな、執行期日。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

保留床購入負担金の予算執行の期日でございますけれども、本年1月12日に締結いたしました参加組合員に関する契約書の5条に基づきまして、本年10月末が1回目と本年度末、3月末の2回目の2回に分けて執行する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

本年10月末と3月末と、トータルで21億八千何百万ですな、総事業費が。その中で当年度が8億で、次に6億でしたかな、令和2年度が、令和3年度が8億か、順番になっておるんですけれども、今までそういう、ちょっと数字を聞かせてほしいんですけれども、今、その執行期日、聞き

ました。今までその組合に対していかほど執行されたのか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館保留床購入費の総額でございますけれども、21億8,820万円でございます。

令和2年度につきましては、8億円の予算を認めていただいておりますので、8億を執行しておるといふことでございます。

○議長（中崎孝彦君）

桜井議員。

○18番（桜井清蔵君登壇）

トータル21億8,000万で8億を執行しておいて、新たに今度の2億ですな、6億か……、6億を合わせて10月と3月に執行すると、それでいいですか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（中崎孝彦君）

桜井議員。

○18番（桜井清蔵君登壇）

コロナ禍でなかなか特別委員会も開催されませんもんで、やっぱり今、委員長がお見えになりますけれども、できましたらぜひ議員に逐一その動向等を通知していただくということをお願いして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

18番 桜井清蔵議員の質疑は終わりました。

なお、先ほど桜井議員より発言の取消しの申出がありましたので、議長において後ほど会議録を調査の上、適切な処置を講じます。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第44号から議案第65号までの22件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第1号から報告第6号までの6件については関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

## 付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

- 議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第46号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第52号 財産の取得について
- 議案第63号 専決処分した事件の承認について
- 議案第64号 専決処分した事件の承認について

教育民生委員会

- 議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

産業建設委員会

- 議案第47号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について
- 議案第53号 市道路線の認定について
- 議案第54号 市道路線の認定について
- 議案第55号 市道路線の認定について
- 議案第56号 市道路線の認定について
- 議案第57号 市道路線の認定について
- 議案第58号 市道路線の認定について
- 議案第59号 市道路線の認定について
- 議案第60号 市道路線の認定について
- 議案第61号 市道路線の認定について
- 議案第62号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第65号 専決処分した事件の承認について

○議長（中崎孝彦君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日15日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。  
本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 5時17分 散会)



令和 3 年 6 月 1 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）



●議事日程（第3号）

令和3年6月15日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文  
書 記 西 口 幸 伸

議事調査課長 大 泉 明 彦  
書 記 大 川 真 梨 子

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、通告に従い進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず1点目の質問、新型コロナウイルス感染症防止対策について、大きく2つ上げました。ワクチン接種について、そして社会的検査（PCR検査）についてでございます。

まず、ワクチン接種についてお伺ひします。

現在の亀山市高齢者のワクチンの接種の予約状況と実際の接種状況について、まずお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

議員ご質問の現在のワクチン接種の予約状況でございますけれども、6月13日日曜日の17時時点におきます65歳以上の高齢者を対象とした予約状況につきましては、接種対象者、これは接種券の送付者でございますが、1万3,190名に対しまして、予約数は1万1,012件で、予約率は83.5%でございます。

また、接種状況でございますけれども、既に1回目の接種を終えた方が5,650名となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この接種の優先の決め方とかいろいろ各市町によって違いますので、まず国の示す接種の順位をお示しいただいて、亀山市がそれをどのように独自に行っているのかということをお伺ひしたい

と思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきまして、国が示しております接種順位でございますが、まず医療従事者、次に65歳以上の高齢者、次に基礎疾患を有する人、次に高齢者施設等の従事者、最後にそれ以外の人となっているところでございます。

これを踏まえた上で、本市ではワクチン供給量や接種の優先順位を勘案しまして、まず医療従事者の接種から始めまして、次に高齢者施設のクラスター防止の観点から、高齢者施設の入所者及びその施設従事者、そして居宅サービス事業所や訪問系サービス事業所等の従事者に対する接種を先行して進め、これを完了したところでございます。

現在は65歳以上の高齢者の接種を進めており、今後は基礎疾患を有する人、そして県が新たに示しました保育所、学校の従事者といった高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の接種を進めつつ、それ以外の方への接種に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

高齢者についても2段階に分けていただいたり、あと優先的にはまだ下のほうであった施設の職員についても優先的にやっていただいたということ、私はよかったんじゃないかなとは思っております。

施設の介護職員についてはしていただいたんですけども、訪問系というか在宅系、デイサービスだけとか訪問介護の職員に対しては、国からちょっと最初条件が示されておったので、全てが優先ということにはなっていなかったと思うんですね。

これは、でもやっぱり高齢者の方はかなり密着して接していただく方ですので、要件を言わずに全て優先接種されるべきだと思うんですけども、これは一体どういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市におきまして、先行して接種を進めさせていただきました居宅サービス事業所及び訪問サービス系の事業所等の従事者につきましては、4月時点で国から示されておりました優先接種の条件、これは今、議員からお示しいただいた条件ですが、この条件は、事業所等の従事者が自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に対しましても直接接しをし、介護サービスの提供を行う意思を有する場合という条件が付されておったところでございます。

本市においては、その意思をまず確認させていただいた上で、市内40事業所のうち希望をいただきました25事業所の中で84名の方の接種を既に終えておるところでございます。

この条件をつけずに接種すべきではなかったのかという議員のご意見でございますが、居宅サービス事業所及び訪問サービス系の事業所等の従事者につきましては、県が新たに示しました高齢者

に次ぐ優先接種の接種対象者の中に入っておりますので、接種の済んでいない従事者の方につきましてもこの優先接種のほうを進めてまいりたいと予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

当初国も条件をつけておりましたけれども、後ほど自治体の判断でいいということになってきましたので、ぜひ、県も示しておりますように、優先接種を希望される方には進めていただきたいなと思います。

それで1つちょっと申し上げておきたいのが、前に緊急事態宣言とか春の時期で何にも患者さんが出ていないときでもこういう宣言が出ているからということで、確かにサービスを制限する訪問介護事業所もあったんですね。それで本当に困ったという事例もありましたんで、そこはどうかしたらそういう感染の対策ができるのかとか、どういうふうに考えていくのかというところのスキルアップもしていただきながらしっかりとケアが届くようにはしていただきたいなと思います。

続きまして、学校の教職員や学校が急に休校となって、密な環境の中で子供たちの発達、成長を守って生活の場をつくり続けていただいた保育所、学童保育所の職員さん、優先枠の中でも特に優先されるべきだなあと私は思っていたんですけれども、12、13日に三重大学での大規模接種会場で対応されたということも聞いておりますので、一回亀山市の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員ご質問の保育士並びに放課後児童クラブの指導員の方につきましては、5月31日付三重県の高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定に関する指針、この中でも優先接種の対象というふうに位置づけられております。本市におきましても、非常に優先度の高い職種であるという認識をしているところでございます。

議員お示しいただきましたとおり、6月12日、13日に実施をされました三重県の集団接種会場での優先接種の機会につきましては、この放課後児童クラブの指導員及び保育士の一部の方にも優先接種をいただいたところでございます。今後、未接種の同職種の方につきましても、高齢者に次ぐ優先順位の接種対象者として優先接種を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

手を挙げられた人はすぐ全部急にはできないとは思いますが、できるだけ優先に優先に回していただく中で進めていただくということを確認いたしました。

それから、ちょっと気になりますのが、75歳以上の高齢者で未接種の方で、接種を希望しているんだけど、例えば申込み方が分からないであるとか、どうやって会場まで行ったらいいか分からないとかいろんな事情で予約もできていないという方がまだいるんじゃないかということが心配されているんですけれども、そういう方に対する対応をどう考えておられますか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほど答弁をさせていただきました接種対象者1万3,190人で、現在予約数が1万1,012名という形になってございますので、この数字からいきますと、予約を行っていない高齢者の方がおよそ2,000名を超えてお見えになるということになります。当然ながらその接種を希望されない方も一定数お見えになる一方で、議員がおっしゃったように、接種をしたいのに何らかの事情で接種を諦め、予約をしていない方もお見えになるものと考えられるところでございます。

こういった方々への対応につきましても今後検討を進める必要があるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

検討をして動いてもらわんとあかんと思うんですけども、だからといって、そちらに手を取られて打つほうが遅れてもいけないので、両輪でいっていただかなきゃいけないので、今のままの人員では多分無理だと思うので、例えばそういう方に当たっていただく人をやっぱり別建てでお願いしていただくとか、そういう工夫が必要だと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、いろんな事情で打てない、接種ができない、あるいは接種しないという方については、やっぱりそれでも例えばエッセンシャルワーカーの方も見えるし、心配な方も見える中で、私、次に社会的検査についても質問しますけれども、社会的検査ではなく、本来心配な方は何回か自分でPCR検査ができるようなこれからまた環境もできてくるかと思っておりますので、ぜひそれは念頭に置きながらやっていただきたいなと思っております。

最後に副反応についてお伺いしたいと思います。

副反応についてどう扱ったらいいのかということで、私も当初担当さんにお聞きしましたら、市に言っても結局はお医者さんに相談してくださいということになりますので、かかりつけ医に必ず相談いただくようにということでは言われました。

ただ、この間からやっぱりテレビ放送などで副反応、お住まいの自治体の副反応相談窓口にご相談くださいと言っている番組なんかもあったりして、皆さんもちょっと迷われるかなあと感じましたんで、副反応に対してはこの副反応を治してほしい、和らげてほしいというニーズもあるでしょうし、どういう副反応が出るのかというデータを積み上げなくちゃいけないという2つの点があると思うんですけども、これについてはどこに相談、また報告すればいいのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ワクチン接種後は接種部位の痛み、それから倦怠感でありますとか頭痛や発熱、こういったものの副反応が発生することがございます。

接種後にこのような副反応を疑う症状が起こった場合のご相談でございますが、本市も当然コー

ルセンターを備えておるところでございますけれども、その内容については医学的な知見も必要になることから、できれば議員お示しのとおり、医療機関のほうに受診をしていただく、それから医師等にご相談をしていただく、こういうことが最善であるというふうに考えておるところでございます。

また、三重県が開設しておりますみえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン、こちらもご利用いただけるというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

みんなが病気になるわけじゃないんで、かかりつけ医がいらっしゃらない方もおいでるので、このホットラインに電話すると、専門的な見地からきちっと示唆していただけるんでしょうか。どなたが出るんですかね。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

三重県のこの新型コロナウイルスワクチン接種ホットラインでございますけれども、相談受付の内容としましては、三重県で新型コロナウイルスワクチン接種を受ける方を対象に、ワクチン接種に関する質問や相談を受け付ける窓口となっております。基本的にどういった方が受けていらっしゃるのかということもちょっと私も認識はしていないところでございますけれども、こういった医学的なことにつきましても対応いただけるものというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

また調べておいていただきたいと思います。

次に、社会的検査（PCR検査）についてお伺いします。

ずうっとかねてから日本共産党としても、症状のない陽性患者さんをしっかりと見つけて、保護して、クラスターが出ないようにみんなで頑張るべきだということを言い続けてきて、ここに来てやっと県もそういう方向に軸足を持ったというところでございます。

今されている検査の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この社会的検査の概要についてでございますけれども、この社会的検査、いわゆるPCR検査につきましましては、感染力の強い変異株の持込みによるクラスターの発生を未然に防ぐために、重症化リスクが高い高齢者施設、それから障がい者施設の従事者を対象に三重県が実施しているものでございます。

5月9日時点におきましてまん延防止等重点措置区域でありました本市を含む7市5町及び津市において実施をされているもので、養護老人ホーム、それから有料老人ホーム、サービスつき高齢

者向け住宅といった高齢者施設や共同生活援助事業所などの障がい者施設が対象となっており、その実施期間につきましては令和3年5月13日から7月31日までとなっております。

この検査費用については事業所に負担はなく、唾液を用いたPCR検査を週1回程度の頻度で実施をされまして、まん延防止等重点措置が解除された後も2週間に1回の頻度で実施されるというふうに聞いてございます。

それから、実施件数でございますけれども、これまでに県下における全対象施設758施設のうち約7割の509施設から2万750人分が申込みをされ、そのうち亀山市内の対象施設39施設の中で、6月10日時点でございますが、15施設836名の検査が実施されたと聞いているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

高齢者・障がい者施設を中心にもう既に実施されていて、まん延防止から外れたら1週間に1回が2週間に1回に頻度は変わってくるということを確認させてもらったところですね。

これは先ほどからワクチンのところでも言いました保育所や学童保育所、学校などに広げる考えはないのでしょうか。これは必要だと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

陽性患者が未発生の状態におけます施設でのPCR検査につきましては、当然保育所、放課後児童クラブ、そういったところでも施設の事業所でのクラスター発生を予防するためには一定の効果があるというふうには考えておるところでございます。

市としましては、現在のところは今後の三重県の取組、それからこういった対象施設の拡大であったり、事業の取組拡大などの動向を注視してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

注視しつつ多分検査の体制も整ってくると思いますし、大学も参加するということですし、ぜひともやはり安心して仕事に就けるよう整えていただきたいな、亀山市のこういう職員たちがね。ぜひ進めていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

ファミリーサポートセンター事業についてです。

集団託児などを行う市民活動団体の子育て支援「かめのこ」という団体がありまして、そこに向けて市が委託している事業が幾つかあります。1つが亀山市ファミリーサポートセンター事業、そしてもう一つ、亀山市子育て支援員研修事業、そして亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業と、この3つをかめのこさんに委託しているわけです。

今日はそのうち亀山市ファミリーサポートセンター事業について質問します。

この中でもたくさんの援助活動をされているんですけども、そのうち車での子供さんの送り迎

え、このニーズが本当に増えているんですね。

具体的にお聞きしようと思いましたが、時間も少ないので私からちょっと申し上げますけれども、この内容としては、学校や保育所、幼稚園、学童保育所、習い事、家庭などの間の送り迎えなんです。実績として、平成30年度517件、令和元年度615件、令和2年度1,195件なんですね。コロナ禍の中でかめのこさんがもともとやっている集団託児はぐっと減ったんですけども、この車の送り迎えがどんと増えて、非常に大変になってきています。大変ですので、きちんと規約もしっかりつくってしっかり取り組みましょうと総会でも確認がされていたわけですが、こういう状況に対して、現状はもう私が申し上げたのでいいので、どのように捉えていらっしゃるのか、課題をどう持ってみえるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ただいまお話のありましたファミリーサポートセンター事業につきましては、子育てを助けてほしい依頼会員のご要望に応じて、子育ての手伝いができる援助会員を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的に児童を預かるものです。本市におきましては、子育て支援「かめのこ」への委託事業として実施しております。

先ほど議員のお話にもありましたように、児童の送迎サービスが非常に増えております。本年度の4月以降も一月に約140件の実績があり、増加傾向が続いております。

このことにつきましては、課題といたしまして、まずその増加傾向の見られる送迎サービスへの対応が非常に重要だと考えております。事業を安定的に継続していくためには、送迎サービスの提供体制の強化が必要であると考えております。

具体的には、サービス提供前後に事故が発生した場合、ご自身の自動車保険を使うことが必要である部分があります。そういうようなところに抵抗感のある援助会員がいらっしゃるというふうに入受者からの聞き取りにおいて伺っておりますので、送迎サービスを行うことができる援助会員が限定されて、依頼があった際の事務局での調整にも時間や事務的な負担が増加しております。こうしたことが今後の運営における課題になると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうなんですね。

あまりにも件数が多いので、事務だけでも大変で、ふだん何人と決めているよりもたくさん来ていただかなくちゃいけなくなって、委託費も大分使ってしまった、どうしようというような悩みもありましたし、保険の問題は本当に深刻で、市が委託しているので、けがをしたときとかの保険は一定あるんですけども、車に関することはご自分の保険をお使いくださいということですので、その車が誰の所有かということも突き詰めていくとちょっと抵抗感が出てきたり、どういう保険の内容なのかというのを丁寧に確認しなくちゃいけなかったりで大変なんですね。

これをやっぱり解決するにはどうか、本当に重要だと先ほど言っていたので、この事業が、保険などはきちっと手厚くしていただくということと、そんな個人の車に市が保険をかけると



いうことは難しいと思いますので、やはりこれだけの件数が増えてきた以上、公用車を用意するというのを考えるべきではないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ご指摘のように、補償面につきましては、今のところ受託者である子育て支援「かめのこ」が地域子育て支援補償保険に加入しております、援助会員及び依頼会員の活動中の事故には備えております。

これは他市町のファミリーサポートセンターにおいても同様の保険に加入しているケースが多いと思いますが、ただその保険の適用範囲といたしましては、ファミリーサポートセンターの提供するサービス活動が対象となりますが、その前後における援助会員の移動については対象となっております。

そのため、そのサービスの前後において援助会員が事故等に遭った場合につきましては援助会員自身の自動車保険により対応することになるということが課題だと思っております。

その課題のために、送迎サービスの実施のために自動車の購入等により車両を確保するという点につきましては、この課題への対応策の一つとして一定の効果があるというふうに考えております。購入及び維持管理等に係る費用や今後の利用ニーズの動向についても留意しながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ぜひ前向きに考えていただきたい。これだけの件数を賄えるほどの車というは大変な数になるとは思いますけど、まずは本当に1台でも2台でも公用車があれば、これなら行けるという方がやっぱり援助会員が増えますので、ぜひとも考えていただきたいなと思います。

保険を整えていただいているんですけど、1点ちょっとお伺いしたいのが、この亀山市ファミリーサポートセンター事業に係る保険と、ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る保険の手厚さが違うんですけども、そこをひとり親家庭等日常生活支援事業並みに上げていただくとか、そういうことの考えはないですか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ファミリーサポートセンター事業と同様に、子育て支援「かめのこ」に委託している事業の中に母子家庭などのひとり親家庭を対象に生活支援、子育て支援サービスが必要なときに家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業というのがございます。

この事業の主なサービス内容といたしましては、乳幼児の一時的な保育、買物、食事準備などの生活支援があり、そのサービス提供時の事故等への備えのため必要な補償内容を網羅できる保険に加入しております。一方、ファミリーサポートセンターの事業の主なサービス内容は児童の預かりや送迎であり、その提供サービスに沿って必要な補償内容の保険に加入しております。このように

それぞれの事業に差があるために必要な補償内容にも差がありますことから、異なる保険に加入しており、補償内容にも違いが生じる要因となっております。

ファミリーサポートセンター事業の送迎での事故に対応するためには、一般財団法人女性労働協会の移動サービス専用自動車保険というのもございます。加入につきましては、子育て支援「かめのこ」と協議し、予算措置も含め検討してまいりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

このファミリーサポートセンター事業も含めて子育て支援「かめのこ」がやっていたいているたくさんの事業につきまして、事務局が児童センターの2階にあるんですけども、本来私は今回車のことに絞って質問しましたけれども、本当に事務局も手狭ですし、あの廊下に送迎のためのチャイルドシートが積み上がっていますし、子供さんたちがやっぱり障がいを持っているお子さんたちの預かりも割と多いので、そういう子たちが階段を上って一生懸命上がってこんならんとという状況もありますし、またもっとそういう子供さんをきちんと見るのであれば、おもちゃというのは本当に大事ですので、しっかりいいものをそろえていくということも大事だと思うし、たくさんの課題があります。ぜひとも現場を見ていただいて、亀山の子育てを本当に大きく支援している団体ですので、現場の声を聞いていただきたいなと思います。

今日、前向きな検討していただくという答弁をいただきましたので、また期待をして、またお聞きしていきたいと思います。

最後に、生理の貧困についてということでお伺いしたいと思います。

この春に民間団体が高校生以上の学生さんにオンライン調査でアンケートをされたところ、経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な学生さんが20%もいる。生理用品というのは時間ごとに交換するわけで、人によって回数は違いますけど、六、七回、七、八回と交換しなくちゃいけないんですけども、この回数を減らしたという人が37%もいる。あるいはトイレットペーパーですとか靴下ですとかほかのもので代用したという人がいると。私は衝撃でしたね、これを聞いて。

よく考えれば分かることだったんです。私も反省しましたが、本当に食べることに困っているという人がいる、あるいは本当に亀山のお子さんでも体操服が買えなかった、ピアニカが買えなかったということで、いろんなお古を探したりするネットワークもつくっていたんですけども、その中に半分は女の子がいるのであれば、そういう部分でも困っているということに気づくべきだったなあと私自身も反省をしたところなんですけれども、このことがやっぱり全国的にもこのニュースが流れて大きな動きになりました。

この亀山の今状況について、認識について、現状と認識についてお伺いしたいと思います。

生理用品と一口に言いますが、どこで対応するかということが違いますので、市としてどうなのか、社協も対応していただいているということですし、学校でも対応があると思いますので、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

生理の貧困というこの問題に対する市の認識についてというご質問と、今の現状ということでございます。

まず認識でございますが、経済的な理由などにより生理用品を購入できない、こういった生理の貧困の問題がこのコロナ禍において非常に顕在化をしております。

この問題につきましては、女性の健康や尊厳に、また子供の貧困にも大きく関わる重要な問題として認識をしておるところでございます。

そのような中で、健康福祉部におきましては、現在の対応といたしまして、社会福祉協議会のほうに委託をしております生活困窮者自立支援事業、この相談支援の中において、必要に応じて生理用品の配付をほかの日用物品とも一緒に配付をさせていただいておるといったような経緯がございます。

当然女性自らが要望を伝えにくいデリケートな問題でもありますことから、相談員のほうからお声かけをさせていただくなど、女性の人権に配慮したきめ細かい支援に努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校において、生理用品は発達途上にあります児童・生徒にとって必要であるという認識でございます。

これによりまして、従来から保健室等で必要な生徒たちに渡してきているというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

全国で、また三重県内でもいろんな状況があると思うので、また他市の状況もお伺いしたいんですけども、その前に学校の状況を新日本婦人の会の皆さんが調査をしたところ、ちょっと私、衝撃的な結果が1つ出たんですけども、確かに保健室に行けば貸してくれるんです。でも、貸してくれるということで必ず返すように言われたり、これは三重県の話ではないですけども、1枚借りたら2枚返さないと言われるところもあったり、物を借りたら返す教育が大事だからということで何にもそういうその子たちに寄り添うことにはなっていない事案もありますし、こういう問題が出てから、トイレにトイレットペーパーがあるように生理用品の配置をという声もある中、学校現場の中がやっぱりそんなに甘やかしてはいけないんじゃないかとか、そういう声が出たりしているところもあるようです。

ですから、これはもうちょっとらちよいではいかんというか何というか、なかなかみんながそういう認識を持っていくということがまだまだ過渡期なんだろうなという思いはしています。

そういうことも含めて、私はトイレにトイレットペーパーがあるように、学校にも生理用品があるべきだと思いますし、子供たちは学校に行けない子も行かない子もいるし、普通にシングルマザーのお母さんだって、この300円ぐらいのナプキンを買うぐらいだったら子供に何か1つおやつ

を買ってあげたいと思って節約しているお母さんたちもいるので、普通に市役所であるとか図書館であるとか、あいあいであるとか、そういうところでもトイレにあるということは大事なことだと私は思っています。

今ちょっと市の状況をお聞きしましたが、他市の状況、どういう状況かお伺いしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

他市の状況というご質問でございます。

生理の貧困に関する県内の取組状況でございますが、明和町におきましては、5月10日から、庁舎、それから小・中学校などにおいて、この生理用品の無料配付並びに配置のほうを実施しております。

今後、伊勢市、津市、桑名市、鈴鹿市が同様の措置を予定しておるといふふうに聞いてございます。

本市におきましては、女性の健康を守り、子供の貧困につながることをないよう、今後関係部署とも連携を図りながら検討を進めてまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大きく課題と捉えて検討をしていきたいという答弁をいただきましたけれども、他市はどんどん進んできているところです。

一遍、私、これも衝撃的なニュースだったなあとと思うんですけど、何のときの避難のときだったか忘れましたが、避難会場でこの生理用品がぜいたく品だと勘違いをされた地域の偉い人が1人に1枚ずつしか配らなかつたとか、ぜいたく品だという認識をされたということがあって、こういうものの使い方も知らないで育てたんだなということが衝撃だったんですね。これはもうただ生理用品をない人に配るというだけではなく、本当に性教育という意味でも当たり前人が生まれるということに大事なことなんだということは男も女もみんな知っておく必要がありますんで、そういうことも進めていっていただかなくちゃいけないなと思っておりますが、この防災に備蓄が一体どういう人数を根拠とされて、どれぐらいどんなものが備蓄されているのかということをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

2点、今の備蓄状況、それとその備蓄の考え方といったところでご説明をさせていただきたいと思えます。

現在の生理用品の備蓄状況、この品目や数量でございますが、種類についてはナプキンのみでございます。そのうち流せるタイプのものが560パック、1パックに28枚入りになりますので約1万6,000枚、それから通常のものが144パック、1パックにこれは36枚入りになりま

すので約5,000枚備蓄しておりまして、合計で704パックの約2万1,000枚を備蓄している状況でございます。

この考え方、基準につきましては、三重県の備蓄・調達基本方針において、発災後1日から2日を市民による自助・共助の備蓄と市による備蓄で担うこととしておりまして、この方針において、生理用品の必要数の基本を1日1人当たり5枚としておりますので、避難者1人1日当たり5枚の2日分を基準に備蓄を進めております。

それで、具体的な数量としましては、算定の手法としましては、当市で生理用品が必要な10歳代から50歳代の女性が約1万2,000人、そのうち地域防災計画におきましては10%を避難者と想定しておりますので、計算といたしましては、必要数は1,200人掛ける5枚の2日分で1万2,000枚となります。対象者全員がそのときに必要かどうかなどもございますので、現在の備蓄数量2万1,000枚、基準が1万2,000枚となりますので、備蓄としては十分な数量であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今、備蓄の内容を伺いまして、1つ私はこれもそろえてほしいなと思ったのは、流せるタイプと普通のタイプと、やっぱり夜寝るときの厚みのある長い安心して使えるタイプも一つまたそろえていただきたいなというのをちょっと今思いました。

そして、この備蓄用品をどのように出してこられたのか、当たり前のように各避難所に配られて、当たり前のようにちゃんと渡せるような状況にあったのか、要望があったときに出してくるという状況だったのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

使用に当たっての方法がどうだったのかということにつきましては、ちょっと個別に私どもはどのように対応してきたかということは明確に確認しておるわけではございませんが、基本的には要望があったときの対応であったのだろうというふうに想像するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、この備蓄品は何年に1回交換をするわけですか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

更新の手法になるかと思うんですが、こういった生理用品を含めて食料以外の備蓄品、いろんな種類がございますけれども、使用期限の明示がないためになかなか判断しづらいことから、計画的に更新といったことは行っておらず、私どもの在庫のチェックの際の目視であるとか手触りによる感覚によってそれが使用可能かどうか、こういったものについてはプラスチック系であったりビニ

ール系のものも使われておりました、経年劣化で持ったりした場合に、ビニールでもぼろぼろとなったりすることもありますので、そういった観点で必要かどうかは判断しておるところでございます。

また、メーカーによっては品質保証を例えば3年というふうに定めておる場合がございますが、これはメーカー側の設定でございます、保存状態がよければ3年でたちまち使えなくなるというものではございませんので、今は買い足しをしていっておるという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そんなぼろぼろとなるぐらいまで置いてあるという、それはそれで衝撃なんですけれども、中身がビニールに入っていて、それでそれを出して、一番心配されるのがその清潔が保たれているかどうかと、粘着テープを使っているものがあるので、粘着テープがちゃんと活用できるかどうかということだと思えます。

それはやっぱり何でも食べ物でも試食してみるというのがあるように、使ってみるというのが私は大事なかなと思えます。できたら使ってみてもいいよという職員さんとか、私らにも言ってもらったら、皆さんまだ若い方もいらっしゃるし、誰かそこはチェックして、これからのローリングを考えていくための基準をつくっていかうという思いを持っていただきたいと思えます。

何年に1回やったら快適に使えていけるのかというのが分かたら、その活用ができていくと思えますけど、そこについてはどうお考えですか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず1点、先ほどぼろぼろとなると言いましたのは、経年劣化が進んだ場合にそうなることがあるということで、現在の備蓄のものについては、基本的には使用可能な状態でございます。

それから、活用なんですけれども、実際のところそういった目視や触診による状況で期限前に活用するといった、実際そういった具体事例はございません。

今後については、今も少しお話がありましたけれども、この小・中学校現場などにおけるこういった生理用品の配付であるとか、ストックの必要性を伺っておりますので、先ほど申しましたように、現在の備蓄量が約2万1,000枚で、比較的余裕があるということでございますので、この中から学校への配付というのを少し具体的に配付してまいりたいということで、時期でありますとか、こういった形でというのは具体的な調整や検討はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

防災備蓄を活用して、学校でも何らかの形でいろんなやり方がありますね。トイレに何か巾着を置いておいて、つるしておいて必要な方は持って行ってちょうだいというものもあるし、籠やらそんなので。あるいは鈴鹿でもありますけれども、お配りするというやり方もあるみたいなんですけれども、

どなたでもということに留意して、学校もこれから考えていくんでしょけど、取り組んでいただきたいなと今感じました。

やっぱりこれが進んでいくと、生理で服が汚れるのが心配で学校へ行けなかったという子がやはり安心して学校へ行けるようになったという声も聞いています。ですから、ぜひこれは早く進めていただきたい。

今後、先ほどもちょっと今防災備蓄を学校にという話もありましたし、小林部長からもいろんな部署と連携して前向きに考えたいというお答えをいただきましたけれども、特に今、文科省からは4月14日に事務連絡が出されておまして、保健室の手に取りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする生徒・児童が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所の工夫などを検討いただきたいという通知が出ています。保健室等に通常備えている生理用品を渡した際に返却を求めないという対応も併せて支援をお願いしたいということも示されました。

厚労省からもマザーズハローワークや福祉事務所などでの生理用品の配備について、我が党の倉林明子議員の国会での答弁がありました。

全国で本当に、今回もあした森 美和子議員が質問されますけれども、いろんな人が声を上げてこれをよくしようとしていますので、ぜひ亀山市もちょっと出遅れてはいますが、子供たちのためにやっていたきたいなと思います。

いろいろ今、前向きな答弁をいただいたところですけども、最後に市長にお伺いしたいんですけども、これは貧困問題というだけじゃなくて、学校で取れたらいい、社協で渡せばいいということではなくて、これは社会全体を変えていくという問題ではないかなあと思うんです。私先ほど申し上げましたけど、本当に庁舎でもどこでも当たり前のように、トイレットペーパーのようにそういうものがちゃんと用意されている。昔はトイレットペーパーも用意されていない時代もありましたが、今はもうどこでも当たり前になっていますんで、世界を見るとそういう国もどんどん出てきております。こういうことに向けて、市長としてのお取組、お考えを最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

今回のコロナ禍を通じまして、まさにご指摘のような生理の貧困の問題、全国的に社会問題として認知をされるようになりました。

本市としては、先ほど答弁させていただいたように、しっかりこれに対応してまいりたいというふうに思っておりますが、おっしゃるように様々な時代の変遷の中で、今まで見えなかったものがこれに気づき、あるいは新たな仕組みができるとか、価値観が変わるとか、やはり大きな価値観の変化、あるいは時代の仕組みの転換、そういう局面に私たちは生きておるんだろうと思います。

一例はこの話であります。全てのことに通ずるようなことではなかろうかというふうに思っておりますが、今回の問題につきましては、市としてしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（中崎孝彦君）**

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。  
会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時53分 休憩)

---

(午前11時03分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

5番、公明党、新でございます。

今回は、一般質問を大きく3つに分けて質問させていただきたいと思います。

まず初めに、亀山市歴史的風致維持向上計画、次に地域生活支援について、これは幹線道路の管理についてでございます。最後に、3つ目として新庁舎の建設について。この3つについてご答弁させていただきたいと思います。

まず初めに、歴史的風致維持向上計画と。今回、令和3年5月に立派につくっていただきまして、こちらのほうから進めてまいりたいと思います。

今回、小さく1つ目として関宿の良好な景観の形成についてということでございますが、実際にこの歴史的風致維持向上計画というのは、テレビの向こうの方にもちょっと説明させていただきますと、序章の中で、計画策定の背景と目的というところから一つご紹介させていただきたいと思います。

本市では、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、これは平成20年、2008年でございますが、5月23日の法律第40号に基づき、本市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上の価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境、これらの維持及び向上を図るため、亀山市歴史的風致維持向上計画を作成されたということであります。

ずっと来まして、今回は亀山市の中でも関宿のところを中心にお話を伺いたいと思っております。

そういう中で、その他にも拠点となる歴史的資産への誘導が今後も必要であることや、保存、継承すべき歴史的建造物等も残っていること、また少子高齢化に伴う地域の祭礼や伝統行事の伝承において指導者や担い手の不足が懸念されていることなどが課題で、いまだに解決されていないというのがちょっと問題ではないかと。

そういうことで、一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、引き続き歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくため、亀山市歴史的風致維持向上計画の第2期計画を策定することとするというふうに序章で書かれております。

こういう中におきまして、現在コロナ禍ではございますが、やはり観光の方も来ていただいております。そして、市といたしましてもやはりこの関宿、亀山宿、坂下宿というところもしっかりとアピールされております。

それで、今現在は、関の町並みの中に立派な関の山車会館というのが建造されました。本当に立派なもので、私も何回か中をちょっと見せてもらってはありました。オープニングにも参加させて



いただきました。

ですが、実際その建造物は立派なんですけど、その周り、どこのどんな建物とはなかなか申すことは難しいんですけど、非常に厳しい建物の情景が見受けられます。しっくいもう落ちて、中の粗壁が出てきているとか、また瓦もちょっと落ちかけているんじゃないか、見学に見えた観光客の方がけがをするのではないかとか、そういうこともあります、現在様々な情勢も変わってきております。

そういう中で、亀山市としての考え方と、今持っている情報、今後の市民に安心できるような、そのような情報がありましたらお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

5番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部次長。

**○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）**

関宿街道沿いの伝統的建造物群等の修理修景事業につきましては、毎年文化庁及び三重県教育委員会からの支援を受けながら、建物の所有者が改修する際の経費に対する補助事業を進めているところでございます。

このような中、先ほど少しご指摘もいただきました関の山車会館周辺の伝統的建造物群につきましては、実は本年度より老朽化した空き家、先ほど議員ご指摘のあった空き家も含めまして、所有者による修理修景事業が進められることとなっているところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

新議員。

**○5番（新 秀隆君登壇）**

修景事業が進められていくというふうにお答えいただきました。

それにつきまして、景観形成についての過去3年の関宿伝統的建造物群保存地区に対する条例的なものもあるんですけど、関宿のかいわいにつきましては、建造物群の保存地区では、亀山市の伝統的建造物群保存地区保存条例の第4条にも、現状を変更する行為を行う場合は、あらかじめ市長及び教育委員会に申請を行い、許可を受ける必要があります。そしてまた、教育委員会とありますが、現状の変更行為許可申請が必要な行為であるかどうかの許可の基準については、まちなみ文化財グループにお問合せくださいとあります。

実際この1.8キロ、この中には古い家屋も合わせて200軒余りございますということで聞き及んでおります。

こういう中におきまして、景観形成についてやはり補助も出てきておりますが、過去3年程度で結構ですが、申請の状況と、そしてそれに関わった実績をお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

辻村次長。

**○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）**

伝統的建造物群等の保存修理修景事業につきましては、令和2年度末で街道に面した、これは新しい建物、古い建物を合わせまして、建造物の数が389棟ございます。このうち233棟が修理修景済みとなっております、その完了率は59.9%、総合計画の前期基本計画の令和3年度末

の指標60%を達成する見込みでございます。

なお、過去3年間の事業の実績でございますが、平成30年度で12件、これは小規模な修理事業も含めてでございますけれども、令和元年度に18件、令和2年度で17件を実施いたしております。

また、これに伴います補助金の支給額でございますけれども、平成30年度決算で2,569万9,000円、令和元年度で2,747万3,000円、令和2年度で3,312万8,000円となっております。以上でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

結構な金額が実際に文化庁、そして県からも支援を得て実行されてきておるといことですが、この12件、18件、17件と来ておりますが、今後の景観の修景の事業につきましては、どのような見込みを立てておられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

伝建地区内の保存修理修景事業につきましては、毎年多くの方々からご要望もいただいております。今年度、また来年度以降と計画をされております施主の方もお見えになります。そういったことから、現在そういった方々お一人お一人のそれぞれのご意向をご確認もしながら、先ほどから申し上げております補助金の活用なども含めまして、親切丁寧に説明もさせていただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ということは、申請に対してはほぼほぼ十分な形で対応できると理解させていただいてよろしいかなと思います。

それでは、次に小さい2番といたします。

関宿の舗装の美装化でございますが、実際、今画面を出していただきますが、お手元にも来ておると思うんですけど、これは町並みのちょっと特殊な舗装でございます。

普通のアスファルトではなく、ちょっと砂利の入ったような土色、見た目は何か土の道路のようにも見えるんですけど、これが私も昨年来から言っております、非常に山車が動いたり、鉄の車というのものもあるかも分かりませんが、ここは通常の車も走っております。

そういう中でありまして、ご覧のように、今回は6面だけ画像を撮ってきたんですけど、非常にもう継ぎはぎのように、黄土色の舗装の上に黒い斑点のように点、点、点と補強をされております。こういうことによって、砂利が飛び散って車が跳ねて何か事故を招くとかそういうことを防がれているとは思いますが。

右上のところを見ますと、かなりひびがずうっと入ってきております。

こういう中で、亀山市のそれこそ歴史的風致維持向上計画でどのように市としては考えてみえる

のかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本年5月19日付で国の認定を受けました亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期計画）でありますけれども、計画期間である令和12年度までの事業予定について記載のほうをしております。

本計画の記載事業につきましては、事業内容によりまして、現在、国の社会資本整備総合交付金街なみ環境整備事業の交付対象となることから、国交付金を有効活用して事業を進めていくということにしております。

関宿を含みます東海道的美装化事業でありますけれども、令和4年度から整備を進めていく予定として計画のほうに記載をしております、今年度におきまして具体的な東海道整備方針を策定する予定としておるところでございます。

また、第2次亀山市総合計画の後期基本計画第1次実施計画に事業の位置づけをした上ではありますけれども、市内の東海道は本当に範囲が広く、事業費も大きくなるということになりますことから、現在の道路状況を勘案いたしまして、優先度の高い区間より順次整備をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かにこの計画の中で183ページにも詳細な内容で書いていただいております。

実際、令和4年度から令和12年度の間で舗装の美化を実施するという。先ほど部長もおっしゃられたように、財源については国の社会資本整備総合交付金街なみ環境整備事業として亀山市も携わっていくと。ただ、確かにかなり高額な舗装と、普通の舗装の倍で利かないぐらいとも聞き及んでおります。

そういう中で、先ほど部長もおっしゃられたように、優先順を決めると。東の端から順番にやっていくのではなくて、やはり老朽化の激しいところからしっかりとプライオリティーをしてやっていただきたい。ただ年数はちょっとかかりますので、その間、実施の完了までをどのように安全とか保全を、危険箇所をどのように守っていくか、最後にその点をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、本年度、東海道整備方針を策定いたします。それとともに総合計画、実施計画に位置づけるということですが、ご指摘の関宿の区間につきましては、特に地藏院より東側に向かって一の鳥居までの区間、写真でも先ほどご紹介いただきましたけれども、その区間の舗装の損傷が激しいということで、早期に整備する区間になると考えておるところでございます、順番的にはそちらが早期になると今考えておるところでございます。

それと、整備完了までの間、どのように維持管理をしていくかということでもありますけれども、

全面的な整備が完了するまでの間につきましては、特に道路パトロール等も強化させていただきながら、部分的な舗装修繕にて適切に維持管理をしてみたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

特に関神社の前辺りは非常にひどいと、地域の自治会長のほうからも聞いておりました、聞くとところによりますと、部長自ら歩いて点検していただいたということも聞き及んでおります。その点、しっかりと関心度を高めていただいて、安心・安全の亀山の歴史的風致維持向上計画を推進していただきたいと思います。

続いて、小さい3番でございますが、これも以前から櫻井清蔵議員も町るときから訴えていただいております関宿の道の裏道と申しますか、裏という表現がいいのか悪いのか分かりませんが、ちょっともう一本離れた細い道があるんですけど、その拡張をどのように進めて、今のやっぱり救急車も入らない、もちろん消防車も入らないと、そういうところで、以前も消防については小さい車とか、そしてホースを延ばすとか、いろんなことをおっしゃっていましたが、本当にそれが実用的なんだろうかという疑問がいっぱいありましたが、こちらについて、亀山市歴史的風致維持向上計画では、この別のもう一本の道、これは通常は市としては道路整備という市で単独での工事というところでいろいろ表現されておりますが、その点につきまして、この裏道の拡張について非常に関心のあるご婦人方も見えますので、この件について、今どのような市の計画になっているかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

関宿の裏道の整備ということで、現状の計画をというご質問でありますけれども、こちらにつきましても亀山市歴史的風致維持向上計画の第2期計画におきまして記載のほうをさせていただいております。

関町木崎地内の旧東海道南側で並行しております裏道の整備、今回延長約0.3キロでありますけれども、旧東海道と生活道路を区分することで地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性の向上を図るために道路幅員4メートル以上の整備をするという計画でございます。

事業の実施時期ということですが、歴史的風致維持向上計画（第2期計画）におきましては、令和6年度から予定と記載のほうをしておりますけれども、こちらにつきましても総合計画の後期基本計画の第1次実施計画、こちらのほうに事業を位置づけした上で事業展開をしていくと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今まではなかなかいつというのが明確にはなかったんですけど、やっと何十年来の待ち遠しい形で一応令和6年という形が現れてまいりました。

しかし、6年という今からまだ3年ばかりあるわけなんですけど、そのためにはいろいろ先ほ

ど言われた財源の問題も、国の社会資本整備総合交付金とか、そしてまた立ち退きもあると思うんですけど、整備に対して家屋の撤去とか、今回の山車会館については建設当時からセットバックしてちょっと下がって建てていただいているものでそこは問題ないと思うんですけど、その家屋の立ち退きとか整備についての交渉事、こちらは6年まで待たずに交渉だけだったら先に進められないのかなとか思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

予算計上を必要としない地元調整は当然ございますので、事業着手できるように努めてまいりたいと考えております。

引き続き地域住民の皆様との合意形成、こちらを図りながら事業を推進できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

しっかりと住民の方との合意形成をして、潤沢な形で進んでいただきたいなど期待するものであります。頑張ってください、本当にね。

それでは、次の大きな2番でございますが、地域生活支援についてのことでございますが、幹線道路の管理についてということでございますが、やはりこの6月から秋までは草が非常に伸びてきて、私は、よく道路に草があふれ、事故も起こったこともあると過去にも言っていました。ただ、最近はどここの道路でどここの山から木が落ちたということはちょっと言うと個人的なことになってくるので言いませんが、つい先日、実際に木が倒れてきて道路を封鎖してしまって、市の職員が道路整備に当たったりとか、そういうことがございました。

私もその少し前にその地域を見に行き、写真を撮って、市の産業建設部とお話しさせていただいたんです。やっぱり個人の山でございますので、この点に関しまして、市が特別な形で関わるということが難しい、できないというようなことでございました。

この点について、亀山市がどのような管理で対応を取られているか、除草と樹木伐採についての活動についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず市道の草刈りでありますけれども、集落と集落を結ぶ幹線道路や交通量の多い市道を対象といたしまして、交通安全確保の面から業者委託によりまして6月から8月上旬にかけて1回目を、9月下旬から11月上旬にかけて2回目を実施しておりますところでございます。

また、道路や歩道上に樹木の枝や竹の枝などがはみ出して通行車両や歩行者の方の通行に支障を来している場合の管理でありますけれども、自治会からの通報をいただいたり、個人の方からの通報もございますが、さらに道路パトロールにより発見したものについて、支障がある樹木などについては、まずその支障となる木が道路敷地に生えているものなのか、個人などの民間所有地そのもの

のなのかということ調べてから入りまして、市道の敷地であれば市で枝払い、伐採を行って対応しておるといところでございます。

それが民間所有地の樹木ということでございましたら、広報「かめやま」にも掲載をさせていただいておりますけれども、所有権がある土地所有者の方に枝払い、樹木伐採を行っていただくという必要がございますために、市から所有者の方へ直接的なお願いを行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

なかなか職員の方が日々地権者の方と交渉するのも大変だとは思いますが、今回、やはりこの私有地から樹木がはみ出た場合には、民法の第233条、そして717条、また道路法第43条とかいろいろ出てきておりまして、それはいけないことで、もしそれで事故が起こったときとか、車に損害を与えたりとか、そうした場合には地権者の責任になってくるということがしっかりとわかれております。

江南市とかまたいろんな県ではこういうところで広島県のほうでもこのようなチラシを作っているいろいろと指導されているということは世の中でもよくあります。

今回、そういう中で、昨日議案質疑の中でも議案第49号で亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正ということで、企業と県と市の中でやり取りをしていくということがありました。今回今年度の予算でも541万7,000円という予算も立てていただいておりますが、やはり個人ではこういうことは難しいんでしょうか。非常にやはり危険な、電線にはかからないけど道路には何か倒れてきそうだという木もたくさんあります。

そういう面について、代執行を行うとかそういうことはなかなか難しいと思うんですけど、この第49号は企業であるから、これは民間の個人ではできないものかということは、その辺の理由といたしますか背景をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現場の状況も様々な状況というようなことでありますことから、やはり個人の方から分担金をいただく協定とか契約を結ぶということ自体が難しいのではないかと考えておりまして、その分担金を徴収して市が伐採をするということについては、少し困難であると考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに今回の議案第49号につきますと、企業ということで契約を結ぶということについては個人となると難しいものがあるなと理解はせざるを得ないところもあります。

ただ、災害でライフラインを止めたりとか、そのようなことが実際に起こって、市の職員がそこに時間を割かれて、それで個人には何も請求するものがないというところについてはいかがなものかとちょっと考えるところではございます。

ただ、日頃からその道の幹線道路で地域の住民の方が目を光らせていただいております。そういう中で地域の団体の方とか、いろんな自治会もあるし団体の方もあると思うんですけど、この辺の連携について、現在どのように市として関わっておられるかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域団体との連携ということでもありますけれども、まず市道の除草につきまして、その管理につきましては3つの事業を展開させていただいておるところでございます。まず1つ目は7月から10月の道路ふれあい月間におきまして、草刈りなどの活動を行っていただく自治会に対しまして報償金をお支払いさせていただいて、地域活動の支援をさせていただいております。

2つ目といたしまして、市道草刈活動支援事業でございます。草刈りを実施していただく活動団体に対しまして、その草刈りしていただいた面積に応じて報償金をお支払いいたしまして、地域活動の支援として環境整備を進めておるところでございます。

3つ目といたしまして、道路環境美化ボランティアでございます。道路の清掃などのボランティア活動を行っていただく団体を募集いたしております。市民と行政が協力をしてきれいな道路環境を目指す里親制度を推進しておるというものでございます。

以上のこの3つの事業活動によりまして、発生した草、刈った草、それとか樹木の処分費については減免措置をさせていただいております。道路管理の協働活動などを地域団体の方と共に協力をいただきながら進めておるということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいま部長のほうより大きく3つの実施項目があるということで、いろんな団体の方と日々触れ合っていて、そして私たちも市民の一人としてこのふれあい月間とかそういうのに携わってしっかりと、ちょっと夏は暑くて汗も出てきて、今のコロナ禍で難しいところもあると思うんですけど、この辺はしっかりと今後も継続して行っていただきたいと思います。

このセッションでの最後でございます。

今後、新たな対策として、草木についての新たな対策と申しますか、今までよく言っておったのが、防草シートをしっかりと張ると、よく確かに国の道路と申しますか、そういうところは名阪なんかはすごいじゅうたんのようものをしっかりと張って、あれを張るとしばらくは草刈りは一切しなくていいんじゃないかなと思うんですけど、そういうような新たな対策と申しますか、方向性はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

道路ののり面に草を生えさせないための対策といたしましては、草刈り作業が困難な一部分の路肩を先ほど議員にご紹介いただきました防草シートで覆うことを実施したこれまで事例もあるところではございます。これらを実施するに当たりましては、コストと防草シート自体の維持管理がか

かってくるという課題があるところをございまして、またのり面の浸食防止には草木も一定の効果があるものと考えておるところをございまして、今後も引き続き検討のほうをしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ご答弁いただきましたが、毎回私も質問させていただくと、同じようなやっぱり答弁なんですけど、のり面は別に雨等で土砂崩れが起これるとあかんのでのり面まではいいんですけど、やはり道に出てくる際のところの部分につきましては、たとえ防草シートを張ったとしても、例えば5年もてばその5年の間の除草作業というか、その金額は抑えられるのではないかと思いますので、その点はもう答弁は結構ですので、しっかりと検証していただいて、私もインターネットで防草シートの会社とやり取りしているような新しい情報が出たというふうな、こんなのええなあとかいう商品の提案もいただいておりますけど、なかなか現状に踏み切るところが難しいところですが、新たな研究をしていただきたいと申し述べて、ここの部分は終わらせていただきます。

大きな3つ目の最後の部分でございますが、亀山市の新庁舎の建設についてでございますが、全体スケジュールの進捗について、大きくお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新庁舎の整備の全体スケジュールにつきましては、当初の計画では令和元年度及び2年度の2か年で基本計画を策定し、令和3年度に建設地決定、その後、用地取得、実施計画、建設工事等を経て令和10年度に開庁としていたところでございます。

その後、本年3月議会におきまして、基本計画、建設地の決定について、令和3年度で行うようご説明させていただいたところです。

しかしながら、新たな検討課題としまして、コロナ終息後における新たな日常の定着やDX、デジタル変革の進展など、新しい社会を見据えるとともに、本市における大規模事業計画なども踏まえた上で庁舎機能や建設候補地の選定などを、これまでの検討内容の見直しを含めましてしっかりと検討する必要が生じてまいりました。

こうしたことから、今回、総務委員会資料として提出いたしましたとおり、再度全体スケジュールを見直しまして、令和4年度に基本計画の策定、令和5年度に建設地の決定、その後、用地取得、実施計画、建設工事等を経て、令和12年度に開庁ということで2年間延長という形でお示しをさせていただきました。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに今回の総務委員会の資料としても提出されてまいりました。

ただ、いろいろコロナ禍でということもありましたが、以前説明の中では、コロナ禍で委員会も開けないで遅れてきたということはお伺いしておりました。でも、この令和3年度には建設予定地



は決定するという事になっていたのではないかと考えております。

その辺は、この理由について、もう少し詳しくお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

先ほども申し上げましたが、アフターコロナやD Xへの対応につきましても重要な課題と考えております。新たな環境下で整備するアフターコロナ時代にふさわしい新庁舎につきましては、オンライン申請の進展などに伴います行政サービスの在り方、テレワークの導入などによる職員の働き方の変化、感染症対策を踏まえた新しい基準に沿った庁舎の整備など、多方面から時間をかけて検討するため、スケジュールを延長させていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

それだったら、前回のときに、今年度発表しますと言い切ったのは何の根拠があったのかなど。コロナ禍であるということはその時点でもう既に分かっていたわけなんですけど、この点につきまして、総務委員会ということもありますので、ちょっと委員会でも議論させていただきたいと思いますが、ちょっとそこは飛ばしまして、今後の用地交渉とか取得とかこの辺がありますけど、今現在ある土地で進めていくということが今後の計画に入ってくれば、もう今ある土地を利用すれば、どことはちょっとあまり申し上げにくいんですけど、そういうことを考えていけば、この2年間は短縮できるのではないかとか、そういうことを思うんですけど、その点についてはいかがでしょう。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新庁舎の建設地が市所有地が大半を占める場所を選定した場合など、用地交渉に要する時間が短縮され、スケジュールが前倒しすることも想定されます。

そうしたことから、選定した建設地によりましてスケジュールは変動するものと考えておりますが、全体スケジュールでは民間用地への建設も踏まえまして、用地交渉、取得に2年間に要するものとしております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

これからだということですが、実際この平成30年7月にアンケートを取っていただきました。

こちら、亀山市内の10代から70歳以上ということで、男性284名、女性341名、合計625名でちょっと無効回答の方も3名見えましたけど、こういう方のアンケートを取ってみても、やはり市庁舎で皆さんが気にかけていただいているのは、駐車場が狭いというのも非常に問題で、私も車が知らない間にへこんでいたということもありましたし、ヘッドライトが割れていたとか、そんなこともありました。確かに狭いです。そういう問題はちょっとあると思うんですけど、庁舎

に関してはやはりこの10代から70代全員の方が非常に高い数値を上げられておまして、20.51%、10代から20代の方、40代の方にも非常に高得点をつけられております。

やはり庁舎というのは老朽化が進んできて、今後の災害時の対応できる災害拠点であるということについては、全体的に見ますと、回答数として326票といたしますが、19.96%、約20%がやっぱり災害時の拠点である大事なものであるというふうに申されたアンケートの結果でございますが、この件について、市としてどのような思いを持ってみえるかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

先ほど議員がおっしゃいましたように、平成30年度新庁舎建設の基本構想を策定するときに市民アンケートを実施させていただいております。

その結果の中で、新庁舎に災害時の拠点としての機能を充実させ、安全で安心な庁舎とすることが一番、全体の26%を占める意見をいただいております。また、それに続きまして、十分な駐車場、駐輪場を備えていること、次に誰もが使いやすい庁舎とすることなどと続いております。

庁舎の老朽化に伴います耐震性能の低下や災害時における防災拠点としての機能確保といった防災面の問題につきましては、新庁舎の整備を進める上での重要な課題の一つであり、現庁舎の耐震性能は基準を満たしておりますが、近年の発生が危惧されています大地震への備えとして、早期の整備が必要と認識しております。

そうした状況ではありますが、先ほどのアフターコロナやDXへの対応につきましても重要な課題であることから、今回しっかりした議論を進める検討を進めていくため、スケジュールを延長させていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

それほどやっぱり災害時のことということで、今、南海トラフとかいう形で来ておる中で、そういうことが分かっているがまだ2年間延びるといのはいかがなものかと。近いところでいうと、いなべ市とか、今新しくできたのは伊賀市のほうも立派な庁舎ができております。そういう中におりまして、この2か年で亀山市の庁舎の整備基本計画につきまして、検討委員会というのがありません。

こちらは第3条のほうでは、委員会は、委員13名以内で組織するという、この委員会のほうからの意見はどのような意見が出ていたかお伺いしたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新庁舎整備基本計画等検討委員会でございますが、委員会設置要綱に基づきまして13名で組織しておるものでございます。

委員の選出につきましては、学識経験者から2名、公共的団体から4名、公募による選出が4名、その他市長が必要と認める3名で構成しております。

学識経験者といたしましては大学教授などございまして、建築計画、ユニバーサルデザインなどの専門的見地やまちづくりに全般に関わる総合的見地から意見をいただいております。また、公共的団体等からでございますが、自治会連合会、地域まちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、亀山商工会議所から選出をいただいております。また、その他市長が認める方につきましては、市の行政改革推進委員会、三重県、市教育委員会から選出いただいております。

令和元年度になりますけれども、新庁舎整備基本計画の策定時におきまして、その当時になりますが、分散した庁舎機能を集約するなど中間案を策定しております。その段階において、その中間案に対していろいろ意見をいただいておりますが、意見をいただいた中で中間をまとめた形になっております。

**○議長（中崎孝彦君）**

5番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時53分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

**○議長（中崎孝彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

**○14番（前田耕一君登壇）**

大樹の前田耕一でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、三重とこわか国体の開催と受動喫煙防止対策についての2件を予定しておりますので、よろしく申し上げます。いずれも昨年にも質問させてもらっておりますので、同じような内容になるかもしれませんが、その辺のところご理解のほどよろしく申し上げます。

まず1件目として、三重とこわか国体の開催についてをお伺いいたします。

コロナ禍の影響で各種イベントやスポーツ大会の中止や延期の傾向が全国的に見受けられております。残念ではありますが、現状では致し方ない部分もあると考えております。

そんな中で、9月から10月に開催予定の三重とこわか国体は、現在のところ予定どおり開催の方向で準備が進んでいると理解しております。亀山市でも、ウェートリフティング競技と軟式野球競技が予定されており、開催に向けて準備作業が、特にハード面につきましては順調に進んでいると考えております。大会そのものが計画どおり運営できるのか未知数の中での作業も続いていると思いますが、大会の成功に向けて、万全の体制を整えていただきたいと思います。質問をさせていただきますが、ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

まず1点目としまして、実行委員会の構成、それから大会運営人員について、どのようなレベルで構成されているのか、人員が用意されているのかについてご答弁を願います。

**○議長（中崎孝彦君）**

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

それでは、まず三重とこわか国体の実行委員会の構成等につきましてご答弁申し上げます。

この実行委員会につきましては、平成31年1月から設置いたしまして、国体開催に向け様々な事務を進めているところでございます。

本市の実行委員会につきましては、現在市長を会長とし、議長を含む副会長5名、常任委員27名、委員41名、監事2名、顧問1名、参与8名の総勢85名の役員で組織しているところでございます。

これらの役員につきましては、市、市議会及び本市開催競技の競技団体をはじめといたしまして、スポーツ協会であったり商工会議所、自治会連合会、医師会、河川国道事務所、三重県、亀山警察署、報道機関、通信・交通インフラ事業者など、本市での国体開催に関係のある市内外の機関、団体、事業所等から参画をいただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

115名の役員によって構成されているということでございますけれども、46年前の国民体育大会、亀山でウェートリフティングの競技がありましたけど、あのときは、スタッフが私の記憶では約350人の人員で運営をされていたというような記憶をしております。

今回115名の役員、役員ですかね、になってくると思うんですけれども、肝腎なのは、多分いろんな団体も協力していただいておりますけれども、トップになるような人が何ぼおってもあまり戦力にならないのではないかと。その組織内のいろんなスタッフの方が第一線でこれから活躍していただけたらと思いますので、そのところが実際に何名要るんかどうかも含めて、気になるところでございます。

今回の場合、亀山市ではウェートリフティングと軟式野球が行われますけれども、この組織は一本の組織なんですか、それともあるいは野球は野球、ウェートはウェートとしてある程度の組織構成で運営はされているのかどうか、そのところ確認したいと思います。日程が多少ずれておりますので、1本でも構わないと思うんですけれども、2本立てで行かれるのかどうかその辺のところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

運営の組織でございますが、国体の業務につきましては、基本的にウェートリフティングと軟式野球という競技運営業務、それが1つの組織、それとその他の運営業務に分かれております。

ただ、大きな組織といたしましては実行委員会がございまして、その中に常任委員会、また専門的に行う専門委員会がそこから4つに分かれておるといったような組織でございますので、あえてウェートリフティングに対して専属の組織を設けておるといったものではございません。

それと先ほど私、実行委員会のメンバーですけれども、私115名と言ったんかも分かりませんが、85名でございますので、申し訳ございませんでした。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

115名は私の聞き間違いやったかもしれませんが、いずれにしましても、主立った役員がそのぐらいやということで理解はするんですけども、実際の運営スタッフなんか非常に気になる場所やと思いますので、その辺のところはご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の話の中で一応実行委員会は1本で、業務によっては分かれるということもあるということを確認させてもらいましたけれども、大会運営体制というのは別個に、例えば実行委員会の下には設けられていくと思ひますけれども、この運営体制として専門委員会ですか、これも設けていくということでごさいますけれども、どんな専門委員会を立ち上げて、どのような業務を行っていくのか分かる範囲で、あればお示しいたきたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

専門委員会につきましては、実行委員会の常任委員会から委任された組織といたしまして、専門的な事項調査や、あと審議する機関でごさいます。4つございます。総務企画専門委員会、競技式典専門委員会、宿泊衛生専門委員会、輸送交通専門委員会ということで、この4つを設置いたしております。役割ですけれども、まさに名前のとおりでごさいますけれども、総務企画委員会は総務、企画や財務や広報に関すること、それとか競技式典専門委員会は競技や式典などに関すること、宿泊衛生専門委員会は宿泊や医事、衛生に関すること、輸送交通専門委員会は輸送、交通や警備、消防に関することについて、それぞれの分野における計画とか要綱や要領の作成をしたり、審議、決定を行っていただいているところでごさいます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今回の国体だけじゃなしに、いろんなイベントとなったら運営委員会の中で第一線で活動してみえるスタッフが一番大変やと思ひますけれども、また昔のことを言ってしまうんですけども、前回の亀山市でやった国体の場合には、宿泊施設がなかったんですね、亀山には。いろんなところ、例えば、榊原温泉とか湯の山温泉のほうで宿をお借りして、そういうところ、あるいは民泊という方法も取ってやったと思ひますけれども、今年はホテルの心配は、コロナの関係もありますけれども、まず心配しなくてもいいだろうと。

交通アクセスにつきましても、過去と比べて相当充実した中身になっておりますので亀山の場合は、そんなところで多少は楽な部分もあるかと思ひますけれども、やっぱり相当数の人員が必要になってくるんじゃないかというのを考えております。気にはなっておりますので、そんなところの対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで次3点目、ボランティアの協力体制について確認したいと思ひます。

昨年、ボランティアの募集をされております。私の記憶では、ボランティアの募集定員300名というように、たしか出ておったと思ひますけれども、実際にどれぐらいの方が今回のこの大会に向けてのボランティアに応募してくれて、今回その各人がどんな内容の業務を協力してくれるん

かどうかというのが分かっている部分があれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

とこわか国体開催に向けてのボランティアの登録状況ということでございますが、昨年度先ほどございましたが、公募させていただいております。現在もまだ公募している状況でございますが、現時点ですが、今のところ一般公募で登録をいただいているボランティアにつきましては、15名でございます。引き続き、ご参加いただける方の応募を受け付けているところでございます。

なお、ボランティアにつきましては、この応募だけのボランティアに限らず、スポーツ推進委員とかスポーツ関係団体の関係者などにもご協力をお願いすることといたしておりますので、こういった方々も過去の大会におきましても、ボランティアとしての人員として含めて実績が報告もされているところでございます。

また、担当する業務でございますけれども、基本的に受付や案内、また広報記録やおもてなし、駐車場整理などとなり、ご参加いただく方のご意向を伺いながらお願いをしてみたいというふうに考えております。なお、外部との接触機会の多いボランティア業務でございますので、従事時間を調節する等、新型コロナウイルス感染防止対策にも最大限配慮しながら努めてみたいというふうに考えているところでございます。

それと大会のそもそもの運営に当たります人員でございますけれども、大会には競技の運営とそれ以外の受付とか案内とか、消防、警備、救護、駐車場整理などの運営に区別されております。

まず軟式野球の競技運営につきましては、三重県軟式野球連盟を中心といたしまして、1日当たり競技役員で競技補助員も合わせて70人程度、それ以外の運営として、これ市職員を中心として70名ということで、延べ2日間で280名程度を想定いたしております。また、ウエートリフティング競技運営につきましては、三重県ウエートリフティング協会を中心に、日本ウエートリフティング協会及び他県からの派遣も受けまして、1日当たり競技役員及び競技補助員を合わせて140名程度。それ以外の運営として、市職員を中心に80名程度ということで、5日間で延べ1,100人程度を想定しているところでございます。あくまでも、現時点での想定人数でございますので、今後、競技団体等と詳細な調整を行っていく中で精査もしてみたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。

ボランティアは、大体15名ぐらいの応募しかなかったということですが、亀山という土地柄かどうか分かりませんが、何かにつけてこういう形で応募を募った場合に、何か少ないような感じがするんですね。なぜなんかというのは何らかの理由が亀山市行政の中であるんじゃないかという気がしないでもないんですけども、今さら言ってもしょうがない部分ですから、今後の課題として残しておいてほしい、問題意識を持ってほしいなと思うんですけども。

先ほど、たくさんの方の協力を得て大会を実施していくということでございましたけれども、私

も、軟式野球は組織も大きいですから、それから2日間の大会ですから、そんな運営についても問題はないかと思うんですけれども、ウエートリフティングは県内の組織は小さいです。県外からも応援を頼むということがございますけれども、検量とかそんなことになったら、それこそ50グラム、100グラム単位の検量をして競技に臨んでもらうというようなことですから、非常に神経質に大会運営をやっていないといけない部分もあるかと思っておりますので、非常に大変だと思っておりますけれども、よっぽどそういう大会運営、あるいは競技の経験がある方がおればうまく運営をやっていけると思っておりますので、そのところ問題なく対応できるよう強く期待していきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、市内での広報・啓発計画。

これについて具体的に今、どのぐらいのスピードで進んでいるかというのを確認したいと思っております。大会まで4か月弱ですから、まだ時間あるよと言えはありますし、もうそのぐらいしかないよということであれば、そのとおりですわ。その中で、今現在どういう形で進んでいるかということを確認したいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

国体開催に向けての広報また啓発でございますが、これまでに市広報や行政情報番組、国体専用ホームページ、カウンターボードの設置をはじめ、市庁舎や関支所玄関自動ドア及び駅前整備工事バリケードへのラッピング、また市内公共施設のほか、郵便局や銀行、農協、ホテル、まちづくり協議会など80か所以上へのミニのぼり旗の配付、ほかに市内小・中学校児童・生徒への啓発用クリアファイルの配付などを実施してきたところでございます。

また、市のイベント開催時にはPRブースを出展し、競技PRや缶バッジ等の配付を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントの中止が相次ぎ広報・啓発活動が制限され、情報発信に苦慮してきたところでもございます。

また、今後でございますけれども、国体開催まで約100日となってきました。各所へののぼり旗の設置や大会会場へのプランターの配置のほか、引き続き広報紙や行政情報番組、今も過去の大会についてちょうど情報番組が流れておりますけれども、様々な媒体を活用するなど、タイミングやまた場所なども考慮しつつ、効果的な広報・啓発を行い、国体開催に向けた機運の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

所管のほうではいろいろと努力していただいておりますというのは理解できなくはないんですけれども、私この市内をずうっと車でしか回っていないんですけど回って、じゃあこの三重とこわか国体があと3か月、4か月の間に開催されるんだということを分かっている方が市民の中で、果たして何名ぐらい見えるかなと、ほとんどが知らないんですね。

いろいろと啓発ポスターとかラッピングとかやってもらっているということは分かりますけれども、例えば、この市役所の玄関、のぼり旗を出したりできますか。2本は玄関のところ入って置い

てありますが、それだけですわ。もっと庁舎の周り10本、20本、のぼり旗を立てるとか、やっぱり必死やないとあかんですわ。それから開催場所なんかそう、西野運動公園、体育館、野球場、ここも2本しかないですわ、のぼり旗。ないんか、あるけど出さないんか、あってもしまってるんか分かりませんが、もうそろそろばんばんある程度のぼり旗を立てて対応していかないと、なかなか市民の理解は得られないんじゃないかなという感じがしないでもないんで、ぜひどんどん出してください。市役所なんかでもエレベーターにはラッピングしてありますわな。あれだけですわね。ポスターも見当たりません。なぜかというのはちょっと私理解できないんですけど、どんどん出したらいんじゃないかと思うんですけどもね。

それで結局は、担当所管、関支所のほうでやってもらっていますけれども、もっとほかの部署の職員等を動員して、例えばのぼり旗を立てるにしても、職員は多分運営委員か実行委員になっていると思うんですけども、出して、各部・課で20本ずつあそこにあそこに出してくださいというふうにすれば、1時間か2時間で済むような作業やと思うんですよ。そういうことをもっとうまく、職員を活用せいと言うわけじゃないですけども、実行委員会あるいは運営委員会のメンバーとしてどんどん活動してほしいなど、かように思いますので、ぜひそのところ、担当部署のほうでやってくれ、やってくれと言っても無理やと思いますので、実行委員会の会長は市長ですから、ぜひ陣頭指揮できちんと対応をお願いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。まだ4か月先のことですから、これ以上言うても大変かと思しますので、あえて申し上げません。

次に、炬火について確認したいと思います。

炬火はふだんあまり聞き慣れない名前ですね。オリンピックでは聖火というものがありますけれども、炬火って何ぞやということになってくると思うんですよ。具体的に、この炬火はどんなものの概要を説明いただけますか。

#### ○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

#### ○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

炬火でございますけれども、先ほどもご紹介いただきましたが、オリンピックの聖火に当たるもので、三重とこわか国体・三重とこわか大会の期間中、選手を見守るシンボルとなる火のことでございます。

県内の各市町で採火された炬火は、9月25日に三重県総合文化センターで開催されます総合開会式において、そこで一つに集められまして、炬火台に点火されます。その後、10月5日の国体総合開会式におきまして、障がい者スポーツ大会である三重とこわか大会のために分火されました後、炬火台の火は納火されます。静かに消えていくというものでございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

#### ○14番（前田耕一君登壇）

炬火というのは、国体の聖火版みたいなものやということが分かりましたけれども、これをですね、たしか市役所玄関ロビーに10日か1週間か展示してもらってありました。そこには具体的な内容があまりはっきり書いていなかったんで、理解せんままで私も通り過ぎたりしておったんですけども、この亀山市だけじゃなしに県内29市町が全部炬火があつて、それを開会式に、伊勢



の陸上競技場で開会式をしませんので、総合文化センターですか、あそこへ集めてそこで点火してということらしいんですけども、亀山市炬火というのは、展示してあったトーチに点火してということやと思いますけれども、具体的に点火はどのような形で、勝手に火をつけるんか、ライターかマッチで、あるいはローソクでつけるんか分かりませんが、その点火するための、点火と言ったらおかしいな、採火ですか、採火は具体的にどのような計画をされているのかお示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

本市におけます炬火につきましては、当初関宿の祇園夏まつりとか、亀山市納涼大会において参加者がまいぎり式で火をおこして、その火を一つに集めて亀山市の火をつくることを想定しておったわけでございますけれども、しかしながら、このようなコロナ禍の中、イベントが中止になりましたことから、来る7月17日の土曜日に国体の競技会場となります西野公園におきまして参加者を限定いたしまして、亀山の火をつくる予定でございます。

そして、こうしてつくられた火と、公募で選定しております炬火名を併せまして亀山市の火として披露し、本市の炬火を名実ともに誕生させるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

西野運動公園で採火してということですけども、これ7月ですか。大会は、開会式は9月ですよ。その間2か月以上、日がありますけれども、その間火をつけたままで、消したら意味がないんでね。採火して、その炬火にトーチに火がついたままで、9月までどこかへ保存ではないし保管でもないと思うんですけども、展示するんかどうか、その辺のところの対応を具体的なことが分かっておればよろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

来る7月17日に採火されました炬火につきましては、その場で炬火名と併せまして披露をさせていただきます。その後ですけども、トーチについた火は、一旦ハクキンカイロのほうに火種を残しまして、それを保管して、総合開会式のときまでうちのほうで保管して引き継ぐというような形になります。ですので、火のついたままどこかで展示するとかそういったものではございません。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大体分かりましたけれども、何かちょっと寂しいような感じがしないことはないですけども、ハクキンカイロみたいなものですね、そこへ火を移して、開会式のときにまた点火ということらしいんですけども、それでこの炬火ですけども、市役所のロビーに展示しているときに愛称の募集というのがされておったと思うんですけども、5月31日締切りで応募を募ったというこ

とですけれども、これもう5月末で終わりましたんでどのぐらい応募があって、愛称が決定したのかどうかについて確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

炬火名の募集につきましては、本年4月1日から5月31日にかけて本庁舎、またあいあい等公共施設や運動施設に募集パンフレットを配置するほか、市広報紙や行政情報番組、国体専用ホームページで応募を呼びかけたところ、18名から38の作品の応募をいただいたところでございます。

なお、炬火名の決定につきましては、応募をいただいた作品の中から今後実行委員会で選考を行い、先ほど申しあげました7月17日の西野運動公園における炬火イベントにおいてつくられた火とともに披露する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

国体について最後の質問をさせていただきます。

この炬火トーチですか、これ一旦採火してその後9月まで使うことはないんですね。どこかに保管しておくと思うんですけれども、ある自治体によりますと、市内の公共施設、あるいはショッピングセンターなんかを巡回して展示して1週間とか10日交代かな、そして国体の機運を盛り上げるという方法も取っているところもあると思うんですけれども、亀山でそういう具体的な計画とかやっついこうかなという考えはないですか。例えば公共施設もたくさんあるわけですから、その辺も持ち回りで対応するとかということも、機運を盛り上げる一つの方法じゃないかと思うんですけれども、検討する余地があるのか、検討はしているのか、その辺のところ答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

炬火トーチにつきましては、国体を象徴するシンボルでございます。国体の開催の機運を高めるため、大きな期待が持てるというふうに考えております。

先ほどもご紹介いただきましたが、本年2月には市役所本庁舎、関支所、西野公園体育館、東野公園体育館において、今回使用の炬火トーチと前回の第30回国民大会で使用した炬火皿を展示したところでございます。

今後につきましては、先ほど申しあげました7月17日の西野運動公園における炬火イベントにおいてつくられた火をトーチに点火して披露し、その後は炬火は先ほども紹介しましたが、総合開会式へ引き継がれるため、今大会のトーチ、炬火皿、炬火名をセットとして、その記念といたしまして、例えば西野公園体育館等で展示するなどし、公開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

結局トーチとしては、市内のいろんな施設等も含めて巡回して機運を盛り上げるということには行わないで、大会が始まったら炬火として会場へ上げるということですね。これは一つの方法として構わないですけども、ぜひ方法はいろいろあると思いますけれども、あと4か月、大会を盛り上げるために精いっぱい努力を全庁一丸となってと言ったらいいんか、全市一丸となって言ったらいいか分かりませんが、まだいろいろ確認したいことはあったんですけども、あえてそれ以上申し上げませんので、ぜひ大会の成功に向けて、コロナも心配ですけども、それを乗り越えて、大会の成功を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、2点目の質問に入ります。

受動喫煙防止対策についてということでございますが、まず1点目に、公共施設の受動喫煙防止対策についてということで通告をさせてもらいましたけれども、中身は、前回の去年の9月議会で質問させていただきました。そのときに、いろいろと私もこれはこうすべきと違うかとか、なぜこうしないんだというようなことを質問させてもらいましたけれども、その辺の内容について見直された部分とかこういうように変えていく途中だというようなものがあれば、ぜひご答弁いただきます。

具体的にいいますと、市役所玄関前に喫煙の案内は入っていないですね。前、私言いました。喫煙ブースはありますね、自転車置場のところやったかな。そうやけど、誰も分かりません。何で案内を出さないのかということをお願いしましたが、それから例えば文化会館とか、斎場のほうの案内表示は、喫煙場所というのは表示ありますわ。そこへの案内とかそんな全部ないんですね。なぜないのかなというのは、前、質問させてもらったんですけども、何か対応を考えてもらった部分があったらご答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

現在公共施設における受動喫煙防止対策につきましては、令和元年6月に策定いたしました受動喫煙防止対策ガイドラインに基づき対策を講じているところでございます。

ご承知のとおり、小・中学校や保育所、幼稚園などの子育て支援施設のほか、総合保健福祉センター、医療センターにつきましては、敷地内全面禁煙とし、行政機関の庁舎であります本庁舎、関支所、総合環境センター、亀山消防署につきましては、屋内禁煙としております。

また、健康増進法では、屋内禁煙となる体育館や文化施設などについても、本市のガイドラインにおいて原則敷地内禁煙といたしまして、敷地の利用形態や喫煙場所が確保できるスペースの状況などに応じて、一部の施設には喫煙場所を設けているところでございます。

議員、昨年度本庁舎についてご質問いただいておりますが、現在本庁舎につきましては、案内掲示を掲示はしてございませんで、1階受付において、問合せによりご案内はさせていただいております。

この取扱いにつきましては、令和元年の7月に庁舎内の喫煙所を廃止いたしまして、屋外に設置しておりますが、そのときからそのような取扱いをさせていただいております。平成30年度に庁舎建設の基本構想策定時にアンケート調査をしておりますけれども、その中で来庁の要件としましては、戸籍や住民票などの証明書に関することや市税に関するることなどの要件で来庁される方が多

いということと、滞在時間につきましても30分未満の方が全体の87%を占めるということもありまして、短時間においてたばこを吸う方も少ないという見込みの下に、現在でも問合せにつきましても、1日数件というふうに聞いておりますので、当面は今のままの形でいきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

いろいろとご答弁いただきましたけれども、前回私申し上げましたけれども、喫煙を認めよということは一言も言っておりません。たばこを吸う方が場所を決めずに吸うと受動喫煙、副流煙なんかで影響があるから、喫煙場所を別個に設けて影響のないところへ、そこで吸ってもらうように場所を設けて、その場所の案内をしてくださいよと、したらどうですかと申し上げているわけですね。

だから、現在喫煙場所を設けた場所もありますし、全然ない場所もありますけれども、そういう場所を設けていただいて、そこでたばこを吸う人は、そこは当然あまり影響のないところにしないといけないというのは分かり切ったことですので、それで結局、受動喫煙防止対策ガイドライン、これを盾に取っておっしゃってみえますけれども、この中にもはっきりと特定屋外喫煙場所を設置するとき云々とか、次長、これ読んでみえるでしょう。読みましょうか。

施設管理者は、特定屋外喫煙場所を設置する場合は、市民等に対し、喫煙所等の場所を明確に表示しと云々と言葉がありますね。だから、喫煙場所を設ける場合には、こういうところにしてくださいよというようなルールを、それから屋外に喫煙所等を設置する場合の設置基準等というのがあります。施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること、当たり前のことですな。それから、喫煙することができる場所が明確に区画されていること、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示することと、こういうようなことがこのガイドラインにうたってありますやん。

これに沿って対応したところはありますか。多分ないでしょう、今、亀山市は。だから、こういうのを本当に広い地域や場所であれば、1か所、2か所喫煙ブースを設置してもいいんじゃないかなということでも申し上げておるわけです。

これは亀山市のガイドラインがありますけれども、令和2年の税制改正大綱の中にもうたってございました、ちゃんと。地方たばこ税の活用も含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るように促すこととすると、こういうような文章もございます。だから、何もかもが駄目だとか、どこでも認めよと言っておるんじゃないに、その対応を少しでも気配り、心配りをして対応してもらえれば非常にありがたいんじゃないかなと思っております。

それで、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたいこととうたってありますわ。今、亀山市のたばこ税は約3億2,000万ぐらいかな。3億オーバーですけども、税収のところに入っています。非常に大きな額です。この額で、例えば喫煙者のための施策とか配慮とか、そういうのは何かありますか。あったら、ちょっとお示してください。多分ないと思うんですよ。ありますか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

たばこ税を使ったということでございますが、今現在、喫煙所等を設置しておりますことと、それを維持している、清掃していただく方とかそういった形の経費、また健康面でも、たばこによる健康被害と申しますか、そういった健康のための教育と申しますか、そういった部分での経費については今の予算の中で計上させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

私が申し上げているのは、たばこ税の例えば1%でも使って、喫煙者が利用できる利便性を考えて、喫煙ブースとか灰皿の設置なんかをやってきておりますかということですね。そんなぎょうさんも金かからんと思いますよ。

言ってみれば、私もたばこを吸いますけれども、たばこをどんどん吸ってくださいと、そこまで言わなくても吸ってくださいと。税金はどんどん納めてくださいと。しかし、それはあんたらのためには使いませんよと言うているみたいなもんですやんか。やっぱり多少そういう喫煙者のためにというよりも、受動喫煙を避けるために、やっぱりあまり人の集まらないところとか場所を設けてもらうというのがあっていいんじゃないかと思うんですよ。

亀山で、建物があるところは難しいかも知れませんが、例えば西野運動公園、東野運動公園、亀山公園、いろいろ公園があります。あそこ喫煙ブース、一個もないですね。あそこでも本当に公園の隅っこのほうに喫煙ブースを造るのにそんな支障はないと思うんですけれども、検討する余地は十分あるんじゃないかと思しますので、ぜひそのところ前向きに検討をしていただきたいと思いますが。これは所管はどこになるのかな。市長でもいいし、企画部長でもいいんで、何か答弁ありましたら、欲しいです。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

例えばたばこ税、酒税もそうですが、いわゆる嗜好品に係る税金の在り方、活用については様々な議論が多分かつて、過去からあろうかと思ひますし、国政においてその議論も、あるいは様々な議論があったと承知をしておるところであります。

前回はそうですが、議員のご所見はご所見として受け止めさせていただくんですけれども、本庁におきましては、健康増進法によります第一種施設にこの本庁が位置づけられております。該当するいわゆる敷地内禁煙でございますので、敷地内での喫煙促進につながりかねないような案内表示は行ってないということでございます。現在のところ、この案内がないことによって受動喫煙等につながるような状況は見られませんので、基本的に案内表示を設置する予定は持っておりません。

いずれにいたしましても、健康都市を目指していく、それから法に基づく健康増進のための環境を整えるという中で、法の趣旨も踏まえ、本市として亀山市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドラインに沿いまして、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。議員のご所見としては本当に重ねて受け止めさせていただきますけれども、先ほどのそもそもの議論というのは、税の在り方、その使用の在り方、過去から様々なレベルで議論されてきたものというふうに承知をいたして

おりますが、本市としての考え方としては今申し上げたような対応で考えておるところです。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

前日も同じような答弁をしていただきましたけれども、私は決してたばこを吸うことを推奨していただきとかということも一言も言っておりませんし、しかし、たばこを吸う方はたくさんおるわけですね。その吸う方のおかげでたばこ税収入が大分高額であるわけですから、それを使って少しでもたばこを吸わない人に影響を負わせないように、受動喫煙防止対策を行ってくださいと言っておるわけですから、それをやりませんということは理に合わないのと違いますかな。

まちをきれいにする条例がありますね。この中で、前回答弁を求めたときに、屋外または路上で喫煙の場合は、携帯灰皿を利用くださいという答弁をいただいておりますよ。理に合ってますわな。

それにつきましては、私は路上喫煙とか歩きたばこについても前回質問しました。今年も今から質問させてもらうんですが、例えば亀山駅前、周辺、全然灰皿を置いていないですわな。そうすると、JRを降りてきた人はやっと、JRの中でたばこ吸えやんだから、降りてきて吸いたいなど、灰皿をしばし探してもないわと、あの周辺見てもどこもないんですね、喫煙ブース。だからそういう方もいるわけですから、ぜひそういう方のために喫煙ブースを、本当に隅っこ隅っこでいいんですよ、灰皿一個ありゃあいいわけやから。それぐらいの配慮があつてしかるべきじゃないかと思うんですわ。

では最後にもう一つ質問させていただきますが、西野公園でとこわか国体がありますやろう。県外からも含めてたくさん選手や役員、あるいは関係者が訪れると思いますけれども、ここの西野公園も体育館も国体以降も含めて、灰皿の設置とかそういう計画はあるのかなのか、絶対置かないんやということなのかどうかを確認したいと思います。

といいますのは、今あそこ全然灰皿はないですから、駐車場入り口の路上で吸う方がおるんですね、結構。雰囲気悪いですよ。たばこ吸う私でもそこを通るのは嫌です。たむろして吸っている人が結構いるわけです。特に土・日ですね。

だから、ちょっと公園の隅っこのほうへ灰皿を置いて、喫煙場所はここですよという案内を出していただいて、灰皿を置いておいてもらえれば、そんな路上喫煙とかそういうことも増えないと思いますし、今たばこを吸う人は随分ルールを守りますので、きっちり対応しておれば何ら問題ないかと思うんですけれども、この辺の西野公園、国体を、常設が一番いいんですけれども、喫煙ブースの設置というのはお考えでないかどうか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

公園の所管部署としてご答弁を申し上げます。

公園への喫煙所の設置でございますけれども、昨年9月の定例会で産業建設部の参事からご答弁を申し上げておりますとおり、亀山市公共施設等受動喫煙防止対策ガイドライン、こちらで第二種施設原則敷地内禁煙となっておりますので、この敷地内禁煙の方針については現在も変わってござい

ません。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。

続きはまた、次の議会でまた質問させていただきますので、よろしくお願ひします。国体までに間に合うように。終わります。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

---

（午後 1時59分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

通告に従い一般質問させていただきたいと思ひます。

今回はオンラインによる行政サービスについてということ、それから今後の新しい防犯システムについて、それから小学校のプール授業の今後の在り方について、それから新型コロナウイルスワクチン接種についてと、この4点について質問させていただきたいと思ひます。

まず、オンラインによる行政サービスについてというところです。

マイナンバーカードなんですけれども、特にこの普及を急速に狙ってこの3月までにということ、マイナポイントなんかもつくメリットを前面に出しながら普及に努めてきたということをお認ひしております。

まず、マイナンバーカードの亀山市の普及率はどうなっているのか確認させていただきたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

本市におけますマイナンバーカードの交付率につきましては、5月31日現在31.79%で、交付枚数は約1万5,800枚となっております。

また、全国の交付率31.72%、三重県の31.47%と比較しますと、ほぼ同じ交付率となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ようやく30%を超えてきたという数字になったということでもありますね。

県、国ともほぼ数字的には同じような数字になってきていると、亀山市は1万5,800枚の交付までできたということでありました。マイナンバーカード、これはいろんな手続きがオンラインでできるというようなメリットがあるということかと認識しています。現在、そのオンライン手続き、どんなものができるようになってきているのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

マイナンバーカードを活用してオンライン手続きの中でどのようなものが該当するかということですが、まずは令和2年度には子育てに関する手続きなどの申請や届出などをマイナンバーカードを利用いたしまして、オンライン上で行うことができるぴったりサービスのうち、子育てワンストップサービスとして児童手当の一部手続きにつきまして、電子申請を導入いたしましたところでございます。

さらには、昨年度4月でございましたが、特別定額給付金、個人に10万円を一律に配付するという事業でございますが、これにつきましてもこのオンライン申請によりマイナンバーカードを活用して対応を行ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その子育てワンストップサービスですね、これは非常に大きなメリットがあるものだというふうに思います。それから記憶に新しい特別定額給付金、これもオンラインの手続きが可能であったということですね。そういったメリットも出てきているかと思えます。また、住民票の写しでありますとか印鑑登録証明書なんかの発行もコンビニエンスストアを通じて発行ができるということ、これも大きなメリットであるというふうに認識をしておりますけれども、まだまだマイナンバーカードのメリットというのがやっぱり感じられていないということかと思えます。今後、さらに新たにオンライン手続きが可能なものというものを目指しているかと思えますが、可能となるものが近々にもあるかどうか、検討されているかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず先ほどご案内をさせていただきましたオンライン上で行うこのぴったりサービスの中には、先ほど申しあげました子育てワンストップサービスのほかに、保育に関わる分野でありますとか、独り親の支援でありますとか、母子家庭、介護、避難者の支援、こういったものもメニューにはございますので、亀山市といたしましては、こうしたものの費用対効果も含めて拡充に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、このマイナンバーカードを活用してオンラインのメリットを実感できる社会にしていくには、やはりマイナンバーカードを、今32%程度ということで説明がありましたが、この取得促



進をやはり拡充していくことが非常に重要な視点でありまして、同様な形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その普及ですね、それを進めていく中でさらにメニューを加えていって、その利便性を上げていきたいという答弁だったと思います。

行政手続のオンラインというところで、オンライン化のメリットというところについてに移らせていただきたいんですけども、この行政手続のオンライン化の周知がまだまだだというふうに認識しているところであります。

市のホームページなんかを見ますと、そこに目的を持って見ていくと、暮らしの便利ナビのところから各種証明書発行というところに行きますと、そこに行き着いていくかと思うんですけども、なかなか見づらいものがあると思います。ここをもっと新たにホームページなんかで周知していく必要があるかと思いますが、その点何か検討されているのかどうか、今後検討の余地があるのかどうかお聞かせいただきます。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のように、本市で電子申請を実施しております、先ほど申し上げた児童手当の現況届につきましては、ぴったりサービスを活用して市から送付する通知におきましても電子申請が可能である旨の記載をしておるところでございますが、やはり市民の皆さんに対するオンラインの手続に関しましてはまだまだ不足しているという面があるのも認識をしております。

多くの方が各種手続を検索する際に、市ホームページを利用している現状がございますことから、市ホームページ上で、より分かりやすく周知できる手法については積極的に取り入れるように検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ぜひ、いろんな媒体を使っていただいて、本庁、あるいはあいあいにも来庁、あるいはそこに来所しなくても、行かなくても手続が可能ですよというようなものは、ぜひいろんな形を使っていただいて周知をお願いしたいなというふうに思います。

というのは、私が1階の市民課を見ると、やはりこのコロナ禍でありながら、結構な市民の方が手続に来られているということを見させていただきました。オンラインをするためにやっていることにもかかわらず、そういう状況が起きているということ、ちぐはぐだなということを少しかいま見たんですけども、過渡期で必要なことだと思いますが、その点少し感じたところであります。

ただし、マイナンバーカードの手続については、申請はオンラインでできます。ただし、取りに来るのは窓口でということだったと思います。私も家族のを申請するにはスマホを使ってのオンラインで手続させてもらったんですけども、その上でカードを取りに行くのは予約をするというこ

と、すなわち密にならないよということで、そこは配慮していただいているとは思いますが、そういったところも課題なのかなというふうに思います。

続いて、行政手続のオンライン化が進む中で、市民サービスというところに影響が出てくるというふうに思っています。そこで、市民サービスの提供と市職員の働き方についてということで上げさせていただいておりますけれども、ちょっと先ほど触れさせていただきましたが、窓口の業務以外の職員の対象の方に、コロナ禍を受けて在宅勤務が試行導入されているというふうに聞いております。その試行での在宅勤務のその辺の働き方についてはどのような内容で、その効果というものには実際職員の方から聞いているのかどうか、職員からヒアリング等で確認しているのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

#### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず在宅勤務、テレワークにつきましては、職員の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年4月から試行導入をいたしたところでございます。その方法といたしましては3つございまして、1つ目にはテレワークシステムを利用して、自宅のパソコンで職場のパソコンを遠隔操作して行う方法、2つ目には、職場の貸与用のパソコンを自宅に持ち帰って業務を行う方法、3つ目には公文書等、これは個人情報が入っていないものに限りませんが、これを持ち帰って業務を行うという、この3つの方法で実施しているところでございます。

その実施状況でございますが、先月5月分の実績で申し上げますと、延べ143人の職員がテレワークを実施しておりまして、その多くが1番目に申し上げたテレワークを利用した自宅のパソコンでの遠隔操作が多い状況でございます。テレワークで実施した主な業務につきましては、各種資料の作成、各種計画の作成や進捗状況のまとめ、契約事務、設計、積算、図面の作成、書類審査、ホームページの編集、ウェブ研修の受講、ウェブ会議の出席等が上げられております。

また、職員の感想ということでございますが、5月中にテレワークを実施した職員に対しましてアンケート調査を実施したところ、仕事の場所を選ばなくても業務を継続できる実感が持てたかという質問については、約7割の職員が「はい」という回答をいたしております。さらに、今後のテレワークの実施の意向については、約7割の職員が「今後も実施したい」、約3割の職員が「条件や課題が改善されれば、今後も実施したい」という回答が寄せられているところでございます。

このようなことから、テレワークにつきましては、働き方改革の一環として、一定の効果があるものと認識をしているところでございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

森議員。

#### ○3番（森 英之君登壇）

延べ143人の方が主にテレワーク、その中でも多くの方が遠隔操作という方法で在宅ワークに取り組まれたということでありました。7割の方がおおむね前向きな回答、そういうヒアリングの中身であったということでありました。

その業務、ホームページの編集とか資料作成、あるいはウェブ会議、そういったもの、それから計画の作成であったり、設計等そういったものに従事する方が利用されたということでありました。

私、少し亀山市はテレワークへの取組が遅いんじゃないのかなというふうに思っていたところがありました。ただ、ここへ来て非常に進んできたなというふうに思います。今回さらに検証を進めていただいて、このテレワークがさらにうまく活用できるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、コロナ禍においてこのテレワーク以外に、そういった密にならないように時差勤務等もされたというふうに確認しています。それはどのような形で時差勤務をしたのか。あるいは、そのほかに密にならないようなための工夫をされたのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

このテレワーク以外、在宅勤務以外に新型コロナウイルス感染症拡大防止のソーシャルディスタンスを確保する取組といたしまして、先ほどご紹介がありました勤務時間弾力化制度の活用、これがいわゆる時差勤務でございます。

例えば早出勤務と遅出勤務というような形がございまして、例えばでございますが、朝の5時半に出勤した職員は午後2時15分に退庁するというのと、遅出につきましては、午後1時15分に出勤した職員は午後10時に退庁するというので、ほかにもいろんなパターンがあるんですが、なるべく職員が重ならないような形で勤務形態をずらしていくという方法でございます。

また、週休日の割り振りということで、通常ですと土・日が週休日でございますが、それを例えばウイークデーの木曜日とか金曜日に設定して、土・日に勤務をするという方法でありますとか、例えば通常勤務をいたしておりますが、会議室を活用してA班、B班に分けて会議室を活用して執務を行うこと、さらには年次有給休暇を取得促進して、なるべく職員の削減に努めるところでございます。

特に三重県にまん延防止等重点措置が適用されて以降は、勤務体制の7割削減ということに向けて、これらの取組をさらに強化し、職員間の接触機会の低減やソーシャルディスタンスの確保に一定つながっているものと認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

時差勤務、弾力勤務というところの中で、早出、遅出、そういった密にならないように、できるだけ重なる時間を避けながらという、そういったことで対応している。それから、土・日が基本休日なんですけれども、振替をしながら平日に休む、あるいは土・日に出勤するというようなこともしているということでありました。それから、会議室を活用しながら、分散した勤務ということでありましたね。年休も取得をするようなことで、できるだけ密にならないようにということでありました。

密にならないということの中で対応いただいているんですけど、やはり1つ課題としては、所属長等が、部課長等がやはりマネジメントするというのが非常に大事になってくるのではないのかなというふうに思います。というのは、年休取得推進という点はいいんですけれども、当然来庁の日数は減るとかということはありませんので、そういったところの業務が滞ることがあってはなりません。

るので、そういったところのマネジメントがさらに重要になってくるのではないかなというふうに思います。

そこで、先ほどもマイナンバーカードのところでも触れましたけれども、窓口業務等の方は逆に在宅勤務は非常に難しいと思うんですね。その働き方というのは大きな課題となってくると思うんですが、その点どのように認識されているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ちょっとテレワークに特化して申し上げますと、現在試行運用して実施しておりますが、まずその前提条件として、市民サービスの低下を招くことや業務に支障を来すことは絶対あってはならないことをごさいますて、そのために今ご指摘のごさいました市民サービスに直結する窓口業務につきましては、個人情報扱う点でありますとか、直接市民の方々と対応するという、こういったことが必要な点で、現時点におきましては、全面的なテレワークの実施はできていない状況でございます。先月5月中の実績においても、窓口行務等、市民サービスに直結する部署におきましては、実施率は低い状況でございます。

今後の展望というか、考え方でございますが、今後、DX、デジタル変革を推進していく中で、マイナンバーカードの普及を進めるとともに、これも先ほどご指摘がございましたが、多くの行政手続がオンラインでできることが可能となれば、市民の皆様が市役所に手続において来庁する機会は低減するものと考えてございますて、そうしたら窓口全体の業務の効率化も図られることになり、ひいては市民サービスの向上と職員の負担軽減による働き方改革にもつながると、そういった認識を持ってございますので、やはり働き方改革の中でオンライン申請による手続を積極的に進めていくことがこういった課題の解決につながるのではないかと、一助になるのではないかとそのように考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

マイナンバーカードの普及、そこが鍵になってくるということかと思えます。これは国が推し進めている政策といいますか、そういうものでありますので、やはり普及に当たっては、国がさらにまた何らかの本腰を入れていかないと、さらなる普及はなかなか難しいんじゃないかというところもあると思えます。

したがって、市長がやはり県・国を通じてもっと普及率が上がるにはどうしたらいいかということをもた進言していく必要があると思えますし、マイナポイントなんかも市独自で、例えば経済支援を含めてそういったものに充てるような形でマイナポイントをまた充てるとか、そういうことが自治体で柔軟にできるようになれば、私は大きな効果にもなるんじゃないかと思えますので、そういったことが自治体でできるのかどうか含めて検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続いての質問に移らせていただきます。

今後の新しい防犯システムについてであります。

3月の定例会で、私も防犯システムあるいは防犯灯についての質問をさせていただいたんですけども、そこでいろんな課題に直面したといいますか、ありました。そこで、ドライブレコーダーを活用する防犯カメラシステムがあるというようなことを情報として得ました。

そこで、今回質問と上げさせていただくんですけども、ちょっと資料をご提示いただけますでしょうか。

CETRAという防犯システムというものが、株式会社プライムサーバントというところから開発されております。神奈川県開成町なんですけれども、防災安全課の協力で、ドライブレコーダーの映像を防犯・防災に活用する、そういった市民参加型の記録活用システムCETRAというものを4月から実証実験を開始しているということであります。

このCETRAというものは、動く防犯カメラとして防犯・防災に活用すること、それで今、爆発的に普及が進んでおりますドライブレコーダーを使ってまちの見守りに協力すること、まちから犯罪を遠ざけ、安心・安全な地域コミュニティの実現を目指す、そういったものになります。

ドライブレコーダーというものは、本来自分自身が事件や事故に巻き込まれた場合の証拠保全を目的として設置されているものであります。他人の事件に関する映像の活用についてはこれまで想定されてきませんでした。そのため、仮に犯行現場から逃走する空き巣の映像が偶然映り込んでいても運転手はそのことすら気づくことができないということでもありますので、犯人逮捕につながるこの貴重な映像を警察に届けられず、なかなか犯人逮捕に結びつかなかったという現状があると思います。

CETRAは、このドライブレコーダー特有の課題を解決するシステムでありまして、付近で発生している事件の情報をドライブレコーダー側で受信して、事件現場付近の映像を撮影したかを自動的に検索して、映像があった場合には運転手に通知するというものであります。ドライブレコーダーは本来自分自身が巻き込まれた場合の証拠保全ということになるんですけども、そういったものを活用するという画期的な防犯カメラシステム、防犯システムというものが出来上がっているということでもあります。

このドライブレコーダーが開発されているということ、これ亀山市でも公用車や清掃車、あるいは市民パトロール車両にも展開を図れるのではないかとこのように思いますが、この点ご認識を確認させていただきたいと思えます。

**○議長（中崎孝彦君）**

豊田危機管理監。

**○危機管理監（豊田達也君登壇）**

新たな防犯システムとしてのドライブレコーダーを活用したこのシステムにつきましては、先ほど議員がご紹介いただきましたように、動く防犯カメラとして活用する手法でありまして、現在一部の自治体が民間と一緒にになって社会実験を行っているというふうに伺っております。

私どもも、この本手法については、固定つきの防犯カメラ設置の初期費用が不要となることや、町なかに動く防犯カメラが存在することによる犯罪抑止効果の高まり、あるいは事件の早期解決による市民の不安解消にもつながるなど、多くの利点があるというふうに認識しております。

一方で、本システムが社会実験の段階であるということや、それから本来の捜査機関である三重県警のほうでもまだ行っていないということ、また監視社会のイメージ、これに対する不安感、こ

ういったものなど整理すべき点もございますので、今後少し研究のほうをしていきたいというふう  
に考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

恐らくまだまだ認知がされていないということは理解しています。ただ、私この情報を得たとき  
に、これは本当に画期的な防犯システムになるんじゃないかなというふうに思わせていただきました。

この3月の定例会の一般質問の答弁でも、新議員が質問されていた内容で、本年度29か所に新  
たに防犯カメラを設置するというものであります。まちづくりコミュニティ等の公的な場所が中  
心になってきて29か所のみであります。

ですので、やっぱり設置場所というのはやはり課題があるといえますか、限定的ですので、そう  
いった中でいろんな車についてきているドライブレコーダーは非常に活用の余地があるんじゃない  
かというふうに思いますので、まだこれから三重県警等もまだまだということの段階でありますの  
で、できましたら検討していただいて、公用車あるいは青パトの市民パトロールの方にも車のほう  
に載せていただくような、そういう形で検討を進めていただければなというふうに思います。

今、監視社会という答弁がございました。確かに監視社会という認識がまだおありの方が多いと  
思うんで、そこを世の中が認めていくというのはまだまだちょっと時間がかかるかもしれません。  
ただし、見守り社会ということでは、私、十分活用の余地はあると思いますので、またその先進地  
も含めてしっかり検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思  
います。

こちらの項目は以上にさせていただきますして、続いて、小学校のプール授業の今後の在り方につ  
いてということで質問させていただきたいと思います。

プール授業は、ちょうどこの今の時期から始まったところではないかなというふうに思います。  
ただ、コロナ禍もあって、一部の学校では密になるということを懸念して、中止をせざるを得なか  
ったという学校もあると聞いています。現在行われているプール授業の課題、どのように実施され  
ておって、課題はどういうようなものが認識されているのかということを確認させていただきたい  
と思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず市内の小学校のプール授業につきましては、今年度につきましては、今おっしゃっていただ  
きましたように、新型コロナ禍において、更衣室での密を避け、中止としている学校もあるという  
状況でございます。

ただ、通常でありますと、6月から7月の期間におきまして、1学年10から12時間程度の授  
業数を確保し、実施しているところでございます。また、この使用しているプール、施設につつま  
しては、昭和40年代から50年代に設置されたものが多く、定期的な塗装工事、ろ過器等の設備  
の更新、プールサイドの補修等を含めて日常的なメンテナンスを行いながら使用しているという、

ここが今後、古い老朽化してきているということがまず大きな課題ではないかというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

6月から1学年10から12時間の授業時間を確保して行っているものであるということでありました。

その中で、学校によっては非常に古い設備の学校もあって、昭和40年代から50年代のそこで造られたものもあるというようなことでありました。やっぱり老朽化が非常に課題になってきているということでもありますね。毎年、その時期に実施をするということの中で、その保全をして、あるいはプールの清掃をして水を張って、プール授業に備えるということを毎年のようにやるということであると思います。

そこで、私が思いましたのは、非常に老朽化が課題になってきている中で、外部資源を活用したらどうなのかなというふうに思わせていただきました。

そこをちょっと取り上げさせていただいたんですけれども、例えば設備でいいますと、西野運動公園にはプールがございます。それから、民間施設も東御幸町のほうにございます。そういった外部施設を使うことによって、老朽化した設備の保全あるいは更新、そういう点が不要になってくるということかと思えます。外部資源を活用する、また授業では、そのプール授業なんかもインストラクターの方も当然民間施設におられますし、そういった方も活用するというのも十分できるのではないかなというふうに思います。

したがって、そういったものを取り入れていくというのが、このコロナである今が非常にある意味タイミング的にはいいんじゃないかなというように思います。この考え方について、可能性があるのかどうか、その点、検討の余地があるのかどうか、教育長、お聞かせいただければよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

まず現在のプール授業の実情としましては、さきに教育部長が答弁させていただいたとおりでございますが、施設の老朽化に加え、日常のランニングコスト、いわゆる光熱水費や、ろ過器の設備、給湯器の点検業務、また修繕費等のコスト面、加えて授業開始前のプール清掃、給水作業、プール入水可否の判断等多くの業務があることは事実でございます。

また、民間事業者等の外部資源を活用することは、それらの課題を軽減または解決するだけでなく、例えば議員ご指摘の専門的なインストラクターによる指導を受けて、児童の泳力向上等にもつながるメリットも考えられます。

しかしながら、その民間施設への児童の移動時間を勘案すると、外部資源を活用するよりもそれぞれの学校におけるプール授業のほうが最大限の授業時間を確保できるということも事実でございます。

また、一部の学校ではPTA行事として夏休みのプール開放が行われていること、加えて火災な

どの消防水利、災害時の避難所開設におけるトイレなど生活用水の確保、多岐にわたりプールの貯水活用が可能であることも認識しているところでございます。

このような状況を踏まえ、将来的には学校施設全体の老朽化に伴う改修時期を見極めつつ、全ての小学校一律ではなくて、各校の実情とか民間施設との距離とか、そういったことも考えたり、学校間での共同活用とか、そういったことも検討の必要性はあると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

非常に分かりやすく答弁いただきました。

老朽化が進む中で、その解決あるいはそういったものになる可能性は十分あり得るということかと思えます。ただ、ちょっと私も視点が少し抜けていた部分がありました。生活用水あるいは貯水という役割も十分しているんだということでありました。確かにそうだと思います。

答弁でおっしゃいました学校間の共同活用もできるんじゃないかということ、それも当然だと思います。それを踏まえて、学校単位で学校の特性を生かしながら学校の施設を従前どおり使う学校、あるいはこっちは古くなったんで、隣の小学校へ移動してやりましょうとかというやり方もあるということかと思えます。私もそのとおりだと思います。

その課題としては、やっぱり自分の自前のある小学校でやると移動時間がないんで、一番効率がいいということかと思えますが、移動につきましては、例えば一定期間の間、移動バスを外部委託するとか、そういったところも含めて対応いただくと、午前はこの小学校、午後はこちらの小学校というような形で使うと、その外部のバスも有効に使うことができる、そういったことにもなるんじゃないかというふうに思います。

そういったところも含めて検討いただくのはどうかなというふうに思いますが、それともう一つ、それらをしたときには、6月から7月の間ということが従前の期間であったと思うんですが、それを少し夏休みの期間をずらすことによってプールの活用というのが、外部資源を使いながら各学校をずらしながら使うということも可能ではないかなというふうに思うわけです。そういった可能性というのはどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在、三重県下におきまして、北勢5市は全校自校設置であります。ただ、津以南、松阪、伊勢、鳥羽、志摩市、熊野市等は市民プールとか民間プールにて一部の学校が対応している実情はございます。鳥羽市においては、海水浴をプール指導に、水泳指導に代えているという学校もあるのも事実です。

ただし、学習指導要領で水泳指導は定められておりますので、このコロナ禍は特例で水泳の授業をほかの運動に代えてもよいというのがありますが、コロナが終息すれば水泳指導は必ず指導すべきものに当たります。そういった中で、屋内プール、温水プールであれば、年間を通じて学校で時間を割って利用することは考えられますが、今簡単に午前、マイクロバスで送迎をA校がしているということですが、午前ずうっと泳がしておくわけにはいきませんもんで、せいぜい特別授業を組



んだとしても、2限分かなと思いますので、相当移動の確保、また井田川小学校の5クラスの子が一斉に移動することも難しかったりしますので、その規模、またプール施設の老朽化やいろいろなことを将来的に整理しながら考えていくことは可能かと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

一番の課題としては、移動というところだったということを確認させていただきました。

それを踏まえて十分そういった外部資源の活用の余地があるということを確認させていただきましたので、引き続きその点を踏まえて検討いただきたいというふうに思います。

夏休みを私少しずらすということを少し触れさせていただきましたけれども、今、空調設置が全て済みでありますので、そういったことから踏まえて私少し触れさせていただいたんですけれどもそういったところを含めて今後検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

最後に、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてということであります。

ワクチン接種対象者の優先順位の明確化についてということで上げさせていただいています。

私は、1点、本日福沢美由紀議員の質問でもありましたけれども、私は教職員、保育士等のエッセンシャルワーカーと言われる方については優先して接種すべきじゃないかというふうに考えておりました。

ただ、6月12、13日で三重県の大規模接種会場で510人の方が接種をされたというふうに聞いています。非常に、私もこの三重県津市の会場は、亀山は該当しないということだったんですけれども、もし空きがあるんだったらぜひそこへ行っていただけたらどうかというふうなことの趣旨で通告を上げさせていただいたんですが、早い対応で、この12、13日で510人の方が既に接種を受けたというふうに聞いています。

ただ、この漏れた方も当然いらっしゃって、19日以降の対応で実施するというのを聞いています。ただ、希望する方全員がということはなかなか難しいのではないかとこのように思うんですけれども、その中で確認させていただきたいのは、今日部長の答弁はあったというふうに思いますが、もう一度確認させていただきたいのは、亀山市が責任を持って、この三重県のほうで5月31日に通知があった優先すべきじゃないかということを知事が上げられましたけど、その方に対しては亀山市は責任を持って対応していただけるのかどうか、そこをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほど議員からかなり説明をしていただいたところで、この三重県の集団接種会場におきましては、急遽県からの依頼がございまして、そのときに772名の方ができればこの土・日で希望したいという旨のご連絡をいただいた上でございましたけれども、三重県から残念ながら510名の枠しか頂けなかったところで510名の方は1回目の接種を終えられたところでございます。そ

の中で、6月19日以降、議員の説明にありましたとおり、残りの希望者の方についても、まだこの機会が続くことを県から聞き及んでおりますので、今後また希望者の方の接種は進んでいくというふうに考えておるところでございます。

それで、ほかにこの機会に漏れられたというか、接種する機会がまだ得られていない方並びに三重県が示しました高齢者に次ぐ優先順位の接種の対象者の方、こちらも含めまして、市の中でこの優先接種のほうは責任を持ってといいますか、順次進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

私がやはり思っていたのは、ワクチン接種が今対象じゃない児童・生徒の方を預かる現場の方々、その方については先んじて打っていただくほうがこれはいいんじゃないかというふうに思っておりました。保護者の方が安心されますし、そういったところから含めて思っていたところだったんですけれども、そういう形で県の意向もあって進んでいるということは非常によかったんじゃないかというふうに思っています。ただ、全員の方は終わっていませんので、これからも引き続き市のほうで責任を持ってといいますか、やっていただくということを明確に答弁いただきました。

今回のワクチン接種の対応につきましては、非常に困難な事業にもかかわらず鋭意取り組んでいただいて、ここまで進んできたというふうに思っています。ワクチン接種の接種室の方もほとんど休みがないまま今日まで来ていただいているということを非常に感謝申し上げたいと思います。そういったところで、引き続き亀山でも希望される方が一日でも早く接種が済むようにこれからも鋭意努めていただきたいと思いますので、それをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時47分 休憩）

---

（午後 2時56分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回、訴訟に対する市の姿勢についてということと、文化施策についてということと、倒木被害対策についてという3件を上げさせていただいております。この順序のとおりやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、訴訟に対する市の姿勢についてということで、林業総合センターの火災をめぐる訴訟において和解勧告を受け入れた理由についてということで通告をさせていただきます。

これに関しましては、3月議会に林業センターの火災、市としては被害者のほうではあるんですけども、これにつきまして裁判所からの和解勧告があってこれを受け入れるという形になったわけなんですけれども、この際にですね、たしかまずこの前段階につきまして3月議会ではまだ明らかになっていなかったのが、この訴訟に係る弁護士に対する成功報酬、これがまだ決定はしていないんだということでありました。結局最終的にこの成功報酬はどうなったのか、最終的に訴訟費用は総額どれぐらいかかったのか、この点につきましてまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

訴訟費用の関係ですので、私のほうからご答弁申し上げます。

まず成功報酬につきましては、和解金が3,000万円、これが経済的利益ということになりまして報酬基準を基に算出をいたしまして200万円税別ということで税込みで220万円になったところがございます。

また、弁護士費用が総額で幾らかかったかということですが、これは平成26年の火災から本年3月の和解に至るまでの間でございますが、まず本件訴訟に係る着手金といたしまして54万円、あと毎年事務手数料として25万円というのが、これ税抜きでございます5年分で135万5,000円。それと、先ほど申し上げました成功報酬が220万円ということで、弁護士費用といたしましては合計で409万5,000円となっております。

なお、成功報酬の220万円につきましては、和解が3月29日でございますので3月中に支払いを終えておりますので、令和2年度の支払いで対応させていただいたというところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

この件につきましては、3月議会でも費用の問題とか、お金は結局どうやったんやという話をちょっとお聞きしようとは思ったんですけども、弁護士費用として409万5,000円かかった、総額でと。この3月議会の和解案とかいろいろ見ていますと、とにかく弁償金として3,000万円が支払われると。それとは別に、今回この建物損害共済災害共済金として4,047万1,000円が支払われる、こういった話がいろいろ絡み合っていて、お金としては、最終的には弁護士費用の409万円を除くと、とんとんなのかなというようなイメージやっと思います。

実際、当時の3月議会の大澤部長からの説明によりますと、工事に関する工事費自体が6,868万、設計が324万、監理費が172万8,000円、さらに時間外手当で職員の11万プラスアルファと。あとキャンセル料として2万8,000円、こういったぐらいが加算されていて、実際仮設に関する費用とか清掃代570万ぐらい、ここら辺をひっくると総額で7,950万ぐらいのお金でして、これに対して、実際900万ぐらいは実際既に払われていた部分、実際その業者からということですけども。その残りの7,000万に関して、3,000万の弁償金があって、多分残りの4,000万に関してはこの今回の共済金、こういうような形なのかなということであ

りますけれども。

ただこれ一方で、もう一つポイントがあったと思いますけれども、この和解勧告を受け入れた理由についてというのを今回聞かせていただこうと思いますけれども、和解勧告に関しては、その中で裁判所から双方に過失があるというふうに示されていたとあるわけですね。これにつきましては、ずうっと全員協議会とかで以前から市の説明が出ていましたけれども、これは市には一切過失はないと。で、私らもそのとおりやとは思いますが、その中でやはりこれは絶対引き下がるわけにはいかないんだというような感じのかなり強いような姿勢であったのが、この和解勧告について、これをのむというような形になった。その辺の、絶対に引き下がらんというような姿勢やったのが、なぜこの和解勧告に応じることになったのかというのが、ちょっと何でだろうなという部分があったと思います。この理由について、もう一度まず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市林業総合センターの火災事故に係る損害賠償請求事件でありますけれども、令和3年3月29日に津地方裁判所で行われました第28回の弁論準備期日におきまして和解が成立をしております。

本件の訴訟におけます和解勧告でありますけれども、1回の口頭弁論、27回の弁論準備を行う中で、それぞれの主張に対する裁判所の心証が形成されて和解勧告が行われたというものでございます。

受け入れた理由でございますけれども、本市では、和解勧告は判決に値する重い裁判所の意思決定であるとの思いから、これを真摯に受け止めさせていただきまして和解に応じる判断をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

裁判所の判決で、市長もそういうことをたしか3月議会で言われていたとは思いますが。その判断はそれでとは思いますが、それまでの形の中で、やはりこれはもう絶対に引き下がれないんやというぐらいの形を見せておられたと思うんで。ただ、それ以前にも、もうちょっと和解とかを考えたらどうやのような、そういう雰囲気やを議会のほうでもそういうふうなことを提言される議員さんも見えたと思います、たしか。その中でも、いやいやこれはというふうにずうっとその姿勢でおられたと思うんですけどね。そんな中で、これ一つのポイントとして、成功報酬とかの弁護士費用の410万はありますけれども、やはりこの建物損害共済、ここで弁償金以外の部分がほとんど出るという、ここが大きかったのかなというふうに思うんですけども、そもそもこのお金の部分が結局どうだったのかという部分において、この共済金が約4,000万出るというのが、当時もその話やったと思いますけれども、その見込みが分かったというのがそのタイミングだったのか、もっと早くこういうのは分からなかったのかというのがちょっと気になるんですね。

その前提の中で、昨日の櫻井議員への答弁の中でもあったと思うんですけども、この4,000万の根拠、田中次長のほうからもあったと思いますけれども、そもそもこの共済金というのは被

害額全てに対して算出されるものなのか、弁償とか含めた費用をさっ引いた、実際市の負担分みたいなところを基に算出されるのか、基本的にはどっちなのか、もう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

災害共済金に関しましては、保険のかけた状態によって保険の適用・適用外が判定されるものでございまして、今回の火災におきましては、例えば屋根の部分でございまして火事で焼けた部分、それとそれに伴って焼けていないけれども影響によって修繕する部分という形で、焼損部分が保険の対象になるというふうに計算されているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、これについては弁償金がどれだけ払われるかとかそんなとは関係なしに、火災の状況に応じて払われるというものというふうに考えてよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回におきましては、7,000万円の損害賠償請求をしておりますけれども、そのうち保険対象となるのが焼損部分以外の屋根の修繕などを除いた対象経費ということで、7,004万9,520円に対しまして5,480万6,879円が共済金の上限になるというふうに算定はされております。

今回、弁償金3,000万円が入りますことから、損害金全体に対する部分から、この約3,000万円になりますけれども、差し引きまして残りは4,047万1,000円という形で算定されております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

弁償金もある程度は加味されて、この4,000万円が出てきたということですかね。それはそれであれなんですけど、そうすると結果として4,000万というのが出てきて、それで結果として弁護士費用を除いた分はとんとんになったというふうなことでよろしいんですかね。そうしますと、仮に共済金の見込みが当時4,000万ぐらいだろうなということであったと思います。しかし、これもっと少なくても3,000万ぐらいやった場合とか、それでもこの和解に応じたのかどうか、その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、おっしゃられたように賠償請求額が7,055万4,443円で、弁償金が3,000万、

これ引きまして共済金が4,047万1,142円ということで、実際の市負担額は、8万3,000円ほどが市負担額であったということと、あと議員ご指摘がございました409万円の弁護士料と、あと印紙と、あと大学の教授なんかに説明を求めた部分で事務手数料のほうで125万ぐらいございましたので、実際は弁護士費用とそういった印紙等を含めると535万ぐらいになりますので、実際のところその部分を勘案いたしまして今回こういった形で和解に応じたところでございますが、仮にそれが共済金が3,000万であったらどうやということでもございましたが、これにつきまして現実仮の話ということになりますので、この時点で和解に応じたかどうかということについては今の段階ではちょっと申し述べられないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今回の質問で聞きたかったのは、まさにその辺りのどういう判断をするかという部分、もちろんこれはその状況によっては違うとは思いますが、確かに。ただ、今回、五百何万の、結局市としては負担があったということでありますけれども、本当はもっと考えなあかんのは、その間にずうっと担当者が裁判に時間を取られたとか、そこにかかりきりにならざる……、まあほかの仕事もされていたと思いますけれども、その損失というのがかなりあったとは思うんです。

私、この話ずっと何年も前から聞いていて、市としては絶対に引き下がらんのやぐらいの姿勢は見せておられまして、それはそれやろうと思いましたがけれども。一方で、やはりここで、そういう姿勢を見せるということですね、お金の問題じゃなくて、これは市が絶対責任はないんやと過失はないんやというぐらいの姿勢でおるんやという、これも必要なかなと思ってたんですね。

一方で、民間とかではその分担当者が1人そこに拘束されるんやったらその損失、これを考えないかんという部分があって、やはりこれぐらいの補償金が出るんやったら保険が出るんやったらこれで妥協しようやというふうな判断がやはり出てくる部分がある。やはりその辺なんですよ。

これ以後、訴訟がないことが一番望ましいんですけども、今後もそういうような話があったときに一体どこに主眼を持ってくるかというのは、やはり今回のことを一つの教訓として取り組んでいってもらわなあかんなと思いますもんで、ちょっと今回こういうふうに言わしていただいておりますけれども。

まず市長、市民の利益の確保というのを3月議会でも言われました。最終的にはそこやとは思いますが、やはりお金のこともあるし、一方で市として正しいことを正しいというふうにしちんとせなあかんやと。ただ、最終的に裁判所がこういうふうな和解したらどうやと、これ幾らで和解したらどうやというのを示してきた、これは尊重する、それはそれでええと思うんです。そうやけど、やはり市としてここだけは譲れやんというのは絶対持っておかなあかん部分だと思いたしたもんで、ちょっとその辺いろいろごちゃごちゃ言いましたけど指摘させていただきました。

それでは、その次の文化施策についてという項目に移らせていただきます。

仮称でありますけれども、亀山市文化基本条例の制定及び地方文化芸術推進基本計画の策定についてということで、今回市長の現況報告にも出ていましたけれども、今、庁外の検討委員会を設置して条例素案の検討等を進めているということです。この条例とか、あと基本計画、一体どういふものなのか、どういうイメージで考えておられるのか、どれぐらいのスケジュールで、進捗は今ど

んな感じなのか、その点分かるデータがあればお示しいただければと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

それでは、まず現在進めております条例策定でございますけれども、この条例策定に向けては平成22年3月制定の、亀山市まちづくり基本条例の基本原則におきまして、まちづくりに当たっては歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならないとあります。その基本原則を、明確かつ実効性のあるものとするための条例制定というのが必要になってきているところでございます。

また、平成23年に策定しました亀山市文化振興ビジョンにおきまして、文化芸術に関する施策を推進していく上で、必要なものとして亀山市文化振興条例（仮称）ですけれども、この明記をいたしまして総合計画の前期基本計画にも位置づけているところでございます。

一方で、計画でございますが、平成29年に文化芸術推進基本法の一部改正により、新たに文化芸術基本法が制定されました。これによりまして、文化芸術の範囲が広く広げられるとともに文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、その他の各関連分野における施策が法律に盛り込まれたところでございます。これに伴いまして、地方公共団体につきましては、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること。さらには、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されたところでございます。

このようなことから、本市におきましては文化芸術の推進に関する基本的な事項や、市・市民の役割等を明確にし、総合的かつ計画的に施策を推進するため、現在、庁外検討組織である検討委員会を設置し、条例及び本年度末に計画期間が終了いたします文化振興ビジョンに代わる新たな計画としてその素案の検討を進めているところでございます。

なお、進捗状況でございますが、まず令和元年から条例制定に向けて取り組みまして、外部の検討委員会も設置し進めてきたところでございます。そういった中、これまでに条例の骨格であるとか、骨子とか中間案等々の検討をしまいましたが、先ほども申し上げたとおり本年末に文化振興ビジョンを新たに作るというところから、やはりこの条例の下支えとなる文化芸術基本計画も一体となって進めていく必要があるだろうということで、検討委員会も条例策定と計画の策定を一体的に進めるということで現在進めております。既にアンケートも調査結果を終わりました、今後、計画と条例それぞれ素案やまた中間案などを検討し、今年度内での制定、また策定に向けて現在準備を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと、想定しておったよりも細かく説明していただいたと思います。基本的に今、検討委員会を設置して進めていただいておりますので、どのようなものが出てくるのか、この辺非常に期待して見ておるところでありますけれども。そんな中で、先ほど観光とかスポーツとかも入ってくるのかな、これまで文化施策としてかなり、市長も文化ということをマニフェストとかで言われて積極的に取り組んでこられたとは思いますが、その中で文化財という分野、これが結構

それなりにお金がかかったりもする部分もあるし、ちょっと文化のソフト面とは違うような側面もあったもんで、文化財という部分についてはどういう形になるのかなというふうになんかちょっと気になってまして。ただ、要はこの文化基本条例とかの考えの中にこの文化財を含むのかどうか、この辺についてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

本計画また条例に文化財が含まれるのかといったご質問でございます。

まず、現在進んでおります亀山市の文化振興ビジョン、現在の計画におきましても文化財などの適切な保存及び活用を基本施策の一つとして位置づけておるところでございます。また、先ほどご紹介しました文化芸術基本法では文化財を施策の対象範囲としておりますことから、これまで先人から受け継いできた様々な亀山市固有の文化財につきましても、今後次世代に継承していくとともに、それらの魅力及び価値を高めるとともに活用していきけるような施策について、現在策定中の条例及び計画に盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

文化政策というものに対して、その中で特に文化財というものに対する施策、これに対する市の姿勢を示していただいたと思います。その中で、ちょっと3月の一般質問のときにあんまり時間がなかったんですけども指摘させていただいたというかお聞きしたことの中で、鈴鹿関の国史跡認定とかこの辺の話の中で、今後、周辺も含めて文化財、発掘調査をしていく、その計画をしていくんやというようなことを言っていただきました。これも非常に期待しておるんですけども、この中でソーラー発電の問題をちょっと言わせていただきました。

このソーラー発電というのが、実は規制という言い方はちょっとどうなのかもしれませんけれども、やはりこのソーラー発電については文化庁としても規制できないというよりも、実際そのソーラー発電を例えば文化財が埋蔵されている可能性があるところに設置するという話になったときに、むしろそのソーラー発電が上に来ることで、そこの開発が止まると。要は、そのソーラー発電という地中を掘り起こしたりせん設備が上にあることで、かえって文化財が保護されるという見解があると。ですので、いざとなったらソーラーを、それこそ国が補償してくれるんかどうか知りませんが、撤去すればいいじゃないかぐらいの話なんだろうと思います。

ただ、いざとなったときというのが多分現実的ではないと思うんですね。多分、そこまでの発掘の必要性がある遺跡があるのかなのかということ、よっぽどのことがないということですし、そこまで本当に重要な遺跡というんだったら、逆に言うたら鈴鹿関も、もしそうやとしたらもっと早く認定も行われているはずでしょうし。現実問題としては、やはりそのソーラーが上に来たことによってかなり長い目で見たときに次の発掘という、そういうふうなイメージになってしまうと思うんですね。

そういう意味で、ただ鈴鹿関というのは国の史跡に指定されてこれから調査していくよというよいうときに、やはりソーラーがそこにあるということがかなりの足かせになるというふうな思われ



るもので、ちょっと指摘させてもろたんですけども。今回、お配りしている資料の中でグーグルから引っ張ってきて私がWindowsのペイントでちょっと加筆したものがあるんですけども。ここに、旧関地区の大日森遺跡というのと古厩遺跡というのを図示してあります。ちょっと赤っぽい線で丸をしているのが、その範囲なんですけれども。

このちょっと塗り潰してあるところ、ここにちょうどソーラーの今工事が来ていまして、近所の人からあそこ何するんかいなというふうに、いきなりかなりのやぶになっていたところがきれいさっぱり木がなくなって、竹とかもなくなってササもなくなってというような、いろいろ聞いてみたらソーラーだと。まず、その大日森遺跡、こっちのほう何かなくなりますなあというふうな話をしていたら、それ聞きつけてくれた亀山の文化財の保護審議会の木崎さんと行って見て、ちょっと土器、何か破片を拾ってきたでというふうなことで調べてもらったら、鎌倉時代のもんやったということが分かったとか。鎌倉時代ぐらいやったらまだまだ新しいのかもしれないんですけども、この鈴鹿関の話からすると、そういうこともあったりとか。あと、この土曜日ぐらいにこの古厩遺跡ってもう一個ありますけど、この古厩遺跡の赤い部分、塗り潰してある部分がいきなり木が大幅に伐採されていたもんで、あれ何なんですかというふうに担当に聞いたらここもソーラーが来ると。これちょっとどうしましょうねという話を言うてたら、特に古厩遺跡に関してはもうちょっと東側のほうが重要なポイントで、そこは発掘調査しようと思っておったんで幸いですわと。この今切ったところも、ある程度土地の形質が見れたんでという部分もあったんで、今のところ何とかとどまっておるような感じではありますけれども。

やっぱりこの辺、計画とかもできるんやから、ぜひがんばって進めてくださいよみたいなことを担当のほうには言うんですけども、ただやはり仮に計画ができたとしてもかなりマンパワーが不足する部分があるというのが今の感触らしくて、そうするとやはりこの鈴鹿関の国指定とか、この話の中で文化財部門の増強というのは必要なんじゃないのかなというふうに思うんですけども。ただ、どの部分も今もうマンパワーが不足しておると、特にコロナの関係とかで健康福祉部とか本当にかかなり大変な状況にある。ほかの部分も同じやと思います。かなり大変な状況の中で、やはり他部門を削って文化財へということにはならないだろうと思うんですね。そういう意味で、必要なのは短期的な視点でも構わないので人員確保の必要性だと思います。今、歳入の話とか出てきている中で、こういった人材を積極的に登用する必要が出てくるんじゃないのかなと思いますけれども、この経費削減も含めているんなことが言われる中でここは市長の政治判断という部分になってくると思いますけれども、人を入れるという判断、これが必要だと思いますけれども、この点につきまして市長か人事か、この見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

鈴鹿関の発掘調査のための体制確保でありますけれども、ちょうど令和2年度、昨年度からこの文化スポーツ課のまちなみ文化財グループに行政専門員の方を1名配置させていただきました。その後、本年3月にこの鈴鹿関が国の史跡に指定されたところでありますが、今後の人員配置については継続して発掘調査関係の経験者などの行政専門員や、状況に応じて再任用職員の配置も検討していきたいと考えておるところでございます。

また、議員お触れいただきましたが、今本当にコロナ対策等々、全庁体制でしっかりこの応援で何とか回しておる状況でございます。いっぱいいっぱい、関の山というような感じでもございますが、しかし、職員の増員配置につきましては、今後も鈴鹿関跡の調査の進捗状況より検討していくことになろうかと思ひますし、少し長期で考えることと短期で考える部分、両面あるかというふうに思っておりますが、まずは現在の調査を継続して実施できる体制を維持するために適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。配置に際しては、専門性の有無等も勘案して、正規、再任用職員、会計年度任用職員など様々な職種を検討してこれに当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

前向きな答弁をいただいたというふうに思うことにさせていただきます。

そんな中で次の質問に行かせていただきたいと思いますけれども、倒木被害対策ということで通告させていただいてまして、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用したライフラインを寸断するおそれのある樹木の事前伐採の実施についてということで通告させていただいております。

先ほどの事前伐採の実施についてのくだりは、現況報告から引っ張ってこさせてもらったんですけれども、これにつきましては、今回の農林水産業費の分担金の議案の中でもまさにこの話が出ていましたけれども、そちらは分担金の話ですもんでこの根底にある事前伐採事業についてはちょっとこの一般質問のほうで私も触れさせていただいてはおるんですけれども、どちらにしましても、議案質疑の中で様々な話が出てきていたと思ひまして、なるほどそういうことなのかという部分がかなりありました。

そんな中で、昨日櫻井議員のほうからも小坂議員のほうからもありましたけれども、やはり森と緑の県民税、これは確かに本来は木が倒れないような森林づくりをするのが本来の目的であって、治山治水、そういったことで。倒れたら困るからというので伐採するというのは、ちょっと趣旨が多分違うんやろうと確かに思ひます。

ただ一方で、今回ちょっと資料として三重県のホームページから引っ張ってきたそのままなんですけれども、そのホームページの様子をちょっとプリントアウトさせてもらったやつなんですけれども、やはりここにも出ているように、三重県がやはり完全に主導しているといつてもいいと思ひます、実際、主体は市町村やというても。その話の中で、やはりかなり三重県も力を入れているんやという話の中で、市長はちょっとスキームという言葉を使われましたけど、やはりそのスキームに乗っていくことも必要なのかなとは思ひます。

ただその中で、昨日櫻井議員が指摘されていたのが、伐採に対して立木補償とかはどうなんやというふうにあります。確かに地権者の承諾というのも要ると思ひますけれども、うんと言わない地権者もおるかも分からない。

もう一つ、それとは別に一つ問題として考えられるのが、実際、その地権者が特定できてもその人とコンタクトが取れるのかということですね。ほかの案件でも、実際地権者が、当然、登記簿とかを見れば分かるんやけれども、その方が亡くなって次の代に引き継がれたけれども、その次の代の方がとにかくどこにおるか分からないとかいう話も出ている中ですんで。ただ、先日別の件で一般

質問をさせてもらったときには、税務としてはもう追跡してほとんど取りっぱぐれがない状態だということで、ただこの税務の情報自体は法的に利用にかなり制限があるということで、この辺なかなか実際はどうなんだろうというふうではあります。

そこでお聞きしたいんですけれども、実際、このライフラインを守る事前伐採事業を三重県と中部電力と亀山市が協力してやったとして、この地権者の特定ができるのか、コンタクトが取れるのか、その辺の見込みはどうか、その点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この事業を進めていくに当たりましては、地権者の承諾をいただくことが当然前提になっておりまして、その地権者の方をどうやって調べるのかと申し上げますと、それは一般的な方法で、税情報はこの事業には使えませんので、公図で地番を確認させていただいて登記簿謄本によって地権者をたどっていくというような一般的な行政の進め方になります。

ということになりますので、議員がおっしゃられました、もう転居をされて地権者が今どこにいるか見つからないと、そういうような状況もあるかと思っておりますけれども、地権者に同意いただけるところから事業を展開させていただきたいと思っております。当然、承諾がないところはかかれませんが、基本的な路線沿いとか、それは想定をしておりますけれども、その中でも一部残る可能性も出てくることもあるかと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

やっぱり一番懸念されるのはそういうことなんやろうなあと思っておりますし、ただ一方で今回も三重県も含めた大規模事業ということになってくるとなると、やはりそういった点が何とか改善されるんじゃないのかなという、本当は法的整備とかいうんです。実際は、その法整備に向けていろいろ動きがあるとは思いますが、そんな中で何とかその3者で知恵を出す、そういった話が期待される部分もあるのかなと思います。ただし、そんな話の中でできない部分もあるけれども、やっぱり事前伐採というような切り口というのは、実際これは県民税の趣旨から照らし合わせてどうかというのはありますけれども、事前伐採ということ自体はこれから求められてくる部分なのかなと思います。行政としても、今回通学路の伐採を行われたと、危険樹木の伐採、これもされたということでもありますけれども、午前中もちょっと新議員のほうからありましたけれども、ライフラインという意味ではまさにその道路とかもそうでして、幹線道路を塞ぐ可能性がある立木、こういったものも切っていけないかん部分も出てくると思います。

新議員も指摘された、私も全く同じことを今回聞こうかなと思っておったんですけれども、分担金を徴収してでも、やはりそういったところへ働きかけるという、個人のところ、個人は難しいんだと違うかなということではありました。そうやけど、本来倒木のおそれがあるところの管理というのは、土地の地権者の責任できちんと管理せなあかん部分やと思っております。でも、これをどうしたらいいんか分からんぐらいのお手上げの地権者も見えますんで、これは一度その分担金を求めるというか、逆に言ったら補助の形の制度とか、行政も協力して、もう何のことか分からんというよ

うな、本当にさっきの話、代替わりとかでそういうふうな方も見えますんで、そういった制度構築をしていってもいいんじゃないのかなと思いますけどね、これをきっかけに。

その点の考えにつきまして、新しくそういった制度を考えていく、そういう考え方はないのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まずは災害からライフラインを守る事前伐採事業、これに取りかかっていくわけでございますけれども、この事業をまずしっかり進めていけるよう努めていきたいと考えておるところであります。その中で、今議員からご提案がありました、個人さんでやっていただいて補助制度を設けるとか、それについては今後また検討していくべき事項であると考えておるところでございます。現実的には、分担金を頂いて市が事業主体として個々に対応するよりは、補助事業というような形で取り組むほうが事業の展開はしやすいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

耕作放棄地とかもそうですけれども、やはり管理不全になる土地というのはまだ、法整備も進みつつあるとはいえ、日本の今後の課題だと思いますんで、そういったことも含めまして検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時40分 休憩）

---

（午後 3時49分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

テーマは2つで、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る亀山市立医療センターの役割について、そして市営自宅についてお伺いをいたします。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る医療センターの役割についてでございますけれども、既に65歳以上の高齢者の集団接種、そして医療センター、それから市内の医療機関での個別接種は始まりました。かなりタイトなスケジュールと不確定な情報も多い中で、医師会の先生方をはじめ多くの方のご尽力で接種が始まったことを感謝したいと思います。

その中で、市内唯一の公立病院として亀山医師会の中で、1つの病院当たりのお医者さんの数が最も多いということからも医療センターが大きな役割を果たしてくださっていると思いますので、その辺りを確認させていただきます。今後も、医療センターが地域医療の要として市民に頼られる病院になるためには、今回のワクチン接種というのはとても重要であると考えます。また、市民の方から医療センターで受けたかったんだけど予約が取れなかったという声も聞いておりますので、状況のほうを確認いたします。

まず初めに、個別接種と集団接種の体制についてでございますけれども、既に接種のクーポン券が発送された65歳以上の高齢者については8割以上の方の予約が済んでいるという状況ですが、医療センターがどんな役割を果たしているのかをお伺いいたします。

医療機関の中には、休診日を返上して1日200件を超える接種を行っていただいているというところがあると聞いております。ですので、まず65歳以上の接種について、受付の開始から現在予約できる範囲で結構ですので個別、集団それぞれの予約の枠の数、それから1つの病院で一番たくさん個別接種を引き受けてくださっているところの予約の数というのをまとめて確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

個別接種と集団接種の予約の枠数、それから最大の予約回数を受けておる医療機関の回数というようなご質問でございます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約枠数でございますけれども、予約枠数という表現は少しちょっと分かりにくいところがございますので、予約ができる接種回数として表現させていただきます。

65歳以上の高齢者の方を対象として、予約受付を開始いたしました5月6日から現在公開させていただいている予約ができる接種回数分につきましては、個別接種が5,904回分、集団接種が5,482回分、計1万1,386回分でございます。接種を希望される高齢者の方の接種回数分は準備できたものと認識しておるところでございます。

それから、個別接種を行う医療機関で一番多い予約枠数をいただいておりますが、市内の19医療機関のうち一番多くの接種回数分を確保いただいた医療機関では1,812回分でございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

初めて数字をお伺いしたんですけれども、全体の半分が個別の接種、その中でも全体の1,812ですか2割近くを引き受けてくださる医療機関もあるということが分かりました。個別接種も集団接種も、亀山の医師会の先生方のご協力をいただいているということなので、市内の先生方には本当にご尽力いただいているということがこの数字でもすごくよく分かりました。その中で、この

医療センターというのが公立病院としてどういう役割を果たしてきたのかというところも確認していきたいと思います。

まず個別接種なんですけれども、医療センターの接種の可能な日、曜日とか時間それから接種の枠の数をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

まずは医療センターの状況を申し上げます。

現在、医療センターでは常勤医師7人の体制で、通常診療をはじめ救急患者や発熱検査外来患者の受入れ、地域外来検査センターにおけるPCR検査のための検体採取、病棟業務、透析患者の回診、訪問診療などに対応しております、これらに加えて市内小学校の学校医、保育所の園医としての健診業務や3歳児健診、また人間ドックや市職員の予防接種などの業務を担っておるところでございます。

そのような中で、医療センターが中心となって本年3月末より実施してまいりました市内医療従事者等への新型コロナウイルスワクチン接種、約2,000回分を5月23日によりやく終えることができました。

議員お尋ねの医療センターにおける個別接種への対応でございますが、一般のクリニックに先駆けて5月24日から高齢者に対する個別接種を実施しております。その内容といたしまして、毎週月曜、火曜、木曜の3日間、1日当たり12人のワクチン接種を行い、6月10日までに108人の方への接種を実施いたしました。また、昨日の6月14日からは1日当たりの受入れ人数を54人に増やし、さらに来月7月5日からは受入れ人数を84人までに拡大し、最終的に週252人、1か月に約1,000人の個別接種に対応してまいります。

なお、接種の時間は午後1時半から午後4時で、まず予約枠順に受付を開始し、医師の予診・問診の後、看護師によるワクチン接種を行い、経過観察を経て接種完了としております。今後におきましても、医療センター職員が一丸となって市のワクチン接種率の向上に向けて取り組んでまいります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

通常の業務に加えて接種していただいているということなんですけれども、この時間帯、1時から4時半でよかったですかね、これは時間外の時間に打っていただいているということですか。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

接種の時間帯なんですけれども、毎週月曜、火曜、木曜の3日間で週3回ということで、時間については1時半から午後4時までということで、時間内でございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

接種の人数なんですが、だんだん増やしていただいているようなんですけれども、接種も時間内ということで、集団接種なんかは夜もやっていただいていたらするんですけれども、時間外での対応というのは考えているかということと、今現在の対応、今そういうふうに決まったというのは何か理由があるのかということですね。それと、そのほかに何か役割を担っているなどあればお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたのは、医療センターにおける個別接種の対応ということでご答弁させていただきましたけれども、医療センターの役割というようなご質問でございます。

市民向けの集団接種におきましては、医療センターは直接接種には携わっておりませんが、本年4月からワクチン接種室に派遣している医療職1名が集団接種の準備段階からその業務に関わっております。また、ワクチン接種後の経過観察中に、万が一アナフィラキシー等の副反応が発生した場合の救急搬送先として医療センターが機能するなどの後方支援の役割も担っておるところでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、医療従事者に対するワクチン接種につきましては、医療センターが中心となって3月から5月の間で総合保健福祉センターも会場としまして、市内の病院、薬局、医療機関に勤務する全ての医療従事者への集団接種を完了したところでございます。これらのほかにも、全般的なコロナ対応としましては昨年度来から県内でも早い段階で亀山地域外来検査センターを設置したり、亀山発熱検査外来も設置しまして、その患者の対応もいたしております。したがって、市におけるワクチン接種率の向上はもちろんでございますが、引き続きこれらのコロナ対策全般の医療の提供体制を確保することで医療センターの役割を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。先ほどの集団での派遣はないということ、直接の派遣はないというお話があったんですけれども、全体がスムーズにいくようにバックアップの体制を整えている、そういうところに関わっているということが分かりました。

続いてなんですけれども、集団接種についてお伺いしたいんですけれども、現在までの集団接種で接種した回数、こちらのほうをお伺いしたいと思います。

それから、先ほどないとおっしゃっていたんですけど、医療センターの先生が接種された回数というところもお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

5月17日から、総合保健福祉センターあいあいを会場としまして開始をいたしました集団接種

におけます、6月13日、この日曜日までですが、これまでに既に接種を行った回数、1回目接種が2,612回、2回目の接種を行った方は419回、合わせて3,031回でございます。この集団接種につきましては、市内で開業されております医師、それから薬剤師、その医院に従事する看護師の皆様のご協力を受けながら、そのほかワクチン接種業務のために雇用させていただきました医療従事者や市の職員のほうで運用してございます。先ほど、地域医療部長のほうからも答弁がありました、医療センターに勤務する医師及び看護師などの直接の従事は、今のところは集団接種会場ではないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。ということは、少なくとも今までの集団、個別含めてですけれども、そちらの接種というのは亀山の医師会、その他の先生もいらっしゃるかもしれませんが、医療センターに所属されている先生以外の先生方のご協力で接種が進んでいるということですね。分かりました。

ただ、医療センターの今年の各部の使命・目標及び実施方針というものがあるんですけれども、こちらの先生方の実施方針の一番最初に発熱検査外来やコロナワクチン接種を含めた新型コロナウイルス感染症に向けた医療を提供するというのが一番最初に載っているんですけれども、市内の唯一の公立病院としてやっぱり市民のためにある病院だと思います。やっぱり地域の中であってよかったな、頼れるなという病院であってほしいというのが市民の願いだと思うんです。個別接種だとか、集団接種への医師とか看護師とかの派遣について、市と医療センターのほうでどういう、市のほうから協力の依頼だとか協力要請だとか、もしくは医療センターのほうから協力の申出なんかあったりしたのかという、どういふ協議があったのか、どういふいきさつで今の体制になっているのかなというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

ワクチン接種の推進部長の立場でお答えを申し上げます。

医療センターにつきましては、先ほど来、地域医療部長あるいは健康福祉部長が申し上げていますとおり、まず今回のワクチン接種については重ねての話になりますが、医療従事者に対する接種、それから個別接種機関としての接種、それからあいあいで行っている集団接種の例えば副反応に対する医療機関としてのバックアップ、大きくはこの3つだと思っています。それ以外に依頼した、あるいは依頼されたことはないのかというお話でございますが、まだ少し公にはできませんが私のほうから医療センターのほうに依頼中のこともございまして、またそれについては協議が調いましたら議会の皆様にお伝え申し上げたいというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今の体制は分かったんですけれども、結局やり取りというのは協議というのはあったんですか。



その辺がちょっと分からなかったんで、ごめんなさい。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

私のほうから、少し医療センターとしての役割についてお話をさせていただきたいと思います。

今回のワクチン接種については、まず三重県のほうから医療従事者についてはどこか市内で1つの医療機関が担ってほしいという旨が県からありましたので、医師会さんと協議をさせていただいて亀山市医療センターで医療従事者のワクチン接種を責任を持ってさせていただくことにいたしました。

次は個別接種、市民接種でありますけれども、市民接種については市が計画を立ててそれを医師会や医療センターにこれを協力してくれやんかということがあって、それを支援する、うちで担っていくということがスキームとしてはございます。まずは集団接種の中では、医療センターから1人派遣をしたという話をさせていただきましたけれども、それ以外にも前院長には集団接種の協力をお願いしたり、ほかの三重大学へ一緒に行って先生にお願いに行ったりさせていただいております。それ以外にも看護師さんの紹介とか、そういうこともさせていただいております。

今のところ、まずは医療センターはPCRの検査センターなんかで、市内の医療機関の先生方に来ていただいていたいました。医師会と協議をさせていただいて、それについてはもう俺はワクチン接種に行くで、お前んところでみんな見てくれやんか、4月からはという話で、PCR検査センターについてはうちで全て担わせていただいて発熱外来もやっていく。その中で何かあったときは、フォローができる体制をしく。

先ほども言いましたように、7人の先生しかおりませんので、毎日夜は当直、日直、いろんな業務があります。午後は、うちでは健診とか、胃カメラとか、または手術。手術も年間約四百数十件の手術をやらせていただいていますので、たくさんのごとも抱えておるところもございます。PCR検査センターでも、多い日は数十人の患者さんの検査をしようと思うと、医師2人、看護師2人、事務も2人でしなければ検査ができません。そんなこともあって、その検査体制とか発熱検査の体制はしっかり医療センターで担わせていただく、バックボーンとして医療センターの役割があるんだろうと。その中で、おっしゃられるように医療センターも市民にワクチン接種をたくさんしたらどうやという話もございますので、できる限り、許す限りの中で月に1,000人の接種をさせていただくことにしました。夜がなかなか難しいのは、救急を取ったり、そういうことが回していかないけませんので、なかなかそういう余裕がございません。夜間応急診療も医療センターが大部分を担っていますので、そういうことを考えると、なかなか医療センターの医師を派遣するのは難しい状況でございます。でも、うちの先生も看護師もできるだけのごことは参加をして協力をしていきたいと言っていますので、そこら辺について医療センターのほうからは、どんなことがあっても相談してもうたらできるだけのごことはやらせていただくという体制で進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

大変よく分かりました。体制を整えるのにすごく尽力をさせていただいているということ、すごくよく分かります。

今度は、角度を変えて質問させていただきたいと思います。

このワクチン接種という業務に、当然医療報酬が発生いたします。厚生労働省のワクチン接種に要する費用の国庫負担についてという資料では、ワクチン接種に要する費用について医療機関でのワクチン接種の際に基本的に必要となるワクチン接種対策負担金と、それ以外に必要となる経費に係るワクチン接種体制確保事業で措置するとあります。また、集団接種への医師や看護師の派遣は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で措置をされますとあります。これについて、ワクチン接種対策負担金は1回の接種ごとに2,070円、時間外では730円、休日には2,130円の加算もあります。それから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、こちらのほうでは集団接種に医師それから看護師さんを派遣する場合は、時間外、休日にはお医者さん1人1時間当たり7,550円、それから看護師さん1人1時間当たり2,760円が派遣元の医療機関に支払われますとされています。

ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金というのは、亀山市で行っている集団接種も対象となるのかどうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ただいま議員からご紹介をいただきました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、これを活用しました時間外・休日の集団接種会場への医師、看護師の派遣におきまして、この交付金が適用されるのかということでございます。

例的に医療センターのお医者さん、看護師さんがあいいいの集団接種会場に休日及び時間外に派遣をいただいたということを仮定しますと、この適用は受けられるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうすると、例えばお医者さん1人が時間外とか休日に週に3回、1日2時間、1時間当たり30人ぐらい接種を1か月したら160万円ぐらいの計算になるんですね。実際にはもっとたくさんの方に接種するかもしれませんし、お医者さんの数を増やしたりとか、あと看護師さんも派遣するともっと収益になったりするんですね。医療センターなんですからけれども、令和元年度の決算でも赤字、今までも赤字が続いている現状としては少しでも収益を上げる努力というものをする必要がるんじゃないかと思います。

家計のように単純な話ではないとは思いますが、結局赤字を少しでも減らして、コロナで市民の方とても不安に思っているんじゃないかと思うのでそういう不安を解消して、さらに早期に接種を完了するためには、やっぱり集団接種に派遣したりだとか個別接種の回数を増やすということも必要かなと思います。

また、経営のそういう努力もしているということと、公立病院として市民の力になるという、

さっきもおっしゃっていただいたんですけども、そういう面でも姿勢を示すことにもなると思うんですけども、そういうことに関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

議員ご紹介の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した集団接種への支援ということで、時間外、休日の集団接種会場への医師、看護師等の派遣について、派遣元への財政支援を行うといったような制度でございます。さらに、国はこの緊急包括支援金に新たな補助メニューも設けまして、個別接種の促進のために新たな財政支援も打ち出しております。これは、1日50回以上のまとまった規模の接種を行う医療機関の支援であったり、ワクチン接種の個別接種のために特別な人員配置体制をしいた病院への補助の上乗せといったメニューもございます。経営面、収益面で申し上げますと、少しでも有利なこれらの補助金や財政支援を有効には活用いたしますけれども、ただいま統括官が答弁いたしましたように、休日や夜間における集団接種会場への医師等の派遣については、医療センターの人員体制を含めて医療職員のマンパワーの問題が大きな課題でございます。派遣については今後十分検討したいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。では、ちょっとまた方向を変えたいと思います。

今回、三重県が、先ほども議論がありましたけれども、学校の先生だとか保育士さんとかを優先の接種の対象にするという方針を発表したんですけども、亀山の方も、県のほうで接種をされたということも聞いております。これに関しては、私の周りからも今のところ子供たちが接種することができないので、せめて先生方に接種していただいて集団感染のリスクを減らしてほしいというお母さんの声を聞いてきました。特に、持病のあるお子さんをお持ちのお母さんというのはかなり心配してみえましたので、それはよかったなと思うところなんですけれども。今回、全ての方が接種できているわけではないですし、対象者であっても県の集団接種会場まで距離がありますので、接種をしてからの体調が心配なんでやっぱり市内で受けたいわという声も聞いております。それとは別に、市民と接する機会の多い市の職員さん、特に窓口の担当の職員さんにも早く接種をしてほしいという声も聞いております。

こういう現状も踏まえて、医療センターはそういう部分を担っていったらどうかという話をさせていただきます。収益の確保の機会というのと、公立病院の市民の安心・安全を守るという役割を果たすことができるんじゃないかと思うんですけども、その辺りはご見解いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほど来から答弁させていただいております、三重県の集団接種会場でもエッセンシャルワーカーの方の一部がもう既に接種が終わったところですけども、議員おっしゃいますとおり、残りの方もたくさんお見えになる中で、こういったところ、県の指針に基づいて早期に優先接種のほう進

めていきたいというふうに考えておるところで、議員ご提言の医療センターの協力をそこで得られたらどうかというご質問かというふうに存じます。

これにつきましては、先ほど来、医療センターの役割について地域医療部長並びに統括官のほうからも答弁させていただいたとおり、既に今様々な協力体制にあるところでございます。そちらについても、慎重に議論をしていきたいという旨の答弁もあったところでございますので、健康福祉部としましても、こういった優先接種につきましては医療センターの連携については視野に入れつつ、その手法等について早期に検討、ワクチン接種の本部会議も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

すみません、ちょっと時間があまりありませんので、接種についての検証と病院の経営についてはまた決算のときに改めて質問をしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、市営住宅のほうに参りたいと思います。

亀山市住生活基本計画でも、市民が快適で安全・安心な住環境が整ったまちで暮らしているというのがあるべき姿とされています。まさにそのとおりで、私たちの生活の基盤である住まいというものがやっぱりきちんと整っているということは、生活の充実であったり、生きる活力にもつながってまいります。特に、セーフティーネットとしての役割のある市営住宅について、きちんと整備をされて必要な人に必要な期間住んでいただいて、公平で的確な運営管理がされる必要がございます。

今回、民間活用市営住宅事業が今年で10年を迎えて、最初に契約したものが更新時期になったことを踏まえまして、従来の直接建設方式の市営住宅と民間活用市営住宅の現在の状況、また民間活用市営住宅、これは事業の性格上必ず契約の終了というのが訪れます。そのときに起こるであろう問題について確認させていただきたいと思っております。

まずは市営住宅全体について、総戸数、現在の使用戸数、それから入居者の世帯構成の割合をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

現在、亀山市の市営住宅の総戸数は18団地437戸であり、そのうち亀山市公営住宅等長寿命化計画で用途廃止に位置づけられた151戸を除く実際の入居管理戸数は286戸です。そのうち、283戸が入居中でございます。

総戸数437戸の内訳ですが、市で直接建設管理している市営住宅が8団地347戸、民間活用の市営住宅事業で借り上げた市営住宅が9団地82戸、旧単独住宅が1団地8戸となっております。

もう一つの入居者の世帯構成のほうですが、現在、市営住宅に入居されている方の世帯構成で入居戸数の先ほどの283戸のうち、1人世帯が124世帯、約44%、2人世帯が99世帯、35%、3人以上の世帯が60世帯、21%となっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

それでは、この市営住宅の入居のときの契約というのは3年ごとということなんですけれども、この更新を繰り返して行って長く入居されている方というのはどれくらいの年数入居されているのかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

一番長く入居されている方につきましては、最長の方で市営住宅の和田住宅、これの建設当時、昭和40年4月になりますけれども、そこから入居されておりまして約56年入居されているという形になります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

いろいろ数字を聞いてきましたけれども、それを踏まえて民間活用市営住宅事業についてお伺いをしていきたいんですけれども、まずこの事業について、本当に簡単に概要を説明していただけますでしょうか。お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

民間活用市営住宅につきましては、事業者が所有する一定の基準に適合した民間共同住宅を新築の場合20年で、既存の建物の場合は10年間借り上げ、住宅確保要配慮者に対して低廉な家賃で転貸するものでございます。なお、新築、既存ともそれぞれ最長10年間の更新期間を設けており、新築の場合は最長30年、既存の場合は20年借り上げることができます。

現在は、令和元年から10年間で80戸借り上げる目標で事業希望者と随時事前相談を行っているというような状況になっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

要は、民間が建てたアパートを市と契約をして借り上げるということなので、市は建築費がかからない、入居者の方は条件は変わらないと思うので入居者の方は今までどおり使用ができる、民間のほうも空室の対策になると思うので、入居者側にも民間、アパート側にも市側にもメリットがあるので今後進めていくということだと思えるんですけれども。

現在の状況をお伺いしていきたいんですけれども、総戸数が82戸ということなんですけれども、今現在この数が足りているのかということと、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

まず現在の状況というところで、平成20年から10年間で民間賃貸住宅を70戸借り上げ市営住宅として活用することを目標として、平成23年、24年に井田川駅前住宅を20戸、それから平成27年に野村団地住宅5戸、若山住宅8戸、北鹿島台住宅4戸、川合住宅8戸、それから平成29年度に新所住宅5戸、それから平成30年に本町住宅を18戸、新所住宅の2棟目を6戸借り上げて、74戸借り上げて市営住宅として利用しております。

また、新たな住生活基本計画において令和元年から10年間で80戸借り上げを目標として、令和元年度には栄町北の8戸を借り上げ市営住宅として利用しているところでございます。

民間活用の市営住宅につきましては、先ほどもありました市営住宅の住生活基本計画によって借り上げていくということにより進めておりますが、まずその際、老朽化した市営住宅の用途廃止を推進するため借り上げ型市営住宅制度を活用して住み替えを促進しております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今後も進んでいくと思うんですけども、それに対してコスト面についてお伺いをしたいと思います。一般的には、私たちもそうなんですけれども、自分たちで建てる持家にするのか、それから賃貸にするのかというのはどっちがいいのかというのはよく聞く話なんですけれども、持家にするとももちろん建築費がたくさんかかる。ただ、一般的にはローンが終わっていけば、修繕費はかかってきたりするんですけども、お金はそれ以上かからない。賃貸であれば、最初の建築費はかからないけれどずっと家賃を払い続けなければならないというところで、それはどっちがどのくらい得なのか損なのかというのは、やっぱり一般的にもそういう悩みがあるわけなんですけれども。

市営住宅の場合は、持家というか市で建てた場合はやっぱり最初にすごく建築費がかかって、やっぱり管理費もかかります。ただ、国の補助でしたりとか家賃収入があるので、かなり長い期間にはなるんですけども、どこかの時点ではプラスになってくると思うんですね。民間活用市営住宅の場合は、最初の建築費だとか管理費がかからなくて国の補助だとか家賃収入はあるんですけども、やっぱりそれ以上に家賃がかかってくるんですけどずっとマイナスになってくると思うんですね。この場合、どっちがいいのかというところはもちろん最初に計算はされていると思うんですけども、どっちがお得なのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

市で建設した場合と、民間活用のコストの比較というようなところかと思いましたが、新たに市営住宅を建設する場合には国からの建設補助金がありますが、一時的に高額な予算が必要となります。一方、民間活用の市営住宅事業の場合、これらの予算と30年間事業者に支払う借り上げ料から、入居者から徴収する家賃と国からの補助金を差し引いた実質負担金額を比較すると、コスト的にはほぼ同額になります。この比較には、市が直接建設した場合に発生する定期的な大規模な修繕とか、最後古くなった場合の解体費、これらを含んでいないことから、トータル経費では民間活用

の市営住宅事業のほうが市にとって安価となるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。なので、民間活用市営住宅のほうがトータルでは負担が少ないということで、今後も進めていくと思うんですけども、ただやっぱり先ほどから説明もありましたように、契約期間があって最長で30年ということなんですけれども、既存のアパートについて最初の契約の更新が今年ということなんですけれども、今年更新になる戸数をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

今年度、更新する予定の借上げの住宅はあるのかということで、平成23年10月に借上げを行った井田川駅前住宅の1階フロア10戸分の契約が今年度10月で満了するという形になります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今回、10戸ということなんですけど、これは全て契約が更新になるのかということと、あとこの10年の間にこの10戸以外に途中で契約を解除したところがあるのかないのかということと、それから契約の更新の手続きはどんな流れで行われるのかということと、3点お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

井田川駅前の住宅につきましては、J R井田川駅前に立地しておりまして生活利便性施設も多く、全室現在入居されている建物になっており、建物の状況もよく、事業者の継続希望もあることから、さらに10年間の契約更新を行う予定として考えております。

途中で解約した市営住宅があるのかということにつきましては、途中で解約したものはございません。

それと、今後の契約の更新の手続きはというところでございますが、契約の更新に当たっては、まず事業者側と契約更新の意思の有無や現状、課題等に関して事前協議を行います。その上で、既存入居者の状況や意向を加味して最長10年間の契約更新の手続きをすることとしております。その際の手続きといたしましては、まず事業者から更新のための事業計画書を提出してもらい、借上げ型公営住宅の選定委員会において審議して決定することといたしております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

民間のほうと協議をして、それから計画を出してもらって委員会にかけてということなんですけれども、更新のとき、今回は既存アパートなので新築ではないんですけれども、そこから10年年

数がたっているのので一般的には契約の金額というのは下がってくるのかなと思いますけれども、その辺りは計画のほうにのってくるんですかね。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

契約の更新時の家賃、事業者との家賃という形によろしいですかね。それにつきましては、近傍家賃も結局加味しまして事業者から提示をいただくと。それについて、こちらの先ほどもありました選定委員会のほうで審議をいたしまして協議をしながら決めさせていただくという形になっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

ここで問題が出てくるんですけれども、市とアパートの契約期間は10年で、入居者との契約期間というのは3年ごとなので、そこでまず整合性がうまく取れるのかどうかということと、市と民間のアパート側が契約を更新しなかったりとか契約が満期になった場合は、入居者の方が一体どうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

契約ができなかった場合というようなことですが、借り上げ住宅の場合、最長、先ほどもあったように30年とか既存で20年という形になってまいりますので、入居者はその場合は全員退去していただいて事業者へ住宅をお返しするという形になってくるものでございます。その際は、市が入居者に対して次の市営住宅や民間住宅を紹介するようなことをいたしております。

借り上げ型市営住宅において、市が入居者に転貸借する際の契約書に借り上げ期間の終期が明確に記載されており、それ以降の契約は更新延長できず退去する契約となっております。入居の際に、その旨をしっかりと入居者に説明しており、手続上入居者にはその旨を6か月前に通知するということとなっております。今年度10年経過いたします井田川駅前住宅の入居者には、一旦10年間の契約が終了する旨、既に通知させてもらっております。なお、今後事業者と新たな10年契約が締結できれば、現在の入居者に対しては市営住宅の入居に関する資格審査を行い、新たな転貸借契約を締結して継続してそのまま現在のお部屋に入居してもらえらるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

更新できる場合はいいんですけれども、できないとか満期になった場合は必ず退去しなきゃいけないということなんですけれども、先ほど一番長く住んでみえる方で56年住んでみえるということなんですけれども、今回最長でも30年しか住めないということなんですけど、もちろん最初に契約をちゃんとするとはいえ、やっぱり長いこと30年とか住んでいたらそこを退去しなさいとい



うのは、入居者の方も高齢になってくると思うのでなかなか難しいものがあるんじゃないかなと思うんですけども、先ほど、退去のときは次のところを案内するという話もあったんですけども、市が建てたものだったら猶予を持ってすることできると思うんですけども、民間のアパート側との契約があるのでどうしても退去をしていただかないといけないんですけども、そういう場合なかなか退去していただけない問題とか出てくると思うんですけど、そういうときにはどうなさいますか。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、どうしても出ていていただけないということはないように事前からこちらのほうから当人さんのほうに真摯に説明させていただいて、新たなところを紹介させていただくとかということを出ていただけるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

残り時間少なくなってきたんですけども、ちょっと話題替えまして、この市営住宅全体で結構なんですけれども、家賃の滞納者というのはいらっしゃいますでしょうか。

また、その滞納者がいた場合の対応ですとか、滞納が続いた場合、滞納金がどうなるのかとか、滞納者はどうなるのかというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

滞納がどれくらいあるのかというところで、令和2年度の滞納につきましては6月現在14名で172万4,325円でございます。その内訳ですが、借り上げ型住宅で5名、40万3,200円、公営住宅側で9名で132万1,125円でございます。

納入いただくためにということで、私どものほうでは滞納1か月で督促状を発送させていただいて、3か月で各戸訪問や催促書の発送などを行っております。そのような中で、満額ではありませんが支払える範囲の中で納入していただける方も見えております。また、収入が少なく定期的な収入がございませんが、個別訪問時にお支払いをいただけないと退去いただくことになる旨もお話をさせていただきながら、継続して納入いただけるように取り組んでおります。それでも、お支払いいただけないという場合に関しましては、明渡し訴訟を行っていくという形になっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

滞納されるということも考えられるんですけど、最悪、市とアパートの契約が終了しました、でも退去もできません、でも家賃も滞納したままですというそういうパターンも想定はされると思うんですけども、やっぱりこの市営住宅というのはセーフティーネットという役割もあると思いま

すので、契約なんですぐ出ていってくださいというふうにはならないと思うんですけどね。なので、そういうところもやっぱりお金の面だとか、生活面とか、サポートしていく必要があると思うんですけども、それが民間でできない、行政のできることだと思っています。ただ、この事業の場合、民間の相手先もあるので、そこの対応がうまくできないとなると今後の契約というものにも影響してくると思いますので、福祉とかの部署にもなってくると思うんですけども、そこと協力をして丁寧に対応していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、本日本日予定をしておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ明日にお願いしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日16日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時42分 散会）

令和3年6月16日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和3年6月16日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井 義之 君	副 市 長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	青木 正彦 君
健康福祉部長	小林 恵太 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	服部 政徳 君	危機管理監	豊田 達也 君
総合政策部次長	田中 直樹 君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	小坂 みゆき 君	産業建設部次長	亀渕 輝男 君
総合政策部参事	原田 和伸 君	産業建設部参事	田所 学 君
会計管理者	米津 ひろみ 君	消 防 長	平松 敏幸 君
消 防 部 長	豊田 達也 君	消 防 署 長	倉田 利彦 君
地域医療統括官	上田 寿男 君	地域医療部長	草川 吉次 君
教 育 長	服部 裕 君	教 育 部 長	亀山 隆 君
教育委員会事務局参事	櫻井 伸仁 君	監 査 委 員	国分 純 君
監査委員事務局長	木崎 保光 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松村 大 君

---

●事務局職員

事務局	長	渡邊	靖文	書	記	新山	さおり
書	記	西口	幸伸	書	記	大川	真梨子
書	記	廣森	健一				

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これにより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い、質問をします。

今回、デジタル関連法の質問をするんですけども、聞き慣れない用語が非常に多いので、私なりに用語解説を作って皆さん方にお配りしましたので、参考にさせていただきたいと思います。

まず、今国会で成立したデジタル関連法が地方自治体に及ぼす問題点についてお聞きしたいと思います。この関連法には6つの法律があります。1つはデジタル社会形成基本法、2つはデジタル庁設置法、3つはデジタル社会形成整備法、4つは公的給付支給預貯金口座登録法、5つ目は預貯金口座マイナンバー管理法、6つ目は自治体情報システム標準化法、この6つです。

主な主張は、このデジタル関連法がデジタル社会を実現することであらゆる問題が解決するように述べています。確かにデジタル化により便利になる部分はあります。しかし、デジタル法が目指すのは、行政が個人情報を集積し、そのデータを企業等に開放して利活用しやすい仕組みにすることを優先して、個人情報保護はないがしろにされるのではないかと、こういう問題点があると私は思っております。

個人情報保護について、少し具体的にお聞きしたいと思います。個人情報保護法制では、個人情報保護の取扱いに当たって、利用目的をできる限り限定し、第三者提供はあらかじめ本人の同意を得ることを原則にしています。ところが、個人情報保護法の改正で、本人の同意を得ずに特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したデータの活用が認められます。それは、民間企業でいうと匿名加工情報制度、行政機関等では非識別加工情報制度という名前になっています。

この非識別加工情報制度というのはどういうものか。行政機関等がどのようなデータを持っているのかという個人情報ファイル、これを公表する。そして民間事業者から利用したい提案を募集し、提案の審査、契約を経て行政機関等が非識別加工した情報を作成し、民間事業者へ提供する。個人情報を加工した上で民間業者に提供すると、こういうシステムであります。

国会の中で議論がありましたが、実際に外部に提供された実態として上げられたのが住宅ローン、

フラット35、これを扱う住宅金融支援機構から民間事業者の住信SBIネット銀行へ提供されたことが明らかになりました。これはどういうことが起こるか。住宅ローンのAI審査モデルの構築が目的ということで提供されましたけれども、約180万人分の非識別加工情報に、性別、年齢、職業、勤続年数、年収、住宅取得以外の借入残高、郵便番号、家族構成など、23項目が含まれています。幾ら匿名の加工がしてあるといっても、他の情報と組み合わせれば判別され、個人が分かってしまう可能性があるということですね。だからそういう情報が企業の利益のために提供されていると、こういう問題である。これは一つの例であります。

そこでまず質問ですけれども、こうした非識別加工情報制度で個人情報を守られるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず、服部議員から非識別加工情報と匿名加工情報という2つの種類の情報についてご説明いただきまして、非識別加工情報というのは、国の行政機関や独立行政法人が保有する個人情報でありまして、今回のデジタル改革関連法によりまして、今ご説明があった民間部門で取り扱っていました匿名加工情報、これにつきましても、国の部分と両者を統一して名称を匿名加工情報という形に改められたそうですので、私のご答弁としては、匿名加工情報という形で統一してご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

この匿名加工情報につきましては、改正後の個人情報保護法では、地方自治体における匿名加工情報の取扱いが厳格に定められたところでございます。例えば国の個人情報保護委員会による個人情報の取扱いに関する監視体制の確立、匿名加工情報の利用者の利用契約違反に関する定め、匿名加工情報の違法な取扱いに対する罰則、こういったものが上げられるところでございます。

本市といたしましては、今後、改正後の個人情報保護法に基づきまして、匿名加工情報の提供等を検討するに当たりましては、まずは市民の皆様方の個人情報を守るために、情報を適切に管理するための安全管理措置の遵守に努める必要があるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

先ほど例で上げましたけれども、住信の情報提供ね、やっぱりこれは法律で認められた範囲でやられているわけです。それが他の情報と組み合わせたら個人が分かってしまうという、こういう実態があるんですね。やっぱり一番の基本は、情報提供するときに本人の同意が要らないという問題なんです。これが前提になっておる。例えば私の情報は提供しないでくださいということができるのかどうか。私の情報を外しなさいと、こういうことは言えるのかどうか。このことについてお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、匿名加工情報の作成・提供を規定しております国の行政機関や地方自治体におきましては、不適切な個人情報の利用については自己を個人とする情報の利用停止の請求を認めております。匿名加工情報は、個人情報を基に作成されるものでございますので、匿名加工情報への加工が不適切な個人情報の利用に当たる可能性があれば、利用の停止を求めることができる場合もあると、そのように定められております。

なお、改正後の個人情報保護法における匿名加工情報におきましても、個人情報の利用停止請求権が認められておりますことから、同様に利用の停止を求めることができる場合もあるということ、そういうような認識をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、私の情報が漏れるおそれがあるんで外してほしいという、こういう趣旨なんですよね。ところが、不適切なものはというんですね。だから、適切なものは本人の同意なしにやるということになるんでね。これは非常に私は危険だろうというふうに思います。この個人情報が保護されないのではないかと懸念を持つわけです。

また、今回成立した法律の中に、データの流通、利活用がまだまだ進んでいないんだと、こういうふうに政府は言って、データの流通、利活用には邪魔な規制を取り除くということが今回の法の中でやられたことであります。例えば平井卓也デジタル改革担当大臣は、国会で亀山市も独自に制定している個人情報保護条例、これを一旦リセットすると。全国共通のルールを設定した上で、法の範囲内、デジタル法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容するという。だから、非常に制限をつけた形で個人情報保護条例をつくりなさいよというふうなことを発言しているわけです。

何で自治体の条例をリセットするのかというと、やっぱり匿名加工情報制度を入れるということ、それからオンライン結合、これも言葉は分かりにくいんですけども、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合で、実施する機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態、これをオンラインで結んでというようなことですよ。これを自治体にやらせようというのが狙いであろうという。これをやると、教育であるとか健康診断であるとか介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報がたくさん自治体にあるわけですけども、これを出してしまうことになるという問題がある。

そうなってくると、今後注目されるのが、いや、亀山市の個人情報保護条例をどうするのかという問題ですね。国が言うような形で非常に制約の多いものにしていくのかどうか、この辺の改正の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず個人情報の取扱いにつきましては、これは議員ご指摘のとおり新法で一元化をされるため、自治体が持っております個人情報保護条例及びそれに関わる施行規則につきましては、改正等の必要があるものというふうに認識をしております。

ただ、その地方自治法の新法の適用につきましては経過措置がございまして、法律の公布の日から2年以内で政令で定める日ということになっておりまして、現在、政令についてはまだ定められておりませんので、私どもが考えるのは、国から令和4年の春頃をめどに今後の地方自治体の具体的な対応についてガイドラインが示されるということになっておりますので、その内容をしっかりと精査して適切な対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2年以内ということですのでけれども、やっぱり今回指摘したような問題が、本当にきちっとクリアされるのかどうか。この辺のところを我々は議会としてはしっかり見ていかなきゃならないというふうに思います。

国会の審議で、民間への情報提供の際、匿名化の作業を外部に委託することも可能だと、こういうことが言われます。膨大で詳細な加工前の個人情報ですね。これが委託先の外部法人に渡る。そのことによって、それが漏えいしてしまうというのがね、こういう危険性もあるということですね。

個人情報の保護に関する法律第3条にはこう書いてあります。個人情報は個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならないということで、プライバシーを守る権利というのは憲法の保証する基本的人権だ。今回成立したこのデジタル法がそういう意味では個人情報を保護できないような、そういう問題を持っているんだということだけを指摘して次に移りたいと思います。

次は、国と自治体との情報システムの共同化・集約化という問題であります。

これで結果的に地方自治が侵害されるのではないかという懸念を私は持っています。自治体情報システム標準化法というのがこの6つの中にあるんですけれども、これは自治体に対して国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけると、国が要するに基準をつくるということですね。情報システムの共同化・集約には、自治体の業務内容を国のシステムに合わせていくという、こういうことになっていくわけですね。

これまでも複数の自治体が共同でシステムを利用する自治体クラウドという、共同でそれを管理して運営するという、こういう自治体クラウドというのがあるんですけれども、現実には。例えばカスタマイズする。これは簡単に言うと、パソコンなどで使用者の必要に応じて設定を変更する。つまり、自分のところは特別こういう規定をしたいとかいうようなことを入れるという、これがカスタマイズ、仕様の変更というんですけれども、こういうことが認められない、現実には自治体クラウドを運営しているところでは認められない例が幾つも出てきているということですね。具体的に言うと、富山県上市町というところでは、我が党の議員が3人目の子供の国保税の免除、65歳以上の重度障がい者の医療費窓口負担免除という提案をしたんですね。ところが、町長は自治体クラウドを採用しており、町独自のシステムのカスタマイズ、仕様の変更ですわね、それができませんという答弁をしたんですね。

それから、お隣の滋賀県甲賀市でも、市当局が自治体クラウド、自治体クラウドというのは従来、自治体ごとに庁舎内に電算機を持っておったのを個別に1か所に集めて管理をするという、そういうやつですね。亀山市はこれをやっているのではないですか、部分によっては。だから、住民基本



台帳、税務、福祉というようなものを行っているところがあります。こういうような自治体クラウドの標準パッケージからカスタマイズ、仕様を変更するということになると、大きなコストが発生する。つまり、亀山市だけ特別なものをつくらうとすると、その分大きなコスト、費用がかかるという問題が出てくる。だから受け入れられないということなんです。

こういうことで、自治体クラウドを実際にやっているところではこういうカスタマイズしないように、それを抑えた自治体には助成金を出す仕組みまであるということですね。できるだけカスタマイズしないようにという、そういう枠がかかってくる。こういうことが現実に起こっているわけです。

今回、自治体情報システム標準化法で情報システムの共同化・集約化が推進されると、こういう市の独自のカスタマイズ、仕様変更が認められるのかどうか、こういう問題についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今般成立をいたしましたデジタル改革関連法の一つに、地方公共団体システムの標準化に関する法律、これが公布されまして、全国の地方公共団体を対象に住民記録システムをはじめとする17の業務システムについて、まず令和7年度までに今ご指摘のあった自治体クラウドなんかを活用して標準化・共通化したシステムを行うような、そういった法律の内容でございます。

今、ご質問のありました市独自のカスタマイズにつきましては、システム標準化・共通化を行う17業務に関連する施策の中で、亀山市におきましても幾つかの施策において、独自施策を展開しているところでございます。これらの業務につきましては、現在のシステムにおきましては亀山市としては大きなカスタマイズは行っておりませんので、設定変更等で対応しておりますので、今回、中身をしっかり精査した後はなりますが、標準化・共通化により、市独自の施策推進が今の段階で特に影響を及ぼすことはないのではないかと、そのような認識をしておるところでございます。

しかしながら、今後システム標準化・共通化を行う17業務以外の業務も含めまして、市独自の施策を進めるに当たっては、システムの必要最小限なカスタマイズというのは今後も必要になってくるものと、そのような認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

現在、就学援助だとかそういうものが独自施策であって、これは軽いものだからそんな影響はないというような答弁でしたけれども、問題はやはりこの主要17業務というやつですね。ここに及んでくるという問題がある。この17業務を処理するシステムをデジタル庁が示す基本的な方針の下につくられた基準に適合し、ガバメントクラウド、つまり政府の情報システムについて共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境、こういうものを利用した新システムに移行する。つまり、全国一緒のものをつくらなきゃならんというのが大前提なんです。だから、できるだけ独自のものはやめてくれというのが国のスタンスなんです。でないと使いにくいと、こういうことなんです。そうなってくると、私は憲法が一番の柱、重要な柱の一つが地方自治なんで

すよ。これでいったらもう国の下請やないかと、地方自治が。自治権なんかないんじゃないかというふうに思うんですね。

1つお聞きしたいのは、17業務って一体どんな業務があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

17業務につきましては、まさに自治体の業務を行う上で基幹となる業務でございます。1番目に児童手当、2番目に住民基本台帳、3番目に選挙人名簿管理、4番目に固定資産税、5番目に個人住民税、6番目に法人市民税、7番目に軽自動車税、8番目に今ご指摘のありました就学援助、9番目に国民健康保険、10番目に国民年金、11番目に障がい者福祉、12番目に後期高齢者医療、13番目に介護保険、14番目に生活保護、15番目に健康管理、16番目に児童扶養手当、最後17番目に子ども・子育て支援でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に住民生活に直結するようなものばかりが並んでいるわけです。いろんなところが自治体は、そういう介護保険にしろ、いろんなものにしろ、独自の施策を出している。つまり、国がこういうことをとということになっているけれども、いや、亀山市はここまでするんだというような、いろんなことを各自治体が行っている。それができないようになるんじゃないかというおそれがある標準化の法律になるんですね。

私はやっぱり、これを本当にやっていると、例えば国が言っているガバメントクラウドに移行すると、全くカスタマイズはできないような、そこに移行するとどうなるかという、セキュリティ対策や技術革新への対応なんかはみんなデジタル庁がやってくれるんですよ。自治体は金を出さなくていいんですよ。自治体が独自にシステムを構築してやるとなったらお金が物すごくかかるんですね。だから、そうなるとお金の面で結局そっちに行かざるを得ないというような仕組みになっている。そうなったら本当にもうこれ、地方自治でなくなるんじゃないかと。

最後に市長にお聞きしたいんですけども、こういうやり方というのは、私は地方自治の侵害になるのではないかという懸念を持つんですが、見解を聞きたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今、議員ご指摘の、カスタマイズ不可とされるならば地方自治の侵害にならないのか市長の見解をということですが、今お話がありましたような現在の新しい標準化システムの仕様については、その全容が現時点で明らかになっていない状況下でありますので、今、明確にお答えできないところではございますけれども、現時点で様々な情報収集等々しておる段階におきましては、国は地方自治体の独自サービスについて一部提供できるような対応を検討しているというふうに伺っ

ておるところであります。

また、これは市長会、あるいは全国知事会等々、地方六団体につきましても大きな関心と今後の対応が求められておるところであり、全国市議会議長会、どういう今スタンスなのかちょっと承知していませんが、今後そのような懸念、あるいは個人情報との絡み等々を含めまして、国と地方の様々な協議や、この中でこれが的確に運用されるように求めていかななくてはならないというふう

に思っております。そういう中で、万が一標準化システムにおいて市独自のサービスの提供ができないということになった場合、地方自治体が進める特色ある独自施策の推進に支障を来すことはあり得るものというふう

#### ○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

大変重要な答弁だったと思います。

1つは、国は一部を認めますみたいな、一部認めるというのは上から目線なんですよ。国が一部だけ認めますよ、地方自治体にと、こういう話じゃない。地方自治体は地方自治という大原則があるんです、自ら決められるわけですから。国に言われて一部認めると、そんな話じゃない。これがまず第1ですね。

それから、今後、やっぱり支障を来すおそれがあり得ると市長は言われました。これは大問題やと思います。地方独自でカスタマイズして独自の施策を打とうというときに、それができなくなるという問題をはらんでいるということが明らかになる。やっぱりそれはやるべきではないというふう

に思います。これまでにずっと私も言ってきましたけれども、情報というのは1つに集めれば集めるほど攻撃されやすい。それを攻撃されることによって情報が漏えいするという。だから、情報量が多ければ多いほど価値があるんですよ。だから、狙われるんですよ。だから、集めれば集めるほど狙われる。一旦漏れた情報というのは、取り返しがつかないんでね。例えば誤ってお金を払ったとか徴収したというやつは、お金を返すことで何とかかけりがつきますけどね。ところが、一旦漏れた情報は消せませんので、その人の記憶から。だから、こういうことについては本当に慎重にやらないと私はいけないということだけ申し上げておきます。

最後に、マイナンバー制度ですね。政府は自ら管理運営しているウェブサイト、マイナポータルを入り口にして情報連携を進め、データをさらに集積しようとしています。マイナポータルって何かというと、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。非常に便利な話なんです

ね。問題は、便利さだけで済むのかという話ですね。つまり、反面、危険性を持っている。マイナポータルを通じて行政が集めた個人情報、これがまた民間事業者に使われるのではないかという指摘が国会でもありました。これに対して平井大臣は、国会でマイナポータルの設置根拠について聞かれて、個人情報保護法やマイナンバー法に根拠となる規定があるわけではない。つまり、法的根拠

はないんですよ、マイナポータルというのはね。その中で、どんどん情報連携が進んでいる。民間に提供されていくようなことが起こり得るということですね。だから、やっぱり利便性を非常に強調しながらどんどんそういう利用者を増やしていった情報を集めて、それがどこへ行くかと、民間企業に提供されていくという流れがやっぱり大きなこれは問題であると思います。

亀山市の広報でも、このマイナポータルを積極的に宣伝しています。やっぱりこれは私は問題だろうというふうに思います。では、やはり利便性が高いということは、裏返しはセキュリティーが低いということなんですね。低いから利用しやすいという話になるんで、この辺のところを、やっぱりどうしてもそうなってくると情報漏えいという危険があるわけです。だからやっぱり、こういうマイナポータルを市として推進していくというのは問題があるんじゃないかと思うんですが、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今ご指摘のありましたマイナポータルにおきましては、堅牢な情報漏えい対策がなされております。マイナポータルは、これも議員がご指摘ありましたが、保護された通信によってのみアクセスが可能でございます。利用者とのマイナポータルの間の通信につきましては、全て暗号化をされております。これによりまして、傍受による情報漏えいと改ざんの防止が可能となっております。

さらに、利用者は過去のマイナポータルの利用履歴を確認することができるため、身に覚えのない操作につきましては、履歴を確認することで自身で気づくことも可能となっております。

このように、マイナポータルは高いセキュリティーを保持しているものと認識をしておりますが、口座情報の登録には、自身の財産や口座情報を国や自治体に把握されることに對し、一定の不安があるということ、そういう方もお見えになるということも推察できるところでございます。そのような方々に対しましては、本制度が安心・安全である旨を国からも地方からもしっかりと説明することも大変重要な視点であるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やはりこういう便利さをうたうだけではなくして、裏にある危険性ということもきちっと言う必要があると思います。それに対して今言われたようなこういう施策をしていますということも含めて言う必要があつて、ただ単に便利だからどんどん使ってくださいと言うだけの宣伝では私はないんじゃないかと思ひます。

やっぱり大本が、どうもこれは入り口だろうと思ひます。情報を収集する入り口に使われているんじゃないかというふうに懸念するんですね。最初から言っていますように、個人情報はいかに集めるか、集めた情報をそれを民間に提供できるシステムをつくっているわけですから、いかに情報をたくさん集めるかということに私はマイナポータルは利用されているんじゃないかと思ひます。

マイナンバー制度という、これは社会保障、税、災害対策、3つの分野ということで導入されておりますけれども、個人情報を一元化せずに、年金は年金事務所でやるとか、地方税の情報は市町村と、分散して管理をしているということになっているわけですね。今回のデジタル関連法では銀

行口座等をマイナンバーにひもづけることも含んでいるんだと、こういうことが言われている。大変危険ですよ。本当にこの情報が漏えいしたら、もうその人の資産の状況は丸分かりになるわけですね、こういう問題がある。やっぱり銀行の口座をマイナンバーにひもづけることは問題だと思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

デジタル改革関連法の一つの中に、これは議員から今ご指摘のありました預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、これによりまして預貯金者の意思に基づきマイナンバーを利用して口座を管理することができる制度が今回創設をされたところでございます。

この制度につきましては、災害時とか死亡・相続時において預金者や相続人が口座の所在を確認できる仕組みでありまして、相続時や災害時の手続負担の軽減につながるものでもあるというふうに認識をしております。

このように、預貯金口座のマイナンバーによる管理には、原則本人の同意というのが前提となっておりますので、全ての個人の口座をマイナンバーとひもづけるものではない、そのような認識を持っておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは本人の同意が要るということですね。ただやっぱりこういうことを、便利さだけを売り物にすると、やはりここが危険性という問題を把握されていないという問題があると思う。今回成立したばかりのデジタル関連法案を取り上げましたけれども、先日、平井卓也デジタル改革担当大臣が請負先の企業について、脅しておいたほうがよい、徹底的に干すなどという脅迫的な発言をしていたという報道がされて、本人も不適切であったと認めているわけですね。政府の意に沿わない者に対して脅しとしか取れない発言をした大臣がデジタル庁の責任者なんですよ。こんな大臣の下で、地方自治体がいろいろ意見を言っても聞き入れられるのかという問題が、私は大変疑問に思っています。

やっぱり亀山市として、こういう法律ができたからといって拙速に進めるのではなくして、今日いろいろと指摘をしました問題点で本当に地方自治がちゃんと守られるのかどうか、個人情報もちゃんと守られるのかどうか。現在は個人情報の保護が後退してしまう、条例が後退してしまうことがないのかどうか。こういうことをきちっと検討した上でやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

次に、市内の公共施設の公衆無線LAN、いわゆるWi-Fi環境の整備であります。

5月15日、日本共産党東海ブロックとして、初めてユーチューブを活用してオンラインでの演説会を開催しました。市青少年研修センターを借りて視聴会場をつくったんですね。ところが、この青少年研修センターでは、Wi-Fi環境が整備されておりませんでした。大変苦労してWi-

F i を設置して視聴したという経験があります。

そこで、まずこの市内の公共施設のW i - F i 環境の整備の現状はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

市内公共施設のW i - F i 環境の整備状況でございますが、まず観光施設で申しますと、観光者向けのフリーW i - F i を関宿内の散策拠点、施設や資料館、関の山車会館など8か所に設置し、散策していただきながら情報収集していただける環境となっております。また、道の駅関宿においても指定管理者により設置いただいております。また、市民交流施設では、市民協働センターみらいや一部を除く地区コミュニティセンター、また文化会館では、1階の喫茶コーナー周辺に設置しております。さらに、市内小・中学校については、児童・生徒用タブレットの配置に伴いまして、また医療センターにおきましてもオンライン面会などに利用するため設置いたしております。一方、行政庁舎では、総合保健福祉センターにおいて2階会議室に利用者にご利用いただけるよう設置しておりまして、本庁舎におきましては職員用及び議会用として3階フロア及び一部の会議室などに整備いたしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ言われましたけれども、やっぱり不十分ですよ。例えば文化会館も1階の喫茶付近という、それ以外のところは使えないんですよ。例えば市民がよく使う中央コミュニティセンターのようなところがW i - F i 環境が整っていない、こういうことになるんですよ。やっぱりまだまだ私は不十分だというふうに思います。やっぱり関の観光施設はそういうお客さんも来るしということ、これは先に進んでいるんだなあというふうに思います。

総務省がホームページで、ICTインフラの中でも災害に強く地域活性化のツールとして有効な公衆無線LAN（W i - F i）への注目が高まっています。W i - F i は電話回線がふくそうのため利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、スマートフォン等のように無線LANの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害時でも効果的に情報を受発信できる通信手段だというふうにホームページに書いていますね。また、平時においては、観光関連情報の収集、これは先ほど言われたようにですね。それから教育での活用、これもありますね。

公衆無線LAN環境整備支援事業というのを総務省は出しているんですよ。どうということかという、防災の観点から防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び避難場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（W i - F i）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助するという補助金制度を総務省はつくっているんですね。この補助金制度の中身についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

総務省から出されております公衆無線LAN環境整備支援事業の事業内容については、議員がご説明されたとおりでございます。

補助の内容といたしましては、補助率が2分の1から3分の2まで、これは財政力指数に応じて補助されるというふうに聞いております。また、この活用におきましては、本事業の事業主体が直近3年間の財政力指数が平均で0.8以下であること、または条件不利地域、いわゆる過疎とか離島とか、そういったところを所有しております普通公共団体や第三セクターにおいて補助事業が認められるという、そのような制度と認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私もこの公衆無線LAN環境整備支援事業というのを総務省のホームページから取ったんですけども、確かに財政力指数が0.8以下、3か年の平均値、または条件不利地域の普通公共団体が対象になると、こう書いてあるんですね。0.8以下は残念ながら対象になりませんが、これは「または」ですので、条件不利地域というのが該当すれば使えるのではないかとこのように思うんです。

そこで、例えばこの補助金という条件不利地域というのが亀山市内でどこか該当するところがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

事業採択の要件が財政力指数と条件不利地域ということで、今ありましたように亀山市は3か年で0.898ということで、この財政力指数では該当いたしません、また条件不利地域といたしましては、振興山村として指定された地域に本市の一部地域が該当してございまして、これは旧白川村、野登村、坂下村、明村、加太村ということで、いわゆる白川地域、野登地域、坂下地域、加太地域、こういったところの地域に限りまして補助金の対象となるものと、そのような認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうするとこれ、条件不利地域として白川、野登、坂下、加太が該当すると。補助の対象になるということね。だから2分の1から3分の2の、これは財政力によるんですけども、補助が出るということで。それはやっぱり少なくともこういう地域から推進できるような非常に有利な補助金ではないかと思うんですね。例えば加太には林業センターがあります。そういうところでWi-Fi環境が整備できるとか、坂下にもそういう施設がある。それでまたWi-Fi環境を整備、こういうことが可能だと思うんですが、これを推進していくという考えはないのかどうか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この制度は、一旦今年度で制度が完了することになっておりまして、ただ、W i - F i等の需要というのは非常に今後も伸びることが予想されますので、例えばこの本制度につきましても、延長されるということも十分可能性としてはあるものというふうに考えておりますので、制度改正が行われた場合については、非常に有利な制度でございますので、活用というものについては積極的に考えていく必要があるかというふうに思いますし、また一方では、やはりそれぞれの地域もございりますが、こういった整備につきましても、市域全体で一体的に進めるという考え方も非常に重要やというふうに思いますので、この2点を勘案した上で、法整備の状況を見極めた上で対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ使えるように国にも要望したいと思います。

市民活動団体の方にいろいろ話を聞きますと、やっぱりこのコロナ禍で講師の方を首都圏から呼ぶというのが大変だということで、オンラインで企画をするということが随分増えています。我々議会事務局なんかでも、議会でも、インターネットにつないでオンラインで研修会を開催したということがあります。議会のある庁舎3階は、議会事務局が独自にW i - F i設備を設置していただいておりますのでこういうことができるわけですね。庁舎についてもやっぱり一部しかまだW i - F i環境がないというような実態ですので、これも課題であろうというふうに思います。

そういう整備が必要だと思うんですけども、この必要性というのか、W i - F i環境整備の必要性、重要性をどのように考えてみえるのかということについて認識をお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

このW i - F i整備につきましても、非常に無線L A Nは通信可能エリアが比較的狭いですが、容量が大容量ということで、そういったところが非常に特徴であります。また、現在のコロナ禍でありますとかアフターコロナ、ウイズコロナ時代を見据えた中では、様々な場面でオンライン活用の重要性が増してくるものと思っておりますし、またご指摘のありました災害時での活用でありますとか教育分野での活用、こういったものもどんどん需要としては増してくるものというふうに考えておりますので、今後におきましては高速で大容量の通信が可能なW i - F i整備の拡充というものは市にとっても必要不可欠なものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、コロナ禍でそういうことができるということがいろいろ分かってきたんですけども、私はコロナが終息しても、これは活用される、また活用できる方法だと思うんですね。先ほども言いましたように、オンラインで講演会をやるというのは、非常に主催者側は財政的にも時間的にもいろんな面でメリットがあるんですね。だから、講師の方に来ていただくと旅費が要りますし、場合



によっては宿泊費も伴う。こういう問題が出てきますし、それから1日とか、もっと長くその方を拘束することになるんで、非常に日程の調整が取りにくい。ところが、オンラインでやるときは、その時間、2時間なら2時間、特定の場所におっていただくだけでできるわけですね。だから、そういう意味では、非常に講師の方のいわゆる交渉がやりやすい、費用もかからない、こういうふうなことを実感として持っていますので、これはやっぱりコロナが終息した後も、私はこれ、引き続き活用されていくんだと。そういう意味でも、必要不可欠だと部長は言われたけれども、そのとおりだと思うんですよ、これ。だから、これは大いにやっぱり推進すべき問題だと思います。

最後に市長にお聞きしたいんですけども、やっぱりこの整備というのは大事なことだと思うんですけども、どんなふうに進めていかれるのか、心積もりがあればお聞きしたいと思います。どんなふうに進められていくか。必要不可欠だと言われたんですけど。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

好むと好まざるとに関わらず、このデジタル社会というか、Society5.0を社会の中に、生きていく中にブロードバンドの高速大容量の通信技術がしっかり社会の中に機能していくと、その環境をつくるという意味で、ご指摘のWi-Fi整備、この方針はしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

前段のデジタル関連法との関係というか、そういう社会の中でしっかり環境を整えていくということは、地方自治体にとりましても重要なことと思っておりますし、今後、例えばご指摘のありました公共施設へのWi-Fi整備等々につきましても多面的な検討をさせていただくということ、それから5Gの活用等々もさらに必要かと思っておりますので、そういう視点も踏まえて検討してまいりたいと思います。

具体的には、本年度亀山市のICT利活用計画の後継となります次期計画の策定を現在進めておりますので、その検討の中で検討させていただいた上でお示しをさせていただきたいと、そういうプロセスで前へ進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひしっかりと取り組んでいきたいと言われましたので、やっていただきたい、できるだけ早く。これは市民の要望も強いということもありますので、場所も全部一遍にということではなく、一つずつやっていけば、そんなにお金もかからないし時間もかからないので、そういう取組をお願いしておきたいと思います。

今回、大きな問題で国のデジタル関連法の問題と、それからいわゆる足元の問題という意味で市のWi-Fi環境という問題を取り上げてきました。やっぱり国が言うほど実際に足元のところはデジタル化が進んでいないということなんですよね。だから、やっぱりWi-Fi環境一つ取ってもそうですけれども、こういうことをまだ十分できていないんだというようなことですよね。だから、それとのギャップを非常に感じますよね。だから、国が言うようにデジタル化が進めば何か問題が全部解決するようなことを言いますが、そんな状況ではまだないということです、現実

の実態はね。だからもっとやらなきゃならないデジタル化、進めなきゃならないデジタル化があるということですよ。それを着実にそういうふうでやっていくということで。

今回出されてきたデジタル関連法というのは、やっぱりあくまでも個人の情報をいかに集めて、それを民間企業が活用しやすいようにするかという大きな狙いの中で出てきたということ、しっかり私は捉える必要があるんじゃないかと。だから、便利さを前面に押し出しながら、その裏にある危険な活用の仕方、個人情報保護されないんじゃないかとか、自治体の利活用やカスタマイズが認められないんじゃないかとかいうような問題、こういう問題がやっぱり十分に明らかになっていないということがありますので、ぜひそういう点もきっちりと見ていただいて、今後推進をしていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時49分 休憩）

---

（午前10時59分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。一般質問をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いたします。議長にお断りをさせていただきます。時間の配分で順番が少し変わるかもしれませんがお許しいただきたいと思います。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

コロナ禍で深刻化した生理の貧困問題について。昨日も福沢議員が同じ質問をされました。この質問があったということは、非常に大きな社会的な問題であることの証明ではないかというふうに強く感じさせていただきました。

昨年10月、任意団体「#みんなの生理」の方が公明党本部に生理の貧困問題について要望書を提出されました。若い世代の5人に1人が金銭的理由で購入に苦勞しているというものでございました。生理の貧困という、そういった課題、また購入に苦勞しているという現実。私も本当にショックを受けました。女性の生理に関する問題は、表立って議論することがはばかれる。どちらかといえば表に出てこない、表に出にくい問題として捉えられておりましたが、世界中で同時多発的に起こったこの新型コロナウイルス感染症問題で、今までもあったであろう課題が表面に現れてきたと思っております。

4月6日、NHKの「クローズアップ現代」でこの問題を取り上げられておりました。コロナで収入が減少したことで、生活の中で切り詰められる一つが生理用品だったと。トイレットペーパーを使って、そこにラップを活用して漏れない工夫をしている。とても私から言えば代用品としては使うことはできません。でも、そんな状態の中で生活をしている若い女性たちがいるということの現実にショックを受けました。

国際NGOが日本の15歳から24歳2,000人を調査し、生理用品の購入、入手をためらった、できなかった、こういった方が36%、717人いたと。その理由としては経済的で78%、あと親が買ってくれなかった5%、これはもうネグレクトだと思うんですけど、またこの36%の中の12%が、毎回頻繁に学校や職場を休んだということが言われておりました。一つ注目しなければならないことは、親が買ってくれなかったこの5%、このネグレクトの問題。経済が回復すれば経済的な困窮の解消にはつながってまいります、児童虐待とも言えるこのネグレクトは解消しないことも認識する必要があります。

海外でもこの問題は大きく取り上げられており、フランス、ニュージーランド、韓国では学校での無償配布がもう始まっております。アメリカでは、当時のオバマ大統領と人気ユーチューバーの対談で生理用品がぜいたく品と同じ扱いになっていることを取り上げ、全米を巻き込んだ問題に発展。しかも、生活必需品として非課税になっているものの中に野球のチケットやゴルフの会員権、入れ墨ですよ、タトゥーが含まれている中で、生理用品はぜいたく品としてみなされ、課税対象となっていたということが明らかになり、本当に大きな問題になり、このことで非課税になった州も出てきたということでありました。

3月4日、公明党佐々木さやか参議院議員が国会で初めてこの問題を取り上げ、このことを受けて、全国の公明党議員がそれぞれの自治体の災害備蓄品の調査等を行い、要望や質問をしてみました。私も4月7日、櫻井市長に対してコロナ禍における女性の負担軽減に対する緊急要望を市民の皆様と提出させていただきました。防災備蓄品の生理用品を活用して、市内小・中学校や公共施設等の個室トイレに置くこと、また困っている女性へ配慮の上で配付を行うこと、そこから生活支援につなげること、こういった内容をさせていただきました。

私はこの「クローズアップ現代」が4月6日にあるのを知って、櫻井市長にもぜひ見てくださいというふうをお願いをしました。市長は、このテレビを見て、またこの問題をどのように捉え、どのような指示を出されたのかについてお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

この生理の貧困につきまして、議員に今ご紹介いただきましたが、ご要望をいただきました。あるいはそのNHKの「クローズアップ現代」、これを私も拝見をさせていただいたところであり、非常に衝撃を受けたところでございますし、この新型コロナウイルス感染症の影響によって経済的に困窮する人が増える中で顕在化されてきた問題と、そのように受け止めましたが、一方で、これもお話がありましたように、これまでタブー視されがちで、なかなか実態をよく知られていなかった側面があるのではないかとということも感じました。その上で、女性の健康や尊厳に、また子供の経済的あるいは文化的貧困にも関わる社会的な問題の一つと、こういう認識をさせていただきました。

それも踏まえまして、本市として福祉部署や教育委員会に対して、現在この亀山市内でどのような実態であるのかということの実態の調査、現状についての報告を求めまして、例えば防災備蓄品等の活用が可能なのかどうなのか、これについて指示をしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

福祉や教育委員会に対して実態はどうかということで調査をしていただき、防災備蓄品が活用できるのかということも言っていたみたいで、今お聞きをさせていただきました。

市長、なかなか若い女性が、この実態調査をしたとしても、多分言っていくとか、行政にそういうことが伝わっていくということはなかなか難しいんじゃないかと私は思っております。昨日も少しありましたが、男性でもトイレに行きますよね。トイレに行ったらトイレットペーパーがある、女性がトイレに行ったときに生理用品がある、これは当たり前前の社会にしていかなければならない。改めて私は本当に思いましたし、じゃあ男性の方がトイレに行ったときにトイレットペーパーがなかったと、そういう場合どうするのか、それぐらい女性にとっては大事な問題だと認識をしていただきたいと思います。

今さらながら、生理は何のためにあるのかということ、子宮が妊娠する準備をして、妊娠をしなかった場合経血として生理となってまいります。だから、この貧困とかそういった、コロナ禍による貧困状態になった若い女性が不衛生な状態で生理用品が買えない、トイレットペーパーを代用する、そういった状況にあるということは、本当に問題だと受け止めていく必要があると思います。

次に、対応についてお伺いをしたいと思います。

昨日、福沢議員の質問の中でも、亀山市の防災備蓄の生理用品というのが2万1,000枚あるということが明らかになりました。私も公明党の三重県内の議員と各自自治体の調査を行って、それぞれの自治体の実態も聞かせていただきながら、人口の多い少ないに関わらずこれだけの数があるというのは、亀山市は本当に断トツに多いなあと、本当にありがたいなあと思いました。そういう実態がありました。

これを昨日の状況では、学校のほうにも一応点検していろいろとやっていたかのようなことの答弁があったかと思いますが、もう一度その点について危機管理の対応としてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

昨日、福沢議員のご質問に対しまして、生理の貧困、これの私どもとして市長の指示、あるいは小・中学校現場でのストック、あるいは配布の必要性、それに照らし合わせ、私どもの備蓄のほうと比較的、数量的に余裕がございますので、これを廃棄するまでに何か有効活用のというところで、これはまさに非常にマッチ、マッチという言い方がいいのかどうか分かりませんが、用途としていいのではないかとということで配布を予定したところでございます。

ただ、実はこれも私どもの勉強不足もございまして、少し、昨日の答弁では流せるタイプと、過去に買ったのがそういうタイプやというふうに説明させていただきましたんですけれども、これは今までは、なかなかもともと商品説明にも流せるものについては、ちゃんとした水道の圧があるところであるとか、そういった一定条件があるようでございます。これに対して学校、大体小・中学

校というのは構造的に横長の構造になっておいて、ただでさえ排水とか詰まりやすいとかいうところもございますので、そこはちょっと学校現場でどういうふうな、流さない指導が徹底されておるのかとか、そこらも踏まえて実務的な協議をした上で、可能であれば有効活用につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

私も昨日、560パック、1万6,000枚の流せるタイプというふうにおっしゃったんですけど、それがどういうものなのか、私も流せるタイプのナプキンを使ったことがないので、どんな状態なんだろうというふうに思っておりましたし、それが防災の備蓄という中で本当に妥当なのかということも、そもそもの話からやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなあとと思います。

学校現場にお聞きをしたいと思います。教育委員会のほうも昨日の答弁の中では、教育委員会は保健室に生理用品を置いてありますので、それを持ってきていない子は頂けると、自己申告すれば頂けるというようなことでありました。うちは、福沢議員がおっしゃったような、返してくれとか2倍返しせえとかということはありませんよね。そのことも含めて、本当に年頃の子たちが、思春期を迎えた子供たちが本当に言えるのかということところが、年齢が高くなれば高くなるほど私は非常に難しいことなんじゃないかと思いますが、そのことと併せて、私は市長のほうには要望させていただいた学校の個室トイレに生理用品を置いていただく、そういうことが可能なかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

まず、現状を少しご説明させていただきます。

生理用品につきましては、女子児童の発達段階に即して、学校での保健指導をまだ必要でない子も含めて計画的に行っています。そして、現在は家からの持参を原則として対応しております。しかしながら、小・中学校の児童・生徒というのは発達成長段階、過程ということもありますので、生理が安定しないケースとか急な対応とかが必要になってまいりますので、保健室に常備しております。

先月も、市内の生理の貧困に関するヒアリングを行いました。その中で、生理用品を忘れてきたり、急に生理が始まったりして保健室に相談に来るケースはございます。生理の貧困に関する相談ではなく、現状において買えないからとかそういったことの報告は受けてはございません。ただ、それが言いにくいとか、実は本当の部分にはなかなかつかみ切れないところもあるかと思えます。

現在はそういった意味で、支援が必要な児童・生徒を中心に保健室において個別対応を取っておるわけですが、私どもも当時その「みんなの生理」で発信された女子大学生谷口さんと思えますが、その方のことや、テレビ放映やマスコミ報道、また市長からの調査の指示もいただいて、はっとさせられたというのが正直な気持ちでございます。非常にデリケートな問題であろうと思えますし、貧困に関わらず女性が生きるための必需品という認識を改めて持たせていただきました。

そこで、学校における今後の対応でございますが、今、2倍返しとかはもちろんしていません。そして今後ですが、防災安全課と備蓄品についての協議をしっかりと進めつつ、返却を求めない常備はもちろん無償配布を考えていきたいなあと考えておまして、防災安全課ともう少し詰めたと思います。

また、学校の中のトイレに置くか置かないかとかは、無償配布イコール学校のトイレの個室に置く、それは学校の中の運用の問題になってまいりますので、校長会というよりも養護教諭が集まる養護部会というのがございますので、そういった一番子供と、女子児童・生徒とつながっている養護教諭の生の声、意見、要望、そういったものをきちんと伺いながら、運用については検討してまいりますと思っております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

森議員。

#### ○10番（森 美和子君登壇）

本当に今回、福沢さんにしても私にしても、この問題を亀山市議会の一般質問で取り上げさせていただいた、このことで大きな認識の変化が私は現れたのではないかなあ。これは後ろに座っておられる男性議員の方にもしっかりと聞いていただきたいと思っておりますし、こういった問題を認識していくということが本当に大事なことで、今、教育長がおっしゃった、校長会にするのか養護教諭にするのかと、養護教諭のほうにしっかりとお話を聞かれるということですけど、いろんな行政の施策を推進していくに当たって、やっぱり経営会議、一番大事なトップのところの会議、今、経営会議に女性が何名いらっしゃるか、こういった問題を取り上げるときに絶対こんなことは多分出てこないと思っておりますし、だからやっぱり男女共同参画をしっかりと進めていくんだという強い決意を櫻井市長は常々おっしゃっていただいておりますが、こういったこと一つを取ってもなかなか女性がそこに加わっていけないというところから、いろんな問題がまだまだ積み残しされているということもあると思っておりますので、ぜひそのところはしっかりと認識をしていただきたいと思っております。

教育長が今おっしゃっていただいた保健指導もされていると、自分のときは大分前ですけど思い出しましたが、小学校5年生のときに女子はこっちの教室、男子はこっちの教室と分けられて、女子は生理の話を、妊娠の話とかをされました。そういった形で、生理というのがタブーという、男子には聞かせないというような状況、それから私のときは5年生でその話を聞きましたけど、今、早い子では小学校3年生ぐらいから生理になるということも聞いております。だから、本当に生理はタブーではなくて、本当に生きていく上で、また妊娠するための大事なことなんだということも認識を、女性だけでなく男性にもしっかりと分かっていたくということも学校現場でしっかりとこれからも取組をお願いしたいと思います。

言いたいことをしっかりと言わせていただきましたので、次の項に移らせていただきます。

防災備蓄品のローリングストックの考え方についてお伺いをしたいと思います。

これはこの生理の貧困から、防災備蓄の調査をさせていただいたときに、よく私たちは保存食とかそういったものが、お水とかというのはどうやって使っているんやとかという話をしますけど、こういった食べるもの以外のものというのをそう言えば調査をしたことないなあ、期限がどうなんだということ、このことを通して私もちょっと調べたいなあということで、今回質問に上げさせていただきました。

こういったものが飲食以外の備蓄品、一体どういうものがあるのか、その点について、また使用期限があるのかどうか、その点についてお示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

食料品以外の防災備蓄品、まずこういったものがあるかという点につきましては、先ほど来お話に出ておりました生理用品のほかに、おむつでありますとか肌着、それからトイレットペーパーや毛布でありますとか、段ボールのベッドでありますとか間仕切り、あるいは哺乳瓶などがございます。これの使用期限、食料品につきましては賞味期限、あるいは消費期限といったものが品物自体に明示がされておると、こういうことに対しまして、昨日少し福沢議員への答弁においても触れさせていただきましたけれども、こういったものについてはそういった表示の仕方はなく、ただメーカーがホームページなどで公表をしておる場合が結構ございます。例えばおむつや生理用品などにつきましては3年の推奨期間とか使用期限、メーカーサイドからのそういった形で出されておったり、例えば先ほどに申しましたトイレットペーパーや毛布については10年といったものもある一方で、全くメーカー側も品物に対しても使用期限的なものも一切表記が、明示がないものが段ボールベッドであったり間仕切りであったり哺乳瓶、全くちょっとどこまで使えるのかといった状況ですので、私どもとしては、食品と大きく違うのが、食料品は口から体に入れるものに対して、こういったものはそうではなく、通常食べ物以外ということですので、保存場所や方法によっても、先ほどにメーカー公表値みたいなものが必ずしもその期限として、それで使えなくなるかというものではないといったところで、一つの目安なのかなというふうな捉え方、今そういった現状、状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

改めてそうやってお聞きしますと、いろんなことが分かってくるんだなあということも思いましたし、生理用品に関しましては、私も調べましたらメーカーのホームページでは3年から5年というふうに書いてありましたけど、災害備蓄用の生理用品としては、しっかりとした包装をされているので10年もつというようなものもあるかということも出ておりましたので、またそれは流せるタイプ以外でまたご購入をお願いしたいなあと思います。

それから、紙おむつに関しても言うていただきました。また、毛布やトイレットペーパー、使用期限があるのかないかちょっと分からないようなものもあると思うんですけど、ずうっとそれを防災備蓄としてやっていくというわけにもいきませんし、昨日もそういう話が、ぼろぼろになったらとかという話もありましたので、この活用はどんなふうにされているのか。もし廃棄をするものがあるのであれば、そのこともお示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

この食料以外の備蓄品の活用あるいは廃棄の状況でございますが、先ほどの期限の表示の関係、

客観的な判断の部分、そういったこともございまして、廃棄した実績、あるいは廃棄前に何か防災備蓄とは別の用途に活用したといった実績というのではないというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

廃棄もされていないし活用もしていないということは、備蓄をしてからずうっとそこに入っているという話ですよ。それが何年に入れられたのか、今、分からなければまた調べていただきたいと思いますが、やっぱりそこにも問題があるんじゃないかということで、次の質問に移りたいと思います。

ローリングストックの考え方について。

食料品に関してはローリングストック、これは改めて保存食とかを買うのではなくて、ふだん使いの缶詰や乾麺、乾物などの保存の利くものを少し多めにストックしておく。それを使い回していくということであります。これは防災用の保存食が、今は本当にいいものが出て、サバの煮つけやらおでんやらといろんなものが出ておりますが、かなり高価なものが多いし、また忘れていて期限が切れて捨ててしまうという食品ロスの問題にも発展しております。

そこで生まれたのがこのローリングストックの考え方でありますが、食料品以外のものもこういった考え方が適用できないのかについてお伺いをしたいと思います。備蓄された毛布も10年たって活用、これから交換の時期というのも以前少し聞いたことがありますし、以前私も提案させていただいた夜間の防災訓練、これは結構暗い時間帯に災害って起こっていて、そういった経験をしていただくとか、そういうときにこの毛布を活用していただくとか、そういったいろんな発想をしながら無駄にしないという、そういった考え方も必要ではないかと思います。これを計画的に、先ほど備蓄の生理用品を学校現場とという話もありましたので、それはローリングストックしていくということにもつながって、一時的に今あるやつをそのまま渡してそれで終わりじゃなくて、それはしっかりとやっていっていただきたいと思いますので、食料品以外のものについても計画的なローリングストック、そういったことができないのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

ローリングストック、この考え方、それと対応といったこととありますが、やはり食料に限らず、こうした備蓄品を無駄に廃棄していつてしまうことなく有効活用していくということは大切であるというふうに認識しております。

私も、今回これをテーマに通告をいただいて、いろいろ確認、調査したところ、やはりこれは食料品のようにやっていく、何か実際の方法を考えていかなければならないと。そうしたときに、一つ考えておりますのは、単品ごとの消費期限はございませんが、やはり物によってはメーカーが保証期間とか使用期限といったものを出しておる部分がございますので、それを一つの、やはり客観的な基準というのもどうしても必要になってまいります。それがないと、どれだけ前から他用途に活用できるかというのが、期限が来てからではほったるものを活用、それは活用にはならないと思いますので、一定の時間的な余裕を持って活用していく必要があると。そうすると、どこかで線を引



かなければならない。その線の一つにそのメーカーの公表値を使っていくというのは一つの考え方であるかなあと考えております。

ただ、そうしたときに、一律でそれを全部線を引いてしまいますと、経済性といったところでも多少課題があるなあとというふうなことは考えておりますので、そこらを含めた検討はしていかなければならないと。

いずれにしても、こうした備蓄品を廃棄前に、あるいは余剰分を積極的に他へ活用していくというのは重要でありますので、前向きに進めていきたいというふうに考えてございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

森議員。

**○10番（森 美和子君登壇）**

ありがとうございます。

ぜひ本当にお願ひしたいと思ひます。今あるものをそのまま全て換えてしまうというのは非常に危険ですしお金もかかりますので、段階的に少しずつ毎年のお金の中でやりくりをしていただきたいなあと考えております。

申し訳ありません。内容を変え、飛ばして住宅開発に伴う市道の安全対策についてを先に行かせていただきます。

皆さんの下に地図をお配りさせていただきました。近年、亀山市北東部では住宅開発が活発に行われており、私の地元のみずほ台、またお隣みどり町、川合など、景色が随分変わってまいりました。特に国道306の椿世口、この地図を見ていただくとちょうど真ん中のほうに川合9号線、それから西側に川合28号線が通って1号線に接続されております。反対側、東側に行きますと306、そこから亀田川合線で医療センターに行く道につながっております。この番号を入れさせていただいたところがこの5年間で大体開発をされた、その前まで遡りますとまだたくさんあるんですけど、ところでございます。

このミニ開発と言っているのか分かりませんが、この開発の現状について、どれぐらい開発されているのかについてお伺いをしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

大澤産業建設部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

国道306号と市道和田のぼの線を結びます市道川合9号線及び市道和田のぼの線から東側の国道1号までの市道川合28号線、この路線の北側での宅地開発、現在から過去5年間の状況についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

市道和田のぼの線の西側になりますけれども、そちらは4か所で88区画の、また東側の国道1号までの区間、こちらが3か所で59区画、合わせまして7か所で147区画の開発がなされておるところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

森議員。

**○10番（森 美和子君登壇）**

すみません、私、西と東を反対に言ってしまいました、先ほど。

147区画開発がなされたということで、本当にたくさん、この亀山で家を建てていただいて住んでいただくというのは、市内の方もいらっしゃるかもしれませんが、ほかから引っ越してこられる方もいらっしゃるの非常に喜ばしいことだと思います。開発の申請があって、開発が行われないうのはよっぽどの事情がない限りないんだろうと思っております。

やっぱりそのことによって、人が多く集まることによって、特にこの川合9号線というのは両方が農地になって本当に真っすぐな道なので、非常に通りやすいし住民が増えているということで交通量もかなり増えております。狭いのでワゴン車と、私は軽自動車ですけど、軽の車が通り過ぎようと思うと接触しそうな感じになるぐらい狭い。だから、田んぼに落ちるかこするかというぐらいの本当に気をつけて運転しないといけないような、対向車がある場合ね、そういった道であります。開発を止めることはできませんし、かといってこういった、私は当初この川合9号線というのは農地の間にあるので農道だとずうっと思っていたんですけど、市道だということでお聞きしましたので、やっぱり一定程度拡幅をしていって安全対策をしていく必要があるのではないかと思います。

この306の交差点は椿世口という交差点ですけど、この川合9号線から306を越えて医療センターのほうに向かっていく、亀田川合線のほうに渡ろうとすると、右折ラインも右折の信号もありませんので、前の車が右折の指示器を出したら一回の信号が変わるまで行けません、全く。それぐらいこの入り口のところが狭いですし、非常に難儀をされているとお聞きをしております。

結構この住宅開発ですけど、若い世代が非常に多く住んで、本当にうれしいことですけど、見えます。お聞きしたいのは、やっぱりこういうただ単なる拡幅じゃなくて安全対策、ここの住宅開発に係る市道の整備というのをどんなふうに考えているのか。

それから、この川合9号線、本当は川合28号線まで、旧の1号線までやっていただきたいんですけど、川合28号線には両側に家があるところもありますので、そこは少しまだ課題があるのかなと思います。川合9号線に関しては今のところ家は張りついておりませんので、非常に素人考えではやりやすいんじゃないかと思いますが、その認識と今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

川合9号線の現状の交通状況については、議員からご紹介いただきましたとおり、私もそのように認識をさせていただいております。その中で、現在国道306号と市道和田のぼの線を結ぶ市道の川合9号線でありますけれども、もともと川合地区の圃場整備事業によりまして道路幅員4メートルの道路として整備をされたものでございまして、現時点で道路拡幅の計画についてはその予定はございませんけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおりに沿線で多数の宅地開発が行われたということに伴いまして、国道306号と市道和田のぼの線、これを結ぶ市内の道路ネットワークにおきます重要性というのは増してきている路線と、そのように認識をしております。今後道路拡幅の必要な路線の候補として検討してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。道路というのは、計画を立ててからもかなり時間がかかりますので、ぜひ早めをお願いをしたいと思います。

最後の質問に移ります。

水道スマートメーターの導入についてをお伺いをしたいと思います。

4月28日付の公明新聞に、東京都が水の使用料を遠隔で自動検針できる水道スマートメーターを導入し、2024年度までに約13万戸の設置目標を掲げたトライアルプロジェクト推進プランを公表したと掲載されておりました。オリンピックに合わせてということもありますが、将来的には全世帯に広げていく計画と聞いております。この水道スマートメーター、従来のアナログ式でありますと、目視による検針、検針の方が歩いて作業していただいておりますが、このスマートメーターを導入することでリアルタイムで使用状況が把握できる、見える化、効率的な排水運用、また漏水の早期発見、使用状況を将来的にはスマホで確認することもでき、締め忘れ防止や節水につながるという利点を書いてありました。見解についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部上下水道部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

先ほど水道スマートメーターについてご質問ございましたので、お答えさせていただきます。

水道スマートメーターは無線通信機能を搭載したメーターで、一定間隔で測定した使用水量を水道事業者のシステムに送信し、データを業務に反映することができるものでございます。これは物がインターネットに接続され、情報を通信する状態、IoT、インターネット・オブ・シングスの分野で、現在全国各地で実証実験等が官民連携などにより行われているものでございます。

水道スマートメーター導入のメリットといたしましては、先ほども議員がおっしゃりましたように、水の使用状況の詳細確認や漏水の早期発見など市民サービスの向上や、自動計測によるデータを活用することでDX、デジタルトランスフォーメーションを推進し、データ活用による水道料金業務、水道施設・設備の運転、運営管理の効率化・高度化によるスマート自治体への転換とエネルギー効率化や環境負荷軽減など、SDGsの視点においても寄与するものと考えております。

一方で、高額な初期導入、維持管理費用、インターネット同様セキュリティーの問題、メーターの設置条件による通信困難の解消など課題が多くあることも認識しており、導入につきましては他市町の導入状況も注視し、慎重に研究してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に費用がかかるというのは私も読んでいて、6倍から10倍ぐらいかかるというふうに聞いております。でも、水道事業の現状というのは、年間の建設改良費で4億ほど、それから30年からの10年間で40億5,000万の建設計画というのも出ておりますので、非常にお金がかかる中で、効率的な今後の将来的なやり方というものの一つとして何か考えられないかなあと思って提案をさせていただきました。

費用対効果は、今、高額やということで分かりましたので、最後は高齢者の見守り対策としての

考え方について、多くの自治体で取り入れている一つとしては、高齢者の水の使用状況に応じて離れて暮らす親族らへのメールが送られてくる仕組みを活用したスマートメーターの導入があるということを知っています。朝、起床して水道を使い始めたら電子メールが来ると。8時間以上使われなかったり、2時間以上出さなければという場合は異変メールがご家族に入るということで、見守りの一つのツールとして考えられているということも聞いております。

最後に、見解についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

水道スマートメーターを導入した場合は、議員おっしゃられますように、高齢者の水の使用状況に応じ、離れて暮らされる親族の方へのメール送信まで構築すれば、安否確認にも役立つシステムであると認識させていただいているところでございます。しかし、先ほどもご答弁させていただきましたが、導入に当たりましては設備投資及び運用に対しまして非常に高額な費用がかかりますことから、費用対効果も鑑みますと電力及びガス事業者と連携しながら研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

スマートメーターがいろんな自治体で導入をするようになれば、安価にどんどんなってくるんじゃないかなあというふうに思っておりますし、そういったものが導入されることによって、水道の検針だけでなく見守り機能もそこに併せ持つということも今回勉強させていただきましたので、またこれはどんどん将来的にはそういったことにもつながってくるのかなあと思ひまして、それは理解をさせていただきました。

今回、生理の貧困について質問をさせていただいて、いろんな気づき、それから発見がありましたけど、最後に、伊勢市が今回この6月議会で補正予算を組んだということで、女性寄り添い支援事業を開始するという事でお聞きしましたので、その点について触れて終わりたいと思います。

小・中学校においては、生理用品を保健室に据え置き、必要な場合は入手できるようになっているが、保健室に行き申し出ることをためらう児童・生徒がいることも想定できることから、コロナ禍や生活困窮、また家庭の事情で購入が困難になっている状況などでも安心して登校できるよう、さらに入手しやすい女子トイレの個室に生理用ナプキンを据え置くこととしたいというふうを書いてありました。

生活困窮の方への生理用品の無償配布もそうですし、それから今、いろんな自治体で行われています案内カードを置いて、生理用品くださいとは絶対言えませんので、カードを持っていくことによって無償で頂けるとか、そういったことが書かれてありました。また、市役所や、それから図書館や子育て部門のところとか、いろんな学校以外のところにも設置をするということも聞いておりますので、ぜひこの伊勢市の事例を参考にさせていただいて、亀山市でも若い女性だけでなく安心して女性が過ごせる環境整備を求めて私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとう

ございました。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。  
会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時46分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず重点的に講ずべき教育施策についてでございます。

教育行政の現況報告にありました、去る4月28日に開催された総合教育会議において協議されたという教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策とは何か。総合教育会議に当たり、教育委員会としてどのように重点的に講ずべき施策をまとめたのか、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策の一つといたしまして、中学校給食の全員喫食制導入に向けた施策を上げましたほか、学校施設の整備や教職員の働き方改革の推進、情報教育の推進など現在教育委員会が抱える様々な課題の中で、今後取り組むべき主な課題について市長と懇談し意見交換を行ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

非常にざっくり答弁いただきましたけれども、もう少し詳しく、その重点施策の中でのさらにその優先度、プライオリティーに関してはどう考えているのか。どのように教育委員会として整理をしているのか。特に、中学校給食センターの設置に関する施策の優先順位、これに関してはどのように整理しているのか、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

3月に教育委員会で策定いたしました学校給食提供に関する今後の方向性において、亀山中学校、中部中学校における全員喫食制給食実施の早期実現を進めるには、給食センター方式の調理施設を建設することが望ましいとしております。

この中でもお示しをしたのでございますが、全員喫食制給食の実施のほか、老朽化に伴う学校施設の更新や改修、特別教室等への空調機設備など、様々な課題についてそれぞれの優先度を精査しているところでございます。

現時点では、これらの位置づけにつきましては、第2次亀山市総合計画の後期基本計画の策定に合わせて今年度中に決定する作業を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

つまり、現時点では詳しい優先度に関しては検討中ということで、全く決まっていないということではよろしかったんですか。

後期基本計画に位置づけていくために、この段階でしっかりと優先的な施策というのを位置づけていくために、市長部局に対してちゃんと教育委員会のほうで優先度をそろそろこの時期には確定させて、その上で協議を進めていく必要があるのではないのでしょうか。その辺、教育長としてどのようにお考えか、確認します。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

去る4月の総合教育会議の際には、最優先と位置づけさせていただいたものとして中学校給食の全員喫食制、センター建設、そして特別教室への空調機整備、加えまして教職員を含めた情報化の推進、働き方改革の最たるものとして校務支援システムというシステムがございますが、それを整備する事業、加えまして児童・生徒に直結する情報教育推進事業がGIGAスクールの流れで今年度でストップしているわけではございません。デジタル教科書の導入とか、連動するものがございます。それらを最優先として、教育委員さんの思いとか、私も含めて市長に意見させていただいて懇談をさせていただいたということです。

ほかにも中長期的なものも実際にあるのはございますが、最優先として位置づけたのはそれらでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

幾つか具体的に上げていただきました。その優先度に関しても、財政的な知見、どこまで反映できているのかとか、短期的、中期的というの、ほかにもどういったものを検討されていくのか、様々な選択肢、重要な施策がある中でどうしてそれを短期的かつ最優先として選んだのかということも、しっかりその辺りは議論は尽くされるべきところかなと思います。

それも踏まえて、それ以外のところ、少し質問を進めていきたいと思います。

まず給食センターについてのところなんですけれども、今後、建設までどのような工程が想定されて、期間として何年ほどかかると想定しているのかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず全員喫食制の中学校給食を実施するまでにかかる期間の想定といたしましては、立地場所の選定などを含めた基本構想に1年、基本計画に1年、実施設計に1年、工事施工に1年、そして運営手法の検討など、これらも含めておりますけれども4年は必要かと考えております。

また、それ以外に新たに土地を購入するという場合につきましては、用地交渉や取得の期間が必要と見込んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

四、五年ということだと思います。

それを踏まえて、全員喫食制の中学校給食を実現することを前提とした上で、手法について様々な選択肢、検討すべきかなと考えております。その上で、市民のニーズをどこまで把握できているのかということなんですけれども、例えば想定できるニーズ、よく言われる1つ目、地産地消というところがあると思います。これを最優先に考えるのであれば、今後の方向性ということにこの前示してあった市内の給食センター建設に取り組むというのは、これは有効だと思います。

一方で、ネックは先ほどおっしゃったみたいに、建設までに四、五年はかかるということです。今の中学生や小学校の高学年の児童というのは、もう卒業してしまうということになります。ましてや、欠食までは行かずとも十分な栄養や望ましい食生活を維持できていない児童がもしいるのであれば、それもその期間は対応することができないということになります。

そこで、想定できるニーズの2つ目として提言したいのは、早期実現ということだと思います。早期実現を最優先に考えるのであれば、給食センターの機能、例えば民間企業に学校給食製造販売を実施している企業に委託、つまり企業で調理した給食を弁当箱のデリバリーではなくずんどう式のまま持ってきて中学校に運搬するという手法が考えられると思います。配膳室など、中学校の増設はどうしても必要になってくると思いますけれども、これであれば一、二年で全員喫食制を導入することも可能でイニシャルコストもかかりません。

市内への給食センター建設の検討と同時並行も可能じゃないかと思うんです。全員喫食制の中学校給食を実現する方向性は同じでも、市民がどういったニーズを優先するかによって実現までの手法というのは変わってくると思います。それぞれ一長一短あるので、どこに最もニーズがあるのか客観的データに基づいて様々な選択肢を検討した上で判断していただきたいと思っておりますけれども、教育長のご所見、伺いたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在の学校での受入れ設備、亀山中学校も中部中学校も受入れ設備、また以前からも申し上げていきますように2階、3階へ上げるための給食を運ぶエレベーター方式ですね、そういったものの設計や整備もございます。また、現在デリバリーも民間の業者でございます。だから、民間が望ましくないとも考えていないところでございますが、センター設立から提供まで全てを民間に任すのは相当なるコストがかかるのは、そのように認識しております。

したがいまして、それら含めて基本構想の段階でどのように進めていくか慎重な審議が必要と考えております。したがって、直ちに民間活用導入ということは難しいのかなと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

私も必ずそれをせよと言っているわけではないんですけれども、先ほどおっしゃったようなエレベーターであったりとか、あと配膳室、これ市内に給食センターを建設する場合にも必ず必要になるものなので、特別コストがかかるというものではないと思います。だから、そこに関して市民のニーズ、時間が四、五年かかる。その間の子供たち、要するにこの前アンケートを取ったそのアンケートに回答した子供たち自身がそのサービスを受けられないということに関して、ぜひ一度、様々な選択肢を含めて検討していただきたいなと思います。

これに関しては以上で、次に行きたいと思います。

先ほど重点的に講ずべき教育施策の内容をいろいろとご答弁いただきましたけれども、具体的なところもいただいたんですけれども、少しハード事業に偏っているんじゃないかという印象も受けました。

しかし、ソフト事業の必要性というのをやっぱり強調していかなければいけないと思っています。困難を抱えた子供、厳しい状況に置かれた子供への資源配分というところで、子供の貧困問題に移りたいと思います。

平成31年に亀山市子どもの貧困実態調査が実施されました。亀山市の経済的貧困率は11.4%、およそ8人の1人が経済的貧困という状況、全国平均では13.7でおよそ7人に1人が経済的貧困という状況でございます。

子供の貧困に係る問題は非常に多岐にわたります。例えば給食の流れで、食の保障というテーマで1つ例を挙げますと、朝食を食べる習慣のない子供への支援というものが上げられると思います。まず資料の1番をご覧ください。

これは亀山市です。子供の5.3%が朝食をあまり食べない、もしくは食べないという結果で、これ少ないと捉えるかどうかというところなんですけれども、全国平均とほぼ同じです。全国的に問題提起されておりますので、決していい数字ではないと考えております。食事の内容も、主食のみというのが32.4%いる。また、ヒアリング調査からも食の乱れというものが指摘されております。

その上で、資料の2番をご覧ください。

これの右上のところに記載されておりますけれども、朝食を毎日食べていますかの回答と学力調査による平均正答率の関係を示したものです。明らかな相関関係が見てとれます。朝食を食べないと1日頭の働きが悪くなるという、そういったイメージがあると思いますが、そういったレベルの問題ではなく学力の格差に直結する問題だというエビデンス、確立されて専門家も警鐘を鳴らしております。

例えば、イギリスなんかでは学校独自の家庭支援チームがあって、ブレックファースト・クラブといって朝食を提供する支援を行っております。日本でも、スクールソーシャルワーカーの先導で、自治会などと連携して朝の子ども食堂を実施しているようなところもあります。亀山市にはコミュ



ニティ・スクール、これ全小・中学校にできましたので、こういった朝食を食べられない子供への支援というのは検討課題の一つだと思っています。

子供の貧困の一つの重大な教育課題として、子供の朝食支援に取り組む方向性が必要と考えますけれども、ご所見、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

平成31年3月に行われました亀山市の子どもの貧困に関する実態調査において、お示しをいただいておりますけど「朝食をあまり食べない」「食べない」という子供が約1割いるという結果が出されております。これは経済的貧困と、それから文化的貧困という2つの要素の違いも指摘がされているところかと考えております。

ご提案いただきまして朝食支援といったような形、これはなかなか実現に難しさがあるのかなあというふうな部分もあるかと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、経済的貧困だけではなく文化的貧困、別に朝食を食べなくてもいいやと思っているご家庭と、そういったものに対しての一つ考え方ということもあるかと思っておりますので、そういった意味で私どもといたしましては「早寝早起き朝ごはん」といったような基本的な生活習慣というものも身につくような様々な指導を行っているというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

家庭教育に働きかけるという意味だと思っておりますけれども、取組としてはもっものように聞こえますけれども、実は全く貧困対策としては不十分だと思っております。

くしくも資料2番、これ専門家の資料なんで私が書いたんじゃないんですけども、早寝早起き朝ごはん運動で家庭の意識を向上させれば改善できるのでしょうかとあります。言って聞かせて、分かったで済むなら、貧困問題というのはそもそも存在しないと思います。

子供は自ら貧困を克服することはほぼ不可能なので、まず困難にある子供を救うということを主眼に、これが最優先だということを強く申し上げておきたいと思っております。

次に移ります。

資料5番をご覧ください。

中学校入学時に必要となる教育費、学習費を私のほうで試算したデータです。入学時には、どの中学校でも15万円から16万円、仮に自転車を購入しなくても10万円前後かかる計算です。これに毎年の学校徴収金や部活動費などを加えると30万円を超えてきます。そして、文科省が算出している学校外活動費、塾とか習い事ですけれども、それを足すと総額60万円を超えてくる計算になります。

就学援助対象ではない、経済的にふだんそんなに困っていないというご家庭ですらも義務教育でこんなにお金がかかるとは思わなかったという声を聞いております。

支援家庭に関わらず、義務教育にかかる教育費負担はもっと軽減されるべきではないでしょうか。これはあくまで試算なので、この数字について感想を求めるわけではありませんけれども、教育費

負担について、教育長としてどのように認識されているのか、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

本来、小・中学校義務教育段階でございますので、無償に近い形で義務教育を受けられるというのが理想だとは考えております。

ただ、現状を見ますと、特に物価の上昇とか経済格差、加えて文化的格差も加わって大変教育費にお金がかかっているなあという感想は持っております。ただ、議員お示しの資料5番につきまして、学校教育費につきましては、A中学校、B中学校、C中学校と上げていただいておりますが、三十一、二万、学校外活動費は塾や習い事を指すと思いますので、学校教育費に限定しますと三十一、二万のうち就学援助に該当するご家庭、子供さん1人について中1で20万ほど、中2で15万ほど、中3で20万ほどの援助はさせていただいております。

だけど、近年の、日本のと申しましょうか、経済情勢とか社会情勢を考えたときに、教育費、ご家庭の負担の占める割合が高くなっているのは承知しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

教育長から先ほど就学援助の話もありましたので、そこにちょっと移行していきたいですけども、資料3をご覧ください。3番です。

亀山市の就学援助率は、私の計算だと7.6%です。これは年度にちょっとずれがあるのであくまで参考として見ていただきたいんですけども、三重県の就学援助率は12.56、全国では14.53です。当然ながら、就学援助率というのは支援を必要とする家庭が多いということなので、高ければいいというものではないというのは認識しておりますけれども、低いから必ずしもいいというものでもないと言われております。捕捉率が低い、つまり必要としている方の元へ支援が届いていない可能性を否定できないからだと思っています。

この就学援助率の低さに関しては、教育長としてどのように捉えているか、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

就学援助の率でございますが、令和元年度において全国平均は13.4、三重県平均は11.97、それに対し亀山市は7.62となっております。令和2年度で申しますと、認定件数が362人で前年度より43人増加しております。援助率も1.02上昇して8.64%となっております。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を理由とする申請も実際に増加しておりますから、当市においても就学援助率が上昇している傾向にあるというのは認識しております。

いずれにおきましても、市内の援助率は国や県と比べて低い状況にあるのも事実でございます。その特性としまして、地域の皆様のフォローを受け様々な方々の支援による相談、サポート体制が整っている。言い換えれば子供のセーフティーネットが有効に機能しているとも考えられます。加

えて、地域の雇用状況が比較的安定していることなども功を奏していると考えられるかと存じます。

議員がご心配されている就学援助率の申請を控えている、遠慮しているとか抵抗感がある、そういった家庭があるのではないかというご指摘だと思うんですが、そこは私も学校長を経験してきた中で、ご家庭の事情とか子供さんの状況を毎日見る中で声をかけて、本当に経済的に困っているご家庭には、それでいて生活保護や就学援助の申請をされていないご家庭には声かけを丁寧にさせていただいてきたという私自身の経験もございます。そのようにして、できるだけ申請漏れのないようには現場でも努めておる次第でございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

#### ○1番（草川卓也君登壇）

教育長のご経験からのご答弁いただきました。

そういった取組が本当に大切だと思います。学校現場でそういった必要な支援につなげていく、また学校のそういった教育の場だけではなくて、あとは福祉の窓口でも就学援助というものもありますよと、そういった案内をしていくとか、子供にとって必要な支援を必要なタイミングでつなげることができる体制、学校プラットフォームという形でも項目にも上げておりますけれども、そういった体制づくりが必要かなと感じております。

就学援助の制度そのものの話も少しだけしたいんですけども、資料4をご覧くださいと思います。

経済的貧困層でも、必要としながら受けられていない家庭というのが3割に上ります。少なからずとも、利用したくてもできない家庭があるということが結果として表れているのかなと考えています。

それに併せて資料5番目、もう一度ご覧くださいなんですけれども、先ほど教育長からもありましたけれども、学校教育費、試算するとおおむね32万円前後です。それで、先ほどちょっと就学援助の合計額も教育長からありましたけれども、実際、項目として合わせていくと私の計算では14万6,630円の就学援助、これの計算だと差額約18万円という形です。

これでカバーできているのかどうかというところなんですけれども、資料4番を見ていただきますと、左下のところに就学援助が学校でかかる費用をカバーできているかという問いに対して、「あまりカバーできていない」が23.5%で「カバーできていない」が4.9%、これも3割近くに上ります。こういった方々へのサポートというのが非常に重要だと思っています。

加えて、今回の資料にはつけていないんですけども、この貧困調査によりますと相対的貧困層の中で子供を部活動に入部させてやりたくても経済的な理由で入部させられなかったという家庭が存在しているということも分かっております。いわゆる社会的排除というのが現に発生してしまっているとも考えられます。

この状況をどう改善していくかというところで、例えば就学援助の項目にクラブ活動費に対する援助というものがございません。こういったものを加えていくなど、また周知徹底をしていくなど、こういったところに対策していただきたいと思っておりますけれども、再度、教育長からご所見いただきたいと思っております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員から幾つかの子供の貧困に関する調査の資料を提示していただいておりますが、まず私ども、就学援助におきましては、先ほどのような学校現場、また福祉とも連携した働きかけ、ご案内をできる限りのことはさせていただいているという点と、就学援助の実際の受給基準におきましても、世帯の所得が生活保護受給基準に対して1.5倍未満であることと定めておりまして、県内トップクラスの受給率、受給額を提供させていただいているのも事実でございます。

加えまして、急に職がなくなってしまったとか、急に病気になって働けなくなったとか、そういったときには年度途中であっても特例認定という申出を申請していただければ、昨年度の収入状況とかそういうのを抜きにして直近の収入状況を勘案して、随時特例認定委員会というのを設けてその判定を柔軟にして援助できるように対応させていただいております。

それは精いっぱいのことをやらせていただいているというのは知っていただきたいというのと、その援助に対するクラブ活動とか体育実技用具とか、そういうお話があったかと思いますが、クラブ活動については児童・生徒全員が個々に用意する用具や全員が一律に負担すべき経費を指しますが、個々のクラブ活動によって費用が異なりますので、全ての児童・生徒に等しくかかるものではないことから現在は支給をいたしておりません。これは県内で支給している市も一市もございません。亀山は支給したらということも分かりませんが、今後の検討課題かと思っております。

体育実技用具については、柔道、剣道とか、そういった防具の用具を指すんですが、児童・生徒全員が個々に用意するものでありますが、現在個人で購入していただいているものはございません。体操着等につきましては、本当に買えなければ、一定定められた体操着が皆と違う姿で登場してくるということになりますので、それはすぐに学校関係者も認識できますので、保護者からの個別相談に応じながら学校にストックしているものを貸し出したり、卒業生が寄贈していただいた、自転車もかばんもですが、そういったものも一定備蓄といえましょうか確保しておるのを提供したり、そういった柔軟な対応をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

亀山市の就学援助が認定率、生活保護基準の1.5倍未満で、かつ特例などもある。様々な取組もやっている。これも存じ上げております。その上で、それでもやはり相対的な貧困率がそれほど全国と目立っていいというわけでもないにも関わらず就学援助率が低いというところ、ここの原因をしっかりと突き詰めて今後の課題として捉えていただきたいなと思っております。

次に移ります。

資料6番、ご覧ください。

お子さんは塾や習い事に通っていますかという問いに対して、全体で43%の方が「通っていない」、経済的貧困層では61.9%に増加します。経済的に余裕がないから通えていないという理由で最も多いという調査結果です。貧困によって格差が生じているところの一つだと思います。

先ほども紹介しましたがけれども、学校外の活動費、年間約30万円と文科省は平均で算出しております。こういったところの負担軽減、そして貧困による教育格差の是正について、どのような対

策を実施していくべきかと考えたとき、例えばデジタル変革、DXによるオンライン教育の推進、これこそ個別最適化、誰一人取り残さない教育が求められるところだと思いたいますが、これに関してご所見を伺いたしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずこのICTでありますとかDXというものを活用した教育ということにおきましては、市の教育委員会が独自に作成いたしました動画や「NHK for School」などの学習動画、県教委が行っておりますデジタルコンテンツのライブラリー化と併せて家庭で活用できるコンテンツが充実しつつあります。

本市では、子供たち一人一人のニーズに応じた学習を行うことができる学習支援ソフトを導入しております。これにより、小学校1年生から中学校3年生までの5教科と、中学校実技教科の教材を家庭でも学習することができます。

市といたしましては、昨年度より就学援助家庭に対して端末購入及びインターネット接続費用の給付を行い、家庭においてもICTが活用できるよう基盤の整備を行っております。ICTの活用は貧困や不登校の子供たちの学習機会の保障にもつながることから、今後もさらにICTを活用したきめ細やかな支援を充実させてまいります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと時間がないので、学校プラットフォームの項はまた今後課題として、割愛したいと思います。

重点的に講ずべき教育施策の優先度、初めに伺いまして、私なりに付け加えるべき視点として、これはまだまだこれからの政策課題だと思っています。子供の貧困対策、これの一端を取り上げました。ほかにも不登校、いじめ、虐待など様々な子供に関係する問題というのはあると思います。

今回、あくまで教育支援に絞りましたが、待機児童問題、生活支援、福祉にもまたがって子供に関して解決すべき問題、課題は山積していると思います。本当に誰一人取り残さず、困難を抱える子供たち一人一人をしっかりとケアしていこうと思えば、ハード事業だけではなくソフト事業もかなりのボリュームになると考えています。

繰り返しになりますけれども、重点的に講ずべき教育施策については、より多くの選択肢を検討していただき、もう少し詳細に財政的知見も踏まえて優先すべき教育施策を整備した上でしっかりと後期基本計画に位置づけていけるよう、教育委員会としてまとめていただきたいと思っています。

次の項目に移りたいと思います。

環境基本計画に関してでございます。

第2次亀山市環境基本計画、これ2030年を目標にした計画ですが、政府が掲げる2050年カーボンニュートラルとの整合性について、どのような考えか確認したいと思います。いわゆるカーボンニュートラル、グリーン戦略、こういったものは2050年を見据えるものであって、2030年というのは通過点にすぎないと思います。

環境基本計画、2030年を目標にしておりますけれども、2050年を見据えた計画にすべきだったんじゃないでしょうか、ご所見を伺いたと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

カーボンニュートラルでございますが、国におきましては菅首相が昨年10月26日の臨時国会の所信表明演説で、2050年に国内の温室効果ガス排出を全体としてゼロにすることを目指すと表明されました。その後、国においては12月に経済と環境の好循環をつくっていく産業政策として2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定いたしました。また、先月26日に新たに2050年カーボンニュートラルの実現を基本理念に盛り込んだ地球温暖化対策の推進に関する法律を改正する法案が成立したところでございます。

一方、三重県においては、国に先立ち2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す宣言がなされ、2021年3月に策定されました三重県地球温暖化対策総合計画において目標年度を2030年度とし、脱炭素化社会の実現につながる高度な低炭素社会の構築を目指しております。

本市におきましては、先日、パブリックコメントを経て2030年度を終期としました地球温暖化対策実行計画を内包しました第2次亀山市環境基本計画を策定したところでございます。

議員ご指摘の2050年カーボンニュートラル実現との整合性でございますが、第2次亀山市環境基本計画の基本施策に掲げておりますとおり、2050年を見据えた脱炭素社会の実現を目指し、まずは2030年を目標としてしっかりと脱炭素社会に向けた基盤づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

2050年の脱炭素社会を見据えてということだったんですけれども、これは市長に伺いたと思います。もうはっきりさせたいなと思うんですけれども、亀山市も2050年ゼロカーボンを明確に宣言すべきではないかという提言です。

県内では、三重県、桑名市、志摩市、南伊勢町などが既に宣言をしております。緑の健都たる亀山市の覚悟が試されていると思っておりますけれども、市長の考えを伺いたと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国は、今ご指摘のような2050年カーボンニュートラルを宣言し、地域におきましても全国各自治体で国に先駆けた宣言がなされてまいりました。三重県におきましても、三重県も含め三重県以外に2市7町が宣言をされたと認識いたしておるところであります。

本市におきましても、今回のこの環境基本計画の基本施策の一つとして脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築として掲げて、2050年脱炭素社会を見据えた基盤づくりを市が率先して市民、事業者の皆さんと共に取り組んでいくというふうな決意をお示したものであります。

議員ご指摘の本市としてのこの宣言をするか否かということではありますが、市内企業の再生可能エネルギーの導入状況や脱炭素に向けた産業界の動向も踏まえまして、現在、総合計画後期基本計画の策定も入っておるわけではありますが、それらの中で検討をしてみたいというふうにお考えしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

後期基本計画の中で検討していくということでございました。これからはまさにグリーンとデジタル、この2つがキーワードとなっていくと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

2050年のカーボンニュートラルを意識して、具体的な施策について提言したいと思います。大きなテーマですので、ここは全て市長に伺いたいと思います。

環境に配慮した新庁舎の設計・建設について、私は新庁舎の木造化を提言したいと思っています。環境基本計画にはこのように記載されています。木材の持つ二酸化炭素を吸収し大気中に排出しない炭素を固定する性能を生かし、亀山市産材を利用した公共建築物の木造化・木質化を推進します。そしてもう一つ、行政サービスの提供や防災などの行政の中心拠点となる新庁舎の設計・建設については、都市機能・防災面に加え環境への配慮及び再生可能エネルギーの活用も含めた多面的な検討を行いますとあります。

資料8番をご覧ください。

経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」にも高層建築物等の木造化というのが位置づけられております。検討期間も新庁舎の検討期間とほぼ同じです。日本初の先進事例として緑の健都にふさわしい新庁舎になると思いますけれども、市長のご所見、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎の構造については、既にお示しをしております新庁舎整備基本計画の中間案において、庁舎建設に係る一般的な構造種別として鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り、鉄骨鉄筋コンクリート造りの工法を上げてはおりますけれども、公共建築物の木造化を国においても積極的な推進、促進がされておまして、今後ますますご指摘のような地域産材における公共建築物の木造化や公共建築物における木造建築の中高層化が進むものというふうに認識いたしております。

議員ご指摘の新庁舎の木造化につきまして、確かに環境負荷の低減や周辺環境への配慮につながる一方で、当然ながら庁舎としての十分な性能を確保する必要があることから、耐震性能や耐火性能といった安全性、将来的なレイアウト変更への対応といった柔軟性の確保、それから建設コストなどの経済性など検討すべき課題はあろうかというふうに思っております。

緑の健都にふさわしい、長い将来を見据えた新しい庁舎建設がどうあるべきか、そういう視点からも、今後コロナ終息後の新たな社会を見据えた新庁舎整備基本計画の策定に取り組んでまいりま

すことから、庁舎の構造そのもの、木造化等々も含めましてご提案いただいたものも含めまして木造と鉄筋コンクリート造りのハイブリッドの構造とか、いろんな手法も考えられようかというふうにも思いますので、幅広く調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

目玉となるような事業になると思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

時間の関係上、これ多分最後になると思います。次の質問です。

効率的な再生可能エネルギーについてということで、地域電力会社の設立を提言したいと思いません。

資料10番、ご覧ください。

奈良県生駒市のいこま市民パワー株式会社という先進事例です。市内の再生可能エネルギーを最優先で調達し、公共施設、民間事業者、一般家庭に供給する電力小売会社です。再生可能エネルギーの地産地消を進めていくことはもちろんですが、電力小売事業の収益は株主に配当せず、子育て、福祉、教育などまちの課題解決のために還元していく、市民参画を徹底した地域の新電力会社でございます。

これが実現すればどのようなメリットがあるのかということですが、資料9番のほうをご覧ください。

少し古いデータなんですけれども、亀山市内で電力と輸送に限定しておりますけれども、年間消費されるエネルギー量と、それに支払う金額を試算しました。右下のほうをご覧ください。数字を見ていただくと分かるんですけど、約200億円に上ります。一般会計予算に近いお金が毎年亀山市内でエネルギーに消費され、ほとんどが市外に流れているということです。

仮に、これ全て地域電力会社の再生可能エネルギーによる自給自足ができればどうなるか。低炭素の推進はもちろんですが、莫大な経済波及効果、電気代の削減だけではなく災害時の避難所や市役所、病院などの電力確保、そしてまた先ほど申し上げたように子育て、福祉、教育など市民サービスの向上も見込めます。

ぜひ検討すべきだと思いますけれども、市長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

エネルギーの地産地消、いわゆる地域新電力でございますけれども、本市においては総合環境センターのごみ溶融処理施設でごみ溶融処理時に発生する可燃性ガスを利用して発電をし、余剰電力を充電しておりますが、その電力を地域内で消費するシステムにはご案内のように至っておりません。

一方、この取組は全国で40自治体が取組みられておまして、いわゆる新電力会社等々の立ち上げ等々ですが、県内でも松阪市がクリーンセンターで発電された電気を行政、ガス事業者等が出資し設立した新電力会社が買い取って公共施設へ供給する取組が行われております。

議員ご指摘のエネルギーの地産地消への取組ではありますが、当然二酸化炭素の削減、地域経済の



活性化などの大きなメリットがあります一方で、安定した経営を継続していくために安価でかつ安定した大規模な電源の確保、契約電力の需要の確保、供給量が不足する場合は他の電力会社から購入する必要があるなど、まだまだ多くの課題があることのように聞いておるところであります。

このようなことから、現時点では事業化に取り組むことは困難であるというふうに考えておりますが、第2次亀山市環境基本計画の推進力を高めるためのプロジェクトに位置づけました再生可能エネルギーのさらなる活用と適正導入を目的としたエナジープロジェクトの中におきまして、全国の事例等々も調査をいたしまして、今の前向きなご提案だというふうに受け止めておりますが、これも併せて研究をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

前向きな提言と思ってやらせていただいておりますので、ぜひ検討を今後進めていただきたいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、今後はグリーンとデジタルの時代だと思いますので、この緑の健都かめやまがそれにふさわしい、その時代をまさに先頭を走るぐらいのつもりで市民サービスのためにぜひともまちづくりをお願いしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

---

（午後 1時59分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問させていただきたいと思います。

項目がたくさんありますもんで、簡潔な答弁をいただきたいと思います。

まず自治会活動について入りたいと思うんですけども、その前に市長さんの見解をちょっと確認して本題に入りたいと思います。

櫻井市長は28歳で亀山市議1期をされ、県議を経て、現在亀山市長となって職務を行われています。そういう中ですが、市内には280余りの自治会が存在しておりますけれども、各自治会によって、それぞれの自治会長さんは自治会の活動及び要望等について取りまとめていただいております。確かに永年就任で5年、10年、15年という形で表彰もされたような中で、自治会長さんというのはどのようなものか、制度の結びについてどのように市長は考えてみえるのか、ちょっとその見解をお教え願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

自治会長さんがどういうものか、市長の考え方をということでしたが、地域社会のある意味課題、あるいは絆、地域の祭りとかいろんな行事等々、本当に地域最前線で住民の皆さんの一つの塊としてそれをまとめていただいたり、まさに自治の最前線でご尽力をいただいております。また、行政との関係におきましては、様々な行政と住民の方との、まさにその地域とのつながりのパイプとして大変ご尽力をいただいておりますものというふうに感じております。

また、30年ほど地方行政、地方政治に関わってまいりましたが、随分自治会の在り方、あるいは今も少し触れられましたが、かつてのように10年選手、長い方ですと亀山市内でも30年という自治会長さんもお見えでしたが、現在、住民の皆さんも自治会に属さない方も本市でも少し見られるようになってまいりましたし、自治会長さんの成り手が非常に少ない中でご苦労いただいておりますのも承知をいたしておるところであります。

いずれにいたしましても、地方自治の最前線でご尽力いただき、本市の自治を今後も担っていただく意味では極めて重要な役割を担っていただいておりますものというふうに認識いたしております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。各地区の自治会長さん、それぞれ地域の自治会のためにご努力されておると。そして、確かにさきの津市のようないろんな事案も発生すると、自治会活動でね。確かにその活動が、決して私はよくないもんやと思っておりますけれども、にもかかわらず市政運営において地域の自治会長さんの協力がなくなることにはやっぱり行政はやっていけないと思います。

その中で5年、10年、15年、20年、30年という顔見知りの自治会長さんの要望と、地域によっては毎年自治会長さんが替わっていくということで自治会運営をやってみると。その中で当該自治会長さんが、この地域について、特にこんなことについては改善すべきやないかという思いで市の窓口で相談に見えると。その要望については、やはり費用がかかるか分かりませんが、ある程度そういう軽微なものに限っては、その辺はやっぱり対応していくのが窓口であり亀山市政ではないかと私は思っています。

この問題を提起させてもろうたのは、地域の自治会長さんがごみ出しのことについて、このごみは今日出す日ですかという、こういうようなものを窓口へ6枚、ラミネートというんですかな、雨にぬれても飛んでいかんようにラミネートしてもらえんやろうかといって窓口で相談に来られたと。そんなもの何やら環境部とか何やらかんやら、ごちゃごちゃ言うて結局それをしてもらえんと帰ってきたと。早速、私んところの家へ来はって、えらい怒られたんです、私。どないなっておるのやといって私怒られましたんやで。こんなぐらいのことがなぜできやんのかと。そのぐらいしてくれてもいいやないかと思うんですけれども、こういうふうなことは市長にまでは届いてないか分かりませんが、軽微な地域の要望については、市の行政窓口は応える必要があると私は思いますけれども、市長の見解、ちょっといかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、自治会長さんをはじめ市民の方からのご相談も多岐にわたる様々なご要望を、亀山市として、市役所としてお受けをさせていただいて必要な対応をさせていただいております。

今、議員が触れられたその事案の前後詳細、全て把握をしておりますけれども、基本的には自治会長の皆様には日頃から地域の活動にご尽力いただいておりますし、心から御礼を申し上げたいと思いますし、自治会で解決できない課題もございますので、市に関することであれば市へご要望いただきましたらそれぞれの担当部署において対応させていただいております。

もし、市のどこの部署に要望したらよいか分からない、あるいは新人の自治会長さんもお見えであろうかと、勝手がなかなか分かっていられない方もお見えだと思いますが、そういう場合については自治会を担当させていただいておりますまちづくり協働課へお問合せをいただいて、担当部署をご案内させていただくことになろうかと思っておりますし、本当に軽微なご要望ということでありましたら、内容に応じては自治会の担当部署であるまちづくり協働課でお話を対応させていただくことは現実もそうだというふうに思っておりますし、今後においてもそのように対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確認の意味で、一遍市民部長に今後どういうふうに対応していくのか、そこについて確認の意味でちょっとご答弁いただければありがたいですけれども。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

初めに、その自治会長さんにお越しいたきましたときに適切な対応ができず、不愉快な思いをさせてしまいましたことに対しまして深くおわび申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

自治会長さんのご要望に対する対応でございますが、先ほど市長が申されましたとおり、いろんなご要望に対していろんな部署が担当しておりますが、それぞれご要望をいただくときに、まず市役所玄関を入っていただいてすぐ横にまちづくり協働課、こちらのほうで、または受付のほうで、こういう場合はどこへ行けばいいのかということをお聞きいただきましたら適切にご案内させていただきます。

また、どこで対応できるか分からない事案等につきましては、私どもまちづくり協働課のほうで対応部署を確認させていただいた上で、ご案内するなり適切な対応を心がけてまいりたいと思います。

また、議員おっしゃいましたように、軽微なご要望につきましては私どもまちづくり協働課のほうで極力対応させていただく、そんなような形で今後とも自治会活動をご支援させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

地域の自治会長さん、精いっぱい自治会活動についていろいろご努力をいただいておりますので、そういうことについて十分留意していただいて、今後対応していただきたいと思います。

次に、プレミアム商品券の精算残額、それだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

精算残額ということでございますけれども、今回、昨年度実施しておりますプレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」でありますけれども、商品券発行総額が4億1,137万8,970円でございます、そのうち商品券として換金額が4億979万2,000円ということになってございまして、99.5%が換金率ということになっております。

使用されなかったその分ですね、それが精算額ということで議員ご質問かと思っておりますけれども、使用されなかったプレミアム商品券2,061枚分ということで、金額にいたしますと206万1,000円ということになってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは精算額が206万1,000円、結局市の雑入に入って決算で上がってくると思いますので、今度は決算のときにちょっとやりたいと思いますもので、次に移りたいと思っております。

次ですが、新型コロナワクチンについてお聞きしたいと思っております。

現状と今後についてということで、本市においてもワクチン接種については既に国の指針によって医療関係従事者をはじめ75歳以上の接種、65歳以上においては5月21日、接種券の発送、6月1日より予約が開始され、基本的に6月14日から接種が開始されております。

昨日も3名の議員の方が質問をされました。そこにおいて、亀山市は副市長を本部長として接種に関する対応をしてみえるんですけれども、市長として対策本部にどのような指示をしているのか。たまたま打った副市長さんもお見えらしいですけれども、キャンセルが出たもので。75歳以上のキャンセル、余剰分1,377回分、それが65歳から74歳までの予約券発送が21日に行われて、服部議員からもいろんなブログで書かれておるんですけれども、遅延でその争奪戦になったと。私も、うちの町内の人が25日にお会いしたんですけれども、取れたわ、わしはと。何でやな、あんたまだ75過ぎてへんやんかと。いや、昨日はがきが来たで取れましたというて、夫婦で取られたと。わしもあかんもので、次の日にはがきが来ました。それでやったら、もう満杯であきませんというような形で、6月19日に予約は取れましたけれども、そんな状況でしたな。

そしてまた、三重大学で集団接種を行うと。それで市内各公共施設というのか小・中学校、保育園、幼稚園、学童等々に接種希望者を募ったと。772名の接種希望者があったと、土・日ですけ

れども。その結果、集団接種に可能なのは510名の方が行かれると。土曜日接種者は191名、残りが日曜日接種と、このようになっておるんですけれども、市長、これどうなっておるんですかな、この状況。その接種者もばらばらに、ちょっと資料をもろうたんですけれども、保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小・中学校、それで希望者が1,107人見えて、こんな形ですけれども、対象総数が1,107名のうち6月12、13日の接種希望者は772名であったけれども、これは市長、そういうふうなことはご存じなのかどうか。そういうような対応をしたのか。どういうふうに考えてみえるんですかな、これ、市長。

対策本部長からそういう相談があって、市長はこうすべきやという指示を出されたんか、いやわしは知らんのやと。基本的に対策本部を設置したけれども、市長としてはどういうふうな対策本部に対して指示を、任命するのはあなたですから、出されておるのか。何かこれ出したんですけれども、6月1日号の広報「かめやま」ですよ。1枚めくって、また1枚めくって、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ、半ページですよ、これ。今は日本国として、このワクチンの接種事業を一日も早く、数%でも伸ばすと。一人でも早いところ接種をして、そしてこのコロナ感染対策に対応するのが今の政治に求められておる第一のことですよ。だから、広報「かめやま」でも、5ページ使うても、今後の在り方等々についてもやっぱりやっていかんなんと思う事業なんですわ。各市町の首長、亀山市はあんまりこういうことはないんですけれども、志摩市とか75歳までは95%完了したというようなことでやっておるんですけれども、ほかにもいろいろあります。

どのような指示を市長として対策本部に出されておるのか。今のこの、すぐ手を挙げましたけれども、そのお考えは。指示の内容等々についてお教えいただきたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

今、様々のご指摘をいただきましたが、総じて本市のワクチン接種についてどのような対応とどのような考えで進めてきたかということであろうかと思しますので、少し考えを述べさせていただきます。

このワクチン接種は、過去に前例のない大事業でございますので、国の方針は刻一刻と変化をしてワクチン供給の時期、量についても現在まで不確定など、急な通知や遅れなどに対応することも多くて、限られた時間と限られた人員の中で、混乱を最小限に抑え円滑なワクチン接種を進めることが困難なことでありました。これは全国的にそのようなことで、奮闘してきたというふうに思っております。

しかし、コロナ禍における感染防止、重症化予防への最善策としてのワクチン接種は市民の皆さんに対する責任とやりがいでもありまして、自治体としての底力が問われているものと受け止めて、2月以降努力を重ねてまいりました。本市におきましては、2月8日に西口副市長を本部長といたしますワクチン接種推進本部を立ち上げまして、以降、ワクチン接種室を中核に、関係部局、医療センター、支援プロジェクトチームなどのオール市役所の全庁体制、応援体制によりましてこれに当たってまいりました。

既にご案内のように、3月末より実施をいたしてまいりました医療従事者、高齢者施設関係者などの接種を先月終えまして、5月17日からは高齢者の段階的な接種を進めておるところであります。

す。

昨日の小林部長のほうから報告させていただきましたが、6月13日現在での1回目の接種の高齢者5,650名、これは40.6%であります。2回目接種が940名、6.8%と進んでまいっておるところでございます。

一方、高齢者の接種券におきましては、予約開始当初、一部ご不便をおかけいたしましたわけでありますけれども、予約の混乱を最小限に抑えるため2段階に分けて送付、その結果、他で生じたような電話回線やシステムダウンといった大きな混乱もなく、既に高齢者の80%以上の皆さんが予約を完了されておるところであります。

さらに、急なキャンセルの対応によりまして貴重なワクチンが無駄にならないよう、いち早く5月の連休明けからキャンセル待ちの独自の仕組みを構築するなどの工夫を重ねてまいったところがあります。また、医師会などのご協力の下、夜間の集団接種も実施するなどして、19の医療機関の個別接種と併せて現在までおおむね順調に進んできたと認識をいたしておるところであります。

今後も様々な局面があろうかと思っておりますが、またご指摘のような市民の皆さんへの広報、今回の広報だけの記載ではなくて、数度にわたりまして情報提供、あるいはケーブルテレビ、ホームページ等々ではさせていただいてまいっておるところであります。しっかり混乱が最小限に抑えられますよう、そして市長といたしましてはこのたびの、これもご指摘の三重大学での保育士、あるいは放課後児童クラブの指導員、教職員等への接種のように、急な国・県の動きにも柔軟に対応しながら迅速かつ円滑に住民接種が進むよう、今後も全庁を挙げて最善を尽くしてまいりたいと考えておるところであります。引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私、物をしゃべるのが下手ですもんで意が伝わっておらんか分かんですけども、基本的に、75歳以上の方で対象者の中で1,377名の方が予約をされなかった段階において、この三重大学で接種する510人分が割り当てられたと。この前に75歳以上の方の接種の1,377名の中に、本来なら今ここに見える1,107名の方をあてがうのが対策本部の仕事と違うかな、副市長。そうでしょう。そういうような知恵がないのか。たまたま三重大学で2,000人分やると、集団接種を。あれは津市と鈴鹿市を対象にした集団接種です、基本は。ところが、予約者が1,000人しか埋まらなかったと。だから、隣の亀山市に持ってきたわけですよ。

さっきも言いましたように、65歳以上74歳までの方の郵便物の遅延で、65歳以上の方が取れた方と取れなかった方が出てきておるんですよ。この1,130人分の空きができたら、まずこの1,107人の方に先行接種するという知恵がなかったんか。そういうようなことをやっぱり市長も指示を出さなあかん。だから、772名の方が支給をされて、土・日に、土曜日に191人しか打てん、319名かは日曜日にしか打てんというような状況になったんですよ。なぜそんな知恵をここで働かせやんの。それが対策本部の仕事と違うんかな、どうやな。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

三重大大学の接種会場で接種することになった経緯については、そこは以前に申し上げたと思うんですが、5月31日付で三重県の高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定に関する指針が示された中に、保育士、教育職員等へのワクチン接種、これが盛り込まれたところであります。

また、当市においてもその優先接種について検討を進めてまいりました。これは本部をはじめメンバー、いろいろ情報をしっかり検討した上で対応して検討を進めておったところではありますが、6月12日と13日に三重県が実施する三重大大学を会場とした集団接種会場の予約枠に余裕があり、高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者においても対象となるとの連絡が6月7日の夜に入ってまいりました。

そこで、これは急な取組でございましたし、一両日中にその数字、希望、対応、名簿の提出等々も求められたところでもありますので、せっかくの機会でございますので有効に活用させていただくという、こういう判断の下に急遽、市内の保育園、幼稚園、認定こども園等の従事者、それから放課後児童クラブの指導員、小・中学校の教職員の方々に接種の希望を聞き取りさせていただいたという運びになったものでございます。

いずれにいたしましても、極めて急なお話でございましたし、私どもとしては必要なこの機会を、数はいろいろご事情もあったかと思いますが、お話をいただきましたのでそのような判断をさせていただいたものでございますので、そこは十分ご理解をいただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

三重大大学のことは私は言うてまへんがな。亀山市の75歳以上の方に予約券を出した希望者の残りが1,377人見えたときに、なぜこういうようなことを、そんなら基本的にこの510名の方、優先順位、どういうふうにつけてあるねんな。私やったら、まず給食関係従事者を第1位、順位をするのやったら。選ばなあきませんからな。給食関係者、各施設の小・中学校、幼稚園、保育園の、それを1番。次に小・中学校の先生方、それから保育士、介助員の方もということ、そういうような順番はないんかな、本部長。それは順番をつけなかったのか。何でもいいで声をかけたのか、これ。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今、三重大大学の接種も含めて、高齢者に次ぐ優先接種者の中身の話をおっしゃってみえます。たしか8項目、9項目の接種対象者の分類がございますが、その順位をおっしゃってみえると思うんですが、医師会等の意見も踏まえますと、やはり保護者の雇用なんかも含めて、やっぱり接種順位の1番は保育所、あるいは放課後児童クラブではないかと。その次に幼稚園、小・中学校等が来るのではないかとという医師会の意見も踏まえて、事務局としてはそう考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、亀山医師会の先生方がそういうような順番をつくられたということによろしいかな。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

その意見も踏まえまして、事務局でワクチン接種、亀山市としてそのような順番が正しいのではないかというふうに考えたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

子供たちの食の安全を守るために、給食調理員が私は第1位やと思うておる、あんたと私と考え方が違うんかしらんけどね、医師会の先生方と。だけど、本来の接種分類、どうなっておるんですか。保育園、幼稚園、認定こども園、接種人数166名、放課後児童クラブ54名、小学校232名、中学校が58名か、290名ですよ、合計でね。ばらばらですよ。そして、各施設で打てたところと打てやんところが出てくるわけですよ。塊でこの接種順位を決めていくと。学校給食の調理員の方が僕は第1位やと思っておる。その方に打ってもらうことによって、子供たちがちゃんとワクチンを打った方に食を提供していただくというのが私は第1やと思う。医師会の先生方はそういうふうに言われたということにそれに従ってということですけども、それともう一つ、なぜ郵便物の遅延で、65歳から74歳までの方が取れたんは、道義的な責任はないんですか。わしも打ちたかったけれども打てんだと。キャンセル待ちでたまたま打たれた副市長さん、わしやったら、本来は対策本部がこれを動かしていくんやったら、対策本部の全員を私は打たす、私が市長の立場やったら。全員協議会で詰められたら、副市長がたまたま打ったと、ほとんど市長が発言をされんだ。あなたが本来なら対策本部のメンバー、全て打てと、なぜ指示ができなかったのかと。そうでしょう。あなた何も言わんと、副市長はあくまでも私の判断でというようなことになった。ということと同じですよ。まず75歳以上の方の余剰分が出た分に、何でそんなら遅延によって、何でそういう予約を受け付けたん。もっと有効活用するのが本来このワクチンの接種と違うかな。違いますかな。私はそう思うけれども、私の見解、間違っていますかな。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

75歳以上の方の残り枠が、たしか全協では1,000というふうに申し上げましたが、その後、実際何日かたって予約の段階になって200ほど減りまして、当時800ぐらいでした。その800に対して、65歳以上の約6,000人強の方に発送して、その800の枠がいわゆる先着順になったわけですが、その800だけであれば確かに不公平かも知れませんが、65歳以上の六千何人分のある程度の枠というのは、もう即その後で公開するという前提がまず1つございました。それと、そのやり方をしなかったらその800の枠が恐らく予約が埋まらずに、せつかく医療機関が用意された枠が予約が埋まらずに、接種ができずに、言葉は悪いですが流れてしまう可能性がございましたので、65歳以上の発送時に800ほどの75歳以上の残り枠が先着順になったことは、



私は当時としてはやむを得なかった、最善の策であったというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

わしのところに来た接種券の、赤文字で書いてありましたよ。6月1日以降、6月1日の9時から予約をしてくださいというふうに書いてあったですよ、予定では。にもかかわらず、券が来た、早う一遍見てみなはれというて、わしは携帯をうまいことせんもんで女房にさせたんですけども、確かに、聞きますと私が取れたのは6月1日の9時26分でした。それで空いておったのが19日でした、14日からの接種で。私より16分早い人は14日に接種予約ができた。それを皆待っておったんですよ。たまたまその800人の人は取れたで、まあラッキーやったなど、こうなのかな。ではないですよ。そんなもの、あなたおかしいよ。妥当と思う、それ。そうかな。妥当やったら妥当と言えや、妥当なんやったら。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

当時の状況において、あのやり方は最善、最良の策であったと今でも考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私にも14万何千何百何十という数字のこのカードが来ましたよ、ナンバーがね。それを打って、住所、氏名、自宅の電話番号、携帯番号、メールアドレスを打ってやるというようなことを書いてありましたよ。そうやけど、最善の策で、確かに携帯を、その予約システムの中にある程度工夫をすればよかったですやんか。6月1日以降は65歳から74歳ですよという一つの工夫をしたら。24日に郵便物が着いたときにすぐした人はすぐ入れたと思うんですよ。25日に着いたものは、大体11時ぐらいかな、郵便が来るのが。それができなかったんですよ、予約いっぱいということ。ある程度その歯止めが利くシステムをつくっておくべきやないかな。だから、そういうようなことやっとなでこういうような形で、三重大のときに772名の方の希望があっても510人しか打てやんという、こんな現象が出てくるわけ。もう少し工夫をしてください。それでここにもあります、無駄なワクチンをね。

基本的に、急なことやと思うんですけども市長は言われましたけど、都道府県知事、それから市町村長殿で総行政第83号、厚生労働省健発0518第2号、令和3年5月18日付で各自治体、県、それから医師会長からも各県の医師会の長にこの発令書が、通知文が出ています。

その中の一文を紹介すると、4月30日、総理大臣、厚生労働大臣及び河野国務大臣が日本医師会長と面談し、医療関係者の接種ご協力云々ということで、各自治体で接種するときに各行政庁、県、市町、医師会ともにこのコロナ禍を乗り切ろうじゃないかという協議を4月30日にやって、通達書が5月18日に出ておるんですよ。これ来ておるでしょう、市長のところへ。だから、そこら辺をきちっと精査してもらわなあかんと思う。

そして、ここにも伊勢新聞に書いてあります。5月30日、余ったワクチン誰にと、捨てない時

代が知恵というようなものがあります。山形県はキャンセル分を保育士や幼稚園教諭に回すよう指示したことを明らかにした、これ市長がですよ。新潟県三条市、これも市長が、滝沢さんという方ですけれども、登録のあった小・中学校のほうに連絡し、事前登録した教員が接種会場に赴くと。登録者は少なくとも900人と。これが、時間がないもので、5つぐらい書いてあるんです、これ。各自治体の長がそういうふうに工夫しておるんですよ。

もう少し亀山市も工夫を重ねて、そしてあなたが言うた臨機応変に、物事にはやっぱり臨機応変に対応してもらおうと。そういうことを想定して対策・対応等を取っていただくのが今回のコロナに対する対応やと、私は自治体の長の責任やと思う。

このコロナは終息に向かって、今でも総理も東京オリンピックをどうしてもしたいということを行っていますけれども、このコロナワクチンというのは生涯、未来永劫、人類として抱えていかならん一つの疾病事例ですよ。インフルエンザも一緒ですよ。幸い、今年はこのワクチン対策でかなりインフルエンザの患者さんが少ないということを開き及びますけれども、これから人類が抱えていかならん一つの病気なんです。天然痘しかり、みんなそうなんです。だから、今の段階できちとした手法を構築していかなんと人類は生き残っていけないと私は思っていますもので、せめて亀山市民がみんなゆっくり生活できるように、もう少し知恵を出していただきたいと思っています。こればかりやると、今後そういった推移を見てまた次回もやらせてもらいますけれども、結局市民に、何であの人はわしより先に打てるのやと、年も若いのにというようなことが起こらんようにしてください。

それから、政府も言うておる、国も、世界も言うておるんですけども、これで日本は16歳から接種をするというようなことですけども、アメリカ、欧米ですわな、12歳の人から接種を行うという事業になってくるんですよ、これ。

(発言する者あり)

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

要らんこと言わんでいいの、しゃべっておるのやで、要らんこと言うな。もうしゃべるな、おまえは。また要らんことを言うたな。わしもやじするけれども、自席からやじ言うたらあかんに。しゃべりたかったらここでしゃべりなはれ、議長の許可を得て。

だから、これから、できたら亀山市は10月までにせめて75%をクリアすると。せめてですよ。そういうような方向で今後一生懸命頑張っていたきたいと思います。もうちょっと言いたいけど、言い足らんけど、時間ないでね。もう一つ言わんならんで。

次に、林業総合センター火災に係る損害賠償請求についてですけども、資料請求、情報公開をさせてもらいました。情報公開させてもろうて、いろんなひもときました。

それで、ちょっと摩訶不思議なことが出てきたんですけども、平成26年に54万、着手金であって、それで平成27年に27万、これは損害賠償請求事件手数料、28年にも27万、29年にも27万、30年は27万、令和元年には27万5,000円、トータル97万4,981円の支出がされておる。諸経費とか印紙代とか、もろもろのあれで27万1,173円。それからもう一つ、意見書依頼書、それからアドバイザーの業務管理委託料が28万3,981円支出されております。これを合算していくと220万何千ころころ何ぼになるんですけども、特に和解に当たって共済との中で、一番下の段に、これも情報公開させてもろうたんですけども、米印で過失割合

の幅を考慮した中で3,000万というようなことが書いてあります。裁判費用ですな、一体幾らかというたら535万ということですよ。トータルすると、それにならんのですよ。だから、裁判というのは、私が問題視しているのは平成29年、損害賠償請求事件手数料というのは事務手数料、意見依頼に5万4,000円かかったと。この段階で裁判を仕切っておいたらあとの金は要らなかったと私は思う、あとの金はね。それで、損害賠償請求事務手数料、電気設備アドバイザー業務関連経費が28万3,981円が令和2年に固まっておるんですよ。第1回目の支払いが令和2年6月15日、最終が令和3年3月31日、これに固まっておるんですよ。和解に際して、この裁判は勝てるか勝てやんかという業務をここで精査しておるんですよ。これでどうしても28万の金を使うてアドバイザーの意見を聞いて和解に入っていたんではないかと私は推測するんです。これをもっと前にやっておれば、この裁判は6年もかからんだと思う、和解は。民事訴訟は。

この最後に弁護士が言うてはるな、これ。どこにどのような配線があるかについて、これ現場のが出ておるんですよ。結局、配線が悪かったもんで日本空調が気張ったんですよ、そのあかしがあるから。それは前回言いましたな。事後報告書というのが日本空調から出ておるんですよ。それに基づいて、日本空調がこの6年間引っ張ったんですよ。結局、最初もっと早い段階にやっておれば、日本空調の保険金5,000万ぐらいはあったと違うかと、予測もあります。そう聞き及びます。聞き及びだけですが、定かなことではないんですけれども。ここまで裁判を引っ張った中に、この1回目から28回の調書までに職員が3名ないし4名行っていますよ、西口副市長をはじめ。

それで今回の裁判の賠償で和解になったんですけれども、共済金が入っておるのでチャラやないかということなんですけれども、500万近い裁判費用は、私は7,000万やったら23万やと思う、印紙代は。訴訟を起こしても取下げ和解というのは、速やかこの状況、警察、消防、日本空調の事故報告書に基づいたら私は2年で解決できると思う。そうすると和解金はもう少し、正当な和解金を頂いて、そうしたら裁判費用が要らなかったと思うけれども、なぜこの調書を議会にもっと明確に出すべきやと思いますけれども、なぜ出さなかったのか。わざわざ私が情報公開で3,500円政務活動費を使わせていただいたけれども、なぜそんなことになったのか。

これは市長の責任やと思う。政治判断の甘さが今日に至っておると思いますけれども、もう時間が終わりましたもんで、ちょっとご意見があったら。後ほどお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

質問時間が経過しておりますので、櫻井議員に対する答弁は控えさせていただきます、櫻井議員の質問は終結をしたいと思います。

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時52分 休憩）

---

（午後 3時01分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

スクラムの前田 稔でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、亀山駅の周辺整備事業ということで質問をさせていただきます。

この前もちょっと会派でモデルハウスを視察に行きまして、物件を見てまいりました。やっぱり洗練された物件で、ほかのお客さんというか来てみえて若いカップルというか、内容を設備とかいろいろなものを見させていただいて、セカンドハウスに欲しいなあというような思いもありましたけれども、それは金額もそこその値段でございましたけれども、そういう中で、今回亀山駅周辺整備事業について質問をさせていただきたいと思えます。

まず現在の進捗状況について、駅前のその状況についてまずお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵産業建設部次長。

**○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）**

進捗状況というところでありまして、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業におけます施設建築物の整備につきましては、市街地再開発事業組合において昨年11月の工事着工以降、建築工事が順次進められております。現在、住宅棟の2階から3階の躯体部分、施設棟の地下階の躯体部分の施工が行われておるところでございます。これらの工事の実施によりまして、現時点での施設建築物新築工事におけます工事出来高につきましては15%となっております。おおむね計画工程どおりに進んでいるところであります。

**○議長（中崎孝彦君）**

前田議員。

**○15番（前田 稔君登壇）**

今、おおむね計画どおり進んでいるということなんですけれども、まず完成予定時期なんですけれども、完成予定時期はいつ頃になるのか。当初は令和3年度であったと思うんですが、今1年ぐらいい遅れてなっていると思いますけれども、その時期についてお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

亀淵次長。

**○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）**

施設建築物の新築工事については、市街地再開発組合と施工者との契約工期を令和4年10月21日までとしており、工事完成後の施設建築物の組合への引渡しも、同日の令和4年10月21日を予定しております。

また、施設建築物については、工事完成後に建築確認等の法定完了検査を受け、法適合の確認を行い完成及び引渡しとなりますことから、現時点では令和4年8月頃までに工事完成を目指しているところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

前田議員。

**○15番（前田 稔君登壇）**

予定どおり進んでいるということなんですけれども、完成時期というと令和4年の10月という

と、ちょうど議員の市議会議員の選挙の頃かなあというふうに思いますけれども、引渡し令和4年の8月頃ということで、現在順調に進んでいるということなんですけれども、今何か問題が起きているとかそういうことはないのか、再度ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

現在で問題があるかということでございますけれども、市街地再開発事業のこの工事につきましては、やはりこのコロナウイルス感染症の影響は多少あるものの、先ほども申し上げましたとおり工程としては順調に進んでおりますので、今のところは随時工事を進めていく状況であるということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、その関連する事業があるんですけれども、今年度から整備を行う駐輪場の整備の状況、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

今年度から整備を行います公園の駐輪場の整備状況はということでございますけれども、駐輪場整備事業につきましては、亀山駅の西側に位置する駐輪場について、昨年の4月より仮設駐輪場として供用しておりますが、昨年度用地を取得いたしました亀山駅東側の駐輪場について、今年度本格整備を進めるものであります。そのような中、亀山駅東駐輪場につきましては、現在早期の着工に向け設計を進めている状況でございます。

駐輪場の設備内容については、屋根つきサイクルポートを設置いたしまして、より多くの駐輪が可能となるようサイクルラックを整備する予定であります。また、利用者の安全性の確保のため照明灯及び防犯カメラを設置予定でございます。これらの整備により亀山駅東駐輪場において、約150台の駐輪が可能となると考えております。

なお、亀山駅東駐輪場については、年内での完成を目指しまして整備を進め、早期に供用したいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

駐輪場なんですけれども、まずこれをちょっと確認したいんですけど、有料であったか無料であったかということなんですけど、今まで無料だったのかなあと思うんですけど、その点についてちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

今回の駐輪場整備につきましては、以前この事業着手前に民間の駐輪場が2件駅前にはございました。これは民間でございますので有料の設置ということでございましたが、今回、私どもが整備いたします西側及び東側の駐輪場につきましては無料で進めてまいっておりますので、両方合わせて300台から400台の駐輪場が設置されることとなりますが、無料で開放していきたいというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今150台でちょっと聞いておったんですけど、400台駐輪できるということになって、それも無料でできるというようなことでございますね。この駐輪場についても今現在整備工事しておるということで、時期的には同じような時期に完成するということがよろしいんですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

東側の駅東の駐輪場につきましては、今年度、先ほど申し上げましたように年内に供用いたしたいというふうに考えております。西側、今現在仮設で供用しております駐輪場につきましては、今年度その場所に防火水槽を設置する予定がございまして、今年度は防火水槽の設置工事が済みまして、来年度に西側駐輪場も本格整備に入るところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうすると、それも全部合わせてで駐輪可能な台数は何台になるのか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

設計ができております東側については約150台を設置いたしまして、まだちょっと設計が完了しておりませんが、西側につきましても200台前後の駐輪を考えておりますので、都合350程度にはなるかなあと、ちょっとまだ数字については多少前後はすると思うんですけども、それぐらいを以前民間の駐輪場があったときの台数の数量よりも超えるような台数を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今までの民間を含めてあったその台数を確保されるということで、350程度ということでありますので了解をいたしました。

そうしたら、もう一つ、バスの待機所となるバスバースというのかな、整備状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

今回、駅前広場の改修に伴いまして、バスの待機所が一部少なくなるというところがございます。それに対応するための待機所となるバスバースを整備していくというものでございます。このバスバース整備事業につきましては、施設用地の取得に向け、地権者と今現在交渉を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

地権者との交渉中ということなんですけれども、その可能性としてはどうなんですかね。結構地権者さんとはもめることも、スムーズにいかない場合もあると思うんですけれども、その辺についての感触というか、その辺はどうなんですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

バスバースの用地交渉につきましては、地権者が法人でございますので、2社法人がございましておおむねの了解をいただいておりますので、契約に向けて最終段階に入っていこうかというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

もう一つ、肝腎な駅前広場に関連して車の利用者は、この駐車場の整備の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

駐車場整備につきましては、今年度より整備の方向の検討を行っておるところでございますけれども、先行買収された用地について、土地開発公社より買戻しを行ったところであります。

なお、今年度は工事ヤードとして利用を計画しておりまして、来年度に向けてその計画及び整備工事を完了していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

駐車場については来年度に向けて整備をしていきたいということなんですけれども、その駐車場の何台ぐらい駐車できるのか、確保できるのかお答えを願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

駅前広場の駐車場につきましては、現在十数台の30分無料の駐車場といたしますか、簡単な駐車場が中央部分にございます。今回は広場西隣接地に駐車場を設けるというところでございます、今の計画では8台ですけど、できれば10台程度までということで、その間の中で駐車場を設置していきたいというふうに考えています。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今聞きましたが、8台から10台ということですね。あと民間の駐車場等があるので、そこら辺で止めていただくという形になるということですね。ちょっとその辺確認だけしたい。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

駐車場の設置につきましては、あくまでも一時的な駐車場を想定しておりまして、今現在先ほども申し上げましたように、駅前では30分間は駐車できるというスペースがございますので、それに倣った形で設置していきたいと。駅前になりますので、長時間の駐車も想定できることも考えられますので、その料金等についても今後少し検討が要るかなあというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

図書館ができて、そこに見える方が電車を乗り継ぎとか、バスで来られる方も見えますけれども、車の方もあると思うんですけども、8台から10台というのはちょっと少ないんじゃないかなあと思うんですけど、できればもうちょっとこういう駐車場の用地を確保できないのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今現在の駅前の駐車場の状況でございますけれども、今現在200円駐車場を中心に100円から300円等、1日でございますけれども駐車場がございます。私ども駅前については、毎日うちの者も行っておりますし確認をさせていただいておりますけれども、今現在平日で大体6割程度の駐車台数がございます。これはコロナの影響もございまして幾分減ったような状況でございますけれども、今現在1日止めるような駐車場といたしましては十分余裕があるかなあというところがございますので、私どもが今考えております駐車場整備事業につきましては、あくまでも一時的な駅で定期を買うとか、そういうための1時間以内で止められるような駐車場を考えておりまして、その駅利用者の利便の向上上簡単な小規模でございますけれども、無料で置けるようにしたいというところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）



民間の駐車場も整備をされて今現在でもありますし、これからも整備されていく可能性もありますので、そちらのほうでも頼っていくという形にはなるかなあとと思いますけど、現在8台から10台なんて少ないかなあと私は思いますので、何とか、その場所がないんだろうと、今の答弁ではないだろうというような見解だと思しますので仕方がないかなあとと思いますけれども、民間活用をしていくしかないかなあとと思います。

あと、これから亀山駅周辺において、今後様々な工事が進められていくこととなりますけれども、その工事の調整等で問題はないのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

現在、整備が進められております市街地再開発事業に加えまして、市道御幸1・6・7号線の整備、さらには駐輪場の整備等が進めていくこととなりますが、市街地再開発事業を含む様々な工事との工程調整等を行いながら、駅利用者の通行確保やスムーズな工事進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

もう一つ、市道御幸線の1・6・7号線、ここについての整備についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

駅前広場に接続し、東西に位置する市道御幸1・6・7号線の道路整備につきましては、早期の工事完成に向け、現在、道路計画地内に位置する土地及び建物等について所有者との用地買収や補償契約に向けた交渉を進めておりまして、順次補償契約等を行っているところでございます。また、市街地再開発事業の完成と合わせた市道拡幅部分の供用を目指しておりまして、事業を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

道路関係については分かりました。

それでは、肝腎なところなんですけど、分譲マンションの契約状況について分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業において整備されますマンションにつきましては、56戸のうち50戸を参加組合員でございます株式会社マリモが取得いたしまして、分譲販売されるものでございます。

マンションの分譲に当たっては、ゴールデンウィーク前後より一、二週間に1回程度のペースで株式会社マリモより新聞への広告チラシの折り込みや、今現在仮囲いが造ってございますけれども、仮囲いへの広告板の設置等が行われまして、5月22日には、事業区域内近くにおいてモデルルームが、先ほど議員からもご紹介ございましたけれども、オープンされたところでございます。これらの取組によりまして、市内外より多くの方がモデルルームを来訪されまして、問合せも多くの寄せられているところであるというふうにお聞きしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

権利者の方も決まっている部分がありますのである程度あれなんですけれども、私が行ったときにも何人かの方が申込みに来ておったりとか、予約済みというそういう看板の中に出ているのも何件かあったように思います。比較的好評なのかなあというような感じもさせていただきました。

そのマンションの販売見込みについてどうなのかということと、それから売れ残った場合はどうなるのかということをちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

マンション販売については、分譲申込みの開始が6月下旬に予定されていますことから、現時点では確実な見込みは不明でございますが、株式会社マリモに対して聞き取りを行っている状況を勘案しますとマンション購入に対する多くの問合せがあり、また購入希望についても販売戸数以上に寄せられている状況であることから、他市でのマンション販売物件と比較しても早期での完売に向け順調であるというふうにお聞きしております。

一方で、住戸については、床面積の違いによりまして4タイプございまして、価格や階数等様々な条件がありますことから、住戸タイプによっては完売に時間を要することも、また可能性は低いと思われませんが、売れ残った場合には、株式会社マリモにより完売に向けた様々な取組が行われるものというふうと考えております。

これらの物件を含め、組合と株式会社マリモにより締結されました参加組合員契約に基づき、株式会社マリモが保留床50戸全戸を取得するものでありますことから、組合や亀山市に対するリスク等はないものというふうと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

売れ残った場合でも、亀山市にとってはそのリスクはないということで確認をさせていただきました。

それでは、あと商業施設のテナント、これについては決定しているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

商業施設については、3区画のうち2区画を権利変換により従前の権利者が床を取得されまして、残り1区画については、組合における公募等により新たな床の取得者を決定されているところであり、一方、商業施設に入店される商業テナントにつきましては、現時点ではテナントが決定しているものではありませんが、今後床の所有者や組合においてテナント募集を行い、本年秋頃の賃貸借予約契約に向け、組合が委託契約しております商業コンサルタントを中心に様々な取組が進められていくものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

きちっとした契約が結ばれていないということで、今後そのテナントについてはこれから決まっていくということですね、分かりました。

では、この商業テナントがもしも決まらなかった場合はどうなるのか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

商業施設へのテナントの入店に向けては、コロナ禍によりテナント決定が予定より遅れる可能性もありますが、現時点でも商業床の取得者や組合に対し様々な問合せもあることから、駅利用者の利便性の向上やにぎわいによる地域の活性化に向け重要な施設であることから、完成に向けてテナントがオープンできるように、決定に向けて組合及び床の所有者が連携して積極的に募集が進められていくものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうなってくれることを願いたいというふうに思います。

それでは、次に図書館の関係についてお聞きしたいと思うんですけれども、図書館整備について、整備に係る事業費について図書館の整備事業費はどれぐらい全体でかかるのか内訳をいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館整備に係る事業費でございますけれども、現在、第2次総合計画前期基本計画の第2次実施計画におけます事業費でございますが、令和元年度から令和4年度までの総事業費は26億670万円でございます。

事業費の内訳といたしましては、図書館保留床購入費として21億8,820万円、あと書架工事負担金として2億円、その他図書館システムの機器導入費など新図書館開館に必要となりますイニシャルコストを見込んでいます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと確認です。総事業費で26億ということよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

全体の事業費として26億670万円ということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この財源の内訳なんですけど、分かれば教えてほしいんですけども、国費とか県費とか入っていると思うんですけど。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

事業費26億670万円の財源でございますけれども、国費が12億円、県費が630万円及び地方債が11億1,810万円で、一般財源が2億8,230万円でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その一般財源が2億8,000万ということですね、分かりました。

それから、図書館の整備事業費の年度別の内訳についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

年度別の内訳でございますけれども、本年度以降令和3年度の事業費が8億250万円で、その内容は図書館保留床購入負担金として6億円、書架工事負担金として2億円、そのほか図書館フォーラムや市民ワークショップの開催費用などを見込んでおります。

令和4年度の事業費といたしまして、9億8,680万円を見込んでおりまして、図書館保留床購入負担金として7億8,820万円、図書館システム機器導入費など市図書館開館に必要となりますイニシャルコストを見込んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

本当に多くのお金がかかるんだなあということをちょっと実感しております。これが普通の建物の中ではなかったらどうなんだろうというふうな思いもありますけれども、今回そういう建物、駅前開発ということでされたんですから仕方がないというふうにしか言えないんですけども、有効に活用していただければというふうに思います。

それでは、次にJRの加太駅舎の改修事業についてお伺いをしたいと思います。

今回、まず加太駅の改修内容と改修後の活用、運営についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

JR加太駅舎につきましては、本市が西日本旅客鉄道株式会社、JR西日本から無償譲渡を受けまして、地域交通の結節点として鉄道利用者等の利便性を向上させるとともに歴史観光資源に位置づけをいたしまして、地域と連携して地域活性化拠点として改修と整備を行っていくものでございます。

その改修工事の内容でございますけれども、木造駅舎の建築当初の雰囲気を感じられるような外部と内部の改修をいたします。また、旧事務室でありますけれども、そちらを地域活性化拠点とするための展示スペース、また給湯設備などの整備を行います。さらに利用者の利便性を高めるために多目的トイレの整備、また安全な施設とするための耐震補強などを行う工事でございます。

それともう一点、改修後の活用及び運営についてというお尋ねでございますけれども、このJR加太駅舎の運営につきましては、現在具体的な手法について、これまでから地域と協議を重ねてきたところでございまして、引き続き地域と協議を行いまして最終決定をさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

地元との協議をされているということで、まだどのようなものにしていくかということは決定されていないということですのでよろしいんですかね。またこれが決定されてから、いろんなその方向に向かって計画を立てていくということでもよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

これまでの協議でありますけれども、一番最初に加太地区のまちづくり協議会と協議をさせていただきまして、そのまちづくり協議会に加太駅舎活用委員会というのを設立していただきました。その活用委員会との協議をその後6回重ねておりまして、おおむね方向性は定まっておるというものでございまして、今後最終的に固めていくというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この件については事業費というか、若干机とか椅子とかがあったように思うんですけれども、その今加太の地区の人と協議中なのでどういうものになっていくか分からないということですが、イメージとして何かちょっと休憩所、プラスコーヒーが出せるような、そんな感じの喫茶店みたいな感じかなあと思っておったんですけれども、そういうことではないですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

その内部、旧事務室があったところでありますけれども、こちらについては地域の住民の方、また来訪者の方が気軽に集まっていたりするようなそういう憩いの場としていくということをごさいますて、それで地域のにぎわい交流、また情報発信の場にしていきたいと考えてございますて、展示スペースとかおもてなしに必要な設備などを整備するものでございます。

先ほど議員、机とか、そういうお話をいただきましたけれども、その机等の備品につきましては、テーブル、椅子につきましては地元産材を使ったものを導入したいと考えてございますて、その財源については、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用させていただくと、そのように進めてまいります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ある程度地元との協議は進んでおったかなあと思っておるんですけれども、まだそれは協議中ということではよろしいんですかね。それはもう決定したということなんですか、そこら辺分からないです。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、地元の意向に沿った形での整備をするということでございます。

○15番（前田 稔君登壇）

以上で終わります。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時43分 休憩）

---

（午後 3時52分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結の小坂でございます。

通告に従い、3点ほど一般質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、基金の活用についてでございます。

基金の活用につきましては、市民への負担を増加することなく行政サービスの水準を維持し、不足する財源を生み出すため基金の有効活用を図るというふうにとめられております。その中での今の亀山市における基金の有効活用についての考え方をお示し願ひたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

基金活用の考え方につきましては、基金活用指針において、保有する基金については財政状況を勘案し、設置目的を推進するよう有効に活用するとともに、基金繰入れまでの間は資金運用の原資として活用する。また、ふるさと納税制度の対象となる基金については受皿として存続していくという方針であり、財政調整基金や減債基金など17基金について活用の方向性などを示しております。

その活用の状況でございますけれども、財政調整基金につきましては年度間における財政調整のために、また市民まちづくり基金につきましては地域まちづくり協議会支援事業や、今回関文化交流センターの空調機の修繕費の財源として活用しております。また、リニア基金や庁舎建設基金につきましては、それぞれ整備事業の財源として継続的に積立てを行うなど基金ごとに活用を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

現在17基金がありまして、令和2年度末には約80億の残高があるわけですが、令和3年度末には約70億と約10億減るわけです。

平成30年度頃には80億から90億あったのが、今は70億になるということは大幅に増減するのは財政調整基金なんです。結局40億あった財源が3年度末では15億ということで、またそれは歳計剰余金が繰れば積立てされると思うんですけども、やはりこれから、今から大規模事業があるわけですね、それを控えて15億で何ができるのか、庁舎改築も含めて公共施設を、それから給食センターと大きな事業を抱える中で、当然ですね、今の二百数億ではなかなか財源を捻出するということはないと思う。そのためにやっぱり財政調整基金が大きく左右すると思うんですけど、やはり財政調整基金は最低でも50億ぐらいは維持しなければ、庁舎建設ですら15億、目標額が。それで一体60億、平米10万として、坪10万ですと60億から70億かかるのに、庁舎の積立てをしても、やはり財政調整基金をいかにして保有するかによって大きく財務運営が変わると思うんですけど、その財政調整基金の運営の手順、積立ての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

財政調整基金の考え方でございますが、先ほどもご説明させていただきましたように、年度間の財源の不均衡を調整するために活用を行うとともに、決算剰余金の積立てを行うものとしております。

第3次行財政改革大綱の取組項目の中には、20億円以上死守するというような形で目標を定めております。また、財政調整基金については、一般的に標準財政規模の10%が適正とされておる

ことから、本市の標準財政規模約130億円の10%の約13億円が適正な残高であると考えており、予期せぬ事態のためにさらに基金を上乗せして残高20億円を目標としているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

財源1割で13億が適当って、それは今の亀山市の状況の中では非常に、過去には40億をずうっとキープしておったんですよ。ここ数年で半分以下となってしまったと、特に駅前開発を含めてですね、歳出だと。これは地財法で歳計剰余金の2分の1は積み立てなさいと、それを積み立てたらそんな13億円ぐらいじゃ済まないですよ。今までの歳計剰余金の2分の1を最低限、財政調整基金に積み立てれば、それぐらいできると思うんですよ、こっちに。13億であるからいいというんじゃないしに、やっぱり後の事業に充当するのに、少なくともそんな20億、13億でとても、庁舎を建てるには基金と起債だけなんですよ、あとは一般財源を考えれば、少なくとも数十億のやっぱり財政調整基金を持っていなければなかなか着手できんと思うんです。だから、今からでもいいので歳計剰余金の2分の1をきちっと取り崩すことなく積み立てていけば、それは目標にできると思うんですが、そのお考えはあるのかないのか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

議員ご説明がありましたように、令和3年度の財政調整基金の見込額につきましては、令和2年度末の残高が23億8,435万円を見込んでおります。これから当初予算で計上しております財政調整基金の取崩し額8,920万円と、利息分の積立て257万円を差引きしました14億9,493万円が令和3年度の見込みとなっております。ただし、これについては歳計剰余金の積立てが見込んでおりませんので、長期財政見通しでも試算しておりますが、歳計剰余金の積立額3億円と毎年度の3月の最終補正で減額いたします。それによって基金、財調に繰り入れます3億円、合わせて6億円を足しますと、15億円に6億円を足しますと、令和3年度の見込額としましては21億円を見込んでいるところでございます。

このように、一定の歳計外現金の積立てなどを勘案しますと減少につきましてもなだらかに減少としていくものと、残高の減少がなだらかに減少していくものという形で想像しておりまして、財政調整基金の残高20億円を維持するという目標の下、財政運営をしていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

20億すら維持することは、今の財政計画の指標を見ると、3年度末で13億しかないというふうに示されたわけです。だから、それまでは20億は確保できるような、やっぱり財政指標を出してもらわないと、我々なかなかそれは信用できない。年々減っていくようではあかん、年々増やしていくんだということを念頭に置いて財政調整基金を運営していただきたいというふうに思っております。



それと、活用指針の総括に、適宜見直しまたは廃止する、検討する基金があるというふうにうたわれておりますが、例えばどのような基金を今廃止、また見直すという予定をしておるのかお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

基金の見直し及び廃止につきましては、これまでも随時行ってきたところでございます。近年では、平成29年度に公共施設等基金が枯渇したことによりまして廃止をいたしております。また、令和2年度に合併特例債を活用いたしました市民まちづくり基金と関宿にぎわいづくり基金について、従来のソフト事業に加えハード事業への活用ができるよう見直しを行うとともに、伝統的建造物群保存基金については、関宿にぎわいづくり基金への統合を行いました。また、新たな基金の設置につきましては、平成29年度に文化振興基金と病院事業基金を、令和元年度に森林環境整備基金を設置いたしましたところでございます。

今後の見直し、廃止の予定でございますが、リニア基金、庁舎基金の積立額について必要に応じて見直しを行っていくものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

基金の取崩しとか新設は、もう既にこの指針に書いてあるので読めば分かるんですけど、それはよろしいですね。あとは基金の管理、運用についてなんですけど、以前からこの基金の運用、管理については預貯金と債券で運用しておったと、債券の利息が非常によかったときはリスクはあるけどかなりプラスであったことは事実なんですけど、今この70億から80億の基金管理は、例えば地方公共団体の共同発行地方債が今まで債券に充てておったと思うんですが、預貯金とかこの辺の地方債とか債券、どのようにこの70億の基金の管理、活用をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

市が保有する基金全体でございますが、基金については現在約78億円ということ、令和2年度末で約78億円となっております。そのうち預貯金運用につきましては48億円で、債券運用が30億円としているところでございます。

現在の債券の運用の内容でございますが、償還期限10年物が3億円、償還期限15年物が2億円、償還期限20年物が25億円ということで、合計30億円の債券を運用させていただいております。また、債券の種類といたしましては、福岡県や新潟県などの地方自治体が発行します地方債のほか、本市におきましては、リニア中央新幹線の早期建設と停車駅誘致についての促進活動を積極的に進めていることから、リニア鉄道建設事業に関連する鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券についても購入しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

48億円の30億円が債券ということで、10年物が3億円、15年が2億円、20年が25億円ということで、リニアも含めて庁舎も25年物では解約せなあかんわけですね。それはやっぱりその辺長期計画に建設計画と併せてやっぱり債券を買うていかないと、中途解約したらリスクを負うわけですよ。だから、その辺はどのように運用されておるのかというので、やはりその辺の長期基本計画の建設計画に合わせてやっぱりその債券の運用していかないとリスクを負ってしまうということになるんで、その辺についてはうまく運用していただければというふうに要望しておきます。

それと、その基金の中で大半79億のうち、約30億をリニアと庁舎の建設に充てておると思うんです。当然、リニアにつきましては今目標額20億円に對しまして、令和3年度末ですと18億5,000万とほぼ後満杯に近づいてきておるんですけども、具体的に今現在目標基金であるリニアの20億は一体何に使うのか、もうすぐ満期の20年になると思うんですけど、もう使う方法は決まってくると思うんですけど、一体この20億を何に使うのか。あわせてリニアの場所、位置についても、これは本年度中の9月には県の期成同盟会へ亀山市として希望する停車駅周辺を県に上げんならん、あと3か月ですよ。それが準備できておるのかおらんのか、それを持って県は翌年度に国へ上げると。亀山市としては、なぜ今、期成同盟会も何も開いていないし、意見も聞いていないと思うけど、ただこれを昨日か入札で、公募型の中央コンサルタントが1,650万で取った中に、建通新聞には、今回の業務はリニア中央新幹線の市内停車駅、リニア駅の候補地、エリアを選定すると業務内容に書いてあるわけですよ。これは結果が出てくるのは令和4年なんですよ。だけど、亀山市としては、この9月に県へ亀山市としての駅のこの辺に来てほしいという希望を出さなならんんですけど、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずリニア基金の使い道ということでございますが、現在の目標額20億円に対して、本年度末には18億5,000万円ということで、約9割を超える実績というふうになっております。そもそもこの基金の活用につきましては、駅本体につきましてはJR東海が建設するというところでございまして、具体的には駅に隣接する施設、例えば観光施設でありますとか、あと駅前広場、あとリニアにつきましてはパーク・アンド・ライド、車に乗って駅に寄っていただくということで大駐車場など、そういったところがこの20億の検討材料としているところではございますが、これにつきましてはリニアの立地条件をはじめ、施設の規模、内容、駅周辺整備の範囲、あと関係者間での費用負担の在り方、こういったものによりましては大きく変わってくるものと考えておりますが、現在のところは今申し上げたようなところに活用してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

それと、2点目に、今回リニアの駅候補地が三重県の中から県内の停車駅について要望がありまして、市といたしましては、その県内停車駅に手を挙げさせていただいたわけでございますが、これが本年1月に亀山市が県下唯一のリニア中央新幹線の駅位置候補ということになりまして、これは議員ご指摘のとおり、来る9月に県期成同盟会に對しまして駅候補地案を提出すると、そのよう

な運びになっております。おっしゃるようにあと3か月、4か月というところでございます。

これを受けまして、リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託、これもご指摘のありました公募型プロポーザルによりまして、今回中央コンサル株式会社に決定をいたしたところでございます。これにつきましては、令和3年度と令和4年度の2か年をかけて調査を行うということでございまして、予算につきましては、1,760万円の予算に対しまして落札額は1,650万ということになっております。この中で、令和3年度と令和4年度につきましては、令和3年度につきましては、まずご指摘をいただきました県期成同盟会へ駅位置候補を上げていく、そういった作業を市と共にやっていただくということでございます。また、9月に提出をいたしましてから来年の9月まで、また県との調整等もございまして、そういったところのバックアップ等もこのコンサルをお願いをしたいというふうに考えておりますし、また候補地が決定をいたしましたら、また具体的なこのリニアを生かしたまちづくりの調査・研究がスタートいたしますので、そういったところの支援を令和4年度には中心に行っていただくと、そのような予定で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

まず積立金20億で今いろんなこと話があったんですけど、この20億でもこの基金はもう打ち止めにするのか、また引き続いて基金残高を上げる可能性があるのかないのかということと、そのリニアの駅が何も決まっていないのに、リニア駅を生かしたまちづくりの可能性調査を何をもって調査をするのか。このプロポーザルで条件に合った評価基準の中にリニア駅の候補地、エリア選定を行うための調査、整備方法について、具体的かつ専門的技術を生かした優れた提案がなされているということ判断したわけでしょう、この中の評価の判断の中に。であるなら、これの判断できる中央コンサルの表現はどうやったのか。何を持ってこの駅を決めるような方法を描いておったのか。9月に出さなならん、相談すると亀山市の意思決定はどうなるんですか。一々コンサルタントに相談せな物事は決まらんですか。亀山市として意思を出す、三重県に対してリニアの駅がどこがいいといったら亀山市で手を挙げたら、あるいはどこ調整、亀山市か津かほかで手を出すところはなかったわけですよ。亀山市お願いしますというのであるなら亀山市は亀山市独自でここへ駅を持っていく、主体性を持って決断力を持って決めるべきやと、コンサルに一々相談せな結論が出やんということがおかしいんで、亀山市として市長、その辺の判断はどういうふうにやっているのか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、亀山市として今日まで蓄積をしまりました様々な知見、考え方、こういうものを整理させていただいて、この9月は県に対して一定の考え方をお示しさせていただくということになるかと思っております。また、それを受けて、その後のプロセスは既に公表させていただいてお示しをさせていただいておりますが、その案について期成同盟会等々で評価・分析がなされていく。そして、最終的にまたJR東海として決定をいただくのに若干の時間がありますけれども、それに向けて、これは県・市挙げた準備に入っていくということになるかというふうに思います。

この9月では、前にも3月議会でしたか考え方をお示しさせていただいておと思うんですが、例えば地形の問題とか様々な要件で、このエリアでは成立をしないというものを省いた、そういう考え方でここだというような示し方は、9月には期成同盟会に対してさせていただくことではございませんので、それらも踏まえて亀山市としての考えを整理していく。そして、専門のこのコンサルタントの持つ知見ノウハウ、これはそれをサポートいただくような取組として業務の契約をさせていただいたということですので、まずは9月に向けたその作業を進めさせていただいて、これは市の意思として提案をさせていただくことになろうかと思えます。それを受けて、その後、様々な段階に入って行くということで、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

小坂議員。

**○17番（小坂直親君登壇）**

いろいろ今言われたように、やっぱりこれは亀山市にとって大きな将来の要となるということで、これは執行部もそうですけど、人の判断ですけれど、市民にも大きな関心を持っていただいて、市民の代表である議会に対しても、やはりその経過等については、その都度決めて、やはりご報告、ご協力したいということをお願い申し上げます。

それと併せて、もう一つ大きくなった庁舎建設基金なんですけど、目標設定額が今回、今日出された資料では20億になっておるんですよ。そうやけど、しかし、既成、去年の3月につくった基金の活用指針には15億なんですよ、一体どっちが目標なのか。2月につくったというのは15億円はそのままで来ておるんですけど、今度出された庁舎の見直しを10年から14年にしたことに対して20億になっているんです。やはりこれについても、それならそれでもう少しなぜかという説明が必要であろうかと思うんです。

庁舎建設を3月に、昨日新議員の質問にあったように、なぜ2年延ばしたのかということなんです。コロナ禍だからということであれば、いろいろ言われて問題があるかと思うんですけど、基本計画も見直さなければ、何もどこへも相談せんと、協議会ですか、選定委員会は15名の方を選任してやったけど、一遍も会議は開かんと延長したと。こういった誰が、市長がこれを延長したのか、せっかくその庁舎建設基本計画をつくるメンバー、大学の先生も用意して15名も選定をしておいて、それでその相談もなしに3月には用地買収は今年にやりますと言っておっても、建設計画から用地開発から基本計画全て見直すという判断を誰がしたのか。

そして、見直したことについて、基本計画を見直さなならんのであれば基本構想から見直すべきやと思うんです。基本計画だけで大幅に変わってきたわけでしょう。元が変わってきたんだったら、基本計画を今から見直すやなしに基本構想から見直すべきです、ここまで原点に戻ってやり直すのであれば。そういう意味で基本計画だけで済まん、用地買収で済まん、もう一遍一新であつたら基本構想から見直していくと、なぜ3月から今日まで何の協議会も通さずに変更したかという誰の責任で変更したのかお伺いしたい。

**○議長（中崎孝彦君）**

田中次長。

**○総合政策部次長（田中直樹君登壇）**

まず庁舎建設基金の目標額でございますが、基金活用指針において、平成19年度の創設時に設

定いたしました15億円としております。しかしながら、建築単価の高騰や建設地によっては用地取得費が必要となりますことから、15億円の積立額では不足することが想定されるため、長期財政見通しでは、目標額に5億円上積みした20億円としているところでございます。

この積立額でございますが、現在庁舎整備の基本計画の検討段階であり、また新庁舎の建設地の決定も検討段階でありますことから、概算費用の算出根拠がないことから、現在のところ15億円のままでは修正はしていないところでございます。今後、建設に係る概算費用の算出に伴いまして積立ての目標額の見直しを進めてまいりたいと思います。

それと、今回令和4年度まで基本計画の策定を延長させていただくということでご説明させていただいております。これにつきましては、当然外部の検討委員会については全体としては開催しておりませんが、検討委員会の委員長ともご相談させていただいておりますし、委員長の強い意向でもございます。また、副委員長についてもご説明をさせていただいておりますし、そういった形での段階を踏みながら庁内で決定させていただいたということでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

小坂議員。

**○17番（小坂直親君登壇）**

そうしたら、市長の判断ではないんだと、委員長の判断と副委員長が意向を示したから、それに沿って延ばしたというのは市長の権限は何にもないですよ、事業主体は亀山市なんですよ。それでは物事は進まないと思う、責任を持って事業を進めるには。これについては後ほどまた、今日は時間がもうありませんので、それについてはやはり用地交渉だけでも計画どおり進めるべきであるというのが私の見解であろうというふうに思っております。

それでは、次に人事管理についてなんですけど、条例で定める職員定数と現状についてをお聞かせ願うのと、第4次亀山市定員適正化計画においては、定員管理の課題とか職員定数について検討されるという中で定員のモデル職員数だとか類似団体職員数の比較だとか、事務量調査による必要職員数の試算などを行われたと思うんです。このことについて、どのように検討されたのか時間がない、簡単にご説明願います。

**○議長（中崎孝彦君）**

原田総合政策部参事。

**○総合政策部参事（原田和伸君登壇）**

まず条例に定める職員定数と現状についてでございますが、職員定数につきましては、職員定数条例におきまして常時勤務する一般職の職員の定数に関し定められており、特別職でありますとか短時間勤務職員を除きまして、全ての部局の合計で616人となっております。

実際には、現在、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含めると、実際に任用しておる職員は591人おりますので職員定数条例との差は25人となっておりますが、これにつきましては、実際には先ほど議員がおっしゃいましたように、定員適正化計画のほうで管理しております。条例につきましては、あくまでも職員数の限度を示しているものでございますので、実際に定数を満たしてなくても差し支えないとしておりまして、定員適正化計画につきましては、現在第4次計画ということで令和2年2月に策定しております。これは、医療職とか消防職を除いておりますけれども、令和2年から7年度までにかけての計画ということで、この計画に基づきまして

適正に管理を行っております。

その中で、定員適正化計画を策定するに当たりまして、いろんな検討に際して調査をしております。職員定数の検討といたしましては4点行っております、まず1つ目としましては定員モデルによる職員数でございますけれども、これは総務省の示す指標でございますが、定員モデル、一般行政部門でございますけれども、その定員モデル。それと、2つ目としまして類似団体職員数の比較でございます。類似団体というのは、全ての市町村を対象としまして、その人口と産業構造を基準に累計区分されたもので、本市は人口5万人未満の区分の中に入っておりますが、78団体ございます。その比較をしております。それと、3点目としまして県内他市との比較、それと4つ目としまして、総勤務時間、年次有給休暇、時間外勤務時間によります業務量調査による必要職員数の試算ということで、これらの調査を踏まえまして定員適正化計画による目標を設定しております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

職員の正規職員はそれで大丈夫だと思うんですけど、実際は今正規職員が591人、定数は616で591名、それ以外に、今回今まで非常勤職員であったのが会計年度任用職員ということで589人、70業種目に589名を半々なんですよ、全て1,280人の職員が見えるということなんです。なぜそれほど必要なのかという話なんです。一般職の人では職務を遂行することができないのか、能力があるのかないのか、どうしても足らんのか。どうしてこういうことを今までの非常勤職員がそれに多く倍も要るんだらうと。再三今までもおかしいというふうに思っておったんですけど、この職員の方策については、これから定年の延長だとか働き方改革、職務能力の向上等を含めた中で、多様な雇用形態の活用という中に会計年度任用職員と、それから再任用職員、任期付職員というふうに決められておるわけですけど、なぜここでその会計年度任用職員がこれほどまでに必要なのか、非常勤職員の活用については載っておりますけど、なぜそれほどまでに要るのか。この中でも大半は介助員、それから事務補助員、給食調理員、それから保育園の担任とクラス、それから施設管理人と、それらだけでほぼ589人あって、350名がほとんどそこに集中しておるわけです。なぜそこまで必要なのかということが、それも勤務が240日で現在決められております。単価が900円から4,000円ですよ。900円の方が1日7時間半で、240日として年間180万ですよ。時間4,000円の会計年度任用職員は7時間半で700万ですよ、年間。同じ会計年度任用職員とはいえ180万の方が大半の中に、多い方は700万にもなるという計算上ですよ、やはり同一労働同一賃金という観点からしても、あまりにもその働き方改革が平等でないということから、その任用職員についての考え方、捉え方、そしてどのような職種でどういう勤務形態で、どうしても必要なのかということをご説明願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

まず最初に、先ほど議員ご紹介いただきました4,000円の単価の会計年度任用職員でございますけれども、これにつきましては、これは新型コロナワクチンの接種業務に当たります看護師、保健師に、そのワクチン接種の業務のときだけというふうなことで設定しておりますので、それで

7時間45分というふうなことではなかなか得にくいかなというふうなことを考えておまして、これは近隣の全体的なバランスも考えながら設定しておりますので、ちょっと特殊な単価でございますので、そこだけご説明をさせていただきたいと思っております。

それと、どうしてこんなにたくさんの非常勤会計年度任用職員がということなんですけれども、ご存じのように会計年度任用職員の制度につきましては、令和2年から制度を開始しております。その際に、たくさん多くの非常勤職員の方を任用しております、その方々につきましては基本的に会計年度任用職員に移行するというふうな形でしております。それと、その当時の職員数からも増えてはおるんですけれども、先ほどおっしゃいました介助員でありますとか、保育士でありますとか、やはりどうしても必要な職員につきましては増加している傾向がございますので、若干増加傾向に今現在もございます。

ただ、いろんな勤務形態がございますけれども、本市におけます会計年度任用職員制度につきましては、制度設計に当たりまして業務を一般業務、福祉業務及び教育業務の3つの区分に分け、職務内容や責任、職務遂行上必要となる知識、資格等の要素でさらに一般業務を6つ、福祉業務を4つ、教育業務を2つ、そのほかを9つの区分に分けております。そういった各職種に応じて勤務条件とか、あるいは処遇、待遇を設定しておりますので、現時点としてはたくさんの方の会計年度任用職員の方が働いていただいておりますという現状がございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

#### ○17番（小坂直親君登壇）

不自然と違いますかというんです。だから、解消する意思があるんやないかと、臨時職員の中には78種ありますけど、やっぱり国家試験の資格を取った者とか、いろんな資格を取った人がですね、どうしても行政に必要な人はやっぱり正職員であるべきやと思うんです。事情もいろいろあるかと思うんです。特に保育士なんか管理栄養士が任用職員っておかしいですよ、やっぱり。やっぱり正規職員に必要な、どうしても行政に必要な資格を持った者はやっぱり正職員にするべきだと、だから、その辺で任用職員はほとんど窓口業務と、それから税務職員、だから秘密とかプライバシーの問題を前面に市民とやっておるわけですよ。ほとんどが今までの非常勤の職員というのは窓口で座っておる人はほとんど非常勤ですよ。税務もそうです。あいあいもそうです。

そういう人は市民と接触するのに、この人は異動はないですよ、異動はないから仕事はよく知ってみえる。正職員の方はこちらころ替わるから、なかなか本来の仕事ができていないという批判もあります。そういった意味で、もう少しやはり資格のある者は本採用をしてやっぱり従事していただいて、それで同じように同一労働の同一賃金に近づくような方法をやっぱり講じていって、定数も別にこだわることなく、何も現状に合わせて、それは人件費を減らすためだけの方策ですというのであれば、それはそういうことやと思うけど、やはりそれでは世の中通らんとするんで、やはりそれについてもやってほしいぞと。

今、新型コロナワクチンの注射の方がやと、だけど会計年度任用職員の一覧表に載っているから私言ったんですよ。それは特殊とは言いませんよ、一覧表に載っておるから言うだけです。それやったらそこに載せんと、会計年度任用職員は委託料なら委託料にすればいいんですよ、単独的に。だからそんなこと言って言い訳にはならんということですと申し上げておきます。

それから、もう少し職員をやっぱり現業職員についても、もう少し異動させて、やはりもっと専門的知識も養ってもらいたいし、今の任用職員の方のほうが仕事は非常によく知ってみえると思います。窓口は何十何年とおる方がほとんどですよ。だけど、職員はこころ替わるんで仕事がかまく回っていかんということもあるんで、それらも含めてやっぱりもう少し、ここに書いてある非常勤職員の行っている業務について見直しを行い、正規職員が担う職については、正規職員の配置を検討する必要があるというふうにある。検討したんですかと聞いておるんです。その辺についてももう少し、また私、総務委員会ですので、この後はまた総務委員会で質問させていただきます。

あと時間がないので最後なんですけれど、主要幹線道路についてなんですけれど、国道1号線バイパス、3件ともなんですけれど、それからフラワー道路、それから旧国道25号線、これはどれを持って、国道1号線の関バイパスについては事業認可がもう既に平成8年に下りて、15年から施行となって一個も変わっていない。一体どうなっているのか。フラワーはどうなっているのか、それも一メートルもできておらん。そして、鈴亀線とか中勢、北勢バイパスはどんどんやっているけど、亀山にとっては、鈴亀線も大きな事業かと思うけど、亀山市にとっては1号線バイパス、フラワーは工業団地の責務のとか、いろんな意味でどうしても重要な仕組みなんです。なぜ1号線バイパスが一步も進まない、フラワーも一メートルもできない。旧25号は林道、亀山工区は林道みたいですよ。伊賀市に行ったら4車線のきれいな道ですよ。

市長も県会を20年もしておいて何一つ進んでいないですもん。どんなことをしたんですか、何十年たっているのか。ふらふら道路と言われて、もうふらふらになっていますよ。あれはフラワーじゃなくてふらふら道路というんですよ、ふらふらしておるもんで。そこらについても、市長は県会議員からずうっと知っておるわけなんですけど、何一つ進んでいないですよ。一体どんなことを県に要望し活動して、より具体的にこれが利用できるかということについて、今までの活動内容と今後の見通し、今後の取組についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず国道1号バイパスでありますけれども、こちらにつきましては、太岡寺町から関町沓掛に至ります計画延長7.1キロの幹線道路でございまして、太岡寺町から関町鷲山の延長2.5キロの区間につきましては、現在事業化がされておるというところでもございまして、平成19年度に名阪国道と国道1号を直結するランプが完成をしたということでございまして、交通が分散をしまして、太岡寺町の交差点を中心とする渋滞が大幅に緩和をされまして事業による効果が発揮をされたというところでもございますが、平成20年度以降については具体的な進捗が現在まで見られていないところでもございます。

これにつきましては、事業中区間の施工時期については現在未定ということでございますけれども、周辺開発の状況、またリニア中央新幹線等、新たな交通需要を踏まえまして、まちづくりと一体となってこの関バイパスの事業を進めていきたいと要望活動の際も国土交通省より伺っております。関バイパスの重要性についても十分ご理解をいただいております。

市といたしましても、さらなる産業立地、また新たな交通需要が見られますことから、また加えて災害時の広域応援のための重要な道路であると考えております。そのことから、引き続き事業化



区間の早期完成と全線の事業化の推進のため、一般国道1号関バイパス建設促進期成同盟会を通じまして、関係者ともに国・県、地元選出国會議員などへの要望活動をこれまでも行ってきておりますし、今後も要望活動を実施してまいりたいと考えております。

また、フラワー道路ということでもありますけれども、県道四日市関線ということでもあります、こちらにつきましては、関バイパスと同調して整備をしていく必要があるという事業でございます、三重県鈴鹿建設事務所より本年度でありますけど、名阪亀山・関工業団地の西側の鷺山地区でありますけれども、道路改良工事を進めていただくと伺っております。また、県道津関線と国道1号バイパスを結ぶ会下地内までのバイパス事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、国土交通省の国道1号関バイパスと引き続き事業調整を図りながら整備方針を検討していくと伺っております。

最後に、旧25号でありますけれども、こちらにつきましては昨年度から加太北在家地内の県道関大山田線と国道25号を結ぶ通称石橋道路でありますけれども、工事を実施していただきまして、昨年度は全体計画区間のうちのおよそ半分ぐらい、東側地区を実施していただきまして、今年度につきましても引き続き残りの区間、西側区間を実施していただくと伺っております。

なお、それ以降JR関西線から東との区間につきましては、当面の間事業を行う計画はないと伺っておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんなことは全部私は知っておるんですよ、別に説明してもらわなくても。なぜできんだということですよ、何をしておるんやということですよ。そんな言い訳なんか全部知っていますよ。

聞いてもあかんで、市長からその4期目、あと3年あるんやでこの1期目に、3つせいとは言わんです。一つでもできる可能性があると思うんで、何としても今任期中には、この3つのうちのどれでもいいからできるという、市民に対して確信を持って市長の決意を聞きたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、1号バイパスは直轄事業であります。国の直轄、それから国道25号は県管理国道であります。それからフラワーにつきましては県道四日市関線と、いずれも国・県に対して、亀山市としてはしっかり要望してきた経過がございます。それぞれご案内のように期成同盟会で展開をしてきておりますので、議会も議長が入っていただいたりということで、この活動を展開してまいりましたが、少し1号バイパス、それからフラワー、四日市関線の整備につきましては、ここ3年間で積み上げてまいりました国・県・市の事業調整会議の中で、幾つか進展が見えてきておりますので、これらをもちまして早期の改良に向けて活動を展開してまいりたいと思います。これは議会の皆様にも、引き続いてのご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

○17番（小坂直親君登壇）

終わります。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 4時41分 休憩)

---

(午後 4時50分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い、質問いたします。

まず最初に、新型コロナワクチン接種について。

今回の議会で5人目ということで、いつものように重なる質問につきましては省いていきますので、答弁よろしく願いいたします。

まず、1番目の現在の状況についてですが、昨日の答弁で6月13日現在での予約が1万1,012人、83.5%という結果をいただいておりますので、その中でも特に予約について、予約受付ですが、コールセンター、インターネット、あいあい窓口の3つある中で、その内訳について、まずお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

予約をされた方の内訳でございます。

コールセンターといいますと相談を受け付ける番号でございますが、予約の受付の電話でございますが、電話予約の受付が5,928件、それからインターネットでの予約受付が4,977件、それから窓口、あいあいにお越しいただいて窓口で予約していただいたのが1,077件、合計しまして1万1,012件となっておりますのでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほど答弁いただきました。

今回、ワクチン接種、ネット予約について少しお聞きしたかったんですが、現在、65歳以上の方が対象という中で、ワクチン接種のネット予約については4,977件、ほぼ5,000件ということで、ネット予約についての質問。今回は、本当は次の質問であるホームページの質問で聞く予定でしたが、ワクチン接種予約のページは健康福祉部の所管であると伺いましたので、こちらで質問をさせていただきます。

予約について、電話予約が初日に大変混雑をして、電話がかかりにくかったという話は聞きましたが、私としては予想外にネットの予約が多かったという印象です。では、そのネット予約につい

てはどんな状態だったのか、パンクとかはなかったのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ネット予約の状況でございますけれども、全国的には、他市のほうでもネットのシステムダウンがあったような情報も入ってきましたけれども、当市におきましては、こういったトラブルということは一切なかったものでございます。

それから、議員おっしゃいましたとおり、高齢者を対象とした中で、インターネットの予約を非常に、予想よりは多かったというようなところにつきましては、多くの方がご家族等のご協力を得られたからではないかなというふうには推測をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

恐らくそうかなと私も推測いたします。

次に、キャンセルの状況についてお聞きします。キャンセルがあった場合の対応についても一緒に教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

キャンセルが出た場合でございます。

キャンセルの情報を接種室が確認をした後、キャンセル待ち登録者の方の登録順位の上の方からご連絡をさせていただいて、その方に各接種会場にお越しをいただき、接種をいただいております。

6月13日現在におきまして、その登録者の方は750名お見えになりまして、既にその中で1回目の接種をいただいた方は、6月13日現在で97名となっております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

速やかに対応していただいているのが分かりました。

次に、現場である会場の状況について質問いたします。

まず、集団接種会場の状況については、昨日医療センターについては答弁がございましたので、あいあいの会場の現状についてどうなっているのか伺います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

会場の現状でございます。

まず、あいあいの西側の正面入り口から接種者の方に入らせていただきまして、1階ふれあいリビングのほうで受付、体温測定等をしていただきます。その後、東側の階段及びエレベーターのほう

で2階のほうへ上がっていただき、中央の研修室にて予診票の確認及び保健師の間診を行っていただきます。続いて、大会議室におきまして医師の間診及びワクチンの接種をいただき、その後、教養娯楽室といたしまして大きな和室でございますが、この和室のほうで経過観察のために15分ほどお過ごしいただくような会場設定をさせていただいております。

現在のところ、接種の大半の方が75歳以上の高齢者ということもございまして、車椅子の準備やエレベーターの活用をはじめ、スタッフによる丁寧な誘導に努めております。なるべく接種者の方に負担がかからないような会場運営に努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

答弁を聞く限り本当にスムーズに動いているような感じに聞こえますが、次にかかりつけ医など地域にある個別の病院での接種、個別接種会場についてはどうなのか。これはそもそも19の医療機関で接種が行われるということですが、きちんとそれぞれの対応、連携は取れているのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

個別の19医療機関、医療センターについては言うまでもないところでございますけれども、そのほかの医療機関につきましては、亀山医師会理事会のほうでもワクチン接種に関する説明や協議を行っているほか、個別接種にご協力いただいている医院につきましては、接種開始までに既に2回の説明会の実施と必要に応じて打合せを行っているところでございます。

接種に関しましては、予約確定を随時メールにて医院にお伝えするほか、ワクチンについては、現在のところ週2回の配送をしているところでございます。これ以外にも様々な問題点がもし発生した場合においては、連絡があればすぐに職員がお伺いをし、事務的な手続についての支援等もさせていただきますとおるところでございます。今後も各医院のご協力をいただきながら、個別接種においても、ワクチン接種がスムーズに進むよう努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

分かりました。

次に、副反応について。

昨日も少し答弁がございましたけれども、亀山市のほうで副反応等が見られた事例はあったのか、またその場合はどのように対処をしたのかについてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今のところ、集団接種会場等でアナフィラキシーショックなどの大きな事例は発生がないところ

でございます。少し気分が、接種後気分が悪くなったというような軽い症状が出るような事例はあるところでございます。そういった場合、会場内には応急処置のための救急薬品や物品も備えており、会場にお見えになる医師、それから看護師の応急対応を行っておるところでございます。また、必要に応じまして、緊急的な対応が必要なときは、市立医療センターと緊密な連携を取ってございますので、そういった万が一の際にも万全の体制で備えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

細々と現状についていろいろお聞きをさせていただく中で、答弁の中で、スムーズに混乱がなく、今つつがなくワクチン接種が行われているというふうな感じがいたしました。

次に、課題についてという項目に移りますが、接種の開始から多くの人々が日々接種をされています。実際に接種をするに当たり新たな課題も見えてきたのではないかと思います。課題として何がありますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ワクチン接種における今後の課題というようなご質問でございます。

このワクチンの住民接種につきましては、国や県の通知、これが急な対応を迫られるというようなことも多くございます。そういった限られた時間の中で、限られた人員というところも大きく、この事業を進めていく中では大きな課題であるというふうに認識しておるところでございます。非常に、日々業務を行う中で、毎日が課題の連続というふうなところもございまして、そういったものについては、スタッフ一同、その都度解決に向けて努力をしております。一日でも早く、一人でも多くの接種を希望する市民の皆さんへワクチン接種を進めていけるよう、さらなる努力を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

本音が聞けたかなという感じが本当にするんですけども、確かに国や県からの急な対応を迫られるということがとてもある、今までもありました。

先週の土日に新たに三重大大学のほうで集団接種がございまして、この接種は、高齢者に次ぐ優先接種対象者ということで、市内の小・中学校、保育園、幼稚園等の従事者が上がりました。また、放課後児童クラブの指導員も対象だったため、私も日曜日に三重大まで接種に行ってきたところなんですけれども、優先枠に入れていただいたことは本当、大変感謝しているんですけども、実際はというと、あまりに突然の県からの要請であり、現場では、通常業務をこなしながらの予約者の取りまとめであったり電話対応であったり、それをその日のうちに調査票を作成するなど、大変混乱を極めたのが実情でございます。やむを得ないとはいえ、このような国や県からの急な要請に応えるというのも自治体が抱える課題の一つだと私も思います。

そこでお聞きしますが、これは一体どのような経緯でこの優先接種が決まったのか。先ほど少し

市長が櫻井議員の質問の中で触れておりましたけれども、担当部署から詳細をお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

6月12日、それから13日のほうで三重県が実施する三重大学を会場とした、当初は高齢者用の、当初といいますか、本来は高齢者用の集団接種会場の予約枠に余裕があるというようなことで、議員ご紹介もありましたとおり、高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者においても対象とするために、その希望の照会が、6月7日月曜日でございましたが、夜間に三重県からあったところでございます。そこで急遽、市内の保育園、幼稚園、それから認定こども園ほか放課後児童クラブ、小・中学校の従事者の方々に希望を聞かせていただいて、その後、県のやり取りの結果、510名の方々に接種をいただくことになったものでございます。議員おっしゃいましたとおり急な取組でございまして、希望いただきました職員、それから従事者の皆様には大変なご負担をおかけしたというところがあるかと思いますが、510名のエッセンシャルワーカーの優先接種のほうは少し進んだというようなことで理解をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ワクチン接種につきましては、初期の段階から、このように県や国の動向により情報が錯綜したり、計画が急に変更したりと、対応する地方自治体は本当に大変であったと思います。今回対象となった放課後児童クラブや教育現場も急なことに大変混乱はしたはずですが、それらを取りまとめ側の市の窓口のほうがもっとパンク状態であったと思いますし、こういった外部要因的な課題への対応はなかなか難しいものがあると思います。今後もまたこのようなことがいつあるかもしれません。そのためにも、急な事案に対応する応援体制をつくるとか、また担当部署がきちんと休暇を取れるよう体制をつくるなど、再度考えていただきながら、事業が円滑に進むよう取り組んでいただきたいと思います。

とはいえ、このたび接種を受けられるのは大変ありがたいことでした。といいますのも、学校同様、放課後児童クラブもたくさんの子供と日々関わる業務でございまして、コロナ感染に対しては皆気をつけておりますが、夏休みがちょうど始まる前に、この時期に接種することによって、指導員だけでなく、利用者にとっても少しでも安心度の高まることになると思います。

では、この項目の最後の質問として、市では集団接種において、先ほどもあいあい、会場として使用していますが、通常の業務などに影響がないのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほど会場の体制についてもご説明をさせていただきましたとおり、集団接種会場としましたあいあいのほぼ全館を接種のために使用してございます。通常の窓口業務に影響がないよう入り口を区別し、極力来客者の動線が交差しないような工夫もしておるところでございます。

一方で、白鳥の湯やトレーニングルームの使用、会議室などの貸館も停止をしております。こ

の部分につきましては、市民の皆様には多くのご不便をおかけし、またご辛抱をいただいております。つきましては、このワクチン接種を早期に終結をし、白鳥の湯やトレーニングルーム等の各施設の再開ができるまで、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、最後の項目に移りたいと思います。

今後についてということで幾つか質問していくんですけども、今後の予測について、接種も始まったこととおおよそのめどが立ってきたのではないのでしょうか。スケジュール的にどのようなかというめどを教えてくださいたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今後のスケジュールでございます。

現在、65歳以上の接種を7月中に終了できるよう進めてございます。続いて、基礎疾患を有する人や高齢者に次ぐ保育士などの優先接種対象者、そして次の世代への接種準備に入っているところでございまして、様々な個々の課題もあるところでございますけれども、今後、このワクチンの接種計画に基づきまして、10月末までに接種を希望する市民全員の接種を完了できるよう進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

あと、ほかにもニュースなどを見ていると、企業での接種についてというのも行われております。亀山市ではそのようなことは聞かないんですけども、企業など民間での接種というのはどうなのでしょう。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ご質問は、国が進める企業等での職域接種でございます。

この職域接種につきましては、会場やスタッフを自ら確保し、1,000人以上の接種を行うことなどが要件となっております。企業、学校等が国へ申請をし、接種を実施するもので、三重県におきましても、職域接種を早急かつ円滑に進めるため、6月8日に職域接種支援チームが設置されたところであると聞いておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

納得できました。

最後に、接種後についての注意点、接種した後の日常感染対策などがあるなら教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ワクチンを接種した後のことでございます。

ワクチンを接種した方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待をされておりますが、ワクチンを接種した方からほかの方への感染をどの程度予防できるかというところはまだ分かっていないところもございます。そんな中で、今後、マスクの着用、それから手洗いや手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保、これまで言われてきております基本的な感染予防対策は引き続いて必要であるというふうに考えてございます。

また、ワクチン接種は希望者の同意に基づいて行われるものでございまして、周りの方への接種の強要や、また抑止をしたりとか、接種を受けた人、受けていない方相互に対する偏見や差別につながるような考えや行為がないよう、こういったことも啓発、周知をしていくことも重要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移りたいと思います。

大きな2番目としまして、新ホームページについて。

こちらは、新年度になって亀山市のホームページが更新されております。私の印象としましては、ピクトグラムが多く使用されていることによって視覚的に分かりやすく、シンプルにまとめられているような感じがいたします。

一方で、ホーム画面はとてもシンプルで見やすくなったものの、そのホーム画面からページを潜っていくとあまり代わり映えがしなかったり、またホーム画面に今までありましたフェイスブック等のSNS情報が文字選択になってしまって、写真部分が見えなくなったことで更新状況が分かりづらく、最新情報をどんどん更新していく、すぐにアップできるというSNSの長所がぼやけてしまったのが残念かなと思うところもございました。とはいえ、私がまだ見つけていない更新部分もあるはずですので、聞いていきたいと思います。

社会構造が変化しまして、そしてまた新型コロナウイルス感染症の影響もあって、ホームページを見る機会、利用する機会が増えております。市の窓口としてのホームページの重要性が高まりつつある中で、多様な人がホームページをより便利に、より気軽に利用できるように仕様を変えていくことは、市の重要な業務の一つであると思います。

それでは、実際にどのように変わったのか、またどのようなことを意識してつくったのかについて、各項目に沿って質問をしていきます。

まず、この新しいホームページは、特にどこが変わったのかについてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。



○総合政策部長（山本伸治君登壇）

機器の耐用年数やサーバー容量等を考慮しまして、昨年度末にリニューアルを行いました市のホームページにつきまして、その主な変更点について申し上げたいと存じます。

まず1点目といたしましては、ウェブアクセシビリティの観点、このウェブアクセシビリティというのは、ホームページにアクセスした全ての人が支障なく利用できるという環境でございますが、この観点から、情報の探しやすさや分かりやすさを向上させるため、利用の多いページにワンクリックでアクセスできるくらしの便利ナビの新設を行ったほか、カテゴリーや階層を見直すとともに、くらしの情報、事業者向け情報など情報の種類が多い場合は、その一覧を一度に見ることができるよう表示に変更いたしましたところでございます。

2点目として、シティプロモーションの観点から、市の魅力の発信性を高めるため、トップページデザインを刷新し、亀山の風景や暮らしの一面からまちの魅力が伝わる写真を大きくレイアウトしたほか、市がPRしていた事業や取組を積極的に紹介するスライドバナーを設置したところでございます。

3点目として、安定したシステム管理の観点から、安全面や経済面を考慮し、ホームページシステムサーバーのクラウド化を行いました。

このほかにも、これまで別システムで運用、管理しておりましたシティプロモーション専用サイト「住めば、ゆうゆう。」を市のホームページと同システムで管理を行い、よりタイムリーに情報更新ができるようになったことが上げられるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁と重なる部分もあると思うんですけれども、今回のホームページを更新するという大きな一大事業の中で、どのようなことを意識して作成をされたのか。また、他市のホームページなども多分参照にされていると思うんですけれども、そういったよい部分を取り入れていったことなど、つくる経緯で参考になったことなどあれば教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ホームページにつきましては、いつでも、どこからでも気軽に市政情報を入手していただける広報媒体でございます。とりわけ、これは議員からご指摘がありましたように、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響でアクセス数が前年度の1.3倍に増加し、ホームページの重要性というのを再認識したところでございます。

そうした観点から、市ホームページにつきましては、安定的で適時、適切な情報発信が重要な考えであるという下に、リニューアルに当たりましては、閲覧者がより早く情報にたどり着けるよう、見やすさ、見つけやすさなどウェブアクセシビリティの向上を重視したほか、視覚的な魅力発信を意識した中で、デザイン性を高めております。

また、一方で年々スマートフォンやタブレットの閲覧が増えていることを踏まえまして、それらの端末でもご覧いただきやすいレイアウトに配慮いたしましたところでございます。

それと、今回更新をするに当たりまして参考にしたところとか、システムとかでございますが、ホームページの作成等を行うCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）につきましては、それによりホームページの操作性やデザイン性が大幅に変わることはございませんので、職員に定着した従来からのものをまずは継続させていただいたというところでございます。

一方で、ホームページのデザインやレイアウト、サイト設計等につきましては、特にウェブアクセシビリティやシティプロモーションに着想をいたしまして、まずは県内自治体はもとより、全国自治体のホームページをできる限り閲覧をしまして、その中で、簡素で洗練された見やすいサイト、まちの魅力を効果的に発信しているサイトを中心に、作成上の参考といたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

目に見えない部分でもいろいろとされているんだということが分かりました。

次の質問に移りたいと思います。

次に、管理運営方法についてということですが、ここでは具体的な管理運営体制について聞きたいと思います。

ホームページには様々な部署が関わっておりますが、どこの部署がこのホームページ全体を管轄して、各部署ごとの情報発信などはどのように連携しているのか、運営されているのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市のホームページの管理につきましては、リニューアルの前と同様に、ホームページシステム全体の管理は総合政策部の政策課で行っております。一方、日常的なサイトの運用につきましては、情報の発信元となる担当課がCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を用いてページの作成や更新作業を行った上で、政策課のほうへページ更新を依頼し、政策課においてウェブアクセシビリティや記載内容、他のページとの整合など最終確認を行い、迅速かつ正確なページ公開に努めているところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況など更新頻度が高いページに限っては、担当課が直接管理することで一層タイムリーな情報発信に努めておりますほか、情報にアクセスしやすいようページ上部にバナーを設けるなど、対応の強化を図っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

あと、課題、管理運営方法についてももう一点お聞きします。

様々今申していただいたんですけれども、ホームページというのを全体で見たときに、所属するところがたくさんありまして、今現実に人が所属する窓口のように、ホームページの中でも大変広範囲で大きなものになっております。大きくなれば管理体制も大変になっていきますが、セキュリ

ティー面ではどうなのでしょう。最近でもハッカーなどの標的にされる企業や自治体などが出てきておりますが、こういった外部からの攻撃等に対応する手だて等はあるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず官民を問わずサイバー攻撃事例は年々増加をしております、そのリスク対応の重要性は高まっているものと認識をしております。

こうした中で、市ホームページサーバーにつきましても、市外のデータセンターにあるクラウドサーバーの利用によりまして、本市で大規模災害が発生した場合に情報発信ができなくなるリスクの低減を図るほか、データセンターとは別の場所にバックアップを取ることで、データセンターが被災した場合も業務が継続できる体制を整備しております。

加えて、これは議員ご指摘のあった部分でございますが、例えば本市が管理するファイアウォールを含むネットワークへの専用線を用いて接続することで、外部からの侵入を受けないよう対策を講じているところでもございます。

なお、データセンターにつきましては、コンピューターウイルスなど悪意のあるプログラムの侵入防止、ソフトウェア等のバージョンアップ等による安全性の確保、バックアップデータの保持など、24時間、365日体制で適切な保守管理を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

セキュリティーに関しては、確かにどれだけ対処しても完璧にならないのは重々承知した上で質問をさせていただいているんですけれども、本当に慎重に、かつ丁寧に対応されるように考えていらっしゃることは分かりましたので、次の項目に移りたいと思います。

3番目の閲覧状況について。

こちらは、最初に申し上げましたけれども、新型コロナウイルスのワクチン接種の窓口についての質問でありましたので、割愛してこの質問を終わりたいと思います。

しかし、1つだけちょっと付け加えますと、今回、ワクチン接種で本当に多くの方がネット予約を通して、たくさんの方がホームページを見に来られていると思います。これから間もなく65歳以下の市民の予約も始まるので、多分亀山市のホームページに来られる方、今まで来たことのない方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひともこの機会に亀山市のホームページにおける魅力発信であったり、情報発信をよりしていただくようにするとともに、利用率の向上の取組を続けていただきたいと思います。

では、最後の質問に移りたいと思います。

亀山市のいじめ問題への取組についてに移ります。

学校の教育的課題、たくさんございますけれども、今回はいじめ問題に絞って聞いてまいります。

ちょうど委員会資料でもいじめ問題についての資料が提出されておりますが、毎日、いじめの問題につきましても、ニュース等で目にしない日がないほど、各地で頻繁に取り上げられております。また、その内容も深刻で、いじめが原因で自殺にまで追いやられる子供もいます。時代背景や社会

状況に合わせ、いじめの定義も常に改定されており、いじめと悪ふざけ等を区別することは専門家であっても本当に困難な状況だと言われております。

亀山市では、いじめという課題に対してどのように対応しているのか、またその取組について、大きく3つの項目に沿って質問をしていきたいと思っております。

まず現状についてですが、ここでいじめの定義についてお聞きしたいと思います。

亀山市ではどう捉えているのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

いじめの定義についてでございますが、平成25年6月に成立いたしましたいじめ防止対策推進法において、いじめとは、児童等に対して関係する児童などが行う心理面や物理面に影響を与える行為、ここにはインターネットを通じて行われるものも含むところでございますが、これらにより心身の苦痛を感じていることをいじめとすることが定義されております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、亀山市のいじめの現状について聞いてまいります。

亀山市では、いじめの判断基準をどのようにしており、その判断基準によっていじめと認定された件数はどれくらいあるのかお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、いじめの判断基準についてでございますが、個々の行為がいじめに当たるか否かにつきましては、表面的、形式的に判断することなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行っているところでございます。したがって、当事者がいじめと感じている場合には、いじめとしての対応が求められるというものでございます。

また、いじめの認知につきましては、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法に規定されております学校におけるいじめ防止等の対策のための組織として各学校に設置されておりますいじめ防止対策委員会を活用して行うこととなっており、個々の判断ではなく、組織としての判断を必要としているものでございます。

これらによって認知しておりますいじめの件数につきましては、今お話しいただきましたように、今議会に資料として提出させていただいておりますが、令和2年度の小・中学校でのいじめ認知件数は、小学校で9件、中学校で9件の合計18件となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

いじめがあった場合に、特定の職員だけで対応するのではなく、対策委員会を通して組織でということによって答弁いただきました。

そこで、2番目の項目に移るんですけども、いじめの問題への対応についてですが、様々な個別ケースがあると思いますが、それら一つ一つに対応する教職員の先生たち、学校は、何に基づいて適切な行動をするのか、また教育委員会としては組織としてどのように行動するのか。先ほども対策委員会とありましたけれども、全体的な動きについて教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず各学校は、自らの学校で定めております学校いじめ防止の基本方針に沿って対応を行っているところでございます。学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに学校におけるいじめ防止対策委員会に対して報告を行い、学校長を中心とした組織的な対応へとつなげているところでございます。

また、これらに対して教育委員会といたしましては、またこれらの状況が長期化したような状況でありますとか、場合によっては、教職員に対してのサポートといったような形で、全体を通していじめについての解消を図っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

いじめが起きたときに一人の教員が抱え込むのではなくて、判断するのではなく、学校組織として、全体として対応していくというのは、いじめ防止には本当に有効であると思いますので、確認させていただきました。その中で、現状の課題というものは何なのか、お答えください。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず教職員は、いじめを早期に発見したり、被害者をケアする一方で、加害者を適切に指導したり、保護者等に対する説明を行ったりするという非常に難しい対応を行うこととなります。また、学級でいじめが起これば、担任が自分の責任と考えて、独りで悩んでしまう場合もございます。

また、最近では、LINEやツイッター等を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、学校からも保護者からも把握しにくいケースが増加しており、複雑化、多様化するいじめの学校対応は、年々困難になっているという実態があるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次の項目に移ります。

スクールロイヤーの認識についてということです。

まず教育行政現況報告の中でも、この件、いじめや不登校等の教育的課題への対応として、個別案件に対応する弁護士等専門家の派遣拡大、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配当時間の増加、各学校に対する教員相談室の新規配置、夜間休日等も対応できる相談窓口やSNSを使った相談の充実等、一人一人に対してきめ細やかな支援を行う仕組みづくりを進めると

しております。

今回、スクールロイヤーというのを出してきたんですけれども、この認識についてとしましたのは、実は、学校の中に法律の専門家、つまり弁護士を導入する必要性についての講義を、私、昔に受けたことがあります。随分前から興味があって自分なりに調べておりました。そんな中で、世の中の動きもそのような流れになってきており、実際にスクールロイヤーという仕事が現れ、国でも推奨する動きが出てきたこともあり、このたび質問するに至ったんですけれども、まずスクールロイヤーとは一体何なのか、またスクールロイヤーの認識についてをお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

スクールロイヤーにつきましては、やはり法律の専門家といたしまして、それらと、学校と連携して、いじめでありますとか不登校、そういった、法解釈に基づく、法に基づく助言等を行っていただくというものでございます。

現在のところ、取組といたしましては、県の弁護士会とも連携いたしまして、いじめ事例別ワークシートというものを作っておきまして、これを授業のモデルプランとして策定するとともに、先ほど申し上げましたように、専門家との連携によるいじめ防止対策支援として、学校への弁護士派遣を行っているところでございます。また、いじめ防止の児童・生徒の人権意識の育成を目指したいじめ予防授業や早期発見の研修を行ったり、いじめをはじめとする生徒指導上の課題全般に対して助言をいただくというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

スクールロイヤーというのは、アメリカでは一般的に導入されておまして、日本では教育委員会が学校から相談を受けて、問題の深刻度合いで各自治体の顧問弁護士や教育に精通した弁護士に対応を依頼しているという状況がほとんどであるようです。一方で、スクールロイヤーを先駆けて導入している自治体もありまして、例えば流山市の教育委員会では、既に常勤のスクールロイヤー1人を配置しており、学校等でいじめや虐待、保護者の過剰な苦情などに対して、法的側面での助言や指導を行っております。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、三重県においても、平成29年の文部科学省によるいじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究委託を受けて、先ほど話のあったいじめ事例別ワークシートを作成し、県内学校に配付して現場で活用しているとのこと。

そこでお尋ねしたいのですが、亀山市として、このスクールロイヤーの必要性というのはいかに考えているのかお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

いじめ問題でありますとか不登校など、そういった事案に対して、やはり法律の専門家というものは大変重要であるというふうに認識をしているところでございます。特に、学校に対する多様な

要請に応え、諸課題に適切に対応するために、法や法の精神に基づいて対応が求められるという中、積極的に弁護士等の専門職を活用していくことは重要であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

学校のほうではいじめの被害者と加害者というのがどちらも同じところに在籍することも多くて、また教員は被害者側の支援だけでなく、先ほどの課題にもございましたけれども、加害者側の対応にも慎重に行わなければならなかったり、そこに両方の保護者も関わったりと、もはや学校現場で抱えられない状況になっているのではないかと感じることもありまして、今回、スクールロイヤーの認識についてということで質問をさせていただきました。

なぜかといいますと、子供と保護者、学校の間に入って事実関係を調査し、そして学校の対応が適切かどうかを第三者的に判断し、助言するのがスクールロイヤーの仕事であって、今回はこの認識について確認しましたが、今後も引き続き調査・研究をしていただきまして、少しでもいじめを防止し、子供たちだけでなく、教員や保護者も含め、学校の全体の環境をよりよくしていただきますよう祈念しまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

明日17日から27日までの11日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日17日から27日までの11日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの28日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 5時39分 散会）

令和 3 年 6 月 2 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）



●議事日程（第5号）

令和3年6月28日（月）午前10時 開議

- 第 1 議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について  
第 2 議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について  
第 3 議案第46号 亀山市都市計画税条例の一部改正について  
第 4 議案第47号 亀山市手数料条例の一部改正について  
第 5 議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について  
第 6 議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について  
第 7 議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について  
第 8 議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
第 9 議案第52号 財産の取得について  
第 10 議案第53号 市道路線の認定について  
第 11 議案第54号 市道路線の認定について  
第 12 議案第55号 市道路線の認定について  
第 13 議案第56号 市道路線の認定について  
第 14 議案第57号 市道路線の認定について  
第 15 議案第58号 市道路線の認定について  
第 16 議案第59号 市道路線の認定について  
第 17 議案第60号 市道路線の認定について  
第 18 議案第61号 市道路線の認定について  
第 19 議案第62号 市道路線の認定について  
第 20 議案第63号 専決処分した事件の承認について  
第 21 議案第64号 専決処分した事件の承認について  
第 22 議案第65号 専決処分した事件の承認について  
第 23 議案第66号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君

15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	青木 正彦 君
健康福祉部長	小林 恵太 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	服部 政徳 君	危機管理監	豊田 達也 君
総合政策部次長	田中 直樹 君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	小坂 みゆき 君	産業建設部次長	亀渕 輝男 君
総合政策部参事	原田 和伸 君	産業建設部参事	田所 学 君
会計管理者	米津 ひろみ 君	消防長	平松 敏幸 君
消防部長	豊田 達也 君	消防署長	倉田 利彦 君
地域医療統括官	上田 寿男 君	地域医療部長	草川 吉次 君
教育長	服部 裕 君	教育部長	亀山 隆 君
教育委員会事務局参事	桜井 伸仁 君	監査委員	国分 純 君
監査委員事務局長	木崎 保光 君	選挙管理委員会 事務局長	松村 大 君

---

●事務局職員

事務局長	渡邊 靖文	書記	新山 さおり
書記	西口 幸伸		

---

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る14日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第44号から日程第22、議案第65号までの22件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

## 総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

### 記

議案第44号	亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決
議案第45号	亀山市税条例等の一部改正について	原案可決
議案第46号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第52号	財産の取得について	原案可決
議案第63号	専決処分した事件の承認について	承認
議案第64号	専決処分した事件の承認について	承認

令和3年6月23日

総務委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

---

## 教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

### 記

議案第48号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
--------	-----------------------	------

令和3年6月22日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

## 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

### 記

議案第47号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第49号	亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について	原案可決
議案第53号	市道路線の認定について	原案可決
議案第54号	市道路線の認定について	原案可決
議案第55号	市道路線の認定について	原案可決
議案第56号	市道路線の認定について	原案可決
議案第57号	市道路線の認定について	原案可決
議案第58号	市道路線の認定について	原案可決
議案第59号	市道路線の認定について	原案可決
議案第60号	市道路線の認定について	原案可決
議案第61号	市道路線の認定について	原案可決
議案第62号	市道路線の認定について	原案可決

令和3年6月21日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

---

## 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

### 記

議案第50号	令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第51号	令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第65号	専決処分した事件の承認について	承認

令和3年6月25日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

初めに、前田 稔総務委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る14日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、23日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第44号亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について、令和3年3月に犯罪被害者等基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、国は地方公共団体における犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に推進されるよう情報提供を行い、犯罪被害者等支援の実効的な事項を盛り込んだ条例の制定や計画・指針の検討について協力を行うこととされました。このことから、本市における犯罪被害者等支援について実効的な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

審査の過程では、条例の施行日を公布の日からではなく7月1日としたことで、公布日から7月1日の間で発生した事件はどのように扱われるのかとの質疑があり、これについては、条例の規則において、対象を条例制定または施行後に受けた被害というような限定的な条件を設けないことから、条例施行前に手続期間が経過していない特定犯罪被害は支援の対象になるとの答弁でありました。

次に、施行日を公布の日としなかったことで2日ほどの空白があるが、このことで何か影響することがあるのかとの質疑があり、これについては、手続の期限がこの期間に来る場合が考えられるが、過去の事例におきましても影響はないとの答弁でありました。

次に、条例と規則の関係で、施行日以前のことを規則で規定することに問題はないかとの質疑があり、これについては、この条例の対象とする被害者は、条例後に限定していない大前提があり、申請時点においてその範囲を特定するものであることから、地方自治法で規定する法令に反するものには該当しないため、何ら問題はないものと認識しているとの答弁でありました。

次に、支援を担う職員の人材育成に関する質疑があり、これについては、支援に関わる可能性のある職員に対して、みえ犯罪被害者総合支援センターでの研修などを行っていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第45号亀山市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部が改正されたこと

に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例改正による市税への影響に関する質疑があり、これについては、市税の減収分については大部分が国からの補填があるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号財産の取得については、消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和3年5月18日付で仮契約したので議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、高規格救急自動車の内容と配備状況について質疑があり、これについては、高規格救急自動車は、救急救命士が処置するために必要な装備や車内の広さ等が備わっているものであり、市内に配備されている4台の救急自動車は、全て高規格救急自動車であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号専決処分した事件の承認については、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市税条例の一部改正を令和3年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

次に、議案第64号専決処分した事件の承認については、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市都市計画税条例の一部改正を令和3年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

#### ○10番（森 美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る14日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、22日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第48号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、国の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等についての通知において、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、本会議の議案質疑に対する答弁において、減免の対象者への通知は本人の承諾なしではできないような答弁であったが、税情報の目的外使用の申請により可能ではないのかとの質疑があり、これについては、対象者を抽出することは税情報の目的外使用の趣旨から外れるものと考えたとの答弁でありました。

次に、毎年目的外使用の申請を行い、所得を把握して国民健康保険税を課税しているのに、なぜできないのかとの質疑があり、これについては、税情報は昨年度の確認はできるが、今年度は本人の申請により決定するもので活用は難しい。そのため、制度の概要について市広報やホームページに掲載するほか、7月中旬に国民健康保険税の通知書を送付する際に、国民健康保険税の減免に関するお知らせチラシを同封し、周知を図っていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、執行部におかれましては、質疑に対しては十分に準備した上で、的確に答弁をされたいとの意見を申し添えます。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

#### ○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る14日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、21日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第47号亀山市手数料条例の一部改正については、建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部が改正され、令和3年7月1日から中間検査の対象となる建築物に市が所管する規模の建築物が含まれることとなることから、所要の改正を行うものです。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から、地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードの発行に係る事務に関し、地方公共団体情報システム機構が定める額の手数料を徴収することができることとされたことから、併せて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正については、台風その他の災害による倒木被害によりライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで防災対策及び減災対策を進め、市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から地方自治法の規定による分担金を徴収するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例改正の背景及び趣旨において、みえ森と緑の県民税の活用についての説明が不足していたのではないのかとの質疑があり、これについては、みえ森と緑の県民税との関係については重要なポイントであり、今後は肝腎なところを落とさないよう整理するとの答弁でありました。

次に、事前伐採を行う土地の所有者が不明な場合の対応に関する質疑があり、これについては、登記簿謄本や地域の方からの情報を踏まえて調査するが、最終的に所有者が判明しない場合は伐採できないと考えているとの答弁でありました。

次に、市道や県道沿いなどの伐採の場合、地元の自治会に事前説明を行うのかとの質疑があり、これについては、事前に説明させていただく予定であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号から議案第62号までの10件の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である高塚3号線、高塚4号線、高塚5号線、和田33号線、和田34号線、和田35号線、和田36号線、川合46号線、川合47号線及び川合48号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

担当部長の説明の後、初めに現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、新 秀隆予算決算委員会委員長。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る14日の本会議で当委員会に付託のありました議案第50号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、議案第51号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第65号専決処分した事件の承認については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、21日に産業建設分科会、22日に教育民生分科会、23日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。そして、25日に関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第50号については賛成者多数で、また議案第51号及び議案第65号については、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第44号から議案第65号までの22件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）



日本共産党を代表して、議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

この議案は、台風その他の災害による倒木被害によりライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで、防災対策及び減災対策を進め、市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から分担金を徴収するための改正です。こうした防災対策を進めることは必要であり、その点では異論はありません。問題は、この事業の実施主体がどうなるのか。また、この事業の財源をどこに求めるのかです。

市の説明によれば、市が実施主体となり、財源は半分をライフライン事業者である中部電力が負担し、残りの4分の1を県がみえ森と緑の県民税で負担し、残りの4分の1を県から亀山市に交付されたみえ森と緑の県民税市町交付金で負担することになっています。つまり、半分は県民個人1人当たり年間1,000円納める県民税という公費で負担するということであります。ライフライン事業者である中部電力は地域の独占企業であり、ライフラインを守る大きな責任があります。今回、伐採の事業費として150万円が計上されていますが、半分を公費で負担しなければ事業ができないような脆弱な企業ではありません。反対する理由の一つは、ライフライン事業者である中部電力にはライフラインを守る大きな責任があり、財政的にも力がある企業であるのに、全額負担を求めず、大事に使うべきみえ森と緑の県民税を使うことであります。

次に、この財源となるみえ森と緑の県民税ですが、三重県のホームページでは次のように書かれています。森林には、きれいな水を蓄える機能や地球温暖化の防止、県土の保全、癒やしや健康増進など、私たちが健康で快適な生活を送るために欠かすことのできない大切な働きがあります。しかし、山村地域の過疎化や林業の不振などにより手入れが不足した荒廃森林が増えています。異常気象が増加していることも考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。そこで県では、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、みえ森と緑の県民税を平成26年4月1日から導入しました。

つまり、この県民税を活用して、荒廃が進む森林を守り、自然災害のリスクを減らし、森林を支えようとするものであり、この趣旨に賛同した県民が県民税を負担しているのであり、樹木を事前に伐採するために使うものではないはずです。

反対する理由の2つ目は、市内には事前伐採が必要な場所が多くあり、今後もこうした県民税の使い方をすれば、森林を守り育てるといふ県民税本来の事業へ充てる分が少なくなり、県民税を創設した目的に反するからであります。この事前伐採の事業について伊賀市の岡本市長は、6月議会的一般質問で次のように答弁しています。これは、あくまでも電気事業者の責任においてまずなされるべきことであって、森と緑の県民税を使うから市町も4分の1の費用を負担してやれというのは問題があるとし、この事業の実施をしないと答弁をしております。また、伊賀市産業振興部長は、この協定を結びますと、県道についても市が土地の交渉もして、それとお金も払う、このような作業も増えてまいりますと業務の増加と財政負担という市にとって問題があると答弁しています。これが自治体取るべき本来の姿ではないでしょうか。

以上の理由により、この議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第44号から議案第65号までの22件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち議案第50号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第50号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち議案第44号から議案第48号まで及び議案第51号から議案第65号までの20件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第46号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第47号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 財産の取得について

議案第53号 市道路線の認定について

議案第54号 市道路線の認定について

議案第55号 市道路線の認定について

議案第56号 市道路線の認定について

議案第57号 市道路線の認定について

議案第58号 市道路線の認定について

議案第59号 市道路線の認定について

議案第60号 市道路線の認定について

議案第61号 市道路線の認定について

議案第62号 市道路線の認定について

議案第63号 専決処分した事件の承認について

議案第64号 専決処分した事件の承認について

議案第65号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、日程第23、議案第66号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第66号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、補正後の予算総額を235億2,599万1,000円といたしております。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活困窮世帯に対し速やかに支援金を支給するため、必要な経費を計上いたすものでございます。

まず、歳出でございますが、民生費に生活困窮者の自立支援事業として支援金の支給に係る交付金及びその事務費、合計2,100万円を計上いたしております。また、歳入でございますが、この事業の財源として、補助率10分の10の国庫支出金、セーフティネット強化等交付金を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第66号に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。

したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

日本共産党の福沢美由紀です。

通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第66号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）ですが、この事業の内容を先ほど市長から伺ったところ、新型コロナウイルス感染症による影響による生活困窮世帯に対して速やかに支援金を支給するというものでございました。困窮に陥った家庭が社協などに相談に行きますと、いろんな貸付けを今まで活用されてきたわけですけれども、今回支給するというものですので、この内容について詳しく伺っていきたくと思います。

まずは、この制度の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

まず、制度の概要でございますけれども、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に三重県社会福祉協議会が実施をしております生活福祉資金貸付制度、こちらにおけます総合支援資金の再貸付けが終了するなどにより、当該貸付制度を利用できない世帯を対象に就労などによる自立を図ることを目的とした支援金を早期に支給をする支援策でございます。

具体的な支給額につきましては、一定の所得や資産などの要件を満たす世帯に対しまして、3か月で最大30万円を支給するものでございます。単身世帯では月6万円、2人世帯では月8万円、3人以上の世帯におきましては月10万円となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

支給の額については、6万、8万、10万ということで、人数によって額がありますけれども、それが3か月がマックスだということですね、掛けることの。伺いました。その支給要件、どうい

う方ということでさらっと今おっしゃったんですけれども、社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付けを借り終わった世帯とおっしゃったんですけれども、そもそも、もともとの貸付けの内容について伺いたいと思います。そもそもの根拠になっているものの。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回の制度を受けるための条件となつてございます生活福祉資金貸付制度につきましては、従前から都道府県社会福祉協議会が低所得世帯を対象に生活資金の貸付けを実施している制度でございますけれども、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付けの対象世帯を低所得世帯以外に拡大をし、休業や失業等による収入の減少があった世帯に対し、特例貸付けとして緊急小口資金及び総合支援貸付けを実施しているものでございます。

まず、緊急小口資金貸付けにつきましては、緊急かつ一時的な生計維持のため20万円を上限額として貸付けを行っているものでございます。

次に、総合支援資金につきましては、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象として、無利子、保証人なしで単身世帯で月15万円、2人以上の世帯で月20万円を上限額として初回貸付け、それから延長貸付け、再貸付けと最大9か月、180万円の貸付けを行っているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

従前から緊急小口の貸付けとか、総合支援の資金もあった中で、今回このコロナということで特例措置が行われていて、今回のこの議案に出ています支給に当たる方は、今おっしゃった総合支援資金という貸付けについて、初回の貸付けと、また延長と再貸付けという最大限使っていただいたら9か月ある中の、今回かかっているのは、その再貸付けというところが8月までに借り終わる世帯ということで非常に分かりづらいわけなんですけれども、要は、もともと困窮があって、このコロナではない小口資金や総合支援資金などの貸付けを受けている方は対象ではなくて、このコロナの方の、この総合支援資金の特例措置の方だけに支給するという事なんですということ、一つちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

もう少し詳しく答弁させていただきます。

支援金の支給要件でございますけれども、総合支援資金の再貸付けが借り終わった世帯、それから再貸付けが不承認となった世帯、こちらを対象に収入要件、資産要件、求職活動要件の3つの要件を満たしているということが必要となるというところで、議員のおっしゃるとおり、この特例貸付けを受けた世帯だけが対象となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

貸付けだと返さなくちゃいけない中、こうやって支給していただくということは本当に大変ありがたいことだと思いますし、決して私たちも反対するものではなくていいことだと思っているんですけど、非常に対象が狭いなあという印象を受けました。

先ほどのこういう貸付けを受けられる方の支給要件として、再貸付けを借り終わった世帯とかいろんな条件を言っていたんですけれども、それだけではなくて、どれぐらいの給与所得があるのかという基準があると思うんですけれども、それについて具体的に分かりやすく伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

具体的にということでございますので、まず収入要件のほうから説明させていただきます。世帯人数によって異なってございます。例を挙げますと、単身世帯では月の収入額が11万9000円以下、それから2人世帯におきましては15万5,000円以下、3人世帯におきましては18万3,400円以下であることが要件となります。

それから、もう一つ、資産の要件でございます。資産の要件につきましては、月の収入額の6倍以下という条件がございますので、単身世帯におきましては預貯金の額が46万5,000円以下、2人世帯では69万円以下、3人世帯では84万円以下、こちらが要件となっております。

そのほか、もう一つある要件としましては、求職活動等の要件がございます。公共職業安定所のほうに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行っているということなどが条件になっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

かなり支給要件が難しいのだなあということが分かりましたけれども、この支給要件にかかってくる対象世帯をどれぐらいと見ているのか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在把握をしております対象になると見込まれる世帯数でございますが、82世帯でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

多分、先ほどから聞いております支給要件の内容を伺いますと、8月までに再貸付けを借り終わった世帯とかになると、既に手続がされていて、この方、この世帯ということが分かっていると思うんですけれども、今日こうやって議案が出された中で、今後またこれが増えるという可能性もあるのか、また減るという可能性もあるのか、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

対象となりますのが、議員おっしゃいましたように既に借り終わった、もしくは不承認になったという世帯が対象でございますので、ほかに考えられることとしましては、市外のほうでこの制度を利用して亀山市の方へ転入されるというケースがございますので、場合によってはこの82世帯から増える、もしくは転出等も考えられますことから減少することも考えられるというところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この世帯に対する周知についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

対象者につきましては、三重県の社会福祉協議会のほうから情報をいただけることになってございますので、個別に案内通知を送付する予定でございます。先ほど申しましたとおり、ほかにも市外からの転入という方もお見えになるということでございますので、今後、市広報やホームページに案内文を掲載するとともに、窓口におきましても案内チラシ等を設置するなどして周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今まで貸付けを利用してきて、さらにこの給付が必要ということは、貸付けを返さなくていいぐらいの貧困に陥っている方なのかなあと思うんですけれども、いろんな、先ほども就労の話がありましたし、また生活保護につなげるという話もありますので、この窓口を一体どなたがされるのかということ、どこでされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

窓口、担当ということでございます。窓口につきましては、健康福祉部地域福祉課の所管でございますので、あいあいで行きますと4番窓口というところで、行政職員のほうで対応させていただくということになります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今まで社協の下で貸付けが行われてきて、本当に大変だったと伺っております。全国でも調査もされておって、やっぱり特例措置ということで非常に低所得者に限りませんし、年齢制限も緩んだし、いろんな意味で返済についても優しいということで、大変増えたと。亀山においても通常だと

年間に10件なかったぐらいのものが、令和2年度で700件を超えるぐらいの件数の相談もあったというようなことで、普通の貸付けだけでも本当にたくさんの方が押し寄せたんだろうと思います。今回はそうではなくて、市の窓口、4番窓口でしていただくということをお伺いしました。

先ほども就労を必ずきちんとすることということもありますし、あと生活保護に、月6万とかをいただいている、それが3か月で切れるわけですので、明らかにこの方やったらこれで生活できていくとは思えないなという方については、この6万を終えるのを待たずに生活保護につないでいくということも必要かと思うんですけれども、生活保護へのつなぎ方に対する考え方、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本制度につきましては、常用就職を目指して就労による自立を促進するため、受給者に対しまして月2回以上公共職業安定所で職業相談等を受けることや、原則週1回以上求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受けることなどを求めているところでございます。受給者が求職活動を行い、自立に向けて努力をされても、議員おっしゃいましたようにそれが見込めないような場合は、生活保護への申請へとつなげていくこととなるところでございます。

本市の場合におきましては、生活困窮者自立支援事業によるもともとの生活困窮者の対策の中で、社会福祉協議会との連携の下に当該制度を含め生活保護も含めて、丁寧かつきめ細かい自立支援に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

きちんと対応していただくということを確認しました。

1点、住宅確保給付金の議論のときに非常に外国人が多いという話がありました。今回もきっと外国人の方も多いと思うんですけれども、外国人の方は本当に派遣労働の方も多し、仕事が見つかりにくい、また見つかったらすぐ切られるということをお伺いしておりますので、非常に大変な暮らしをされているんだと思うんですけれど、そういう方がちゃんと相談しやすいような環境があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

確かに今、受給対象者の方で外国人の方が非常に多うございますので、その通知についても配慮をさせていただき、並びに、あいあいのほうには通訳のほうも常駐してございますので、そういったところで社会福祉協議会と連携しながら対応を取っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）



大体聞かせていただきました。

この事業自体が本当に対象が狭いところにありますので、いろんな意味で貧困というところではこぼれ落ちている方がたくさんいらっしゃるんだらうなと思いますので、これを機にあいあいにならっしゃって、社協やら4番窓口にならっしゃることがあるかと思いますが、ぜひともそういうこぼれ落ちる方を一人でも救い上げるという気持ちで対応していただきたいなと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

それでは、続きまして議案第66号亀山市一般会計補正予算（第3号）の自立支援事業の増額補正について質疑を行います。

今回の支援金の支給要件を満たす対象の世帯数と、その中で日本人と外国人とのそれぞれの内訳の数をお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在把握しております生活困窮者自立支援金の対象になると見込まれている世帯数は82世帯でございまして、その内訳でございますけれども、50世帯が外国人世帯、それから32世帯が日本人の世帯であるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

82世帯のうち、日本人よりも外国人世帯のほうが多いんですね、50世帯ですから。

先ほどの質疑でも出てきましたが、今回の制度は非常に幅が狭いというか、対象を限定された制度で、以前に先ほども出てきました生活福祉資金の貸付けを受けた実績のあるというか、そういった世帯だけが対象というターゲットの狭い事業ですけれども、この以前の資金貸付けを受けていない、要はそれ以降に生活がだんだんと不如意になってきたとか、苦しくなってきた、そういう人はもうまるっきり除外されておると判断していいわけですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

支給対象となりますのは、三重県社会福祉協議会が実施しております新型コロナウイルス感染症の特例措置であります生活福祉資金貸付制度の総合支援資金の再貸付けが借り終わった世帯、それから再貸付けが不承認となった世帯などとなりますことから、生活福祉資金貸付制度を利用された世帯だけが対象となるものでございまして、議員おっしゃいましたように新規で貸付けを受ける

というような方については、この対象にはならないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新規の方は対象にならないというようなことでございますね。

そして、以前、生活福祉資金の貸付けを受けた方は今回の対象ですけれども、この以前お借りした生活福祉資金、これは先ほどの説明でも最高200万になるんですね、1世帯当たり。これの返済というものは当然求めると思うんですが、今回の支援金に関しては、支援金という名がつく以上は支給ということも書いてありますので、これは全く返済は求めない性格の資金と判断していいわけですね。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

生活困窮者自立支援金、今回の支援金につきましては、就労による自立を図るための支援金でございますので、返済を求めるところではございません。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな性格のお金というふうに国がしているわけですから、いかんともし難いのかもかもしれませんが、それで、この支給要件、先ほども話にありましたけれども、自立のためにハローワークでの求職活動をやっていただきたいということは分かりますが、これは当然のことですけれども、その次にも先の見通しがあまり立たない場合は生活保護の申請を速やかに云々とか書いてあるんですけれども、これは生活保護を受けよということを推奨しているような、そういうふうにとれるんですけど、ちょっと僕はこれは引かかっておるんですけれども、生活保護を推奨しておるとか、働くんじゃなくてそちらへ行きなさいよとか、そういうことを勧めておるわけじゃないんですかね。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本制度につきましては、あくまで就労による自立を促進するためのものでございまして、生活保護を推奨するという趣旨とは少し違うのかなというふうに考えてございます。

しかしながら、受給者が自立に向けて努力をされましても支援金給付の終了後の生活の維持が困難と見込まれるような場合には、生活保護への申請へとつなげていくことが必要というふうに思うところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この今回の支給の審査でございますけど、先ほどにもありましたが、4番窓口で審査を行うと。そして、例えば該当者が申請書類を持ってきて、その窓口へ来られて、その場ですぐに書類だけ

見て形式上整っておったら、はい、オーケーですよと行くのか、そうじゃなくて、もっと掘り下げて、厳正な審査をするような体制を組むのか、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

窓口での申請というか手続でございますけれども、申請書及び申請に必要な添付書類をご提出いただくこととなります。その際には、必要に応じて従来どおりの相談というのも受け付けることも十分考えられるところでございますけれども、受け付けた後、その後に収入や資産などの支給要件について適正な審査を行い、申請者に対しましては、その後、支給決定通知書または不支給の通知書のほうを送付する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

その場で支給或不支給を決定するのではないという答弁でしたけど、やはり書類が形式的に整っておったら、はい、お金をあげますよと、そんなんじゃなくて、やはりいろいろとちょっと手間もかかるか知りませんが、きちっとした審査をやっていただくことを望みまして、私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第66号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第66号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、予算決算委員会にその審査を付託します。

## 付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第66号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（中崎孝彦君）

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前10時57分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、予算決算委員会にその審査を付託しました議案第66号を議題とします。

予算決算委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

## 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

### 記

議案第66号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

原案可決

令和3年6月28日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

#### ○議長（中崎孝彦君）

新 秀隆予算決算委員会委員長。

#### ○5番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほど本会議で当委員会に付託のありました議案第66号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についての審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳出の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、自立支援事業の増額補正において、支援金の支給対象者への通知に関する質疑があり、これについては、今回の支給要件を満たす82世帯については市から通知を行うが、市外からの転入者については情報がないため、広報等による周知を行うとの答弁でありました。

次に、転入・転出を繰り返している場合の対応に関する質疑があり、これについては、いずれかの自治体で継承すると認識しているとの答弁でありました。

次に、市が窓口となり申請を受けるが、自立支援に係る相談があった場合の対応に関する質疑があり、これについては、社会福祉協議会との連携を図るとともに、給付終了後も対象者の自立に向け支援をしていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。  
これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。  
次に、議案第66号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第66号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、起立により採決を行います。  
本案についての委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとしております。  
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。  
起立全員であります。  
したがって、議案第66号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、お諮りします。  
以上で今期定例会の議事を全て議了しました。  
議事を閉じ、閉会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。  
令和3年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時05分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。  
令和3年6月28日

議 長 中 崎 孝 彦

3 番 森 英 之

12 番

岡本公秀